

昭和 55 年 版

消 防 白 書

消 防 庁

## はじめに

昭和54年中の総出火件数は、前年より1割程度減少して約63,800件となったものの、火災による死者は2,070人を数え、戦後最悪の記録となっている。

また、本年に入ってから、静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故や愛知県大府市の毒劇物貯蔵倉庫火災のように、これまでに例をみない新しい態様の災害が発生するなど、風水害や地震等の自然災害とあいまって、国民生活の安全を脅かす危険性は一向に減少の気配をみせていないと言っても過言ではない。

今年の白書は、公設消防発足100周年を契機に、このような状況をも踏まえて、今後の消防防災体制の方向と当面の諸問題に言及し、併せて昭和54年中の資料を中心に、火災その他の災害の実態と消防行政の現況等について解説したものである。

この白書が、国民の生命、財産の安全を守る消防防災活動について、国民各位の認識を深めることにはいささかなりとも貢献できれば幸いである。

昭和55年11月

消防庁

# 目 次

第1 総 説 .....	1
1 地域の総合的な安全体制の確立をめざして.....	1
(1) 100周年を迎えた近代消防 .....	1
(2) 国民生活を取りまく環境の変化と新たな危険性の増大.....	3
(3) 今後の消防防災体制の方向.....	4
2 最近の災害の動向.....	8
(1) 火 災.....	8
(2) 地震災害及び風水害等.....	9
(3) 石油コンビナート災害及びその他の災害.....	10
3 当面の諸問題 .....	12
(1) 消防体制の整備.....	12
(2) 救急救助体制の拡充.....	16
(3) 防災対策の推進.....	18
(4) 震災対策の推進.....	23
(5) 防災意識の高揚と自主防災体制の確立.....	25
(6) 予防行政の充実.....	27
(7) 危険物規制の徹底.....	29
(8) 石油コンビナート災害対策の強化.....	30
(9) 研究開発の推進.....	31
第2 火災等の災害の実態 .....	33
1 火 災.....	33
(1) 出 火 件 数.....	33
(2) 損 害 額.....	38
(3) 死 者.....	40

(4) 出火原因	49
(5) 火災種別ごとの状況	56
(6) LPガス, 都市ガス等による火災	66
(7) 危険物施設等の火災	67
(8) 昭和55年上半期における火災の発生状況	69
(9) 外国の火災状況	70
2 地震災害及び風水害等	72
(1) 地震災害	72
(2) 風水害等	72
3 石油コンビナート災害	74
4 その他の災害	75
(1) 危険物流出等の事故	75
(2) 海上災害	75
(3) 航空機災害	76
(4) ガスによる爆発等の災害	77
<b>第3 消防行政の現況と施策</b>	<b>79</b>
1 消防体制	79
(1) 消防組織	79
(2) 消防施設	84
(3) 関係行政機関との協力	87
2 救急業務	89
(1) 実施状況	89
(2) 実施体制	94
(3) 高速自動車国道における救急体制	97
(4) 救急医療体制	98
3 救助活動	100
(1) 実施状況	100
(2) 実施体制	101

4 防災対策	103
(1) 防災体制の整備	103
(2) 防災無線通信網の整備	106
(3) 風水害対策の推進	108
(4) 活動火山対策の推進	109
5 震災対策	110
(1) 消防庁の震災対策の現況	110
(2) 地方公共団体における震災対策の現況	114
6 防災意識の高揚と自主防災組織	117
(1) 防災意識の高揚	117
(2) 自主防災組織	120
7 予防行政	126
(1) 消防用設備規制	126
(2) 消防同意及び予防査察等	133
(3) 消防用機械器具の検定等	138
8 危険物行政	141
(1) 危険物とその規制の概要	141
(2) 危険物行政の現況	142
(3) 危険物関係法令の改正	151
(4) 石油パイプラインの規制	152
(5) ガス災害の防止	153
9 石油コンビナート災害対策	154
(1) 石油コンビナート災害の現状と法体系	154
(2) 石油コンビナート等特別防災区域の状況	156
(3) 石油コンビナート等特別防災区域の防災体制の確立	158
(4) 防災施設等の整備	160
(5) 事業所のレイアウト規制	160
(6) 石油コンビナート防災診断等の推進	162
10 特殊災害対策	163

- (1) 原子力災害対策…………… 163
- (2) 高層建築物及び地下街火災対策…………… 165
- (3) 林野火災対策の推進…………… 167
- (4) 海上災害対策…………… 170
- (5) 大規模交通災害対策…………… 171
- (6) そ の 他…………… 173
- 11 消防教育訓練…………… 174
  - (1) 消防大学校における教育訓練及び技術援助…………… 174
  - (2) 消防学校における教育訓練…………… 176
  - (3) そ の 他…………… 180
- 12 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇…………… 182
  - (1) 活 動 状 況…………… 182
  - (2) 公務災害の状況…………… 182
  - (3) 処 遇…………… 184
  - (4) 消 防 表 彰 等…………… 191
- 13 消防の科学技術の研究…………… 195
  - (1) 大震火災対策の研究…………… 195
  - (2) 石油コンビナート等の災害防止に関する研究…………… 197
  - (3) その他の火災対策に関する研究…………… 199
- 14 消 防 財 政…………… 202
  - (1) 市町村の消防費…………… 202
  - (2) 市町村消防費の財源…………… 203
  - (3) 都道府県の消防防災費…………… 207
  - (4) 国 の 消 防 費…………… 208

附 属 資 料

- 1 昭和54年度の法令の制定…………… 213
- 2 昭和54年中の主な災害…………… 214
- 3 都道府県別火災損害状況…………… 216

- 4 月別火災損害状況…………… 224
- 5 出火原因別火災損害状況…………… 226
- 6 主な出火原因の推移…………… 228
- 7 用途別の主な火災事例…………… 230
- 8 昭和21年以降の火災損害状況…………… 232
- 9 昭和21年以降の火災損害比較…………… 236
- 10 昭和21年以降の大火記録…………… 238
- 11 風水害等による都道府県別被害状況…………… 240
- 12 関東大地震以後の主な地震災害…………… 245
- 13 昭和21年以降の風水害等の記録…………… 246
- 14 都道府県の防災訓練の実施状況…………… 248
- 15 都道府県別市町村消防組織一覧…………… 250
- 16 消防機関数と消防職団員数の推移…………… 252
- 17 政令指定市町村の推移…………… 253
- 18 石油コンビナート等特別防災区域の現況…………… 254
- 19 石油コンビナート等特別防災区域に係る防災資機材の整備状況…………… 258
- 20 空港における消防力の現状…………… 262
- 21 都道府県別救急業務実施状況…………… 272
- 22 都道府県別事故種別救急出場件数…………… 274
- 23 都道府県別事故種別救急搬送人員…………… 276
- 24 都道府県別経営主体別救急病院及び救急診療所告示状況一覧…………… 278
- 25 都道府県別救助活動件数及び救助人員…………… 280
- 26 1979年世界主要都市の火災状況…………… 282

参 考 資 料

- 「地域の安全防災体制を確立するための方策に関する答申」…………… 284

## 第 1 総 説

### 1 地域の総合的な安全体制の確立をめざして

#### (1) 100周年を迎えた近代消防

明治13年、当時の内務省警視局に消防本部が設けられ、我が国にはじめて公設消防の制度が発足し、常備消防と消防組と呼ばれた現在の消防団に相当する義勇消防という二本立ての消防制度が確立されてから本年度で満100年を迎える。以来、1世紀にわたる我が国の近代国家としての歩みとともに消防力の整備拡充が進められてきたが、この間、画期的な改革が行われたのは戦後の昭和23年の消防組織法及び消防法の施行である。この改革により消防は警察から独立して市町村が管理する自治体消防として新たな出発をするとともに、それまでの警防活動、すなわち消火活動を中心とした任務のほか、広く予防行政の責任も負うこととなった。更にくだって昭和38年からは救急業務も取り扱うこととする法律改正が行われ、今日では市町村消防は警防、予防及び救急の三つを柱とする広範な業務を所掌するに至っている。

消防業務の拡大とともに専門職員による常備消防の設置が進められ、自治体消防発足直後の昭和24年当時わずか218市町村が常備化しているにすぎなかったが、昭和45年には、常備化指定市町村は1,004団体に増え、更にその後の整備の状況は著しく、昭和55年4月現在、2,792団体に達し、常備化率は、市町村数で86%となり、全人口の97%をカバーするに至った。これに伴い常備消防の職員数も、昭和54年には11万7千人に達し、昭和24年当時の約5倍、この10年間でも約2倍に増えている。

また、消防施設面では、戦後における消防力の基準の策定、消防施設強化促進法の制定など一連の措置と地方公共団体の努力によって消防力の強化策が促進され、現在では格段の充実をみている。すなわち、戦後間もない昭和

24年当時は、消防用機械として、腕用ポンプ約5万台、手引動力ポンプ約1万3,500台が主体で、ポンプ自動車は約7,300台にすぎなかったが、30年後の昭和54年では、前近代的な機械は一新され、ポンプ自動車約2万台、動力ポンプ約5万台が装備され、加えてこの間の社会環境の変化に対応する装備の高度化、近代化が進められ、化学消防自動車824台、はしご付ポンプ自動車858台、救助工作車280台のほか、消防艇50艇、ヘリコプター11機が整備されている。消防水利についても、人工水利の整備が促進され、この20年間で、消火せんは2.1倍増の約73万基、40m<sup>3</sup>以上の防火水そうは2.6倍増の約15万基に達している。また、近年、大都市を中心として、コンピュータを利用した一斉指令装置が導入され、火災の態様や防火対象物の特性に応じて出動車両を編成する等の出動態勢の迅速化、効率化が図られており、装備の高度化と相まって火災に対する阻止能力は大幅に向上している。

次に、予防行政の面では、消防法において予防業務が体系化されて以来、予防査察の強化、危険物規制の徹底、消防用設備等の設置の義務付け等、都市構造や建築構造の変ぼう、国民生活の変化等に即応してその範囲が拡大されてきた。特に最近においては、一定規模以上の防火対象物に対してスプリンクラー設備等の設置の義務付け等防火管理体制の強化が図られるとともに、一定の危険物施設及び石油コンビナートにおける自衛消防組織による保安体制の強化、石油タンク等の安全設備の設置等総合的な防災体制の整備が推進されている。現在では、1万人に近い職員が予防業務に従事し、個々の建築物の防災性を確認するための建築同意件数は昭和54年度で140万件を超え、また、多数の者が出入りする防火対象物等に対する査察件数は同年度110万件に達している。

更に、救急活動は、毎年飛躍的に増大し、救急業務実施市町村は消防常備化の推進とともに増加し、昭和38年の法律改正当時の214団体から昭和55年の2,841団体へと大幅に増え、人口比では97%に当たる地域をカバーするに至っている。現在、救急隊員は約3万6千人、救急自動車は約3,700台を数え、昭和54年中の救急出場件数は186万9千件、搬送人員は179万人に達している。救助業務においても、近年消防機関が取り扱う救助件数が増加し、全

国的に救助隊の設置が進んでいる。

このように、我が国の消防は著しく充実し、またその幅広い任務の遂行を通じてますます日常生活に身近な行政となり、今日では自治体消防は国民の間に完全に定着するに至ったとすることができる。

## (2) 国民生活をとりにくく環境の変化と新たな危険性の増大

以上述べてきたように、我が国の消防力は年を追って整備充実されてきたが、その反面で、今日の国民生活をとりにくく環境はめまぐるしく変化しており、災害の要因はますます多様化し、その危険性も著しく増大しつつある。

第1に、都市構造及び建築構造の変化である。人口と産業の過度の都市集中が進み、無秩序な住宅地や密集市街地の形成、建造物の複雑化と大規模化、多数の地下埋設物の存在等により、都市全体の構造が災害に対してぜい弱な体質となっており、連鎖的あるいは複合的な災害が発生し、その被害を拡大する可能性が高まっている。特に建築構造は大きく変化しており、高層ビル、地下街等が増加し、その規模もしだいに巨大化しつつある。これらの特殊な建築物は、その密閉構造、新しい建築材料等による大量の煙、有毒ガスの発生等によって、消火、避難、救助等の活動を困難にしている。

第2に、国民の生活様式の変化である。生活水準の向上に伴い都市ガス、プロパンガス、石油ストーブ等が普及し、過去20年間に、家庭用ガスの供給量は7倍に増え、日常利用される灯油の消費量は16倍以上となっている。プラスチックをはじめとする石油製品の生産、出荷は高水準を維持しており、また、自動車保有台数は昭和55年3月現在3,733万台に達し、10年前に比べ2.0倍に増えている。ガソリンスタンド、石油貯蔵施設等の危険物施設も増加し、更に、病院、百貨店、興業場等多数の者が出入りする防火対象物の増加も著しく、ことにいわゆる雑居ビルはこの10年足らずの間に7.8倍に増えている。

これらの事情は、広く日常生活に結びついた危険性を増大させるとともに、人口構成の高齢化、核家族化の進行、大都市における放火件数の増加等最近の社会情勢の変化と相まって、今後の防災体制のあり方に大きな課題を

もたらしている。他方、国家的な要請に基づく新しい石油備蓄方式が研究開発されつつあり、更に、エネルギー対策の重要な一環として原子力発電所の建設が推進されており、これらに対する防災対策の充実も大きな社会的要請となっている。

第3に、地震、風水害等の大規模災害に関する問題である。

世界有数の地震国である我が国においては、既に述べたように都市における人口、産業、建物の集中、高層ビル、地下街等の増加、自動車交通の激増、石油コンビナート等に近接した市街地の形成などにより、地震に対するぜい弱性を累積しており、もし、大地震が発生した場合には、交通通信網の途絶、電気、ガス、水道等のライフラインの破壊等による都市機能の麻ひを招き、火災の同時多発、危険物の流出など、多大の二次災害を生ずるおそれがある。

自然災害に関しても、我が国は、地形、気象条件等から毎年数多くの風水害にみまわれる宿命をもっており、しかも、過疎地域における人口の減少がその地域の防災を困難にしているのをはじめ、全国的な都市化の進展による農地や丘陵の宅地化、内水面の埋立て、急傾斜地の開発等が、緑地の減少、地盤沈下、土地の保水能力の低下を招き、災害への危険性を増大させている。

### (3) 今後の消防防災体制の方向

以上概観したような消防をとりまく環境の変化は、今後の社会経済の発展とともにますます複雑の度を加え、災害発生の要因を一層増大させることが予想される。これに対応して、現在の消防防災体制の見直しを行うとともに、時代の進展に即応してたゆみなくその強化への努力を続けていかなければならない。時あたかも消防審議会から「地域の安全防災体制を確立するための方策に関する答申」が行われ、消防防災体制の総合的な整備を図り、地域の安全性を一層高めなければならない旨の意見が述べられているところである。この答申も指摘しているように、地域の安全を確保するためには、消防機関をはじめとするすべての防災関係機関、住民、事業所等が一体となって地域ぐるみの防災体制の確立を図っていく必要がある。この観点から、次

の諸施策を推進する必要があると考えられる。

第1は、消防力の強化である。

消防機関、すなわち、常備消防及び消防団は消防防災体制の中核である。消防力の強化を図るためには、常備消防及び消防団の機能を強化しなければならない。

まず、常備消防については、消防施設及び装備の近代化、高度化を図るとともに、消防職員の資質の向上と処遇の改善を図る必要がある。施設及び装備については、逐年その整備が進められた結果、一般の建物火災に対しては一応の抑止力を持つに至ったと考えられるが、高層ビル、地下街等の特殊な建築物の火災や、石油、ガス、放射性物質等に起因する特殊の災害に対しては必ずしも十分でないと言える。今後は、これらの災害に対処して、施設及び装備の近代化と個人装備の充実を図るとともに、研究開発体制を拡充整備し、新しい時代の要請に対応できる防災資機材の開発、消防戦術の高度化等に努めていく必要がある。消防職員の資質の向上については、初任教育の充実はもとより、複雑、多様化する災害に対処するための専門的、科学的教育訓練を強化しなければならない。また、今後も引き続きその職務の特殊性に適応した処遇の改善を図るほか、勤務環境の整備を進める必要がある。

救急業務に関しては、近年の救急需要の飛躍的な増大に対処するため、救急医療の受入れ体制の整備を強力に推進し、また、救急医療情報収集装置等の設置を促進するとともに、救急隊員の資格要件を満たすべく教育訓練の充実を図ることが急務である。更に、消防機関の行う救助業務の増加とその業務の困難性にかんがみ、救助のための装備と訓練の充実を図る必要がある。

常備消防のうち、小規模消防特に組合消防は、常備化市町村の約8割を占めているが、発足後日の浅いものが少なくなく、十分体質が強化されていないものも見受けられるので、その基盤の強化を図ることは緊急の課題である。小規模消防特に組合消防が当面している問題点の多くは、財政面、人事面など消防機関等関係者の努力及び構成市町村の理解と協力によって解決されるべきものと考えられるが、国及び都道府県においても適切な指導、援助等に努めていく必要がある。

また、消防団は、常備消防とともに地域の防災活動における車の両輪をなすものであり、特に、初期消火、避難誘導、大規模災害への対応などについては消防団の活動に負うところ極めて大である。このような観点から消防団の機動力の強化、個人装備の充実、団員の訓練の向上を図る必要がある。更に、団員の確保を図るため、消防団が青年層にとって魅力ある活動の場となるよう運営の改善を進め、団員報酬、出動手当、公務災害補償、表彰制度等の充実による処遇の改善を図る必要がある。

なお、このような消防力の充実に際しては、昨今の行財政の厳しい現況を考慮し、極力経費の効率化と運営面での合理化に努めつつ、地域の実態に即した重点的整備に配慮すべきであろう。

第2は、自主防災体制の整備である。

安全な地域づくりは、消防機関をはじめとする行政機関の防災活動のみでは決して十分ではなく、住民の一人ひとりが日ごろから防災の重要性を認識し、かつ、自ら実践に努めることが大切である。住民と行政とが一体となって自主防災体制の確立を図ることによって、はじめて安全な地域社会を実現することができるものである。

既に、婦人防火クラブや少年消防クラブの結成をはじめ、町内会、自治会などを中心として各地で自主防災組織の整備が着々と進みつつある。このような住民の自主防災活動は、防災意識の高揚を図るとともに、消火、避難等の訓練を通じて災害の未然防止に大きな役割を果たしているが、今後は住民の防災に対する理解と協力の段階から、更に進んで、これを自らの問題としてとらえ、行動し、実践するという積極的な姿勢に移行することが強く求められていると言えよう。国、都道府県、市町村においても、自主防災組織の効果的な育成を図るため、各種の啓発活動の実施、自主防災活動の軸となるリーダーの養成、その活動の拠点となる施設及び各種防災資機材の整備などの施策を講じる等積極的な指導と援助を行うべきである。

次に、企業その他の事業所における自主防災体制の整備も、住民の自主防災活動とともに地域の安全防災のために欠くことのできないものである。

社会経済の発展に伴い、各種の事業所等が増加するとともに、施設規模も

拡大し、万一災害が発生したときは、その利用者、従業員、更には周辺地域住民に対する人命の損傷その他多大の被害が生ずる危険性が高まっている。

これらの事業所等は地域社会の一員としてその安全を確保する責任を有するものであり、現行法上自衛消防組織の設置が義務付けられていない事業所等においても一定以上のものについてはこれを設置するよう努めるべきである。また、これらの事業所等は、地域の防災責任についての自覚にたって、その施設内における自主防火管理体制を整備強化するとともに、必要に応じて、市町村の消防機関との応援体制の確立を図る等地域の安全のために積極的に協力すべきであろう。

第3は、総合的、一体的な防災行政の推進である。

地域の安全を確保するためには、地域社会の安全防災を支える行政の総合的、一体的な推進が必要である。

先般の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故の例にも象徴されるように、都市ガスやプロパンガス、石油、毒劇物、放射性物質等の特殊な要因に起因する災害に対して関係行政機関の総合的な行政の推進が今日ほど強く要請されることはないと言えよう。今後ともエネルギー源の多様化、生活水準の向上等に伴って、これら特殊災害要因の増大とその危険性がますます高まってくるものと予想されるので、これらに対する保安規制については、従来にもまして関係行政機関が相互に協力して総合的、一体的視野の下に各種施策を講ずべきものと考えられる。

もとより、今日の都市構造そのものが災害に対してぜい弱な体質となっており、根本的には、災害に強い都市づくり、国土づくりを行っていくことが必要である。そのためには、防災という見地から各種行政の有機的連携の下に総合的な施策が推進されなければならないが、関係行政機関は特に都市計画、土地利用、建築規制等の各分野において都市や建築物そのものの防災性を高める観点から十分な配慮をすべきである。更に公共事業の実施に当たっても避難路、避難緑地の確保、防災活動に障害のない道路交通の確保等が図られるよう消防機関を含め関係行政機関が十分に連絡調整を図るべきである。

## 2 最近の災害の動向

### (1) 火 災

#### ア 出火件数と出火率

昭和54年中の総出火件数は6万3,794件で、前年に比べ6,629件(9.4%)減少している。

これを火災種別ごとにみると、車両火災を除いてすべて減少しており、特に前年大幅に増加した林野火災の出火件数は5,534件(前年7,208件)とかなり減少した。

なお、昭和55年上半期における総出火件数は3万6,385件で前年同期に比べ2,901件(7.4%)の減少となっている。

また、昭和54年中の出火率(人口1万人当たりの出火件数)は、全国平均で5.5と、前年に比べ0.7減少している。

#### イ 死者数と死因

昭和54年中の火災による死者は2,070人で、前年に比べ216人の増加となった。また、人口10万人当たりの死者数も1.78人と前年(1.61人)より増加している。

火災種別ごとの死者数は、建物火災によるものが最も多く、全体の70.1%の1,450人となっている。このうち、73.5%に当たる1,066人が専用住宅での火災、15.5%の225人が店舗・作業場・事務所等が併設されている併用住宅での火災によるものであり、例年と同様、居住用建築物の火災による死者が多くなっている。

放火自殺者は、769人で全体の37.1%を占めており、前年(531人)より238人増加し、戦後第1位の記録となっている。

また、火災により犠牲となったものは、自力で避難できない乳幼児や、寝たきり老人などの身体の不自由な高齢者が多く、昭和54年中においても、放

火自殺者を除く死者では、61歳以上の高齢者が575人、0歳～5歳の乳幼児が148人で、この両年齢層の死者は全体の55.6%を占めている。

#### ウ 損害額と焼損面積

昭和54年中における火災による損害額は1,368億円(前年1,305億円)とやや増加した。1日当たりの損害額は3億7,500万円(前年3億5,800万円)、火災1件当たりの損害額は214万円(前年185万円)、国民1人当たりの損害額は1,187円(前年1,142円)となっている。

建物焼損面積は204万 $m^2$ となり、前年に比べ17万 $m^2$ (7.5%)減少し、建物火災1件当たりの焼損面積も前年より減少し53 $m^2$ (前年55 $m^2$ )となっている。

なお、昭和55年上半期の火災による損害額は828億円で前年同期に比べ41億円(5.2%)増加し、建物焼損面積も127万 $m^2$ で前年同期に比べ7万 $m^2$ (5.6%)増加している。

#### エ 出火原因

昭和54年中の火災の出火原因としては、失火によるものが圧倒的に多く4万6,979件で全火災の73.6%を占めている。中でもたばこによるものが8,347件(全火災の13.1%)と最も多く、次いでたき火の7,649件(同12.0%)、火あそびの6,258件(同9.8%)で、例年どおりの順位となっている。また、放火(放火の疑いを含む。)によるものは5,944件(同9.3%)で前年(5,369件)に比べ10.7%増加している。東京、大阪等の大都市地域においては放火(放火の疑いを含む。)によるものが全火災の20.4%を占め、他地域より高いが目立っている。

### (2) 地震災害及び風水害等

昭和54年中は幸い地震による被害の発生はなかったが、昭和55年6月24日から伊豆半島東方沖を震源地とする群発地震が続き同月29日にはマグニチュード6.7の地震が発生し、負傷者10名を含め住家、道路等に被害があった。

次に、昭和54年中の風水害等(地震を除く豪雨、洪水、豪雪等の異常な自然現象により生ずる被害を言う。)による死者・行方不明者は208人で前年

(100人)比べ108人増加し、負傷者は1,046人と前年(860人)に比べ186人増加した。また物的被害は住家の全壊・流失509むね、同半壊3,075むねで前年(全壊・流失192むね、半壊680むね)に比べ全壊・流失は317むね、半壊は2,395むねとそれぞれ大幅に増加した。被害額については9,178億円と、前年(5,287億円)に比べ3,891億円増加している。前年に比べ死者等が多かったのは、梅雨期における大雨による被害や、9月30日室戸市附近に上陸し本州を縦断した台風第16号、10月19日和歌山県白浜附近に上陸し本州を縦断した後北海道に再上陸した台風第20号による被害が大きかったためである。

また、活動火山による災害では、9月6日、阿蘇山の中岳が水蒸気爆発を起し、観光客に多数の死傷者を出した。更に、10月28日には木曾御岳山が噴火し、降灰などにより農産物に被害を受けた。

なお、昭和55年に入ってから、台風第3号の影響で活発化した前線に伴う豪雨により死者1人が出たほか、6月中旬から8月上旬にかけて日本列島に停滞した梅雨前線に伴う大雨により、九州、中国及び四国地方を中心に死者・行方不明者20人の被害が生じた。また、8月下旬には全国的な大雨により、北海道、東北、中国及び九州地方を中心に死者・行方不明者27人を出し、更に9月10日から12日にかけて、九州を縦断し中国地方から日本海に抜けた台風第13号により死者・行方不明者10人などの大きな被害を被った。これらの災害に対し、延べ15県、736市町村で災害対策本部が設置され、災害応急活動が展開された。

### (3) 石油コンビナート災害及びその他の災害

昭和54年中の石油コンビナート災害の発生件数は147件で前年と同じであるが、その発生形態としては、火災の49件と危険物の漏出の66件で全体の78%を占め、次いで爆発が9件で6%となっている。

主な事故としては、昭和54年7月鹿島北共同発電(株)鹿島北共同発電所において、冷水ポンプの電源を2号発電機から1号発電機に切り換える作業中、短絡事故により火災が発生し、作業員2人が火傷し、電力及び蒸気の供給を受けていた関連事業所10社の運転中の装置が停止する事故、同年9月川

崎製鉄(株)水島製鉄所において、厚板工場圧延機サーボ弁室で電気溶接機により計器を取り付け中、フィルター洗浄に用いたリグロインに引火して火災となり、作業員4人が火傷した事故があった。

また、昭和55年4月出光興産(株)徳山製油所において、第2接触水添脱硫装置の反応塔の気密テストのため窒素で昇圧中、反応塔が破裂し、附近住宅の窓ガラス等が破損した事故があった。

次に海上災害のうち消防機関が出動した主なものは、昭和54年1月昭和四日市石油(株)四日市製油所において、アウターシーバースに係留中のタンカーのバラスト水専用配管に腐食孔があり、この孔からバラスト水に漏えい・混入していた原油約38klが流出し、ノリ養殖等に被害を与えた事故があった。

昭和54年中の航空機災害としては、民間航空事故は51件発生し、死者7人を出した。なお、昭和55年8月10日に、共立航空撮影(株)所属の小型飛行機が調布市の調布中学校校庭に墜落し、とう乗者2人が死亡する事故があった。

また、昭和54年中は、大規模なトンネル火災があいついだ。3月20日には、工事中的上越新幹線大清水トンネル内で発生した火災により16人の死者を出し、7月11日には、東名高速道路日本坂トンネル内下り線の追突事故により発生した車両火災により7人の死者を出した。

更に、ガス爆発災害として、昭和55年8月16日に起きた静岡駅前ゴールデン街でのガス爆発事故があり、死者15人及び負傷者222人の犠牲者を出したが、このなかには消防職団員の殉職者5人及び負傷者30人が含まれている。

毒劇物災害としては、昭和55年10月1日に発生した愛知県大府市の丸全昭和運輸(株)中部支社の倉庫火災がある。当該火災は、倉庫内に多量の毒劇物が貯蔵されており、消防活動の注水により状況によっては有毒の青酸ガスを発生する可能性があったことなどのため消火活動は困難を極め、その消火に約19時間を要する結果となった。この火災により、附近住民約2,100戸、8,000人に対し避難命令が発せられるとともに、消火活動中の消防職団員3名が負傷した。

### 3 当面の諸問題

#### (1) 消防体制の整備

##### ア 消防力の充実強化

火災の鎮圧、救急、人命救助等の消防活動においては、出動の時期がその成否を決するといっても過言ではなく、消防体制の整備に当たっては、初期出動体制の確保が最も肝要である。また、近年は、危険物施設、高層建築物の増加等に伴う火災の多様化、複雑化に対応して、消防力の充実強化を図るとともに、常時専門的な予防査察を行うことが必要となっており、救急業務についても、高速道路網の拡大等により、全国的にその需要が高まってきている。このような観点からすれば、市町村の消防体制は常備体制であることが一般的に望ましい。

消防常備化の状況については、昭和55年4月現在、常備化指定市町村数は2,792を数え、常備化率は市町村数において85.7%、人口において97.0%に達しており、全国的にみた場合、山間地、離島等を除いては、ほぼ常備化が達成されるに至っている。

しかしながら、常備化市町村の大部分がここ10年程度の間、常備消防を発足させたものであるだけに、その体制の整備、強化を図り全国的な常備消防のネット・ワークの定着を図ることが今後の課題と言えよう。なかでも新規常備化の大多数を占める消防組合は財政面、人事面あるいは消防団との関係等の各面において運営上の問題をかかえているところも少なくない。

これらの地域の消防の直面する問題を解消し、その健全な発展を期すためには、まず関係者の一層の努力が期待されることである。国においても、現行の市街地中心の「消防力の基準」について、実態に即して見直しを行う等制度的な検討を加えるとともに、新規常備消防に対する財政措置を強化する等都道府県とともに適切な指導助成を行う必要がある。

消防機関の消防施設については、国の示す「消防力の基準」及び「消防水利の基準」を指針として、地域の実情に即し、逐年その整備が進められてきているが、今後における整備の方向としては、高層建築物、危険物施設等が増加しており、また、一般の消防自動車に比してはしご車、化学車、救助工作車、放水塔車等の整備水準が全国的に低いので、これらの整備を重点的に図る必要がある。更に、建築様式の変化、新建材の普及、可燃物の増加等により、消防活動における消防職員の危険性が增大していることにかんがみ、防火衣、空気呼吸器、無線機等の個人装備を充実しなければならない。また、大規模災害、林野火災、人命救助、広域的救急等のためにヘリコプターの整備も積極的に進めるべきである。一方、消防水利については、大規模地震に対する住民の関心の高まりもあって、防火水そうや大型貯水そうの設置の要請が強くなっているため、消火せんと適切な組合せを考え水利の多元化を一層推進する必要がある。

また、消防施設とともに消防力の根幹をなす人員についてみると、消防職員は、昭和44年の6万486人から昭和54年の11万7,657人へと10年間に約2倍に増えており、その充実強化が図られているところであるが、今後は地域の実情に即して一層の増強を図るとともに、災害の複雑化、多様化に対応した教育訓練を更に充実し、消防職員の資質の向上に努めなければならない。

消防団員については、ここ数年減少率が鈍ってきてはいるものの、なお、減少傾向にあり、昭和54年には前年より約9,000人減って約107万8,000人となっている。消防団員の減少の原因としては、都市部への人口流出による郡部人口の減少、就業構造の変化による昼間不在者の増加等があげられるが、これに加えて、住民の生活意識の変化に伴う奉仕精神の希薄化もその一因をなしていると考えられる。しかし、人口移動が鎮静化し定住化が進行している状況の下では、コミュニティ活動の典型としての消防団活動を見直し、地域の防災体制の中核として位置付けることの重要性が特に強調されなければならない。

常備化が進展した現況の下でも依然として大きい消防団の役割を考えた場合、団員の確保対策が重要な課題であるが、そのためには住民が消防団活動

に積極的に参加できるように、その意義及び重要性に対する認識を深める必要がある。

更に、今後とも装備の機械化、近代化並びに団員の資質の向上に努める等その充実強化に取り組んでいかなければならない。

## イ 消防職団員の教育訓練と処遇

### (ア) 消防職団員の教育訓練

災害の複雑化、多様化に伴い質的にも量的にも大きな変容を見せている消防の業務を的確に遂行し、地域住民の期待にこたえていくためには、消防職団員の教育訓練の充実強化が何よりも重要である。

都道府県及び政令指定都市の消防学校で実施されている初任教育の昭和54年度の受講状況をみると、新規採用者のうち初任教育を受けた者は、86.0%（前年度84.2%）で、受講者のうち国の基準に定める6か月の教育を受けた者が62.4%（同53.9%）となっており、年々改善される方向にあるもののいまだ十分とは言えない。

この原因としては、常備化の進展に伴う新規採用職員の急増に消防学校の設備、陣容の充実が応じきれなかったこと等が考えられるが、消防職員として最低限備えるべき知識と技能を修得させる初任教育は各種訓練の中でも最も基本となるものであり、新規採用者全員が6か月間の初任教育を受講できるよう努める必要がある。

他方、救急、救助、危険物災害に対応し得る警防、予防技術等災害の多様化に対応して専門的な知識と技能を修得させるための専科教育及び消防幹部として必要な管理能力の養成を目的とした幹部教育等の現任者を対象とした教育訓練を充実強化していく必要性はますます高まってきている。

そのため、施設の拡充及び教材等の充実を図るとともに、専門的な知識を有する優れた教官の確保を図っていく必要があるが、更に進んで、消防の常備化が達成された府県等においては今後の職員の採用状況、職務の専門化の動向等を十分考慮し、専科教育及び幹部教育の充実を中心に教育訓練のあり方を再検討すべき時期にきていると言えよう。

消防職団員に対し幹部として必要な高度の教育訓練を行う消防大学校については、逐年その教育内容の拡充強化を図ってきたが、消防大学校に対する教育需要は今後とも質量ともに一層増大する傾向にあることにもかんがみ、教育訓練施設及び教材の整備拡充を図るとともに専門的な知識及び高度な技能と経験を有する優れた教官の確保並びにその資質の向上に努め、更に、カリキュラム編成、教育訓練用教材及び技法等に関する調査研究を強力に推進する必要がある。

消防職団員が、実際の災害現場等で有効、的確に消防活動を行うためには、消防学校等における教育訓練とともに、消防本部等で日ごろ行われている災害を想定した実戦訓練及び基礎体力の錬成等の各種教育訓練が不可欠であるので、今後ともその充実強化を図っていく必要がある。

### (イ) 消防職団員の処遇改善

消防職団員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性を十分配慮したものでなければならず、このためには勤務条件及び処遇の改善はもとより、健康管理、安全管理にも十分配慮し、その改善を図らなければならない。

消防職員については、特に交替制勤務という勤務の特殊性及び職務の危険性等を考慮して、所要の人員の確保及び勤務体制の整備を図るとともに、給与、福利厚生面の充実、職場環境の整備等の諸施策について、その充実に努める必要がある。また、週休二日制については、国家公務員及び地方公務員について実施されることとなるときは、消防職員についても一般職員に準じて週休二日制を実施すべく、その方策等について検討を進めなければならない。

消防団員については、従来から、報酬、出勤手当、公務災害補償、賞給、退職報償金等の充実及び叙勲、各種表彰等の拡充などの諸施策を講じてきているが、消防団員は、災害から郷土を守るため献身的な活動を行っていることにかんがみ、今後ともこの労苦にできる限り報いるよう引き続き処遇の改善を図っていく必要がある。

## ウ 消防財源の強化

昭和53年度における市町村の消防費決算額は6,473億円（前年度比704億円、

12.2%増)で、その普通会計歳出総額に占める割合は、3.3%である。この消防費決算額を経費の性質別にみると、人件費4,592億円(70.9%)、普通建設事業費1,016億円(15.7%)、物件費545億円(8.4%)、その他320億円(5.0%)となっている。

また、消防費の財源構成は、一般財源が5,731億円で88.5%を占め、国庫補助金、地方債等の特定財源が742億円で11.5%を占めている。

消防力の充実強化の基盤となる消防財源については、従来から鋭意その増強に努めているところである。まず、その大宗をなす一般財源については、地方交付税における消防費の基準財政需要額の算定に当たり、時代の要請に即応して逐年増額措置を講じており、特定財源についても、国庫補助金及び地方債資金の拡充をはじめ、消防財源として入湯税、交通安全対策特別交付金、電源立地促進対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道救急業務実施市町村支弁金等を充当するなど逐次その充実が図られてきている。

これらの措置により、近年消防力の整備は逐年推進されているものの、現状は、「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に照らしてみると、いまだ十分とは言えない状況にある。

今後、ますます大規模化し、複雑化し、あるいは多様化することが予想される災害に対処して、市町村がその消防の責務を十分に果たすためには、経費の重点的配分に配慮しつつ、なお一層消防力の整備を促進することが必要であり、消防財源の充実強化が要請されているとともに、市町村においても、より積極的に消防に対し財源を充当することが望まれる。

## (2) 救急救助体制の拡充

### ア 救急業務

#### (ア) 救急業務実施体制等

救急業務は、昭和55年4月現在、全市町村の87.3%に当たる2,841団体で実施されており、全国民の97.3%がカバーされている。昭和54年中の救急出

場件数は186万9,163件で、搬送された人は178万7,651人となっている。実に1日平均5,121件、約17秒に1回の割合で救急隊が出場したことになる。

これまで力を入れてきた救急業務実施体制の整備は、一応のレベルまでできており、これからは内容の充実を図る段階であると言える。その手始めとして、昭和53年7月救急隊員の行う応急処置の内容が明確化された。救急隊員がこの定められた応急処置を駆使するには、一定の資質能力と教育訓練が必要となってくる。このことを踏まえ、同年11月救急隊員の資格要件が法定化され、現在救急隊員として従事している者も、昭和57年3月までにこの要件を満たすことが要求されている。

また、救急業務を円滑、効果的に推進するためには、救急情報システムを整備し、医療機関との連絡を密にして医療情報を常に把握しておくことが必要である。現在救急指令装置、救急医療情報収集装置が整備されている消防本部はまだ全体の半分以下であり、今後ともその整備促進を図っていかねなければならない。

国民に対し、傷病者を医師の手にゆだねるまでの間に、ともかく生命を保全させ、傷病の状態を更に悪化させないための応急手当の知識・技術を広く普及することも、これからの救急行政を進めていく上で、重要な課題である。その理由は、第一に、大規模災害などで、同時に多数の傷病者が発生したときには、救急隊だけでは十分な対応が不可能であり、国民の協力を必要とすること、第二に、毎年増大している救急需要に歯止めをかけ、安易な救急自動車の利用を減少させるためには、救急要請をするまえに傷病者の観察、緊急度の判断を正しく行ってもらう必要があること、第三に、これが最も大きい理由であるが、応急手当は早く行えば行うほど、その効果が高いので、救急隊が現場に到着するまでの間においても、関係者が応急手当を行うことが望ましいことからである。消防機関は、医療機関とも協力し合い、自主防災組織の活動等あらゆる機会を通じて、応急手当の普及に努める必要がある。

高速自動車国道の救急業務を実施している市町村に対しては、日本道路公団から支弁金が交付されているが、この支弁金の内容を更に充実強化するため、昭和55年度から、高速自動車国道救急業務実施市町村支弁金の大幅な改

善を図ることとなった。今後更にその内容を強化するとともに、高速自動車国道の消防業務についても、救急業務に準じた財政援助措置を講ずるよう検討する必要がある。

#### (イ) 救急医療体制

救急患者を収容する救急告示医療機関は、昭和55年4月現在、5,038か所で、昭和47年以降おおむね横ばいとなっている。救急告示医療機関はその絶対数、地域的配置、診療科目において、必ずしも救急需要に十分対応できていない。

厚生省においては、休日や夜間に発生した救急患者や重篤救急患者に対する医療を確保するため、昭和52年度から、初期、第2次、第3次の救急医療体制と広域救急医療情報システムの整備を図ってきている。

今後とも救急医療体制の強力な整備が望まれる。

#### イ 救助業務

救助隊は、昭和55年4月現在、全国の905消防本部の半分以上を越える479消防本部に、1,277隊設置されている。昭和54年中における救助活動件数は1万3,234件で、救助人員は9,415人であった。

消防隊員の救助活動は、火災の際のみならず、交通事故、労働災害、水難事故、風水害等の際においても、人命損傷の危険性を排除するために行われているが、災害や事故の種類、内容の複雑多様化に伴って、高度で専門的な救助活動が必要となってきている。今後とも、装備の高度化、教育訓練の充実を更に推進するとともに、消防機関が取り組む救助体制のあり方を検討すべきである。

### (3) 防災対策の推進

#### ア 防災体制の整備

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて総合的な防災体制を確立するべく、災害対策基本法に基づき、国、都道府県及び市町村にそれぞれ防災会議が設置され、防災計画を作成する等体制の整備が進められてきた。

都道府県及び市町村が設置する地方防災会議は、当該地域の地域防災計画を作成し、その実施を推進する機関である。

近年、災害態様の多様化に伴い、震災対策部会、救急医療部会、原子力災害部会、通信情報部会等の専門部会が設置され、各種の災害に対処しているが、今後とも、地方防災会議における地域の防災対策の総合調整機能の強化が望まれる。

地域防災計画は、都道府県及び市町村の防災会議が作成する防災に関する総合計画であり、その内容には毎年検討が加えられ、一層の充実が図られている。最近、震災対策等災害の特異性を考慮した対策の追加、変更等所要の修正がなされており、また、市町村においては、災害危険箇所の明示、警戒避難体制の整備及び情報連絡体制の整備等きめ細かい対策が盛り込まれてきている。

震災対策については、宮城県沖地震等を契機として、地域防災計画の内容を抜本的に検討しているところが多く、昭和53年度及び昭和54年度には11県が、震災対策計画を一般災害計画と区別して定めている。更に、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域の指定に伴い、関係地方公共団体の防災会議は地震防災強化計画を定めたが、この計画も地域防災計画の一部として位置付けられるものである。

原子力災害対策については、昭和54年7月中央防災会議において国として当面とるべき措置を決定し、更に昭和55年6月原子力安全委員会において「原子力発電所等周辺の防災対策について」を決定した。関係地方公共団体は、これらの決定を踏まえ地域防災計画の見直しを含め、防災対策のより一層の整備充実を推進しなければならない。

これら防災計画が、実際の災害時に的確に実施されるためには、日ごろから繰り返し防災訓練を実施して実践的能力をかん養しておかなければならない。そのために、昭和54年度には46都道府県、3,278市区町村中1,445市区町村で、地方公共団体主催の下に地域住民も参加した総合防災訓練や通信訓練等が実施された。

## イ 防災無線通信網の整備

災害情報の収集・伝達体制を確立するため、消防庁としては、国と都道府県間、都道府県と市町村間及び市町村の区域内のそれぞれの無線通信網の整備を進めてきた。

国と都道府県を結ぶ防災無線施設は、全国的な防災ホットラインの幹線として現在消防庁と46道府県との間で運用中であるが、昭和54年度に高速ファクシミリ装置を併設したので、情報の収集・伝達が文書電送によることもでき、その内容のは握がよりの確かかつ迅速となった。なお、昭和55年度において、この回線を全都道府県との間に直通化することとしているので、災害情報の一斉伝達等の機能がより一層強化されることとなる。

都道府県と市町村を結ぶ防災無線施設については、昭和48年度から国庫補助制度を設け整備の促進を図ってきたが、近年、急速にその整備が進み、それぞれの管内市町村との間において、昭和55年8月現在、27都府県が完成、11道県が整備中（一部運用中を含む。）となっており、他の未整備府県においても施設整備のための調査が行われている。

市町村の区域内における防災無線施設としては、市町村の消防機関が自らの防災活動に必要とする消防・救急用無線と、市町村が全般的な防災活動に必要とする防災行政用無線とがある。前者は消防の常備化の進行とともに着実に整備されてきているが、近年、震災対策をはじめとする災害対策全般にわたり、地域住民に対する気象予警報、避難の指示等の情報伝達、被害状況の情報収集等のため、市町村と集落との間を結ぶ無線施設整備の必要性が高まっている。このため、消防庁は、後者の整備についても昭和53年度から国庫補助制度を設け、昭和55年度までの3か年に130市町村に対して補助を行ってきたが、震災、風水害等の災害対策において、情報の収集・伝達体制を確立することが急務であることから、この無線施設の整備を促進することは今後の大きな課題である。

あらゆる災害に備え、上述したようなそれぞれの無線施設の体系的整備をなお積極的に進めていかなければならないが、有事の際にこれらの無線施設を最大限に、かつ、的確に活用するため、通信運用方策の確立等いわゆるソ

フト面の整備についても一層努力する必要がある。

## ウ 風水害対策等の推進

地形的にも気象的にも水害が発生しやすい自然環境下にある我が国は、梅雨前線豪雨や台風等により例年大きな被害を受けており、昭和54年中の風水害等（地震を除く。）による被害総額は、GNP（国民総生産額）の0.4%に当たる9,178億円に達している。

このような被害を軽減するためには、災害危険箇所を的確には握して、これに対するきめ細かい防災対策を地域防災計画に明示するとともに、水防資機材をはじめとする防災資機材の整備及び常時点検を行う必要がある。なお、昭和53年度から同計画に掲げられている災害危険箇所で行われる自然災害防止事業に対し地方債措置が講じられている。

また、風水害による被害を最小限に止めるためには、住民による災害の備えが基本となるので、住民への防災知識の普及、防災関係機関がとっている防災対策の周知徹底に努めるとともに、住民の自主防災組織の育成整備にも努めなければならない。

活動火山対策については、「活動火山対策特別措置法」に基づいて避難施設緊急整備地域に指定された阿蘇山及び桜島の周辺地域に対して、噴石等による人的被害が多い実態にかんがみ、退避壕、退避舎及びヘリコプター離着陸用広場の整備に要する費用の一部を補助している。

## エ 原子力災害対策の推進

原子力発電所等に係る防災対策については、昭和54年3月の米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故を契機として、防災体制の再点検作業が進められた結果、昭和54年7月12日に、中央防災会議において国として当面とるべき措置が決定された。関係地方公共団体においては、これを踏まえて、地域防災計画の修正や地域防災計画に準ずる暫定運用要綱の作成を行い、原子力防災に対処している。

一方、原子力安全委員会においては、原子力発電所等に係る防災対策特有の専門的・技術的事項について、原子力発電所等周辺防災対策専門部会を設置し、審議してきたところであるが、防災対策を重点的に充実すべき地域の

範囲、災害応急対策の実施のための指針、緊急時の環境モニタリング、緊急時医療等について検討結果がまとまり、昭和55年6月30日に、「原子力発電所等周辺の防災対策について」として決定した。

この決定は、原子力安全委員会委員長から内閣総理大臣に報告され、内閣総理大臣から各省庁大臣、国家公安委員長、中央防災会議会長あて通知されている。

また、この原子力安全委員会決定は、昭和55年7月31日付けで中央防災会議会長から各都道府県防災会議会長あて通知されている。

そこで、関係地方公共団体においては、これらを踏まえて、地域防災計画の見直しを含め、原子力防災対策のより一層の充実整備を図る必要がある。

なお、消防庁においては、昭和55年度予算において、原子力発電所等所在市町村が放射線測定器等の資機材を積載した住民の避難誘導用の広報車を整備することについて、助成措置を講じている。

#### オ ガス漏れ火災対策等の推進

ガス漏れによる爆発事故としては、昭和45年4月の大阪の地下鉄工事現場におけるガス爆発事故があり、死者79人、負傷者は400人に及んだ。

また、昭和55年8月に発生した静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故では、死者15人（うち消防職団員の殉職者5人）、負傷者222人（うち消防職団員30人）の犠牲者を出した。

このようにガス爆発事故はその与える影響が大きく、昭和54年中においてLPガス、都市ガス、その他のガスによる火災及び爆発による死傷者は2,627人（死者156人及び負傷者2,471人）にも達している。

このため、消防庁としては、ガス事業者及び消防機関等関係機関のより密接な協力による保安体制の強化を図るとともに、消防機関におけるガス漏れ検知器等ガス事故防止のための資機材の充実強化、ガス漏れに係る警防戦術等の研究等を行う予定である。

## （４）震災対策の推進

### ア 震災予防体制の整備

昭和53年6月「大規模地震対策特別措置法」が制定され、同法の規定に基づく地震防災対策強化地域として、昭和54年8月神奈川県、静岡県、山梨県、長野県、岐阜県及び愛知県の東海6県に及ぶ170市町村が指定された。これを受けて、中央防災会議は当該地域に係る地震防災基本計画を同年9月に作成し、次いで地震防災対策強化地域内の県及び市町村の地方防災会議等は地震防災基本計画を基本とし、震災予防体制整備の一環として地震防災強化計画を作成した。これらの計画を踏まえ地方公共団体等は、震災対策の総合的な推進を図るとともに、計画自体についても適時見直しを行い実態に即したものにしていける必要がある。また、地震防災対策強化地域の周辺地域についても、これらの地域に人口、産業等が集中している現状にかんがみ、東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止及び地震災害を最小限にとどめるため地域防災計画の見直しを行い、併せて、防災訓練や防災知識の啓発等の強化を図っていかねばならない。

また、大規模地震対策特別措置法に基づき昭和54年11月16日、国の各機関と地震防災対策強化地域に係る6県170市町村とが合同して総合防災訓練を行った。この訓練は警戒宣言の伝達、津波危険地域の住民の避難、交通規制等地震防災応急対策の実働訓練を中心に行われたものであるが、今後は更にその内容を充実して同法の的確な運用に資するとともに、住民の防災意識の高揚を図っていく必要がある。

次に、危険物施設の震災対策としては、昭和53年6月に発生した宮城県沖地震の際に石油タンクから貯蔵油が漏えいした事故の教訓を踏まえ、消防庁は「屋外タンク貯蔵所の地震対策に関する保安指針」をとりまとめ昭和54年12月に地方公共団体にその内容を示した。この指針に基づき、地方公共団体は石油タンクの総点検や保安対策を推進していく必要がある。

更に、石油コンビナートの震災対策としては、上記の石油タンクの保安対策を踏まえ、地震防災対策強化地域内の石油コンビナート等特別防災区域に

においては、県コンビナート等防災本部は、警戒宣言が発せられた場合の保安対策、消防対策、情報収集伝達対策等を内容とする地震防災強化計画を定めるとともに、他方、事業所は、警戒宣言時におけるプラント等の緊急シャ断、荷役作業の停止等の保安対策、地震防災応急体制の確立等を内容とする地震防災応急計画を定めている。今後は、地震防災対策強化地域以外の石油コンビナート等特別防災区域も含め、コンビナートにおける地震防災対策のより一層の推進を図る必要がある。

#### イ 震災対策のための消防用施設等の強化

地震災害の防止又は軽減を図るため必要な消防活動を有効に行うためには、消防用施設、通信施設等の整備強化を図っていくことが重要である。

消防用施設の整備強化については、昭和47年度以降耐震性貯水そう等の施設に対し補助を行ってきたが、昭和54年度からは、観測強化地域及び三大都市圏に加えて新たに特定観測地域内の人口5万人以上の市、政令指定都市等も補助対象地域とし、特に地震防災対策強化地域については、耐震性貯水そう、可搬式小型動力ポンプ、消防ポンプ自動車等に対する2分の1の補助制度を創設した。また、昭和53年度から消防防災無線通信施設の補助対象団体に市町村を加え、更に、昭和54年度からコミュニティ防災センターの整備についても補助制度が設けられたが、いずれも震災対策のための施設として活用されることが期待されている。

その後昭和55年5月、地震防災対策強化地域において地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の促進を図るため、国の財政上の負担割合の特例等を設けた「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が成立した。これにより、昭和55年度から5か年にわたり、避難地、避難路、消防用施設、緊急輸送路、通信施設等の施設整備が計画的に推進されることとなった。また、消防用施設、社会福祉施設、公立の小中学校の校舎のうち、地震防災上特に緊急に整備を要するものについては、補助率のかさ上げ等の財政上の特別措置が講じられることとなり、これら施設整備の促進が見込まれている。

なお、昭和54年度から、広域避難地を指定している地方公共団体に対し、

公益的資金の導入により、避難標識の設置が進められている。

### (5) 防災意識の高揚と自主防災体制の確立

#### ア 防災意識の高揚

火災予防は、家庭、職場を問わず国民一人ひとりが防火について関心を持ち、火災が発生した場合において初期消火、消防機関への通報、避難等が的確に行えるよう平素から十分な心構えを持つことが大切である。

このような観点から、消防庁としては毎年春と秋の2回、全国火災予防運動を実施しており、また、この運動期間中だけでなく日ごろからあらゆる機会、場所をとらえて国民の防火意識の高揚を図っている。

また、消防機関の対応とともに婦人防火クラブ(昭和54年4月現在、8,216団体、約115万人)や少年消防クラブ(同、3,641団体、約38万人)等の民間の防火組織による防火意識の高揚が重要であり、今後これらの組織の拡大、活動内容の充実を図っていく必要がある。

特に、近年、高齢者の焼死者数が増加していること等にかんがみ、老人、乳幼児及び身体障害者等が在宅する世帯に対する防火知識の普及、防火対策の強化が要請されている。

更に、災害を最小限度に食い止めるためには、国、都道府県及び市町村が一体となって防災対策を進めなければならないことはもちろんであるが、災害から身を守り、財産を守るためには、国民一人ひとりが自主防災の意識を持つとともに、防災訓練に参加するなど、地域ぐるみ事業所ぐるみで防災対策に当たることが重要である。このため、消防庁としてはテレビ及びラジオ放送を利用した防災知識の普及啓発を行うなど、広く国民の防災意識の高揚に努めている。

#### イ 地域の自主防災組織の育成強化

多様化し、複雑化し、大規模化する災害に対処するために、消防機関の機能の強化を図るべきことは言うまでもないが、国、地方公共団体、企業及び住民等が、それぞれ防災のための責務を十分果たすとともに、それらが一体となった総合的な防災体制を確立することが必要である。そのためには、消防

防災上の行政の取組みに加えて、地域社会の構成員たる住民等の立場において「自分達の地域は自分達で守る」という連帯意識に基づく地域ぐるみの自主防災体制の整備を図る必要がある。

震災その他の大規模な災害が発生した場合には、被害の防止又は軽減を図るため、消防機関等による防災活動とあいまって、住民の自主的な防災活動、すなわち、住民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護、応急手当、避難等を行うことが必要となる。このような防災活動が効果的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織が設置され、日ごろから防災知識の普及活動や大規模な災害を想定しての防災訓練を積み重ねておくことが重要である。

特に近年、人々の地域社会に対する関心が高まり、住みよい地域を目指して、連帯感に基づくコミュニティ活動がしだいに活発に行われるようになってきているが、これらのコミュニティ活動の中に自主防災を含めた生活の安全確立のための活動を取り入れている地区がかなりの数にのぼっており、また、現在組織されている自主防災組織の約9割が町内会等のコミュニティ組織と何らかの関係を持って活動している。「自分達の地域は自分達で守る」という意識はコミュニティ活動の基本であり、他のコミュニティ活動との協調の下に自主防災活動を充実していくことは、住みよい地域づくりに当たっての重要な課題である。

このため消防庁では、「自主防災組織の手引き」等を配布して従来から自主防災組織の育成を指導してきたが、昭和54年度からコミュニティ防災センター整備事業に補助を行うこととしたのを始め、自主防災組織の育成強化をなお一層積極的に推進していくこととしている。また、昭和55年度からは公益的資金による自主防災組織育成助成事業も開始されており、幅広い住民参加による自主防災活動の積極的な展開が期待される。

なお、自主防災活動を着実に育成するためには、自主防災組織、婦人防火クラブ等の防災訓練の際における負傷者等に対する災害補償について、早急に事故に対する十分な補てん措置を検討する必要がある。

#### ウ 施設の自主防災組織の強化

学校、病院、工場、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設では、火災

が発生した場合に直ちに適切な対応をとるため、消防法により、自衛消防組織を消防計画に定めることが要請されている。しかし、自衛消防組織の設置そのものが義務ではないこと、その装備、人員の基準も示されていないこと、更に防火管理者の選任率や消防計画の作成率がまだ低いこともあって、自衛消防組織の整備はまだ十分とは言えない状況にある。

高層ビル、地下街など特定の施設については、火災が発生した場合における被害の大きさを考慮すれば、その危険性に応じて、自衛消防組織の設置の義務付けとその装備、人員等の基準を定めることを検討する必要がある。

また、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所においては、大型化学消防車、油回収船その他の防災資機材を備えた自衛防災組織やこれを補完する共同防災組織を、その他の一定数量以上の危険物を取り扱う事業所においては化学消防車等を備えた自衛消防組織を設置しなければならないものであり、前者は昭和55年4月現在で共同防災組織を含め1,043組織が、後者は昭和55年3月現在で47組織が設置されている。

なお、今後における施設の自衛消防組織の活動のあり方としては、当該施設も地域社会の一員であることにかんがみ、他の防火防災組織と連携をとり、地域全体としての防火防災活動に積極的に協力していくことが望まれる。消防機関も、それぞれの施設と密接な連絡をとり、その実態に応じて自衛消防組織を指導していかなければならない。

### (6) 予防行政の充実

#### ア 防火管理者制度の充実

消防法では、学校、病院、工場、百貨店等一定の防火対象物については、防火管理者を選任させ、用途、形態に即した消防計画の作成と、これに基づく消火、通報、避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、収容人員の管理等防火上必要な業務を行うことを義務付けている。

しかし、防火管理者の選任率はいまだ十分とは言いがたく、消防計画の作

成率も低い現状にあるので、今後は更に指導を強化するとともに、防火管理体制全体について検討する必要がある。

#### イ 消防用設備等の設置促進及び維持の適正化

消防法では、一定の防火対象物については、消防用設備等の設置及び維持を義務付けており、特に不特定多数の者が利用する特定防火対象物については、既存のものであっても現行の技術上の基準に従って設置し維持しなければならないこととしている。しかしながら、防火対象物の中にはいまだこれらの整備が十分でないものがあるので、人命安全の確保を図るため、措置命令等必要な措置を講ずることにより、早急に整備の促進を図らなければならない。

また、設置された消防用設備等が常に正常に機能するためには、適正な維持管理を行うことが前提であり、このため、防火対象物の関係者に対して点検整備の重要性を認識させるとともに、消防用設備等の点検整備を行う者の資質の向上を図る必要がある。

#### ウ 建築物の防災システムの総合化

消防用設備等は、それぞれが独立してその機能を発揮するだけでなく、建築物全体として防災効果が上がるものでなければならない。最近の大規模な防火対象物においては、火災現象が多様化し複雑化してきているので、特にこの点を考慮した防災対策が必要となってきた。このため、消防用設備等のハード面だけでなく情報システム、運営システム等ソフト面をも含めた防災設備のシステム化について研究開発を進めなければならない。

#### エ 消防用設備等の規格の国際化への対応

東京ラウンドのスタンダードコード（貿易の技術的障害に関する協定）は、昭和55年5月、第91通常国会において批准され、今後我が国においても、国際規格、外国の認証制度の尊重等により、生産の効率化及び国際貿易の円滑化に協力していくこととなった。

消防用設備等についても、ISO（国際標準化機構）において、その機能、構造等の基準に関する国際規格を作成するべく検討がなされているの

で、我が国も積極的にこのような検討委員会に参画し、外国の実情を調査するとともに、日本の意見を反映させる等必要な措置を講ずることにより、消防用設備等の規格の国際化に対応する必要がある。

### （7）危険物規制の徹底

#### ア 新技術基準の整備等

危険物に関する防災上の規制については、昭和34年に全国的統一規制が実施されて以来、危険物施設の事故事例を教訓とし、また危険物の取扱いの態様の変化に即応して逐次整備を図ってきた。

近年、石油の安定供給を図るため石油備蓄の推進の必要性が叫ばれているが、その方法として従来の地上タンク方式に加えて、地中備蓄方式、岩盤備蓄方式、海上備蓄方式等の新しいタイプのものが開発されつつある一方COM（COAL OIL MIXTURE）貯蔵、固化貯蔵等の新貯蔵方式も研究されており、危険物施設の貯蔵システムはますます多様化する傾向にある。

危険物規制行政は、技術革新に対応して常に新しい方向へ展開していくべきものであり、新しい備蓄方式についても、その安全確保のため、新たな技術基準の整備等を進めていかななければならない。

また、危険物施設の多様化に対応するための専門職員の育成充実等消防機関の体制の整備、危険物施設に対する日常の指導、査察の強化を図る必要がある。

一方企業サイドにおいても、自主保安体制の確保、保安教育の徹底等その社会的責任に立脚した防災体制の強化が望まれる。

#### イ 石油パイプラインの保安

石油パイプライン事業法に基づく新東京国際空港への航空機燃料輸送用のパイプラインに関しては、昭和53年10月、事業者である新東京国際空港公団から申請されていた工事計画が認可され、工事が開始された。

パイプラインの建設に当たっては、法令で定められている技術上の基準に適合しなければならないものであることから、随時に検査を実施してきたと

ころであったが、昭和55年7月、パイプラインの完成は昭和58年末ごろになる旨の報告が新東京国際空港公団より出された。

今後とも工事完成に至るまで随時の立入検査等を行うとともに、工事が完成して使用が開始された後においても、その安全性の確保に万全を期することとしている。

## (8) 石油コンビナート災害対策の強化

### ア 防災体制の整備充実

石油コンビナート等特別防災区域は、現在、33都道府県にわたり79地区が指定されており、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部が置かれているほか、特定事業所については自衛防災組織や共同防災組織が設置されている。

また、防災資機材等については、大型化学消防車188台、大型高所放水車145台、あわ原液搬送車155台、オイルフェンス56万m、油回収船40隻が配備され、特定防災施設等については、流出油等防止堤が191事業所、消火用屋外給水施設が633事業所において設置されている。

今後、更に市町村等の公設消防力の整備を図るとともに、事業所におけるタンク、プラント等の維持管理、保安点検の強化を促進し、併せて、従業員教育の徹底や計画的な防災訓練の実施を推進する必要がある。

### イ 石油コンビナート防災診断等の研究の推進

石油コンビナート等の総合的な防災診断手法等の研究開発を促進するため、消防庁においては、石油コンビナート防災診断委員会を設置し、防災診断基準として一般項目と耐震項目について設定を行っているが、更に、石油コンビナート等特別防災区域において発生する災害に有効かつ適切に対処するため、災害の態様、規模、発生箇所、その影響範囲の予測等を内容とする石油コンビナート災害想定的手法を作成し、昭和55年6月25日付けで関係都道府県に通知したところである。

現在、関係都道府県の石油コンビナート等防災計画においても災害想定が

行われているが、今後は、災害の態様、影響範囲等についてより具体的、定量的な把握に努め、地域の実態に即した防災対策を講ずる必要がある。

## (9) 研究開発の推進

我が国社会経済の発展は、産業施設の巨大化、建築物の構造及び様式の変化、多様な可燃性物品の増加あるいは一般家庭における火気使用形態の交せん等社会事象に大きな変ぼうをもたらしたが、他面、これらにより、災害は複雑化、多様化、大型化し、更に、新しい形態の災害発生の危険性が増大してきている。

このような状況に対処するためには、消防施設・設備等消防力の充実強化と並行して、火災及び地震等による災害の要因を究明し、災害の発生防止、被害の軽減に関する技術を向上させることが肝要である。

消防研究所においては、① 燃焼・出火・延焼のメカニズムに関する研究 ② 大震時に同時多発するおそれのある火災の消防対策に関する研究 ③ 高層建築物、地下街等における防災対策に関する研究 ④ 石油タンク等危険物施設の安全性の強化に関する研究 ⑤ 各種火災に対する消火剤の開発等消火技術に関する研究 ⑥ 消防力策定のための評価指標に関する研究 ⑦ 多雪酷寒地における消防技術の向上に関する研究等基礎部門及び応用部門の両面にわたり、不断に消防科学技術の研究開発を進めている。

しかし、最近の石油の大量備蓄の動きや、宮城県沖地震における石油タンクの破損、住宅火災における死者の実態等から、なお緊急に解決を迫られている幾多の研究課題があり、更に各種の研究開発に積極的に取り組むことが急務となっている。

これらの今後着手する研究開発は、その災害の形態・様相が従来のそれと異なっており、災害の様相に対応した研究施設の整備と研究体制の充実を図ることが極めて重要であり、また、広範化する研究内容を着実に進展させていくためには、国、地方公共団体、各大学、民間部門等他の試験研究機関と協調連携して有機的な研究体制の下に英知を結集し、多岐にわたる消防防

災上の科学技術に関する研究開発を総合的に推進していかなければならない。

## 第 2 火災等の災害の実態

### 1 火 災

昭和54年中における火災の概況は、第1表のとおりであり、出火件数、焼損むね数、建物焼損面積、林野焼損面積、負傷者、り災世帯数、り災人員及び出火率については前年に比較しそれぞれ減少しているが、死者及び損害額は前年より増加している。

火災の概況を1日当たりで見ると、第2表のとおり、出火件数は175件、死者は5.7人となっている。また、昭和45年を100とした火災の傾向をみると、第3図のとおり、死者数は増加、出火件数は横ばい、建物焼損面積は減少の傾向を示している。なお、火災の傾向で昭和51年における損害額の著しい伸びは、酒田市大火の影響によるものである。

#### (1) 出火件数

##### ア 出火件数は減少

昭和54年中の出火件数は6万3,794件で前年に比較し6,629件(9.4%)減少し、人口1万人当たりの出火件数(出火率)も5.5と前年に比べ減少している。

##### イ 建物火災は全火災の60%

火災は第4表のとおり6種類に分類されており、その構成比についてみると、建物火災が全火災の60.0%で最も高い比率を占めている。次いで、その他の火災(空地、土手及び河川敷の枯草、看板、広告等の火災)、林野火災、車両火災と続いている。前年に比較し、建物火災の構成比が増加し、その他の火災、林野火災の構成比が減少しているのが目立つ。

次に、昭和45年以降の火災種別の出火件数の推移をみると、第5表のお

第1表 火災の概況

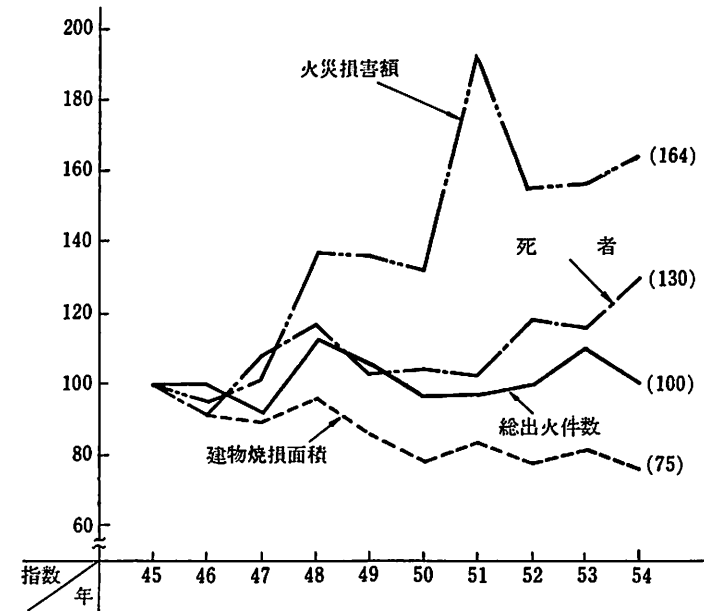
区 分	単 位	昭和54年 (A)	昭和53年 (B)	増 減 (A) - (B) (C)	増 減 率
					(C) × 100 (B) (%)
出 火 件 数	件	63,794	70,423	△ 6,629	△ 9.4
建 物		38,291	39,912	△ 1,621	△ 4.1
林 野		5,534	7,208	△ 1,674	△ 23.2
車 両		3,639	3,590	49	1.4
船 舶		244	254	△ 10	△ 3.9
航 空 機		4	5	△ 1	△ 20.0
そ の 他		16,082	19,454	△ 3,372	△ 17.3
焼 損 む ね 数	む ね	51,925	53,552	△ 1,627	△ 3.0
全 焼		14,291	15,317	△ 1,026	△ 6.7
半 焼		4,917	5,155	△ 238	△ 4.6
部 分 焼		32,717	33,080	△ 363	△ 1.1
建 物 焼 損 面 積	m <sup>2</sup>	2,043,066	2,209,124	△ 166,058	△ 7.5
林 野 焼 損 面 積	a	395,933	773,054	△ 377,121	△ 48.8
死 者	人	2,070	1,854	216	11.7
負 傷 者	人	8,157	8,718	△ 561	△ 6.4
り 災 世 帯 数	世 帯	37,801	39,789	△ 1,988	△ 5.0
全 損		10,617	11,770	△ 1,153	△ 9.8
半 損		3,701	3,933	△ 232	△ 5.9
小 損		23,483	24,086	△ 603	△ 2.5
り 災 人 員	人	123,051	131,927	△ 8,876	△ 6.7
損 害 額	百万円	136,827	130,539	6,288	4.8
建 物		131,131	123,667	7,464	6.0
林 野		1,472	3,059	△ 1,587	△ 51.9
車 両		1,780	1,264	516	40.8
船 舶		610	495	115	23.2
航 空 機		5	868	△ 863	△ 99.4
そ の 他		1,829	1,186	643	54.2
出 火 率		5.5	6.2	△ 0.7	△ 11.3

第2表 1日当たりの火災の概況

区 分	単 位	昭和54年	昭和53年	
全火災1日当たり	出 火 件 数	175	193	
	損 害 額	375	358	
	焼 損 む ね 数	142	147	
	建 物 焼 損 面 積	5,597	6,052	
	林 野 焼 損 面 積	1,085	2,118	
	り 災 世 帯 数	103.6	109.0	
	り 災 人 員	337	361	
全火災1件当たり	死 傷 者 数	5.7	5.1	
	負 傷 者 数	22.3	23.8	
全火災1件当たり	損 害 額	万 円	214	185
建物火災1件当たり	損 害 額	万 円	342	310
	建 物 焼 損 面 積	m <sup>2</sup>	53	55
	焼 損 む ね 数	む ね	1.4	1.3
	り 災 世 帯 数	世 帯	1.0	1.0
	り 災 人 員	人	3.2	3.3
林野火災1件当たり	損 害 額	万 円	27	42
	林 野 焼 損 面 積	a	72	107

第3図 火災の傾向

(昭和45年=100)



第4表 火災種別出火件数の構成割合

区 分	昭和54年	昭和53年
建 物 火 災	60.0%	56.7%
林 野 火 災	8.7	10.2
車 両 火 災	5.7	5.1
船 舶 火 災	0.4	0.4
航 空 機 火 災	0.0	0.0
そ の 他 の 火 災	25.2	27.6
計	100.0	100.0

第5表 火災種別出火件数の推移

(昭和45年=100)

年 別	建 物		林 野		車 両		船 舶		航 空 機		そ の 他	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
45	39,845	100	7,033	100	4,182	100	317	100	6	100	12,522	100
46	39,549	99	7,101	101	4,057	97	306	97	5	83	13,001	104
47	38,868	98	4,541	65	3,774	90	313	99	8	133	10,787	86
48	42,551	107	8,311	118	3,986	95	301	95	7	117	17,916	143
49	39,143	98	8,351	119	3,420	82	303	96	4	67	16,491	132
50	38,455	97	5,517	78	3,078	74	248	78	4	67	14,910	119
51	38,796	97	5,549	79	3,099	74	233	74	5	83	14,622	117
52	39,302	99	5,227	74	3,392	81	215	68	2	33	15,836	126
53	39,912	100	7,208	102	3,590	86	254	80	5	83	19,454	155
54	38,291	96	5,534	79	3,639	87	244	77	4	67	16,082	128

り、その他の火災を除きいずれも横ばいないしは減少の傾向にある。

ウ 春季、冬季の火災が多い

出火件数を四季別にみると、第6表のとおり、春季が最も多く34.5%を占め、次いで冬季、夏季、秋季の順となっている。火災は低温、低湿でしかも火気使用の多い冬季から春先にかけて多く、昭和54年では、冬季と春季で総出火件数の63.2%を占めている。

エ 出火率は5.5

出火率は全国平均で5.5となっている。昭和54年は10年前の昭和45年に比較し出火件数で0.2%、出火率で11.3%下回っている。(第7表参照)

第6表 四季別出火状況

年 別 季 別	昭 和 54 年				昭 和 53 年			
	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)
春季(3月~5月)	21,979	34.5	43,821	32.0	22,833	32.4	38,946	29.8
夏季(6月~8月)	12,240	19.2	26,554	19.4	15,456	21.9	27,665	21.2
秋季(9月~11月)	11,247	17.6	27,512	20.1	12,152	17.3	25,567	19.6
冬季(1月,2月,12月)	18,328	28.7	38,941	28.5	19,982	28.4	38,362	29.4
計	63,794	100.0	136,827	100.0	70,423	100.0	130,539	100.0

(注) 損害額は各季毎に百万円未満を四捨五入したため、各季別の計と合計とは一致しない。

第7表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の増加率

区 分	昭 和 54 年	昭 和 45 年	増加率(%)
出 火 率	5.5	6.2	△ 11.3
出 火 件 数(件)	63,794	63,905	△ 0.2
うち建物火災	38,291	39,845	△ 3.9
人 口(人)	115,286,775	102,747,274	12.2
世 帯 数(世帯)	35,350,173	28,205,976	25.3

(注) 人口及び世帯数は、各年とも3月31日現在の住民基本台帳による。

オ 出火率の高いのは岐阜県、低いのは京都府、奈良県

都道府県別の出火件数は、東京都の7,470件を最高に、大阪府、愛知県、神奈川県、兵庫県の順となっており、例年どおり大都市が所在する都道府県の出火件数が多い。一方少ない方では、前年に引き続き奈良県の278件を最低に、和歌山県、富山県、福井県、佐賀県の順となっている。(附属資料3参照) 都道府県別の出火率は、第8図のとおり、全国平均5.5に対して、最高は岐阜県で7.7、最低は京都府と奈良県で2.4となっている。

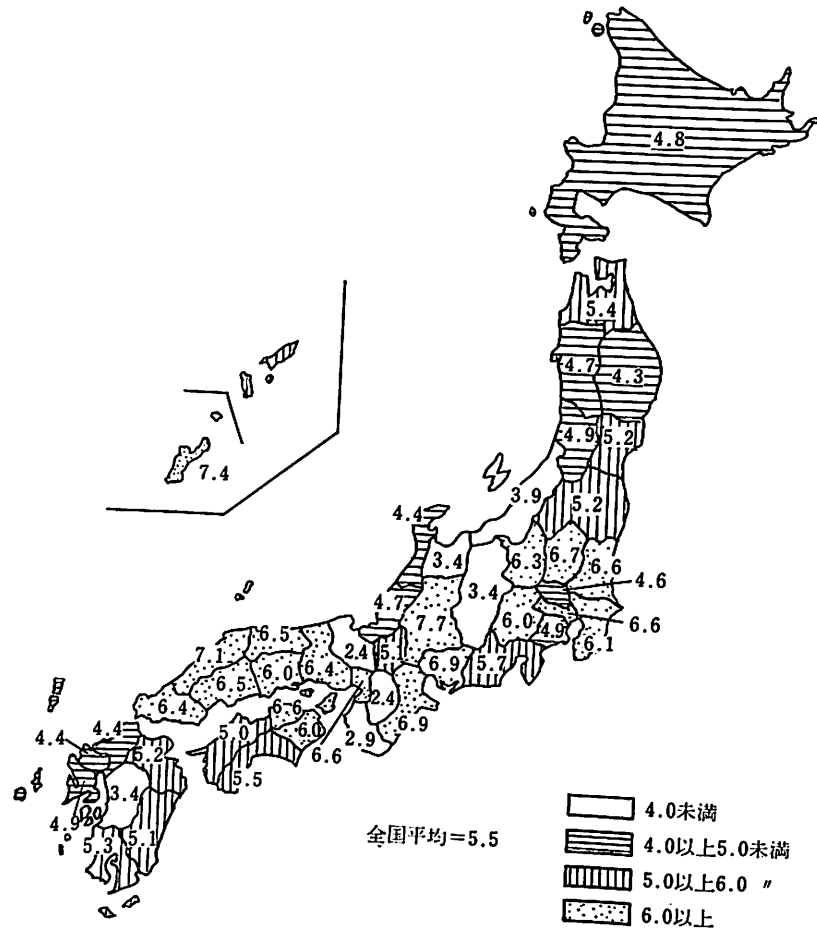
カ 火災通報は119番、初期消火は消火器

消防機関が火災をどのような方法で覚知しているかについてみると、第9表のとおり、火災報知専用電話「119番」による通報の例が圧倒的に多いことがわかる。

初期消火器具の使用状況の推移は、第10表に示すとおりであり、昭和54年

第8図 都道府県別出火率

(昭和54年中)



において、初期消火に簡易消火用具（水バケツ、水そう及び乾燥砂）が使用されたのは総出火件数の24.3%、消火器が使用されたのは25.4%となっている。

(2) 損害額

昭和54年中における火災による損害額は1,368億2,700万円の前年に比較し

第9表 覚知方法別出火件数

(昭和54年中)

区分	出火件数(件)	構成比(%)
覚知方法別		
火災報知器	413	0.6
火災報知専用電話(119番)	49,497	77.6
加入電話	3,355	5.3
警察電話	1,618	2.5
望楼発見	50	0.1
駆け付け通報	893	1.4
事後聞知	6,747	10.6
その他	1,221	1.9
計	63,794	100.0

第10表 初期消火器具使用状況の推移

(単位: 件, %)

年別	簡易消火用具		消火器		固定消火設備		その他	
	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合
44	19,196	33.8	13,214	23.3	2,023	3.6	22,364	39.4
49	19,490	28.8	15,913	23.5	2,013	3.0	30,296	44.7
54	15,491	24.3	16,182	25.4	1,359	2.1	30,762	48.2

第11表 損害額の推移

(昭和45年=100)

年別	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
区分										
損害額 (百万円)	83,387	78,570	84,106	113,796	112,306	110,148	160,954	129,393	130,539	136,827
指数	100	94	101	136	135	132	193	155	157	164
1件当 たり損 害額 (千円)	1,305	1,227	1,443	1,557	1,659	1,771	2,583	2,023	1,854	2,145
指数	100	94	111	119	127	136	198	155	142	164

62億8,800万円(前年1,305億3,900万円)増加し、火災1件当たりでは214万円(前年185万円)となっている。損害額の推移をみると、第11表のとおり、

最近はほぼ横ばいである。なお、火災種別ごとの損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く95.8%を占めている。(第1表参照)

### (3) 死者

昭和54年中の火災による死者は、放火自殺者を除くと1,301人で、前年の1,323人に比べて22人の減少となっている。また、放火自殺(心中を含む。)による死者は、前年の531人より238人も増加し769人となっている。(第12表参照)

第12表 火災による死傷者の推移

(昭和45年=100)

区 分		年 別									
		45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
死者数(人)	放火自殺者を除いた数	1,450	1,263	1,471	1,586	1,323	1,300	1,202	1,350	1,323	1,301
	放火自殺者数	145	220	201	284	323	374	446	559	531	769
	計	1,595	1,483	1,672	1,870	1,646	1,674	1,648	1,909	1,854	2,070
指数	放火自殺者を除いた数	100	87	101	109	91	90	83	93	91	90
	放火自殺者数	100	152	139	196	223	258	308	386	366	530
	計	100	93	105	117	103	105	103	120	116	130
負傷者数(人)		9,725	9,208	9,692	9,789	9,070	8,232	9,365	8,506	8,718	8,157
指数		100	95	100	101	93	85	96	87	90	84

昭和54年中の火災による死傷者のうち、消防職員及び消防団員の殉職者は3人(前年4人)、負傷者は1,784人(前年2,096人)である。

#### ア 建物火災による死者が大部分

火災種別ごとの死傷者数は、第13表のとおり、建物火災によるものが最も多く、死者は1,450人で全死者数の70.1%、負傷者は7,241人で全負傷者の88.8%となっている。

建物火災による死者1,450人について、その火災の焼損規模と死者数の関係を見ると、全焼の場合が802人(55.3%)、部分焼の場合が440人(30.3%)、

第13表 火災種別死傷者数

(昭和54年中)

火災種別	死 者		負 傷 者	
建物火災	1,450人	70.1%	7,241人	88.8%
林野火災	38	1.8	257	3.1
車両火災	124	6.0	201	2.5
船舶火災	7	0.3	45	0.6
航空機火災	—	—	2	0.0
その他	451	21.8	411	5.0
計	2,070	100.0	8,157	100.0

半焼の場合が208人(14.4%)となっている。

#### イ 焼死者は冬季から春先にかけてと真夜中に多い

月別の死者発生状況は、例年、火気を利用する機会が多い冬季から春先にかけて多く、夏季は少ない。昭和54年中の月別死者の発生状況をみても第14表のとおり、1月から4月及び12月の5か月間に全死者数の58.8%に当たる1,218人の死者が発生している。

第14表 月別死傷者発生状況

(昭和54年中)

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
死者(人)	299	218	283	220	161	99	88	94	109	132	169	198	2,070
割合(%)	14.4	10.5	13.7	10.6	7.8	4.8	4.2	4.5	5.3	6.4	8.2	9.6	100.0
うち放火自殺者(人)	108	72	90	91	65	32	45	45	46	39	60	76	769
割合(%)	14.0	9.4	11.7	11.8	8.5	4.2	5.8	5.8	6.0	5.1	7.8	9.9	100.0
負傷者(人)	825	735	960	842	744	573	477	610	471	583	544	793	8,157
割合(%)	10.1	9.0	11.8	10.3	9.1	7.0	5.9	7.5	5.8	7.1	6.7	9.7	100.0

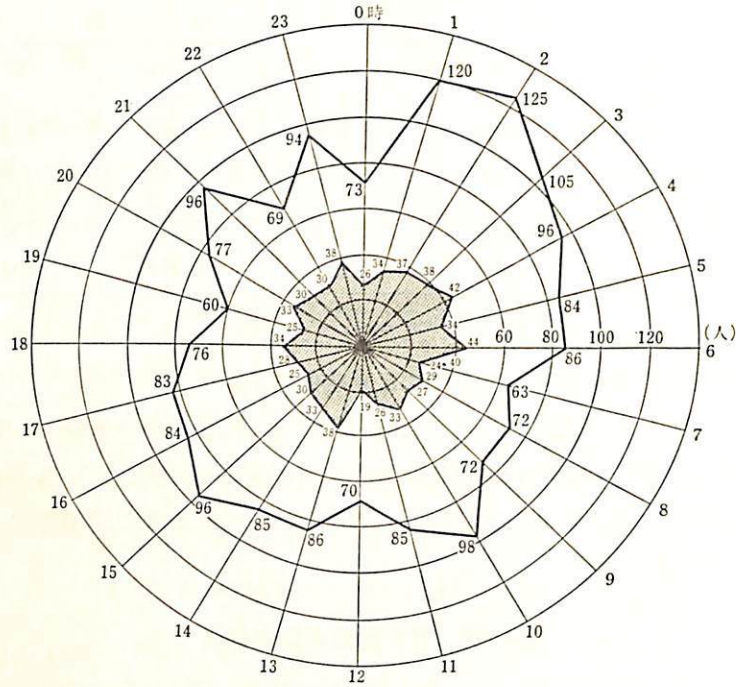
時間帯別に死者の発生状況をみると第15図に示すとおり、2時台が125人と最も多く、次いで1時台120人、3時台105人となっている。一方、死者発生数の最も少ない時間帯は、19時台の60人、次いで7時台の63人となっている。

#### ウ 焼死者の率が高いのは群馬県、低いのは大阪府

都道府県別の死者発生状況をみると、東京都が158人で最も多く、次いで

第15図 時間帯別死者発生状況

(昭和54年中)



(注) 斜線内は放火自殺者数を示す。

第16表 人口に対する死者数の割合

(昭和54年中)

率の高い府県				率の低い府県			
都道府県	人口(千人)	死者数(人)	人口10万人に対する割合	都道府県	人口(千人)	死者数(人)	人口10万人に対する割合
群馬	1,826	63	3.45	大阪	8,487	73	0.86
徳島	821	28	3.41	熊本	1,776	21	1.18
山梨	795	27	3.40	長崎	1,592	19	1.19
山口	1,588	48	3.02	長野	2,071	25	1.21
栃木	1,768	50	2.83	広島	2,723	36	1.32

(注) 1 人口は昭和54年10月1日現在総理府調べによる。  
 2 人口10万人に対する割合の全国平均は1.78人である。

第17表 建物用途別の死者発生状況

(昭和54年中)

区分	計	併用住宅											計	昭和53年																		
		一般住宅	共同住宅	事務所	工場・作業場	倉庫・納屋	養畜舎	商業店舗・待合	サービス店舗	その他	物品販売店舗	飲食店舗・待合			劇場・映画館・演芸場	旅館・ホテル	学校	病院・診療所	遊技場	寄宿舎	浴	神社・寺院・教会	理容所・美容所	工場・作業場	変電所	倉庫・納屋	危険物倉庫	車庫・駐車場	養畜舎	事務所	その他	
1階	981	726	66	8	15	13			3	2	1	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	18	3	18	3	2	6	36	3	11	54	
2階	392	148	84	17	8	8		8	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	2	2	1	1	3	14	1	3	14		
3階	39	1	16	3	4	4		3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							1				1	
4階	8		7	8				2																								1
5階	14		8	2				2																								1
6階	3		2																													1
7階	1		1																													1
11階	1		1																													1
外	7		5																													2
不明	4		1																													2
計	1,450	881	185	22	33	25	2	94	33	16	225	(15.5)	130	(9.3)	1,404	881	185	22	33	25	2	94	33	16	225	(15.5)	1,053	(75.0)	1,404	(100.0)		
計 (%)	(100.0)	(73.5)	(12.9)	(1.5)	(2.3)	(1.7)	(0.1)	(6.5)	(2.3)	(1.1)	(15.5)	(9.3)	(75.0)	(100.0)	(75.0)	(62.1)	(13.0)	(1.5)	(2.3)	(1.7)	(0.1)	(6.5)	(2.3)	(1.1)	(15.5)	(9.3)	(75.0)	(100.0)	(75.0)	(100.0)		

北海道133人，神奈川県117人となっている。一方，死者の少ない県は，鳥取県の12人を最低に，島根県13人，高知県，佐賀県及び石川県が各15人となっている。(附属資料3参照)

これを，人口10万人当たりの死者数と比較すると，全国平均は1.78人で，最も高い県は群馬県の3.45人，最も低い県は大阪府の0.86人となっている。(第16表参照)

**エ 焼死者は木造住宅で多い**

建物用途別の死者発生状況は，第17表のとおり，住宅での死者が最も多く，1,291人で，建物火災による死者数の89.0%を占めている。

建物の階層別の死者発生状況については，建物の用途，規模等によって異なるが，1階での死者が最も多く981人で建物火災による死者数の67.7%，次いで2階が392人で27.0%と続いている。

建物火災における構造別及び死因別の死者発生状況は，第18表のとおりであり，木造建物での死者が1,008人で最も多く69.5%を占め，次いで防火構造が217人で15.0%となっている。

**第18表 建物火災の構造別・死因別死者発生状況**

(昭和54年中)

死因別 構造別	一酸化炭素中毒・窒息	火傷	打撲骨折等	その他	不明	小計	自殺	計
木造	303	442	2	11	37	795	213	1,008
防火造	67	86		3		156	61	217
簡易耐火造	40	31	1	3	1	76	23	99
耐火造	30	30	2	1	2	65	31	96
その他	11	9			1	21	9	30
計	451	598	5	18	41	1,113	337	1,450

**オ 56%は火傷による死者**

放火自殺による死者を除く火災による死者の死因は，第19表のとおり，火傷による死者が733人で56.3%を占め，次いで一酸化炭素中毒，窒息による死者が493人で37.9%となっている。

**第19表 死因別死者発生の推移**

年別	一酸化炭素中毒・窒息	火傷	打撲骨折等	その他	不明	小計	自殺	計
50	517 (39.8)	713 (54.8)	9 (0.7)	24 (1.9)	37 (2.8)	1,300 (100.0)	374 [22.3]	1,674
51	476 (39.6)	672 (55.9)	7 (0.6)	19 (1.6)	28 (2.3)	1,202 (100.0)	446 [27.1]	1,648
52	526 (39.0)	764 (56.6)	6 (0.4)	26 (1.9)	28 (2.1)	1,350 (100.0)	559 [29.3]	1,909
53	562 (42.5)	714 (54.0)	3 (0.2)	18 (1.4)	26 (1.9)	1,323 (100.0)	531 [28.6]	1,854
54	493 (37.9)	733 (56.3)	6 (0.5)	23 (1.8)	46 (3.5)	1,301 (100.0)	769 [37.1]	2,070

(注) 1 ( )内は構成比を示し，単位は%である。  
2 [ ]内は，火災による死者総数に対する自殺者数の割合である。

**カ 依然として多い老人の死者**

焼死に至った理由をみると，第20表のとおりであり，判断力に欠けあるいは体力的条件が悪く，ほとんど避難できなかったと思われるものが293人で，放火自殺者を除く全焼死者1,301人の22.5%を占め，次いで発見が遅れ，気付いた時は火煙が回り，既に逃げ道がなかったと思われるものが270人の20.8%となっている。

更に細かくみると老衰，病気，身体不自由などのために死に至ったものは，256人で放火自殺者を除く全焼死者の19.7%となっている。

なお，61歳以上の高齢者の火災による死者数をその人口数と比較してみると，第21表のとおりである。

**キ 1件で3人以上の死者を出した火災は57件**

1件で3人以上の死者を出した火災は，昭和54年中に57件(前年は54件)発生し，これによる死者は213人(前年200人)で全体の10.3%(前年10.8%)を占めている。

火災の種別ごとにみると，第22表のとおり，建物火災によるものがほとんどを占めており，件数で53件，死者数は184人となっている。

建物用途別の死者発生状況は，第23表のとおり，専用住宅での死者が123人で最も多く66.8%を占めている。

第20表 死に至った経過と

年齢区分等	発見が遅れ、気がついた時は、火煙が回り道に逃げたもの。既に逃げたもの。全く気が付かなかった場合を含む。				判断力に欠け、悪条件となるもの。				延焼拡大が早いため、避難できなかったもの。				逃げれば逃げられたが、逃げられなかったもの。				その他	
	熟睡	泥酔	病気の身体不自由	その他	乳児	泥酔	病気の身体不自由	老衰	その他	ガス爆発のため	危険物燃焼のため	その他	ろうばいして	持出品・服装に気をとられ	火災をふれ回っているうちに	消火しようとして		人を救助しようとしていて
0～5歳	13				1	100				1	5	1						
6～10	18				1	1	2			1	2							2
11～20	22	1			1		1			3	2	6	1	1	1	2		1
21～30	20	12			5		3	2		3	7	4	1	1	1	1	1	1
31～40	16	10			1	1	5	1		3	7	3		1	1	3	4	1
41～50	22	16			5	2	3			4	7	4	4	1	2	6	3	
51～60	18	7			2	2	10	10				1	2			3		
61～70	14	10			4	1	3	28	1	2	3	1	2	1	1	17	2	3
71～80	13	2			10	1	1	50	7	1	2	1	1	3	1	29	2	2
81～	10				7	2		30	15	2	1			1		3		
不明											2		1					
計 (%)	166	58	29	17	101	25	124	23	20	36	23	11	9	7	0	64	12	10
		270 (20.8)			293 (22.5)				70 (5.4)			102 (7.8)						
昭和53年 (%)	192	71	40	20	117	23	157	29	13	34	28	7	8	12	4	70	14	13
		323 (24.4)			339 (25.6)				69 (5.2)			121 (9.2)						

年齢別の状況

(昭和54年中)

避難行動を起し逃げられなかったもの。一応、自力避難中、吸引等で死亡した場合を含む。		逃げられなかったもの。		逃げられたもの。		逃げられなかったもの。		逃げられたもの。		逃げられなかったもの。		逃げられたもの。		逃げられなかったもの。		逃げられたもの。		逃げられなかったもの。		逃げられたもの。		逃げられなかったもの。		逃げられたもの。							
避難行動を起し逃げられなかったもの。	逃げられなかったもの。	逃げられなかったもの。	逃げられたもの。	逃げられなかったもの。	逃げられたもの。	逃げられなかったもの。	逃げられたもの。	逃げられなかったもの。	逃げられたもの。	逃げられなかったもの。	逃げられたもの。	逃げられなかったもの。	逃げられたもの。	逃げられなかったもの。	逃げられたもの。	逃げられなかったもの。	逃げられたもの。	逃げられなかったもの。	逃げられたもの。	逃げられなかったもの。	逃げられたもの。	逃げられなかったもの。	逃げられたもの。	逃げられなかったもの。	逃げられたもの。						
避難行動を起し逃げられなかったもの。	逃げられなかったもの。	逃げられなかったもの。	逃げられたもの。	逃げられなかったもの。	逃げられたもの。	逃げられなかったもの。	逃げられたもの。	逃げられなかったもの。	逃げられたもの。	逃げられなかったもの。	逃げられたもの。	逃げられなかったもの。	逃げられたもの。	逃げられなかったもの。	逃げられたもの。	逃げられなかったもの。	逃げられたもの。	逃げられなかったもの。	逃げられたもの。	逃げられなかったもの。	逃げられたもの。	逃げられなかったもの。	逃げられたもの。	逃げられなかったもの。	逃げられたもの。						
3			5	2																											
1	4	1	2	3	2																										
	13			1																											
2	11	2	1	4		1	1																								
3	5			4	2	1	1	2																							
3	10			4	1	1	1	1																							
5	15	1		1	1	2	1	1	4	2																					
25	10	2	3	2	2	2			7	4	3	4																			
23	6	2		6	2	2			9	4	13	22																			
18	7		1	2	2	2			7	2	4	9																			
80	84	8	12	22	19	10	5	29	15	23	39	3	51	19	20	19	19	89	1	301	769	2,070									
	206 (15.8)				34 (2.6)				179 (13.8)												39 (3.0)		108 (8.3)								
73	57	13	6	19	29	8	3	19	8	18	43	2	22	18	12	10	25	86	1	323	531	1,854									
	168 (12.7)				40 (3.0)				130 (9.8)												22 (1.7)		111 (8.4)								

第21表 高齢者（61歳以上）の人口と死者数

(昭和45年=100)

年 別	人 口		死 者 数		人口10万人当たりの死者数	
	人口(千人) <sub>A</sub>	指 数	死者(人) <sub>B</sub>	指 数	B/A×100	指 数
50	12,246	100	638	100	5.21	100
51	12,629	103	564	88	4.47	86
52	13,035	106	661	104	5.07	97
53	13,411	110	627	98	4.68	90
54	13,777	113	665	104	4.83	93

(注) 人口は各年とも10月1日現在の推計人口(総理府統計局調べ)による。

第22表 1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生件数及び死者数

(昭和54年中)

区 分		計	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	16 人
計		57(213)	38(114)	12(48)	3(15)	1(6)	2(14)	1(16)
建物火災	全 焼	36(125)	25(75)	8(32)	1(5)	1(6)	1(7)	—
	半 焼	11(40)	6(18)	3(12)	2(10)	—	—	—
	部分焼	6(19)	5(15)	1(4)	—	—	—	—
林野火災		—	—	—	—	—	—	—
車両火災		2(10)	1(3)	—	—	—	1(7)	—
船舶火災		—	—	—	—	—	—	—
航空機火災		—	—	—	—	—	—	—
その他火災		2(19)	1(3)	—	—	—	—	1(16)

(注) ( )内は死者数を示す。

ク 放火自殺者が急増し、戦後第1位

昭和54年中における放火自殺者は769人で前年(531人)より238人増加し、戦後第1位の記録となっている。

放火自殺の発生状況を年齢別にみると、第24図のとおり、31歳～40歳が191人(前年124人)と最も多く、次いで41歳～50歳の170人(前年116人)と続いている。性別では男性が435人、女性が334人となっている。

第23表 1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別死者発生状況

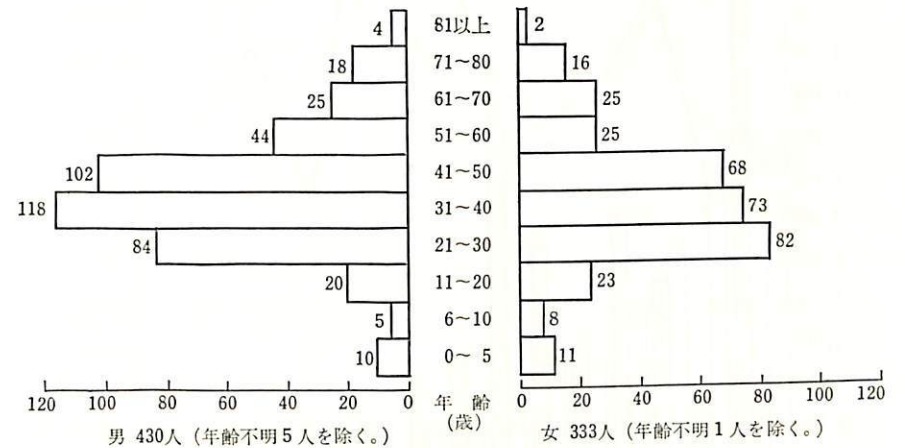
(昭和54年中)

区 分	出火件数	死 者 数												
		計	一般住宅 専用住宅	共同住宅	事務所	工場・作業場	変電所	その他	事務所 併用住宅	商業店舗 併用住宅	待合 併用住宅	サ ー ビ ス 併用住宅	業 場 併用住宅	工 場 併用住宅
計	53	184	113	10	3	10	3	3	7	12	13	7	3	42
1 階	42	97	78	5	3	3	3	3	3	2	2	—	—	—
2 階	10	80	35	5	—	7	—	3	2	12	9	7	—	—
3 階	1	7	—	—	—	—	—	—	2	2	—	—	—	—

(注) 出火件数は出火した階ごとに、死者は発生した階ごとに集計した。

第24図 年齢別・性別放火自殺者発生状況

(昭和54年中)



(4) 出火原因

昭和54年中における出火原因別の出火件数は、第25表のとおりである。総出火件数6万3,794件のうち、失火が4万6,979件(73.6%)で、火災の大半

は火気の取扱いの不注意や不始末から発生している。

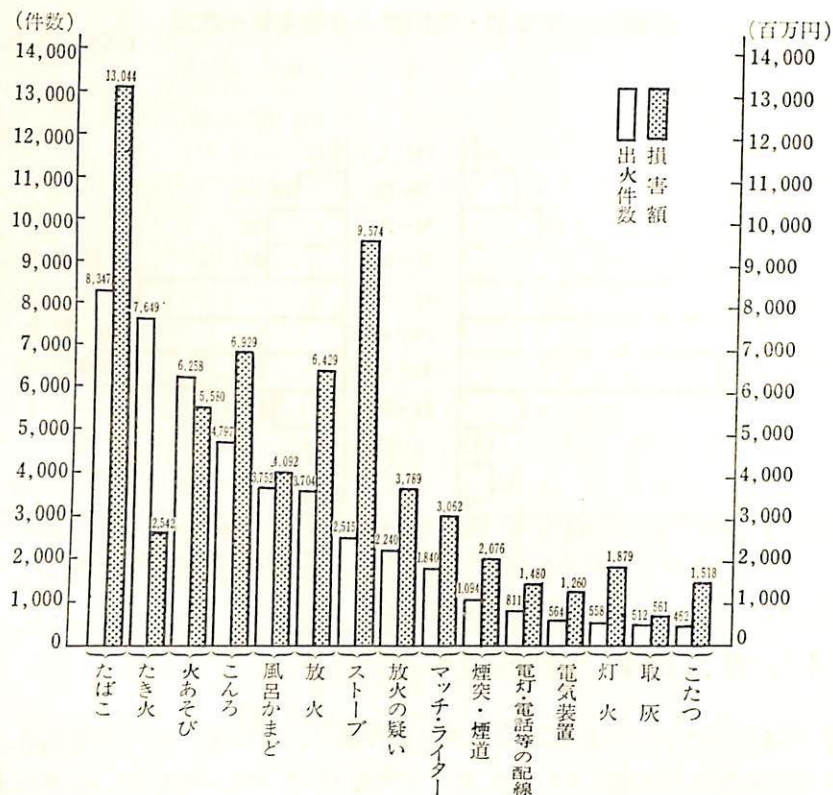
第25表 出火原因別出火件数

(昭和54年中)

区 分	出火件数(件)	割合(%)
失火	46,979	73.6
放火・放火の疑い	5,944	9.3
自然発火・再燃	1,035	1.6
天災	258	0.4
不明	9,578	15.1
計	63,794	100.0

第26図 出火原因別出火件数及び損害額

(昭和54年中)



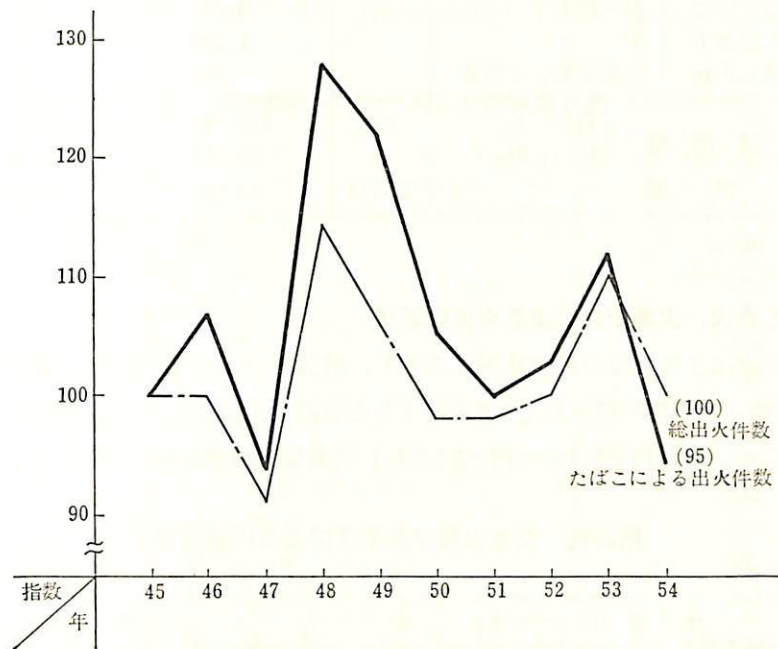
ア 「たばこ」による火災が本年も首位

出火原因別の出火件数及び損害額は、第26図のとおり、たばこによるものが8,347件と全出火件数の13.1%（前年14.1%）を占め、昭和35年以来首位となっている。次いで、たき火、火あそび、こんろの順となっており、順位は前年と同様である。

たばこによる出火件数と総出火件数の推移をみると、第27図のとおりほぼ連動している。

第27図 総出火件数とたばこによる出火件数の推移

(昭和45年=100)



たばこによる火災の損害状況は、第28表のとおり130億4,400万円と多額の損害を出しており、また、火災種別では建物火災が最も多く3,951件（47.3%）、次いで林野火災が1,219件（14.6%）となっている。

次に、たばこによる火災を経過別にみると、投げ捨てによるものが最も多く4,988件（59.8%）となっており、次いで灰皿等に放置しておいたたばこが落下したもの1,290件（15.5%）、消し忘れによるもの709件（8.5%）の順

第28表 たばこ及びマッチ・ライターによる損害状況

(昭和54年中)

区	分	単位	たばこ	マッチ・ライター
出火件数		件	8,347	1,840
うち	建物火災		3,951	986
	林野火災		1,219	300
	車両火災		366	145
	船舶火災		24	3
	その他の火災		2,787	406
主な経過別出火件数		件		
	たばこ			
	マッチ・ライター			
{ 投げ捨て { 火源落下 { 消し忘れ	{ 投げ捨て { 引火 { 火源が動いて接触		4,988	484
			1,290	311
			709	216
焼損面積	建物	m <sup>2</sup>	170,769	43,355
	林野	a	80,217	70,036
損害額		百万円	13,044	3,062

となっている。

イ たき火、火あそびによる火災は減少

たき火による火災の損害状況をみると、第29表のとおりであり、前年より2,228件(22.6%)減少して7,649件(全火災の12.0%)の火災が発生し、損害額についても13億5,100万円(34.7%)減少して25億4,200万円となってい

第29表 たき火及びあそびによる損害状況

(昭和54年中)

区	分	単位	たき火	火あそび
出火件数		件	7,649	6,258
主な発火源別出火件数	件	たき火の延焼拡大	5,461	マッチ 4,350
		火の粉の飛火	1,969	ライター 631
		虫焼火	219	花火 315
焼損面積	建物	m <sup>2</sup>	71,847	114,609
		林野	a	109,573
損害額		百万円	2,542	5,580

る。たき火による火災の主な発火源別出火件数は、たき火の延焼拡大によるものが最も多く5,461件、次いで火の粉の飛火、虫焼火の順となっている。

次に、火あそびによる火災の損害状況、発火源別出火件数をみると、前年より77件(1.2%)減少して6,258件(全火災の9.8%)の火災が発生したが、損害額は逆に8億3,300万円(17.5%)増加して55億8,000万円となっている。

ウ ストープによる火災も減少

ストーブによる火災の損害状況をみると第30表のとおりであり、前年に比べ、251件(9.1%)減少して2,515件の火災が発生したが、損害額については2億5,500万円(3.0%)増加し95億7,400万円となっている。

第30表 ストープによる損害状況

区	分	単位	昭和54年
出火件数		件	2,515
うち	石油ストーブ		1,890
	電気	〃	262
	ガス	〃	180
	まき	〃	146
	石炭	〃	37
主な経過別出火件数		件	
うち	可燃物の接触落下		565
	引火・ふく射		541
	使用方法の誤り		280
	調整不良		197
	消し忘れ		141
建物焼損面積		m <sup>2</sup>	149,094
損害額		百万円	9,574
石油ストーブ普及率		%	92.2
灯油販売量		千kl	25,076

(注) 灯油販売量は通産省の資料による。

ストーブの種類別では、普及率の高い石油ストーブによるものが最も多く1,890件で全体の75.1%を占めており、次いで電気ストーブ、ガスストーブ、

まきストーブ、石炭ストーブの順となっている。

次に、ストーブによる火災の主な経過別出火件数をみると、可燃物の接触・落下によるものが565件と最も多く、次いで引火・ふく射、使用方法の誤り等の順になっている。

**エ 放火による火災は増加**

放火及び放火の疑いによる火災の損害状況をみると、第31表のとおり放火によるものの出火件数は3,704件で前年に比べ585件(18.8%)増加し、放火の疑いによるものは2,240件で前年に比べ10件(0.4%)の減少となっている。損害額については、前年に比べ、放火が21億9,800万円(51.9%)増の64億2,900万円、放火の疑いが8億5,900万円(29.3%)増の37億8,900万円となっている。

次に発火源別にみると、マッチによるものが2,110件と最も多く、次いでライター、たばこの順となっている。

第31表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

(昭和54年中)

区 分	単 位	放 火	放火の疑い	計
出 火 件 数	件	3,704	2,240	5,944
うち マッチによるもの		1,421	689	2,110
ライター "		740	428	1,168
たばこ "		43	36	79
焼 損 面 積 { 建 物	m <sup>2</sup>	75,330	42,584	117,914
林 野	a	1,887	533	2,420
損 害 額	百万円	6,429	3,789	10,218

**オ 着火物は枯れ草が首位**

全火災の着火物(発火源から最初に着火した物)別出火件数の上位のものは第32表のとおり、枯れ草に着火したものが1万654件で総出火件数の16.7%(前年19.5%)を占め、例年どおり首位となっている。次いで紙くず・わらくず、寝具の順となっているが、動植物油、鉱物油、ガソリンの増加が目立っている。

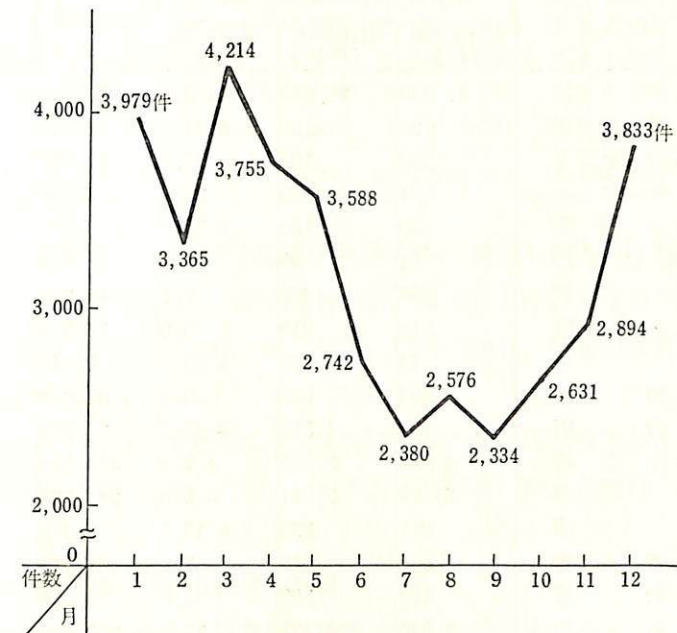
第32表 全火災の主な着火物別出火件数

着 火 物	昭 和 54 年		昭 和 53 年	
	出 火 件 数 (件)	総出火件数に占 める割合 (%)	出 火 件 数 (件)	総出火件数に占 める割合 (%)
枯 れ 草	10,654	16.7	13,713	19.5
紙くず・わらくず	3,922	6.1	4,084	5.8
寝 具	3,273	5.1	3,620	5.1
動 植 物 油	3,218	5.0	3,043	4.3
紙・袋 製 品	2,665	4.2	2,653	3.8
合成樹脂と成形品	2,520	4.0	2,282	3.2
鉱 物 油	1,732	2.7	1,324	1.9
織 維 製 品	1,696	2.7	1,774	2.5
ガ ソ リ ン	1,649	2.6	1,588	2.3
落 葉	1,519	2.4	1,880	2.7

(注) 昭和54年は着火物の上位10位までを表示した。

第33図 建物火災月別出火件数

(昭和54年中)



(5) 火災種別ごとの状況

ア 建物火災

(ア) 建物火災は1日に105件、14分ごとに1件

建物の出火件数は、3万8,291件であり、1日に105件、14分ごとに1件の割合で発生したことになる。

建物火災の出火件数は、多少の上下はあるもののおおむね横ばいに推移しているが、昭和54年は前年に比べ1,621件(4.1%)減少している。(第5表参照)

次に、月別の建物火災の出火件数をみると、第33図のとおり、3月を最高に1月、12月、4月と続き、冬季から春先にかけて多く発生している。

(イ) 居住建物の火災が半数

第34表 用途別建物火災の損害状況

用途別	出火件数			焼損面積 (m <sup>2</sup> )	損害額 (百万円)
	昭和54年 (件)	昭和53年 (件)	増減率 (%)		
居住	18,959	20,084	△ 5.6	750,480	41,868
劇場・興行場	94	120	△ 21.7	8,306	674
百貨店・マーケット	205	104	97.1	17,573	2,039
旅館・ホテル	391	320	22.2	28,105	2,020
病院・診療所	80	180	△ 55.6	3,969	94
社会福祉施設	64	50	28.0	1,678	76
学校	456	423	7.8	41,037	1,825
神社・寺院	219	219	0.0	16,837	1,227
浴場	28	77	△ 63.6	1,434	80
事務所	834	830	0.5	32,048	1,974
飲食店	707	1,303	△ 45.7	34,369	3,239
工場・作業場	4,823	5,223	△ 7.7	453,554	34,822
倉庫	3,229	3,581	△ 9.8	241,324	14,682
車庫	217	252	△ 13.9	7,928	254
養畜舎	568	616	△ 7.8	81,374	1,560
官署	103	103	0.0	4,659	115
その他	7,314	6,427	13.8	318,391	24,582
計	38,291	39,912	△ 4.1	2,043,066	131,131

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、第34表のとおり、居住建物の出火件数が1万8,959件で最も多く、全体の半数(49.5%)を占めている。次いで工場・作業場、倉庫、事務所となっている。なお、出火件数を前年に比べてみると百貨店・マーケットが97.1%増の205件となっているのが目立つ。

(ウ) 木造建物の火災が59%

建物火災を火元建物の構造別にみると、第35表のとおりである。木造建物からの出火件数は2万2,447件で、建物出火件数の58.6%を占め、次いで防火造建物、耐火造建物、簡易耐火造建物の順となっている。

第35表 火元建物の構造別損害状況

構造別	出火件数				昭和54年				
	昭和50年	昭和51年	昭和52年	昭和53年	出火件数	延焼率 (%)	焼損 むね数	1件当 たり焼 損面積 (m <sup>2</sup> )	1件当 たり損 害額 (千円)
木造	24,698	24,315	24,203	24,261	22,447	22.2	32,917	64.2	3,233
防火造	5,635	5,852	5,998	6,123	6,516	11.3	7,941	32.8	3,125
簡易耐火造	3,183	3,537	3,728	3,843	3,474	9.4	4,052	66.6	6,147
耐火造	3,707	3,808	4,028	4,117	4,110	2.0	4,230	14.6	2,264
その他・不明	1,232	1,284	1,345	1,568	1,744	46.8	2,785	55.9	4,328
全建物火災	38,455	38,796	39,302	39,912	38,291	18.1	51,925	53.4	3,425

建物火災について、火元建物以外の別むねに延焼した火災件数の割合(延焼率)を構造別にみると、木造建物が22.2%で出火件数5件のうち1件は別むねに延焼していることになる。以下、防火造建物、簡易耐火造建物、耐火造建物の順となっている。

次に、火元建物の構造別に火災1件当たりの焼損面積をみると、簡易耐火造建物が66.6m<sup>2</sup>と最も大きく、以下、木造建物、防火造建物、耐火造建物の順となっている。

(エ) 建物火災の過半数は小火災

建物火災の出火件数を損害額及び焼損面積の段階別にみると、第36表のとおりである。損害額では1件の火災につき10万円未満の出火件数が1万

第36表 建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数

(昭和54年中)

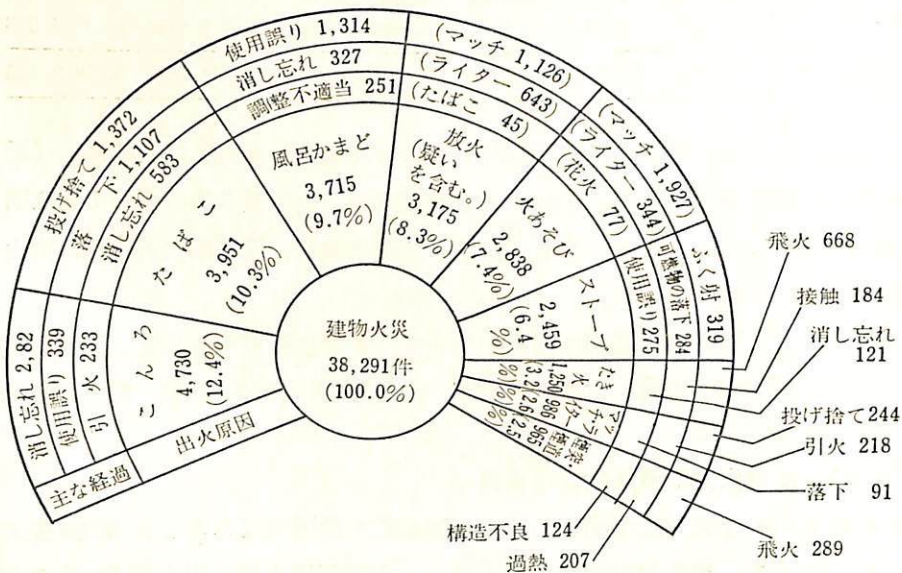
損害額	出火件数	焼損面積	出火件数
10万円未満	19,001	50m <sup>2</sup> 未満	28,563
50万円 "	5,048	100m <sup>2</sup> "	3,752
100万円 "	2,241	200m <sup>2</sup> "	3,518
500万円 "	6,527	300m <sup>2</sup> "	1,178
1,000万円 "	2,635	500m <sup>2</sup> "	741
2,000万円 "	1,611	1,000m <sup>2</sup> "	388
3,000万円 "	528	2,000m <sup>2</sup> "	120
5,000万円 "	359	3,000m <sup>2</sup> "	15
5,000万円以上	341	3,000m <sup>2</sup> 以上	16
計	38,291	計	38,291

9,001件で全体の49.6%を占め、焼損面積では1件の火災につき50m<sup>2</sup>未満の出火件数が2万8,563件で74.6%を占めており、建物火災の過半数は小火災であると言える。

(オ) 建物火災の原因はこんろによるものが多い

第37図 建物火災の主な出火原因と経過

(昭和54年中)



建物火災の出火原因は第37図のとおりであり、こんろによるものが4,730件(全体の12.4%)と最も多く、次いでたばこ、風呂かまど、放火(疑いを含む。)の順となっている。

こんろによる出火件数4,730件のうち2,821件(59.6%)は、消し忘れによるものであり、使用方法の誤りが339件、ガスや石油等に引火したもの233件となっている。次いで、たばこによる出火件数は3,951件で、吸いがらの投げ捨てによるもの1,372件(34.7%)、可燃物の上にたばこが落ちたもの1,107件、消し忘れたもの583件となっている。

(カ) 3DKの住宅3万戸相当分が焼損

建物焼損面積は、前年より16万6,058m<sup>2</sup>(7.5%)減少して204万3,066m<sup>2</sup>となった。これは、3DK(65m<sup>2</sup>)の住宅が3万1,432戸相当分焼損したことになる。都道府県別の建物焼損面積をみると、最高は前年同様北海道で15万5,465m<sup>2</sup>、次いで大阪府、東京都、愛知県、兵庫県の順となっており、一方少ない県は石川県の1万3,294m<sup>2</sup>を最低に、沖縄県、鳥取県、島根県、滋賀県の順となっている。(附属資料3参照)

(キ) 1件当たりの焼損面積は53m<sup>2</sup>

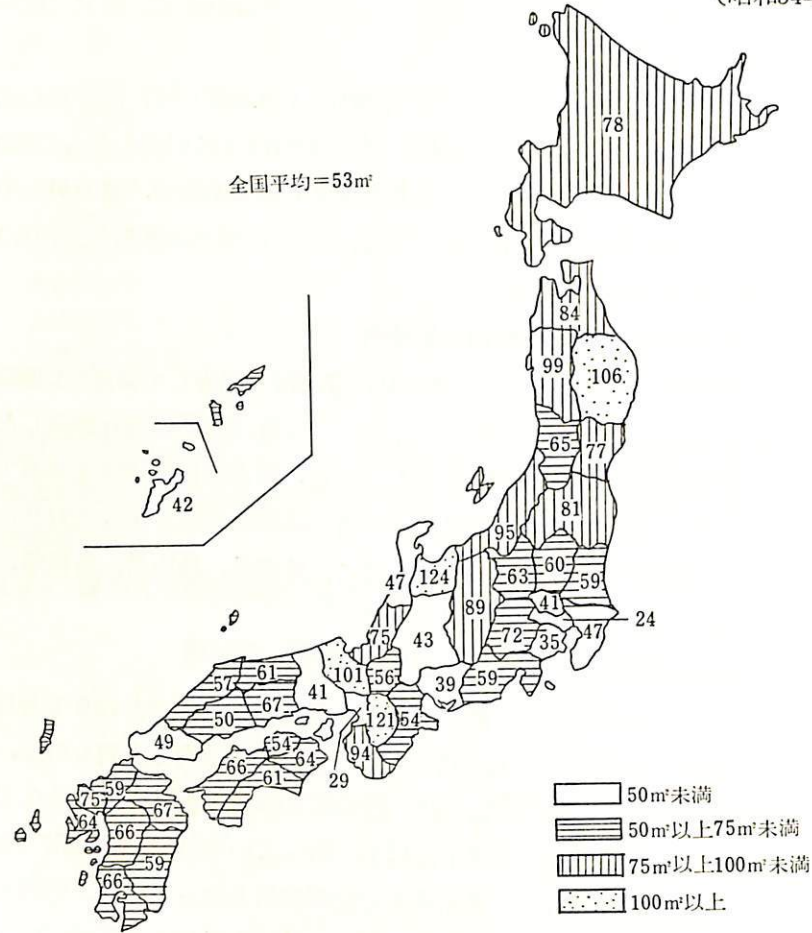
火災1件当たりの焼損面積を都道府県別にみると第38図のとおりである。全国平均は53m<sup>2</sup>で前年より2m<sup>2</sup>減少している。全国平均を上回るのは、富山県の124m<sup>2</sup>を最高に、奈良県121m<sup>2</sup>、岩手県106m<sup>2</sup>、京都府101m<sup>2</sup>など35道府県となっている。一方、全国平均以下となっているのは、東京都の24m<sup>2</sup>を最低に、大阪府、神奈川県、愛知県など12都府県となっており、相対的に大都市のある都府県は、出火件数は多いが、火災1件当たりの焼損面積の少ない火災が大部分であることを示している。

(ク) 建物火災の半数は覚知後5分以内に放水

建物火災の放水開始時間別の焼損状況をみると第39表のとおりである。消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った件数は2万1,206件(建物火災の55.4%)で、このうち覚知から放水開始までの時間が5分以内のものは1万950件(51.6%)、10以内のものは1万8,547件(87.5%)となっている。

第38図 建物火災1件当たりの焼損面積

(昭和54年中)



1件当たりの建物焼損面積を覚知から放水開始までの時間別にみると、昼夜ともに時間が経過するほど焼損面積も拡大している。

次に、覚知から放水までの1件当たりの建物焼損面積を昼夜別にみると、夜間における焼損面積は昼間の焼損面積を上回っている。これは、夜間の火災が昼間に比べて覚知が遅れがちとなるため、消防機関が現地に到着したときは既に火災が拡大していること等の理由によるものと考えられる。

(ケ) 建物火災の58%は放水開始後20分以内に鎮火

消防隊が放水した建物火災について、鎮火所要時間別の件数をみると、第

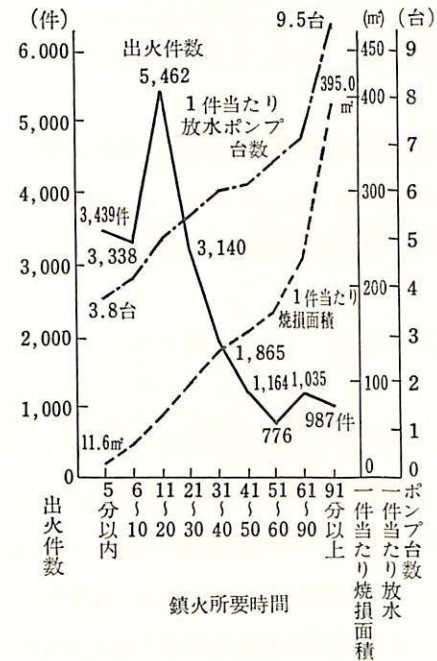
第39表 建物火災の放水開始時間別焼損状況

(昭和54年中)

区分 昼夜別	出火件数			1件当たり 焼損面積(m <sup>2</sup> )		1放水ポンプ 当たり台数(台)		延焼率(%)
	計	昼	夜	昼	夜	昼	夜	
覚知から放水開始まで								
5分以内	10,950	6,607	4,343	68.2	107.1	3.8	4.6	29.4
6~10 "	7,597	4,513	3,084	86.7	116.1	4.0	4.5	30.3
11~15 "	1,635	931	704	116.2	135.8	4.0	4.2	31.8
16~20 "	516	289	227	114.6	148.2	4.1	4.0	36.2
21分以上	507	260	247	138.2	155.8	3.8	3.5	36.1
不明	1	1	—	10.0	—	1.0	—	—
放水した建物火災	21,206	12,601	8,605	80.9	115.2	3.9	4.5	30.2
全建物火災 (放水しなかった 火災分を含む。)		38,291		53.4		2.3		18.1

第40図 建物火災の鎮火所要時間別焼損状況

(昭和54年中)



40図のとおり放水開始後11分から20分までのものが5,462件で最も多く、20分以内に鎮火した件数は1万2,239件で全体の57.7%となっている。

次に、鎮火所要時間別の1件当たりの焼損面積をみると、鎮火所要時間が長いほど1件当たりの焼損面積が増加している。また、1件当たりの放水ポンプ台数をみると鎮火所要時間が経過するほど放水ポンプ台数が増加している。

### イ 林野火災

林野火災は、5,534件で前年に比較し1,674件(23.2%)減少したのをはじめ、死者は38人で前年より7人(15.6%)、焼損面積は3,959haで前年より3,772ha(48.8%)それぞれ減少している。また、損害額は14億7,200万円の前年より15億8,700万円(51.9%)と大幅に減少している。

焼損面積が大幅に減少したのは、焼損面積が50ha以上の大規模な林野火災が21件から9件に減少したことによる。また、損害額が減少したのは、焼損面積の減少と、造林地の焼損面積が少なかったことによるものと考えられる。

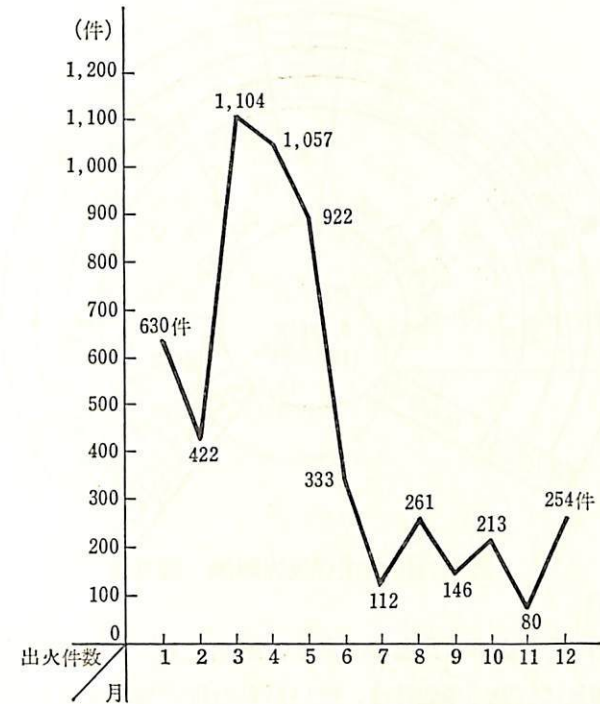
昭和53年度の人工造林面積は19万737haとなっており(林野庁調べ)、1年間の全国人工造林面積の2.1%に相当する森林が火災により焼損している。

都道府県別の林野焼損面積は、広島県が549haで最も多く、次いで兵庫県、北海道、愛媛県、福岡県の順となっており、少ないのは佐賀県の8ha、次いで、神奈川県、徳島県、鳥取県、東京都の順となっている。(附属資料3参照)

林野火災の出火件数を月別にみると、第41図のとおりである。林野火災の発生時期は地域によって必ずしも一定していないが、1月から5月にかけて多く発生している。この時期は概して降雨量が少なく、空気が乾燥し、季節風が吹くなど林野火災の発生しやすい気象条件となるからである。

林野火災の出火件数を焼損面積の段階別にみると、第42表のとおりである。1件の火災につき焼損面積が10ha未満の出火件数が5,485件で全体の99.1%を占めており、大半が10ha未満の火災となっている。

第41図 月別林野火災の出火件数  
(昭和54年中)



第42表 林野火災の焼損面積段階別損害状況  
(昭和54年中)

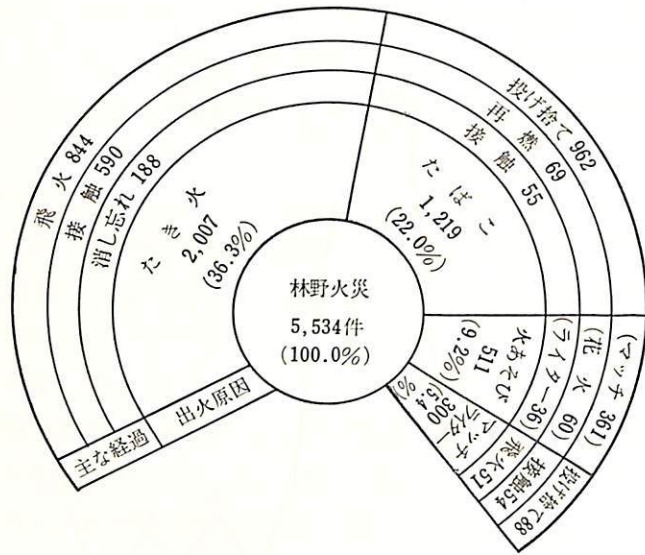
区分	焼損面積						計
	10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 40ha未満	40ha以上 50ha未満	50ha以上	
出火件数 (件)	5,485	25	10	3	2	9	5,534
焼損面積 (ha)	2,272	330	229	98	83	947	3,959
損害額 (千円)	836,685	139,483	74,927	58,303	21,460	341,112	1,471,970

林野火災の出火原因は、第43図のとおりであり、たき火によるものが2,007件で全体の36.3%を占めて最も多く、次いでたばこ、火あそび、マッチ・ライターの順となっている。

たき火による出火件数2,007件のうち44.0%に当たる844件は、たき火の飛

第43図 林野火災の主な出火原因と経過

(昭和54年中)



火により周囲に燃え広がったものであり、また、たばこによる出火件数 1,219 件のうち 78.9%に当たる 962件は、吸いがらの投げ捨てにより周囲に燃え広がったものである。

### ウ 車両火災

昭和54年中における出火件数は3,639件で前年に比べ49件（1.4%）増加しており、損害額も17億8,000万円と前年より5億1,600万円（40.8%）増加している。また、車両火災による死者は124人となっており、前年に比べ21人（20.4%）増加している。

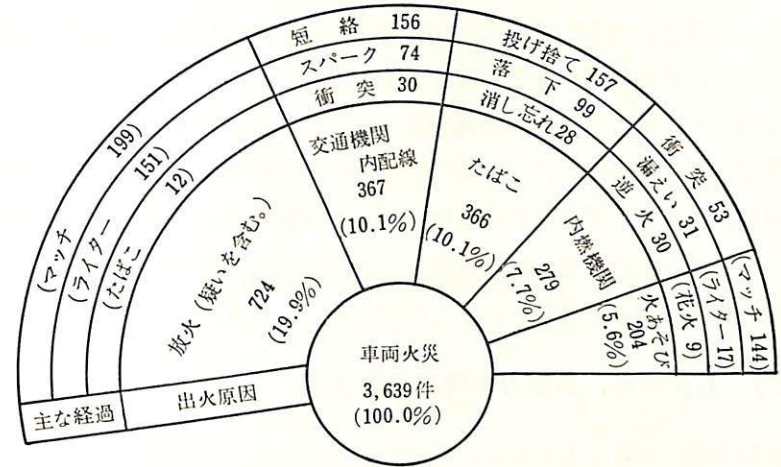
なお、車両火災の出火原因は第44図のとおりであり、放火（疑いを含む。）によるものが724件（19.9%）と最も多く、次いで交通機関内配線、たばこの順となっている。

### エ 船舶火災

昭和54年中は前年に比べ10件（3.9%）減少し、244件となっている。損害額は前年より1億1,500万円（23.2%）増加し、6億1,000万円となってい

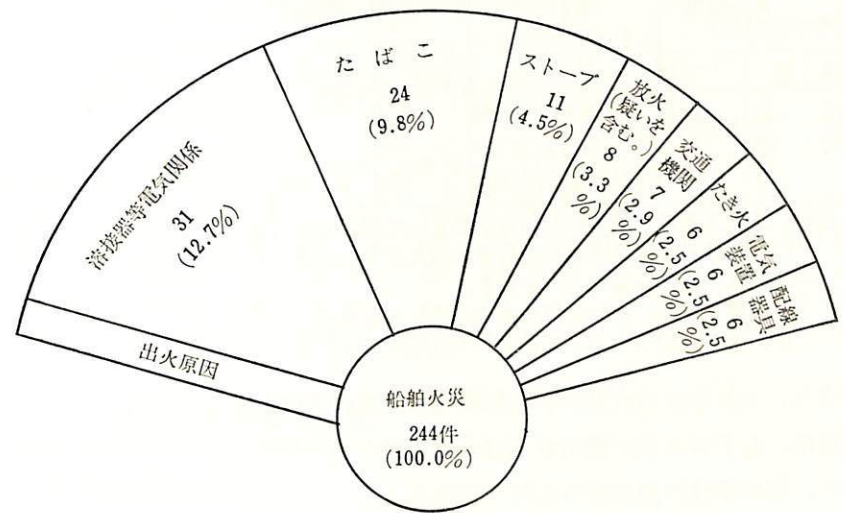
第44図 車両火災の主な出火原因と経過

(昭和54年中)



第45図 船舶火災の主な出火原因

(昭和54年中)



る。また、船舶火災による死者は7人となっている。

なお、船舶火災の出火原因は第45図のとおりであり、溶接器等電気関係が31

件(全体の12.7%)と最も多く、次いでたばこ、ストーブの順になっている。

オ 航空機火災

航空機火災は、昭和54年中に4件(前年5件)発生し、とう乗員の死者はなかったが、救出作業に従事した者が1人死亡している。

主な例としては、3月16日株式会社ソニーファイナンスインターナショナル所属のヘリコプターが、千葉県木更津市の工場内空地へ着陸の際、墜落して大破し、エンジン部に火災が発生した。この事故により同乗の1名が重傷を負い、また、救出のため同機に接近した同会社関係者が、突然回転したメインロータブレードに接触し、1人が死亡3人が負傷した。

(6) LPガス、都市ガス等による火災

昭和54年中におけるLPガス、都市ガス等による火災件数及び形態別内訳は第46表のとおりである。

第46表 ガス火災件数

(昭和54年中)

形態	ガス種別	LPガス	都市ガス	その他のガス				計
				アセチレン	水素	アンモニア	その他	
火災A		904	262	164	8	—	9	1,347
火災B		3,345	3,224	658	—	—	19	7,246
計		4,249	3,486	822	8	—	28	8,593

(注) 火災Aとは、漏えいしたガスによって発生した火災で、例えば、ガスが漏えいしたのちに電気機器の火花等が発火源となり滞留していたガスに着火して爆発的に火災になったものを言う。

火災Bとは、ガスを使用中に発生した火災で、例えば、ガスこんろを使用中、その火がカーテンに着火して火災になったものを言う。

また、これらガス火災による死傷者数は第47表のとおりである。

次に、LPガス及び都市ガスの火災を発生場所別及び発生原因別に分類すると、第48表及び第49表のとおりである。

なお、昭和55年8月16日の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故では15人が死亡、222人が負傷した。

第47表 ガス火災による死傷者数

(昭和54年中)

形態	ガス種別	LPガス		都市ガス		その他のガス		計	
		死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
火災A		83	740	11	126	—	28	94	894
火災B		26	527	18	505	10	44	54	1,076
計		109	1,267	29	631	10	72	148	1,970

(注) 死者総数のうち、自損行為によるものは51人である。

第48表 発生場所別火災件数

(昭和54年中)

ガス種別	発生場所	ガス製 造施設	ガス 移送中	消 費 先							計
				飲食店	旅館	共住	住宅	専住	工場・ 作業場	複合用 途防火 対象物 等	
LPガス		2	1	247	23	677	2,557	167	246	329	4,249
都市ガス		2	6	234	10	897	1,795	51	349	142	3,486
計		4	7	481	33	1,574	4,352	218	595	471	7,735

第49表 発生原因別火災件数

(昭和54年中)

ガス種別	発生原因	誤操作、換気不備等主として消費者の注意不足によるもの				器具欠陥、工事不良、点検不備等主として消費者以外の責任によるもの				消費の意図によるもの	不明	その他	計
		過熱等	漏えい等	不完全燃焼	その他	過熱等	漏えい等	不完全燃焼	その他				
LPガス		2,778	590	158	352	41	57	5	15	166	20	67	4,249
都市ガス		2,989	180	36	146	22	22	—	9	50	7	25	3,486
計		5,767	770	194	498	63	79	5	24	216	27	92	7,735

(7) 危険物施設等の火災

ア 許可施設の火災

(ア) 火災件数

危険物施設として許可を受けた施設のうち、昭和54年中に火災となった施設数及び施設別内訳は第50表及び第51図のとおりである。

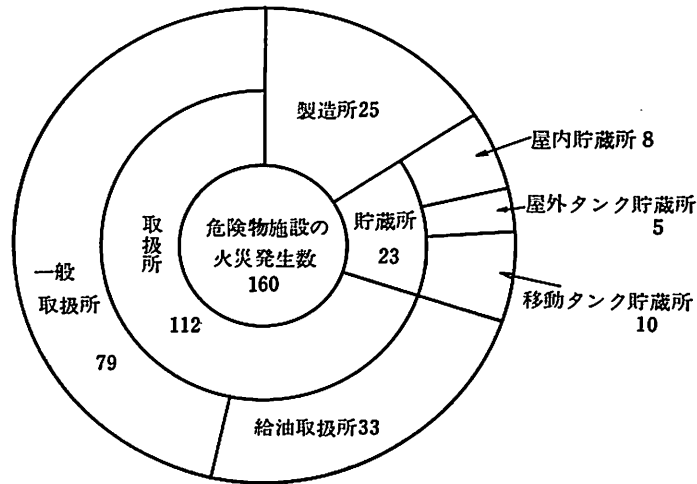
第50表 火災となった危険物施設数

(昭和54年中)

年 別	火災発生数 施設	損害額 (百万円)	死 者 (人)	負 傷 者 (人)
50	156	883	12	98
51	166	2,486	9	179
52	148	1,012	5	42
53	162	1,208	2	96
54	160	1,176	6	57

第51図 危険物施設別火災発生状況

(昭和54年中)



また、出火原因となった物品を消防法別表の分類等に従って区分すると、第52表のとおりである。

第52表 出火原因別(類別品名別等)火災発生件数

(昭和54年中)

分 類	危 険 物										危険物以外のもの	計
	第1類	第2類	第3類	第 4 類					第5類	第6類		
				第1石油類	第2石油類	第3石油類	第4石油類	その他				
件 数	2	2	3	48	19	14	9	9	1	1	52	160

(注) 分類は消防法別表の分類による。

(イ) 火災の拡大状況

危険物施設の火災の拡大状況は、第53表のとおりであり、危険物施設の火災のほとんどが出火した施設にとどまり、他へ延焼したり他から類焼したもののなどは極めて少ない。

第53表 危険物施設の火災の拡大状況

(昭和54年中)

分 類	火災施設数
出火した危険物施設のみ火災にとどまったもの	148(92.5)
他の建築物等に延焼したもの	4( 2.5)
他の建築物等から類焼したもの	5( 3.1)
危険物の漏えい起因して危険物施設以外の建築物等が火災となったもの	3( 1.9)
計	160(100.0)

(注) ( )内は構成比を示し、単位は%である。

イ 無許可施設の火災

製造所、貯蔵所又は取扱所として許可を受けていない無許可施設での火災の発生件数は22件で、損害額は4,770万円、死傷者は9人(うち死者1人)となっている。

ウ 危険物運搬中の火災

危険物運搬中の火災は5件発生し、負傷者は2人、これらの火災による損害額は、835万円となっている。

(8) 昭和55年上半期における火災の発生状況

昭和55年上半期における火災の概況は第54表のとおりであり、総出火件数は前年同期に比べ2,901件(7.4%)とかなり減少しており、焼損むね数も減少している。しかし、建物焼損面積と林野焼損面積は増加している。また、死者は1,154人で前年同期に比べ126人(9.8%)減少し、このうち放火自殺者は397人で前年同期(458人)に比べ減少しているが、車両火災の死者が97人と前年同期(57人)に比べ大幅に増加しているのが目立つ。

第54表 昭和55年上半期(1～6月)における火災の発生状況(概数)

区 分	昭和55年 (A)	昭和54年 (B)	対前年同期 増減数 (A)-(B)=(C)	増減率 (C)/(B)×100 (%)					
総出火件数(件)	36,385	39,286	△ 2,901	△ 7.4					
建物火災	21,373	21,643	△ 270	△ 1.2					
林野火災	3,503	4,468	△ 965	△ 21.6					
車両火災	1,930	1,861	69	3.7					
船舶火災	77	127	△ 50	△ 39.4					
航空機火災	1	2	△ 1	△ 50.0					
その他の火災	9,501	11,185	△ 1,684	△ 15.1					
焼損むね数(むね) り災世帯数(世帯)	28,938 21,983	30,105 21,787	△ 1,167 196	△ 3.9 0.9					
焼損面積									
建物(m <sup>2</sup> )	1,265,232	1,197,987	67,245	5.6					
林野(a)	424,916	346,653	78,263	22.6					
損害額(千円)	82,786,878	78,690,413	4,096,465	5.2					
死者・負傷者の別	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	
死傷者数	計	1,154	4,444	1,280	4,679	△ 126	△ 235	△ 9.8	△ 5.0
	建物	847	3,925	894	4,113	△ 47	△ 188	△ 5.5	△ 4.6
	林野	12	137	36	221	△ 24	△ 84	△ 66.7	△ 38.0
	車両	97	112	57	91	40	21	70.2	23.1
	船舶	1	11	4	13	△ 3	△ 2	75.0	△ 15.4
	航空機	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	197	259	289	241	△ 92	18	△ 31.8	7.5

(9) 外国の火災状況

1978年(昭和53年)における世界主要国の火災状況は、第55表のとおりである。出火件数は、アメリカが最も多く307万597件、次いでイギリスの27万9,665件、フランスの12万1,393件、カナダの8万3,341件と続き、日本は、アメリカの約2.3%に当たる7万423件である。

人口1万人当たりの出火件数(出火率)で見ると、アメリカが最も高く140.8件、次いでイギリスが50.1件、デンマークが37.4件、カナダが35.3件で、日本は、韓国の1.5件に次いで6.2件と低く、最も高いアメリカの約4.4

第55表 1978年主要諸外国の火災状況

国 名	出火件数	人口1万人 当たりの 出火件 数	死者数	人口100万 人当たり の死者数	死者1人 当たりの 出火件数	損害額 (億円)	1件当たり の損害 額 (千円)
日 本	70,423	6.2	1,854	16.2	38.0	1,305	1,854
ア メ リ カ	3,070,597	140.8	8,621	39.5	356.2	8,712	284
イ ギ リ ス	279,665	50.1	946	16.9	295.6	1,221	437
フ ラ ン ス	121,393	22.8	300	5.6	404.6	...	...
カ ナ ダ	83,341	35.3	844	35.8	98.7	1,079	1,295
※オーストリア	12,257	16.3	61	8.1	200.9	198	1,615
※オランダ	24,548	15.6	...	...	...	537	2,187
韓 国	5,648	1.5	236	6.4	23.9	34	599
ベ ル ギ ー	16,987	17.3	279	28.4	60.9	...	...
デンマーク	19,050	37.4	...	...	...	...	...

(注) 1 資料については、在日各国大使館等の協力による。  
2 ※印の国については、1977年の統計である。  
3 損害額の日本円換算については、日銀調べによる。

%である。

死者については、アメリカが8,621人で最も多く、以下日本の1,854人、イギリスの946人、カナダの844人と続いている。これを人口100万人当たりの死者数で見ると、最も多いのがアメリカの39.5人、以下カナダの35.8人、ベルギーの28.4人と続いており、日本は16.2人で、最も高いアメリカの約41.0%、最も低いフランスの約2.9倍となっている。また、死者数を出火件数と対比してみると、韓国が23.9件に1人と最も高く、次いで日本の38.0件に1人で、日本は、最も低いフランスの404.6件に1人と比べると約10.6倍、アメリカの356.2件に1人と比べても約9.4倍となり、火災に伴う死者の発生率は高くなっている。

火災1件当たりの損害額は、オランダの218万7,000円が最も大きく、次いで日本の185万4,000円、オーストリアの161万5,000円と続き、出火件数の最も多いアメリカは、日本の約15.3%に当たる28万4,000円となっている。

諸外国における火災の定義、火災統計システム等の相違により一概には言えないが、日本は、外国の火災状況と比べて、人口単位当たりの出火件数は低く、国民の防火に関する意識が高いことを示していると言えよう。

しかし、いったん火災が発生すると、建物構造、地勢、都市環境等が影響して火災1件当たりの死者の発生率は高く、また、損害額も大きいことがうかがえる。

なお、1979年における世界主要都市の火災状況は、附属資料26のとおりである。

## 2 地震災害及び風水害等

### (1) 地震災害

昭和55年6月24日から伊豆半島東方沖を震源地とする群発地震が続き、同月29日にはマグニチュード6.7（大島、網代で震度5）の地震が発生した。この地震により、静岡県、神奈川県及び東京都下で負傷者10名、一部損壊した住家が725むね、同じく文教施設が46か所、そのほか若干の道路損壊、がけ崩れ等の被害が発生した。

なお、伊豆半島東部及び伊豆大島を中心に200回を超える有感地震を数えたが、この群発地震は昭和55年9月現在ほぼ終息している。

### (2) 風水害等

昭和54年6月16日から8月7日にかけて日本列島に停滞した梅雨前線に伴う大雨により、被害が全国的に発生し、死者・行方不明者38人、負傷者90人、住家の全壊・流失122むね、半壊163むね、床上浸水9,941むねに及んだ。これに対して中国、四国及び九州地方を中心に延べ11県、497市町村において災害対策本部が設置され、延べ約19万人の消防職団員が出動した（昭和54年9月14日政令第249号により激甚災害に指定）。

また、高知県室戸市附近に上陸した台風第16号は、9月24日から10月1日にかけて、四国、近畿、北陸地方を中心に死者・行方不明者12人、負傷者129人、住家の全壊86むね、半壊541むね、床上浸水9,649むね等の被害を与えた。これに対して、延べ9県393市町村において災害対策本部が設置され、消防職団員延べ5万人が出動した（昭和54年11月16日政令第278号により激甚災害に指定）。

このほか、和歌山県白浜附近に上陸し、本州を縦断した台風第20号は、10月14日から20日にかけて、全国各地に死者・行方不明者115人、負傷者543人、住家の全壊・流失139むね、半壊1,287むね、床上浸水8,150むね等の甚大な被害をもたらした。これに対して、延べ14県、709市町村において災害対策本部が設置され、消防職団員延べ13万人が出動した（昭和54年12月7日政令第287号により激甚災害に指定）。

活動火山による災害では、熊本県の阿蘇山中岳が9月6日に突然水蒸気爆発を起し、観光客を噴石が直撃、3人の死者と11人の負傷者を出したほか、10月28日には、長野県の木曾御岳山が噴火し、降灰などにより農産物に被害が生じた。

なお、昭和54年中の風水害等による被害状況及び各都道府県別の被害状況は、第56表及び附属資料11のとおりである。

昭和55年上半年期においては、台風第3号の影響による豪雨により死者1人、負傷者1人を出したほか、6月中旬から8月上旬にかけて梅雨前線が日本列島に沿って停滞したため各地に豪雨をもたらし、九州、中国及び四国地方を

第56表 風水害等による主な被害状況

区 分	単 位	昭 和 54 年	昭 和 53 年	増 減
人	死 者	197	97	100
	行 方 不 明	11	3	8
	負 傷	1,046	860	186
建 物	全 壊・流 失	509	192	317
	半 壊	3,075	680	2,395
	床 上 浸 水	32,128	10,251	21,877
	床 下 浸 水	275,534	71,702	203,832
	一 部 破 損	44,382	27,307	17,075
	非 住 家 被 害	29,456	8,046	21,410
り 災 世 帯 数	世 帯	40,703	11,675	29,028
り 災 者 数	人	130,213	39,276	90,937
被 害 額	百万円	917,840	528,692	389,148

(注) 地震による被害を除いた数値である。

中心に20人の死者・行方不明者、50人の負傷者が出た。また、8月下旬には全国的な大雨により、北海道、東北、中国及び九州地方を中心に死者・行方不明者27人、負傷者73人を出した。更に、鹿児島県大隅半島南端に上陸し、九州を縦断、中国地方を通過して日本海に抜けた台風第13号により、9月10日から12日にかけて、10人の死者・行方不明者、63人の負傷者などの大きな被害が生じた。これらの災害に対し、延べ15県、736市町村で災害対策本部が設置され、懸命の災害応急活動が展開された。

### 3 石油コンビナート災害

昭和54年中の石油コンビナート災害の発生件数は、第57表のとおり147件となっており、その発生形態としては、火災及び危険物の漏出がほとんどであり、全体の約8割を占めている。

第57表 石油コンビナート災害件数の推移

年 形態	50		51		52		53		54	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
火災	67	47%	68	43%	59	40%	66	45%	49	33%
爆発	15	11	12	8	14	10	10	7	9	6
危険物の漏出	47	33	47	30	58	40	63	43	66	45
その他	13	9	30	19	14	10	8	5	23	16
計	142	100	157	100	145	100	147	100	147	100

また、昭和54年以降の主な石油コンビナート災害は次のとおりである。

- ① 昭和54年1月8日、神奈川県京浜臨海地区日本触媒化学工業(株)川崎製造所において、空気圧縮用ガスタービンの軸端部から火災が発生し、当該タービンが焼損した。
- ② 同年3月9日、福岡県北九州地区新日本製鉄(株)八幡製鉄所において、鋼管延伸機のフレキシブルホースを交換中、作動油が噴出して火災となり、作業員3人が火傷した。
- ③ 同年6月16日、山口県岩国・大竹地区山陽国策パルプ(株)岩国工場にお

いて、ポリプロピレンクロライド製造装置の反応タンクに接続されていたフレキシブルジョイントが破裂し、副生物の塩化水素ガスが噴出して、作業員11人が呼吸器障害又は避難時に外傷等を受けた。

- ④ 同年7月5日、茨城県鹿島臨海地区鹿島北共同発電(株)鹿島北共同発電所において、冷水ポンプの電源を2号発電機から1号発電機に切り換える作業中、短絡事故により火災が発生し、2人が火傷した。このため、電力及び蒸気の供給を受けていた関連事業所10社は運転停止等の措置を講じた。
- ⑤ 同年9月23日、岡山県水島臨海地区川崎製鉄(株)水島製鉄所において、厚板工場圧延機サーボ弁室で電気溶接機を用いて計器を取り付け中、フィルター洗浄に用いたリグロインに引火して火災となり、作業員4人が火傷した。
- ⑥ 昭和55年4月1日、山口県徳山・新南陽地区出光興産(株)徳山製油所において、第2接触水添脱硫装置の反応塔の総合気密テストを行うため、窒素により昇圧中、反応塔が破裂し付近住宅の窓ガラス等が破損した。

### 4 その他の災害

#### (1) 危険物流出等の事故

昭和54年中の危険物施設における流出事故件数(火災に至らなかったもの)は、第58図のとおりである。

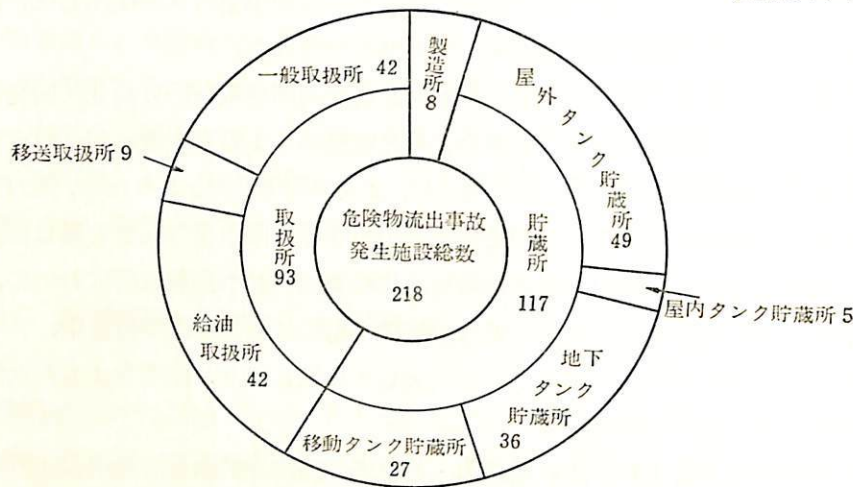
このほか危険物の運搬中に11件、無許可施設において12件の流出事故が発生している。

#### (2) 海上災害

昭和54年中の消防機関が出動した主な海上災害は、昭和54年1月19日、昭和四日市石油(株)四日市製油所のアウトターシーバースに係留中の大型タンカー・ワールドエンデバー号(10万5,316トン)から、トリム調整のため、バラスト水を専用配管で海上に排出する作業を開始したとき、当該配管に生

第58図 危険物施設における流出事故件数

(昭和54年中)



じていた直径 5 mm 程度の腐食孔からバラスト水に漏えい・混入していた原油約38kl が海上へ流出し、ノリ養殖等に被害を与えた。三重県は、関係機関との連絡調整を図る一方、四日市市消防本部においても、関係機関とともに消防艇、オイルフェンス及び吸着マットにより油回収処理作業を行った。

(3) 航空機災害

昭和54年中に消防庁が火災報告を受けた航空機火災は4件で、このうち消防機関が出動したものは3件である。

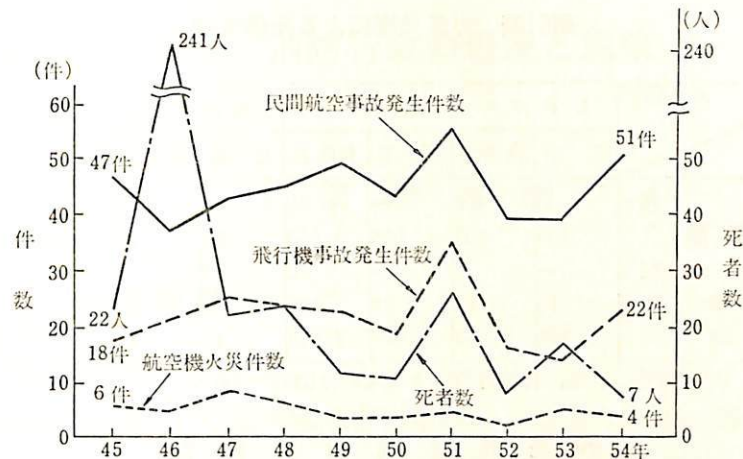
また、民間航空事故(飛行機、回転翼機、滑空機等に係る事故)は51件あり、そのうち飛行機事故は22件で、これによる死者は5人となっている。

死者の多かった航空機災害としては、昭和54年7月14日、愛媛県久良湾において愛媛航空所属のセスナ機が海上に墜落し、とう乗者3人が死亡する事故があった。

なお、昭和55年には、8月10日に共立航空撮影(株)所属の小型飛行機が調布市調布中学校校庭に墜落し、とう乗者2人が死亡する事故があった。

昭和45年以降の民間航空事故等の推移は第59図のとおりである。

第59図 民間航空事故等の推移



(注) 航空機火災件数以外は運輸省の資料による。

(4) ガスによる爆発等の災害

昭和54年中におけるLPガス、都市ガス等のガスによる火災以外の災害の件数及び形態別内訳は第60表のとおりである。

第60表 ガス災害件数

(昭和54年中)

形態	ガス種別	LPガス		その他のガス					計
		LPガス	都市ガス	アセチレン	水素	塩素	アンモニア	その他	
爆発	発	370	41	9	3	—	—	22	445
中毒	酸欠	655	1,987	1	2	11	1	39	2,696
破裂	裂	10	7	—	1	1	1	5	25
その他	計	946	1,453	108	6	9	25	180	2,727
計		1,981	3,488	118	12	21	27	246	5,893

また、これらの災害の形態別の死傷者数は第61表のとおりである。

次に、LPガス及び都市ガスの災害を発生場所別及び発生原因別にみると第62表及び第63表のとおりである。

昭和54年中の大きい事故としては、昭和54年5月20日静岡県藤枝市におい

てガス中毒により10人が死亡している。

第61表 ガス災害による死傷者数

(昭和54年中)

形態	ガス種別	L P ガス		都市ガス		その他のガス		計	
		死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
爆発	発生	5	405	—	65	3	31	8	501
中毒	酸欠	135	603	525	1,658	12	70	672	2,331
破裂	裂	—	5	—	2	1	3	1	10
その他	計	15	81	28	129	1	42	44	252
計		155	1,094	553	1,854	17	146	725	3,094

(注) 死者総数のうち、自損行為によるものは633人である。

第62表 発生場所別件数

(昭和54年中)

発生場所	ガス種別	ガス製		消 費 先							計
		造施設	移送中	飲食店	旅館	共同住宅	専用住宅	工場・作業場	複合用途 防火対象物等	その他	
L P ガス		15	32	103	9	391	954	81	94	302	1,981
都市ガス		5	391	95	35	1,053	1,086	44	445	334	3,488
計		20	423	198	44	1,444	2,040	125	539	636	5,469

第63表 発生原因別件数

(昭和54年中)

発生原因	ガス種別	誤操作, 換気不備等 主として消費者の注 意不足によるもの				器具欠陥, 工事不良, 点検不備等主として 消費者以外の責任に よるもの				消費の意によるもの	不明	その他	計
		過熱等	漏えい等	不完全燃焼	その他	過熱等	漏えい等	不完全燃焼	その他				
L P ガス		201	456	95	106	6	252	9	40	599	56	161	1,981
都市ガス		317	383	99	56	20	315	21	47	1,865	81	284	3,488
計		518	839	194	162	26	567	30	87	2,464	137	445	5,469

### 第3 消防行政の現況と施策

#### 1 消防体制

##### (1) 消防組織

##### ア 常備消防機関

昭和54年4月1日現在の消防機関の現況は、消防本部が895、消防署が1,366、出張所が2,840であり、また、消防職員数は11万7,657人となっており、前年と比較すると消防機関は8本部、30署、69出張所、職員数では3,408人の増加となっている。(第1-1表参照)

第1-1表 市町村の消防組織の現況

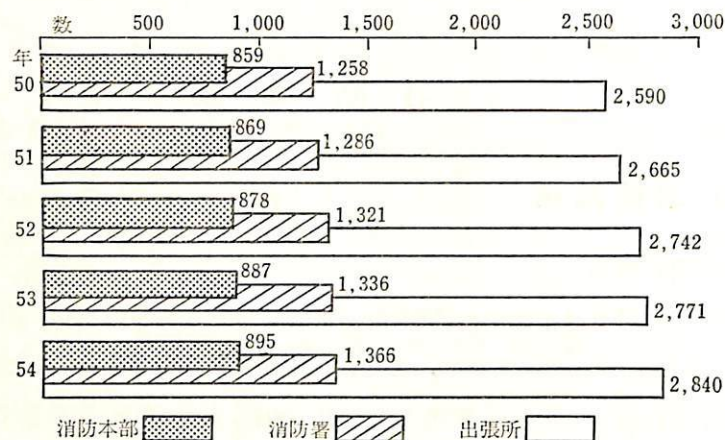
区 分	昭和54年 4月1日現在	昭和53年 4月1日現在	比 較	
			増減数	増減率 (%)
消 防 本 部	895	887	8	0.9
消 防 内				
{ 単独 { 市	371	374	△ 3	△ 0.8
{ 町・村	105	105	—	—
{ 一部事務組合	419	408	11	2.7
消 防 署	1,366	1,336	30	2.2
出 張 所	2,840	2,771	69	2.5
消 防 職 員 数	117,657	114,249	3,408	3.0
消 防 団	3,666	3,669	△ 3	△ 0.1
消 分 団	26,281	26,324	△ 43	△ 0.2
消 防 団 員 (常勤消防団員を除く)	1,078,390	1,087,071	△ 8,681	△ 0.8
消 防 団 常 備 部	12	18	△ 6	△ 33.3
常 勤 消 防 団 員	146	198	△ 52	△ 26.3

更に、常備化の進展に伴い消防本部・署所数は着実に増加している。(第

1—2 図参照)

また、消防職員数はこの10年間で約2倍に増えている。(第1—3 図参照)

第1—2 図 消防本部・署所数の推移



(注) 各年とも4月1日現在の数である。

(ア) 常備化の変遷

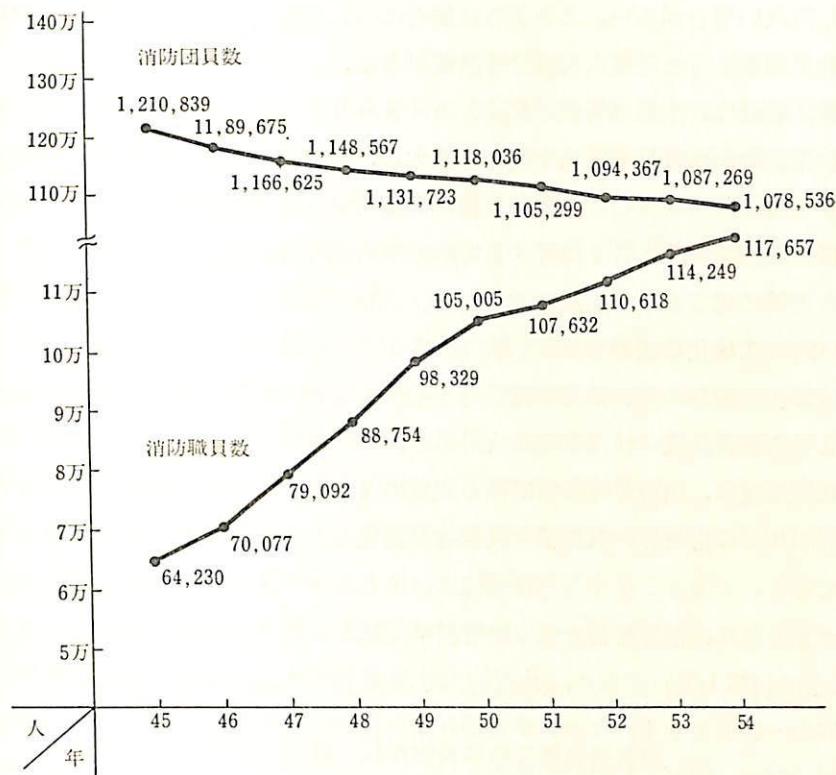
現在の市町村における消防体制は、大別して①消防本部及び消防署のいわゆる常備消防と消防団とが併存している地域(例外的に常備のみの市町村もある。)と②消防団のみが存する地域とがあるが、警防業務、予防業務、救急業務等消防活動を効率的に行う体制としては、一般的に常備消防体制であることが望ましい。

消防の常備化については、「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」により、市はすべて消防本部及び消防署の設置が義務付けられており、町村については、自治大臣が当該町村の人口、態容、気象条件等を考慮して指定することとされている。

現在、昭和55年4月に指定された48町村を含め、2,792市町村が政令指定市町村となり、常備化率は、市町村数で85.7%(市は100%, 町村は82.2%)人口で97.0%に達している。

このように、常備化は全市町村を通じて進展しているが、いまだ常備化さ

第1—3 図 消防職団員数の推移



(注) 各年とも4月1日現在の数である。

れていない町村の多くは、人口規模が小さく単独での常備化が困難と考えられる。したがって、今後、これらの町村のうち、火災等の災害の発生状況、救急需要、消防団の体制等の地域の実情から常備化を急ぐ必要があると考えられる地域の町村においては、広域的処理を検討することが適当であり、地理的条件等により広域的処理が困難な場合においては、当面、実情に即した適切な措置(例えば、機関員常備、消防団常備部の設置等)を講ずる必要がある。

(イ) 広域化の変遷

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。しかし、災害はその市町村限りでとどまるものではなく、また、大火、

風水害、石油基地の災害等大規模な災害は、当該市町村の消防力のみでは防  
御し得ない場合が多い。このような場合には、市町村が相互に応援し、又は  
共同組織をもって災害に対処する必要がある。

特に最近では、交通通信網の発達、モーターリゼーションの進展等により住  
民の生活圏が市町村の区域を越えて拡大し、市町村相互間の時間的距離は著  
しく短縮されているので、消防事務を市町村が単独で処理するよりも、相互  
応援、共同組織等により処理する方が効率的かつ合理的な場合が多く、こ  
うした要請に応じるのが広域消防である。

(ウ) 広域化の種類

広域化の形態には、消防組織法の規定による相互応援、地方自治法の規定  
による事務委託及び一部事務組合がある。

相互応援は、消防組織法第21条の規定により、消防についてそれぞれの市  
町村が相互に応援し、大規模な災害等が発生した場合に対処しようとするも  
のである。このような相互応援協定は、ほとんどの市町村が締結している。

事務委託は、消防事務を他の市町村に委託し処理する方式（地方自治法第  
252条の14第1項）であり、比較的大きな都市に対し、隣接市町村が委託す  
る形が一般的である。なお、事務委託市町村数は、昭和55年4月現在108市  
町村（24市、69町、15村）である。

一部事務組合は、消防事務を2以上の市町村で共同処理するため設立する  
組合（地方自治法第284条第1項）で、昭和40年代後半においてこの方式の  
採用が急激に増加し、その後においても年々増えている。

これは、単独で消防本部・署を設置することが困難な町村が共同して常備  
化を行う場合において、最も広く利用される形態であり、前述の常備化の進  
展はこの形態の普及によるところが大きい。消防組合数は、昭和56年4月1  
日までには、430組合に達する見込みであり、その構成市町村数2,209市町村  
は、常備化市町村数全体の79.1%に相当することになる。（附属資料16参照）

しかしながら、消防組合の大多数は設立後日が浅いこともあり、人事、財  
政等の消防行政運用面あるいは消防団との関係において種々の問題を内包し  
ており、消防組合の健全な発展のためには、関係者の努力はもちろんのこと、

関係市町村の協力と都道府県、国の指導援助が必要である。

イ 消防団

消防本部・署が置かれていない非常備町村にあっては、消防活動は全面的  
に消防団に依存しており、常備市町村にあっては、特に大火災、地震等の大  
規模災害の場合には、その防除のために組織的かつ多数の動員体制を要する  
ことから、消防団に依存する面が少なくない。このようなことから、常備化  
の進んだ今日においても、消防団の活躍なくしては消防行政の十分な遂行は  
考えられないと言っても過言ではない。

ところが、消防団員の数は、ここ数年の減少率は鈍化しているものの、な  
お減少傾向にあり、最近10年間の減少人員は約15万6,000人にのぼっている  
（附属資料16参照）。消防団員の減少の原因としては、社会構造の変化や消防  
の常備化の進展に伴う消防団の再編成、消防団装備の機械化・近代化に伴う  
定員の節減等があげられるが、社会奉仕に関する意識の変化による入団希望  
者の減少も見逃せない要因となっている。

消防団員の年齢構成については、平均年齢が徐々に高まる傾向を示して  
おり、41歳以上の高年齢層の構成比が高くなってきている。（第1—4表参照）

第1—4表 消防団員の年齢構成の推移

年齢 年	18歳～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳以上	計	平均年齢
50	20,747 (1.9)	446,424 (39.9)	438,383 (39.2)	177,594 (15.9)	34,888 (3.1)	1,118,036 (100.0)	33.3
51	18,412 (1.8)	453,442 (41.0)	417,186 (37.7)	178,481 (16.1)	37,778 (3.4)	1,105,299 (100.0)	33.2
52	18,067 (1.7)	466,120 (42.6)	388,990 (35.5)	179,982 (16.4)	41,208 (3.8)	1,094,367 (100.0)	33.4
53	17,593 (1.6)	462,176 (42.5)	384,703 (35.4)	178,655 (16.4)	44,142 (4.1)	1,087,269 (100.0)	33.7
54	16,119 (1.5)	442,555 (41.0)	395,938 (36.7)	176,725 (16.4)	47,199 (4.4)	1,078,536 (100.0)	33.6

(注) 1 各年とも4月1日現在の数である。  
2 ( )内は構成比を示し、単位は%である。

また、都市周辺にみられる団員の地域外勤務による昼間不在あるいは東北地  
方等に多い季節的出かせぎによる団員の長期不在といった現象もみられる。

消防団員数の減少をはじめとするこうした傾向は、消防団の戦力低下をもたらし、ひいては地域の消防力の減退につながるものである。

国としては、消防団員の任務の重要性にかんがみ、消防団員の確保対策として、処遇改善等種々の対策を講じているが、市町村においても消防団の役割の重要性を十分に認識し、消防団員の確保に努める必要がある。

## (2) 消防施設

消防職団員と並んで消防力の基幹をなす消防機械、消防水利、火災通報施設等の消防施設については、逐年その整備が図られ、科学化、機械化が進んでいるが、産業の発展、国民の生活様式の変化に伴い、多様化、複雑化する火災及び各種災害に十分対処するためには、今後とも消防施設の強化を図らなければならない。このため、国は消防施設強化促進法に基づき、これらの施設に対して補助金を交付し、その整備強化を図っている。

### ア 消防機械等

消防機関における消防機械の保有状況は第1-5表のとおりである。近年

第1-5表 消防機械の保有数

(昭54.4.1現在) (単位: 台, 艇, 機)

区 分	消 防 本 部	消 防 団	計
普通消防ポンプ自動車	4,415	12,921	17,336
水そう付消防ポンプ自動車	2,373	541	2,914
はしご付消防ポンプ自動車	856	2	858
化学消防自動車	812	12	824
救急自動車	3,592	69	3,661
無線指揮車	1,150	32	1,182
消防艇	43	1	44
救助工作車	278	2	280
林野火災工作車	40	6	46
電源車	21	—	21
小型動力ポンプ積載車	293	16,029	16,322
手引動力ポンプ	62	828	890
小型動力ポンプ	2,013	47,830	49,843
その他の消防自動車	1,072	135	1,207
ヘリコプター	11	—	11

都市構造及び建築構造の変化、危険物の増加等に伴い災害の多様化が著しいことに対応して、はしご車、化学車、救助工作車、放水塔車、ヘリコプター、消防艇等の科学消防機械の整備が進められてきている。

今後においても、一般の消防自動車の整備はもとより、特に、これらの科学消防機械の整備強化を重点的に促進する必要がある。また、災害の多様化に伴い警防活動面においても消防職員の危険性が增大しているもので、防火衣、空気呼吸器、無線機等の個人装備の強化も積極的に推進すべきである。

### イ 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のためには消防機械とともに不可欠なものである。消防水利の種類には消火せん、防火水そう、プール等の人工水利と河川、池、湖、沼、海等の自然水利がある。

このうち自然水利は、消防水利として人工水利と並んで重要な役割を果たしており、大きな水利となれば火災に対して水量は無限にあるが、季節、時間により使用不能となったり、取水場所が道路、護岸、埋立等の工事や改修により制限を受けることがあるので、消防水利の配置に当たっては、自然水利と人工水利の適正な組合せを考えることが必要である。

また、人工水利については、第1-6表のとおり、消火せんが73.5%を占

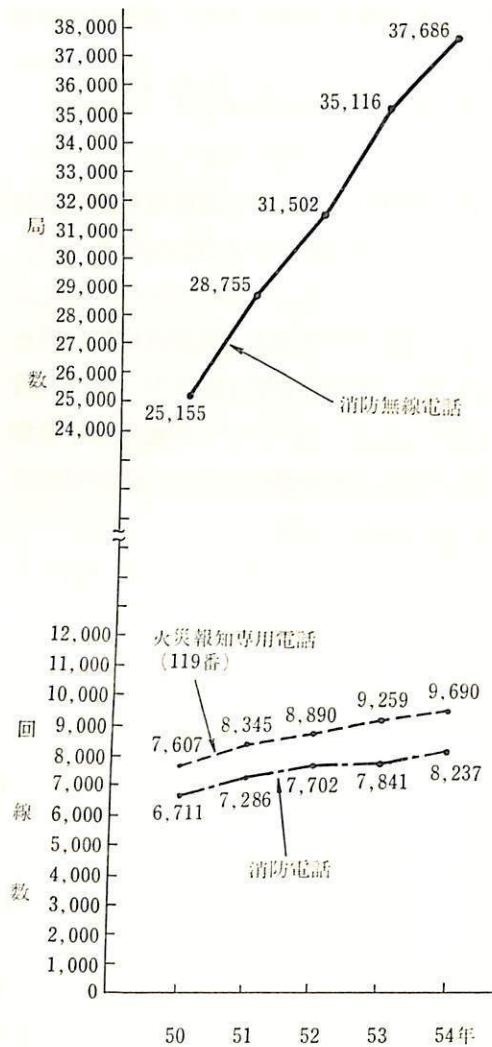
第1-6表 消防水利(人工水利)の保有数

区 分	昭54.4.1現在	昭53.4.1現在	比 較		
			増 減 数	増減率(%)	
全国の現有数	1,002,112 (100.0)	951,206 (100.0)	50,906	5.4	
消 火 せ ん	736,737 (73.5)	698,098 (73.4)	38,639	5.5	
防 火 水 そ う	243,992 (24.4)	230,950 (24.3)	13,042	5.6	
井 戸	20~40m <sup>3</sup> 未満	92,490	88,992	3,498	3.9
	40 m <sup>3</sup> 以上	151,502	141,958	9,544	6.7
	21,383 (2.1)	22,158 (2.3)	△ 775	△ 3.5	
	20~40m <sup>3</sup> 未満	11,129	11,342	△ 213	△ 1.9
	40 m <sup>3</sup> 以上	10,254	10,816	△ 562	△ 5.2

(注) ( ) 内は構成比を示し、単位は%である。

めており、防火水そうの割合は24.4%にすぎないが、近年は、大規模地震に対する関心の高まりもあって、防火水そうの設置が促進されてきている。

第1—7図 消防通信施設等の状況



火せんのみ偏した水利配置は、水道水源の変化、事故等による水圧、水量の変化といった事態を考慮すると、やはり問題があり、消火せんと防火水そうの適切な組合せにより、バランスのとれた消防水利とするように努めることが望まれる。

ウ 消防通信施設

火災等の被害を最少限にいくとめるためには、火災等を早期に覚知し、すばやく消防隊が現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速、的確に行うことが重要である。この面で、消防活動にとって、消防通信施設の果たす役割には大きいものがあるが、その種類としては、火災報知専用電話(119番)、火災報知機、消防電話及び消防無線電話がある。(第1—7図参照)

(ア) 火災報知専用電話(119番)及び火災報知機

火災報知専用電話(119番)は、加入電話又は公衆電話によって

消防機関に火災、救急、その他の災害の発生等を通報するもので、昭和54年4月1日現在、全国で9,690回線が設置され、逐年増加してきている。

火災報知機は、直接消防機関に火災の発生を連絡するもので、道路等に設置される公衆用のものと、特定の防火対象物の所有者等が設置する自衛用のものがあり、昭和54年4月1日現在、全国で受信装置が155基、発信機が1,850基設置されているが、近年、火災報知専用電話(119番)の普及による代替が進み、減少傾向にある。

(イ) 消防電話及び消防無線電話

消防電話は、消防本部・署等の消防機関相互間の緊急連絡、指令等情報の伝達に使われる専用電話であり、平常時、非常時を問わず消防機関相互の連絡に大きな役割を果たしている。また、消防無線電話は、消防機関から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達、情報収集を行う場合に必要かつ重要な施設である。

近年の災害の態様の複雑化及び救急活動業務の増大に対処するため、消防機関は、特に消防無線電話の増強に努めており、使用機材についても高性能化が進められている。

(3) 関係行政機関との協力

国民生活を大規模な災害や特殊な災害から守るには、ひとり消防機関のみならず、関係行政機関の一致した防災努力が必要であり、また、緊急事態に際しては、関係行政機関を含めた可能な限りの協力が得られる防災体制の確立が必要である。

このため、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、石油コンビナート等災害防止法等に基づき、大規模な災害に対して国及び地方の行政機関等が総力をあげて対処するため、中央防災会議、非常災害対策本部、地震災害警戒本部、石油コンビナート等防災本部等の組織により、国及び地方において、それぞれ横断的に必要な連絡調整を行うことができる体制がとられている。

地震災害については、大規模地震対策特別措置法に基づき、静岡県を中心

とする6県170市町村が地震防災対策強化地域として指定されており、国、地方公共団体、企業、地域住民を通じた地震災害の未然防止、軽減のための対応策が推進されている。

また、総合的な地震防災対策の充実に資するため、中央防災会議、地震予知推進本部、大都市震災対策連絡会議等を通じて、関係省庁間の連絡調整が図られている。

石油コンビナート災害に関しては、石油コンビナート等災害防止法を中心に、消防法、高圧ガス取締法、労働安全衛生法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等多数の関係法令に基づき、総合的な観点から防災対策が進められており、また、関係省庁間においても必要な連絡調整を図っている。

海上火災については、昭和43年3月に消防庁と海上保安庁との間で交換された「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づいて、市町村消防機関と海上保安庁の機関との間で、両機関が協力して領海内の船舶火災に対する消火活動を実施するための業務協定が締結されている。

原子力災害については、米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故を契機として、昭和54年7月の中央防災会議において国として当面とるべき措置が決定されたが、一方、原子力発電所等に係る防災対策特有の専門的、技術的事項について、原子力安全委員会の原子力発電所等周辺防災対策専門部会において審議し、昭和55年6月「原子力発電所等周辺の防災対策について」として決定をみたところである。

関係省庁においては、これらを踏まえ、必要な連絡調整をとりつつ、原子力防災対策のより一層の充実に努めている。

## 2 救急業務

### (1) 実施状況

#### ア 概要

昭和54年中における全国の救急業務の実施状況は、救急出場件数186万9,163件、搬送人員178万7,651人であり、これを前年と比較すると、救急出場件数で8万5,705件(4.8%)、搬送人員で9万932人(5.4%)それぞれ増加している。

このことは、全国で1日平均5,121件(前年4,886件)、約17秒に1回の割合で救急隊が出場したことになり、救急業務を実施している市町村においては約61人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。(第2-1表、附属資料21参照)

第2-1表 救急出場件数及び搬送人員の推移

区分 年	救急出場件数		搬送人員		(A)のうち 交通事故 による出 場件数 (B)	(A)に対 する(B) の割合 (%)	(A)のうち 急病によ る出場件 数 (C)	(A)に対 する(C) の割合 (%)
	件数 (A)	対前年 増減率 (%)	人員数	対前年 増減率 (%)				
38	239,393	21.3	215,804	21.5	81,387	34.0	87,676	36.6
50	1,537,762	8.3	1,476,085	8.0	306,659	19.9	804,127	52.3
51	1,601,045	4.1	1,525,217	3.3	318,554	19.9	806,737	50.4
52	1,710,722	6.9	1,621,423	6.3	335,833	19.6	850,190	49.7
53	1,783,458	4.3	1,696,719	4.6	356,046	20.0	874,976	49.1
54	1,869,163	4.8	1,787,651	5.4	378,248	20.2	908,663	48.6

(注) 昭和38年の数値は4月1日から12月31日までのものである。

#### イ 事故種別救急出場件数及び搬送人員の状況

救急出場件数及び搬送人員を事故種別ごとにとみるといずれも第1位が急病によるもので、第2位が交通事故、以下一般負傷の順となっている。(附属資料22, 23参照)

また、急病と交通事故の割合を10大都市とその他の市町村に分けてみる

と、第2—2表のとおりである。

第2—2表 地域別にみた急病と交通事故件数の全件数に対する割合

区分 年	10 大 都 市				そ の 他 の 市 町 村			
	急 病		交 通 事 故		急 病		交 通 事 故	
	件 数	全件数に 対する割 合 (%)	件 数	全件数に 対する割 合 (%)	件 数	全件数に 対する割 合 (%)	件 数	全件数に 対する割 合 (%)
50	296,404	57.6	73,158	14.2	507,723	49.6	233,501	22.8
51	283,355	55.4	75,112	14.7	523,432	48.1	243,442	22.4
52	293,347	54.5	79,990	14.9	556,843	47.5	255,843	21.8
53	293,743	53.6	84,883	15.5	581,233	47.1	271,163	22.0
54	298,020	52.8	91,475	16.2	610,643	46.8	286,773	22.0

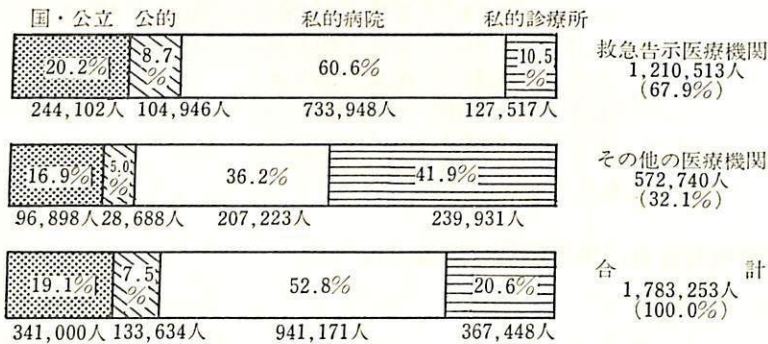
ウ 医療機関別搬送人員の状況

昭和54年中の搬送人員178万7,651人のうち医療機関に搬送された救急患者は、178万3,253人であり、そのうち67.9%に当たる121万513人が救急告示医療機関へ、残りの32.1%に当たる57万2,740人が救急告示医療機関以外の医療機関へ搬送されている。

また、医療機関へ搬送された救急患者の開設主体別搬送人員の状況は、第2—3図のとおりである。

第2—3図 医療機関別搬送人員の状況

(昭和54年中)



エ 傷害程度別搬送人員の状況

昭和54年中の搬送人員178万7,651人のうち、医師の診断を受け傷害程度の

判明した178万3,339人の状況は、第2—4表のとおりである。軽症患者が、一般負傷で63.6%、交通事故で56.6%を占め、全体でも47.5%になっている。

第2—4表 傷害程度別搬送人員の状況

(昭和54年中)

傷害程度 事故種別	死 亡	重 症	中 等 症	軽 症	計
	急 病	12,987 (1.6%)	131,792 (15.6%)	323,161 (38.3%)	374,931 (44.5%)
交 通 事 故	4,760 (1.1%)	48,994 (11.6%)	130,113 (30.7%)	239,611 (56.6%)	423,478 (100.0%)
一 般 負 傷	1,270 (0.5%)	20,398 (8.2%)	69,267 (27.7%)	158,635 (63.6%)	249,570 (100.0%)
そ の 他	4,454 (1.7%)	80,964 (30.3%)	108,184 (40.4%)	73,818 (27.6%)	267,420 (100.0%)
計	23,471 (1.3%)	282,148 (15.8%)	630,725 (35.4%)	846,995 (47.5%)	1,783,339 (100.0%)

オ 収容所要時間別搬送人員の状況

昭和54年中の搬送人員178万7,651人について、収容所要時間別(救急隊の出場時から医療機関に収容するまでに要した時間別)の搬送人員の状況を見ると、第2—5図のとおりである。

カ 転送の状況

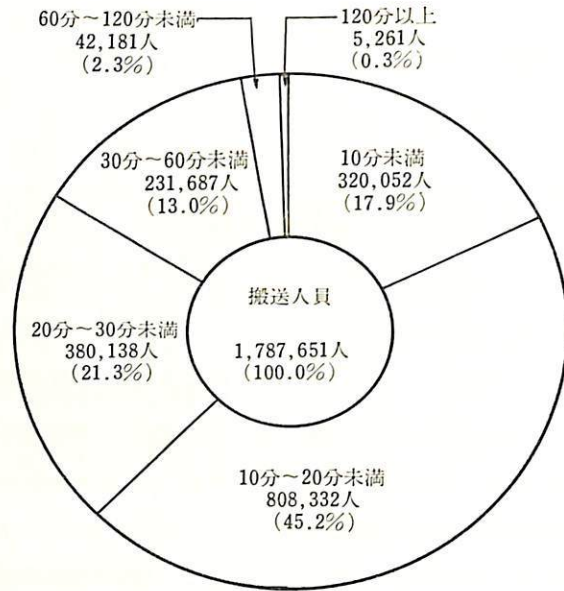
昭和54年中の搬送人員178万7,651人について転送の状況を見ると、転送なしに収容された救急患者は全体の97.4%に当たる174万2,052人で、残りの2.6%に当たる4万5,599人が1回以上転送されている。

この転送された人員4万5,599人について転送回数別にみると、第2—6表のとおりである。転送回数4回以上の人員は、昨年の半分以下に減少している。転送理由は第2—7表のとおりである。4回以上転送された理由は、医師不在、ベット満床によるものが大半を占めている。なお、転送には、取りあえず医療機関で応急処置を施したあと専門病院に搬送したような場合も含まれている。

転送された救急患者4万5,599人のうち、最終的に医療機関へ収容された4万5,455人について収容医療機関の状況を見ると、救急告示医療機関と非

第2-5図 収容所要時間別搬送人員の状況

(昭和54年中)



第2-6表 転送回数別搬送人員の状況

(昭和54年中)

事故種別	転送回数 0	転送				計 (B)	転送率 (A)/(B) × 100 (%)
		1~3	4~6	7~10	小計 (A)		
急病	820,503	23,592	9	—	23,601 (51.8%)	844,104	2.8
交通事故	413,688	10,048	3	1	10,052 (22.0%)	423,740	2.4
一般負傷	243,652	6,240	—	—	6,240 (13.7%)	249,892	2.5
その他	264,209	5,704	2	—	5,706 (12.5%)	269,915	2.1
計	1,742,052	45,584	14	1	45,599 (100.0%)	1,787,651	2.6

告示医療機関別では、告示医療機関へ全体の70.7%に当たる3万2,118人が搬送されており、開設主体別では、私的医療機関（私的病院、私的診療所）へ72.0%に当たる3万2,723人が搬送されている。（第2-8図参照）

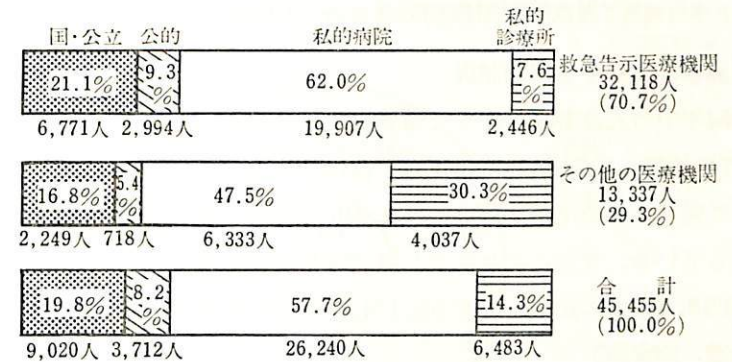
第2-7表 医療機関別転送理由の状況

(昭和54年中)

理由	収容できなかった医療機関		計
	救急告示	非告示	
処置困難	6,463 (25.3%)	7,337 (32.8%)	13,800 (28.8%)
専門外	5,618 (22.0%)	4,268 (19.1%)	9,886 (20.6%)
ベッド満床	5,838 (22.9%)	2,589 (11.6%)	8,427 (17.6%)
入院施設なし	700 (2.7%)	4,716 (21.1%)	5,416 (11.3%)
医師不在	3,308 (12.9%)	1,766 (7.9%)	5,074 (10.6%)
手術中	1,525 (6.0%)	216 (0.9%)	1,741 (3.6%)
その他(身元不明、暴力行為等)	2,099 (8.2%)	1,489 (6.6%)	3,588 (7.5%)
計	25,551 (100.0%)	22,381 (100.0%)	47,932 (100.0%)

第2-8図 転送者の収容先医療機関の状況

(昭和54年中)



キ 救急隊員の行った応急処置の状況

昭和54年中の搬送人員178万7,651人のうち、救急隊員が応急処置を行った救急患者は、全体の52.6%に当たる94万117人であり、その内容は酸素吸入が最も多く、次いで止血、気道確保となっている。

また、事故種別の処置状況は、急病では酸素吸入、気道確保が多く、交通事故では止血、固定が多くなっている。（第2-9表参照）

第2-9表 救急隊員の行った応急処置の状況

(昭和54年中)

事故種別	急病	交通事故	一般負傷	その他	計
応急処置対象搬送人員数	447,259	212,428	141,862	138,568	940,117
処置項目					
止血	4,806 (0.8%)	75,100 (26.7%)	47,206 (25.7%)	24,782 (13.3%)	151,894 (12.5%)
固定	3,066 (0.5%)	26,521 (9.4%)	18,467 (10.0%)	13,787 (7.4%)	61,841 (5.1%)
人工呼吸	7,682 (1.4%)	1,129 (0.4%)	871 (0.5%)	2,997 (1.6%)	12,679 (1.0%)
心マッサージ	8,901 (1.6%)	1,353 (0.5%)	921 (0.5%)	2,795 (1.5%)	13,970 (1.1%)
酸素吸入	105,339 (18.6%)	13,366 (4.7%)	6,889 (3.8%)	30,958 (16.6%)	156,552 (12.9%)
気道確保	53,497 (9.5%)	8,018 (2.9%)	4,307 (2.3%)	13,879 (7.4%)	79,701 (6.6%)
その他	382,060 (67.6%)	156,035 (55.4%)	105,132 (57.2%)	97,266 (52.2%)	740,493 (60.8%)
計	565,351 (100.0%)	281,522 (100.0%)	183,793 (100.0%)	186,464 (100.0%)	1,217,130 (100.0%)

(注) 一人につき複数の応急処置を行うこともあるため、応急処置対象搬送人員数と事故種別ごとの処置項目の計の数とは一致しない。

ク 交通事故に対する実施状況

昭和54年中の人身事故を伴う交通事故件数は47万 1,573 件で、前年の46万 4,037件に比較して7,536 件(1.6%)の増加となっている。

これに対する救急出場件数は37万 8,248 件で80.2% (前年76.7%) の出場率となっている。また、これにより搬送された負傷者は 42万3,740 人で、前年の 39万8,616 人に比較して 2万5,124人(6.3%)の増加となっている。(附属資料22, 23参照)

(2) 実施体制

ア 救急体制の現状

救急業務実施市町村数は、昭和55年 4月 1日現在2,841市町村(647市, 1,723町, 471村)で、前年の 2,776 市町村 (647市, 1,677町, 452村) に比べて、65町村(2.3%)の増加となっている。救急業務が昭和38年に消防の業務と

して法制化されて以来、実施市町村数も年々増加し、昭和38年を 100 とした指数では、昭和55年は 1,328 と大幅に伸びている。(第2-10表参照)

この結果、全市町村3,256のうち、87.3% (前年85.3%) に当たる2,841市町村で救急業務が実施され、全人口の97.3% (前年96.9%) がカバーされることとなった。(第2-11図, 附属資料21参照)

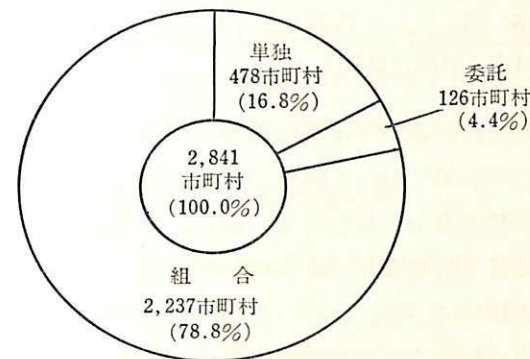
また、実施市町村のうち、2,744 市町村は消防法施行令第43条により救急業務の実施を義務づけられた政令指定市町村であるが、97町村は実施義務の課せられていない任意実施町村である。

第2-10表 救急業務実施市町村数の推移

区分	38	51	52	53	54	55
市町村数	214	2,646	2,669	2,744	2,776	2,841
対前年増加数	45	71	23	75	32	65
対前年増加率(%)	21.0	2.7	0.9	2.7	1.2	2.3
指数	100	1,236	1,247	1,282	1,297	1,328

第2-11図 救急業務実施形態の内訳

(昭54.4.1現在)



イ 救急隊

救急隊は、昭和55年 4月 1日現在、3,268隊設置されており、前年の3,075隊に比べて193 隊(6.3%)増加している(第2-12表参照)。救急業務を実施している市町村では、人口 3万 3,337 人に救急隊が 1 隊配置されているこ

とになる。

第2—12表 救急隊数の推移

区 分	年	51	52	53	54	55
救 急 隊 数		2,718	2,844	2,985	3,075	3,268
対前年増加数		151	126	141	90	193
対前年増加率(%)		5.9	4.6	5.0	3.0	6.3

(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

ウ 救急隊員

救急隊員は、全国で3万6,254人であり、このうち、専任救急隊員及び兼任救急隊員の内訳は第2—13表のとおりである。

第2—13表 救急隊員の状況

区 分	年	51	52	53	54	55
救急隊員数	専 任	6,207 (21.3%)	6,638 (21.5%)	7,158 (22.6%)	7,683 (22.6%)	8,065 (22.2%)
	兼 任	22,924 (78.7%)	24,298 (78.5%)	24,524 (77.4%)	26,324 (77.4%)	28,189 (77.8%)
	計	29,131	30,936	31,682	34,007	36,254
対前年増加数		2,876	1,805	746	2,325	2,247
対前年増加率(%)		11.0	6.2	2.4	7.3	6.6

(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

救急隊員は、人命救護という重要な任務に従事することから、都道府県及び指定都市の消防学校等において隊員の養成を行っているほか、消防大学校においても、昭和43年度から救急科を設置し、救急隊員の指導者を養成しており、昭和55年4月1日現在で696人がその課程を修了し、全国の救急隊員の中核となって活躍している。

なお、救急業務における応急処置の重要性にかんがみ、昭和53年11月に救急隊員の資格に係る基準について消防法施行令の一部が改正され、昭和57年4月1日から施行されることになった。施行までの間に都道府県及び市町村において救急隊員養成のための人的・物的要件を整備し、定められた資格要件を満たした救急隊員を確保するよう最善の努力をしなければならない。

エ 救急自動車

救急自動車の保有台数は、予備車も含め、昭和55年4月1日現在、3,805台で前年の3,653台に比べ、152台(4.2%)増加している。

オ 救急指令装置

救急指令装置は、救急事故の覚知から傷病者を病院へ搬送するまでの救急業務の処理を迅速かつ的確に行うため、救急病院等の医療機関と無線又は有線によって連絡を保ち、救急隊に必要な指示をするための通信制御装置である。

救急指令装置の整備については、昭和55年4月1日現在、全国で435基となっているが、このうち昭和43年度からの国庫補助によるものは290基である。

カ 救急医療情報収集装置

救急医療情報収集装置は、医療機関と消防本部とを電電公社の公衆通信回線で結び、それで得た病院情報を病院運用表示盤に表示し、救急自動車の出場又は地域住民からの病院情報の照会に対し、的確かつ迅速に指示を行うためのものであり、昭和52年度から補助制度が創設され、3基が整備された。

キ 救急医療情報センター

都道府県全域を対象とした救急医療情報センターは、救急医療情報の的確な収集、提供を行い、救急患者の医療を確保するもので、昭和54年度までに厚生省の補助制度を活用し15都府県に整備された。

(3) 高速自動車国道における救急体制

高速自動車国道における救急業務については、昭和48年10月、「高速道路救急業務に関する調査研究会」が設けられ、高速自動車国道における救急業務のあり方について検討がなされ、日本道路公団と沿線市町村は、相協力して、人命救護に万全を期すべきである旨の研究結果が答申された。これにより、市町村の規模、救急処理能力その他の実情を勘案して、一定の基準に基づき、日本道路公団とI.C(インターチェンジ)所在市町村がそれぞれ救急業務を実施している。

高速自動車国道における実施状況としては、昭和55年3月31日現在、総延長2,579.1km（前年2,428.2km）のうち、市町村の消防機関が実施しているのは、2,508.2kmであり、日本道路公団が自主救急基地を設けて実施しているのは70.9km（中央自動車道恵那山トンネル8.5km、中国自動車道佐用I.C～落合I.C間62.4km）である。また、同公団においては前記救急業務実施市町村に対し、高速自動車国道の特殊性を考慮して、一定の財政措置を行っている。

昭和54年7月10日、「有料道路負担問題検討委員会」から、高速自動車国道に係る市町村の救急業務については現行の財政措置方式の拡充を図るとともに、新たに他の消防業務についても財政援助措置の導入を検討すべきである旨の報告が出された。これを受けて、昭和55年度から高速自動車国道における救急業務実施市町村に対する財政措置は一部拡充された。今後は救急業務実務市町村に対する財政措置のより一層の拡充を図るとともに、救急業務以外の消防業務についても財政援助措置を講ずるよう検討する必要がある。

#### （4）救急医療体制

救急患者を受け入れるべき救急病院及び救急診療所の告示状況は、全国で5,038か所となっている。（附属資料24参照）

救急病院及び救急診療所の推移をみると、第2—14表のとおり、救急業務の法制化当時と比較して約4倍に増加しているが、昭和47年以降は、おおむ

第2—14表 救急病院及び救急診療所の推移

年	病 院	診 療 所	計	指 数
39	719	463	1,182	100
51	2,924	1,847	4,771	404
52	2,931	1,840	4,771	404
53	2,971	1,835	4,806	407
54	3,034	1,859	4,893	414
55	3,147	1,891	5,038	426

（注） 1 昭和51年以降は各年とも4月1日現在の数値である。  
 2 昭和39年は8月1日現在の数値である。

ね横ばいとなっている。

一方、厚生省においては、次のような救急医療体制の整備強化を図っている。

#### ① 初期救急医療施設

最近の休日及び夜間における救急医療需要の増大に対処し、昭和52年度から休日夜間急患センターの整備を人口5万人以上の市にも拡大することとし、昭和54年度までに371か所整備された。このほか、昭和52年度から在宅当番医制の普及・定着化が図られている。

#### ② 第二次救急医療施設

病院群輪番制方式、共同利用型病院方式等による第二次救急医療施設を整備し、初期救急医療施設との連携の下に休日又は夜間の重症救急患者の医療を確保するもので、昭和54年度までに238地区が整備された。

#### ③ 第三次救急医療施設

救命救急センターを整備し、初期及び第二次救急医療施設との連携の下に、重篤救急患者の医療を確保するもので、昭和54年度までに47か所整備された。

### 3 救 助 活 動

#### (1) 実施状況

##### ア 火災時における救助活動

火災時における救助活動は、中高層建築物、地下街等の火災発生時における人命の救助がその典型であり、救助隊は消火活動に当たる隊とともに出動し、人命検索などの救助活動を展開している。

昭和54年中における火災時の救助活動の実施状況は、救助活動件数 6,423 件、救助人員 882 人、消防職員の救助活動出動人員 26 万 8,693 人となっている。(第 3-1 表参照)

第 3-1 表 救 助 活 動 状 況

(昭和54年中)

区分	災害、 事故の 種別	火災時 におけ る救助 活動	火災以外の災害時における救助活動								計	
			交通 事故	水難 事故	風水 害等	機 械 による 事故	建物等 による 事故	ガス及 び酸欠 事故	爆発 事故	その他 の事故		小 計
救助活動 件数	6,423 (48.5%)	3,599	706	160	535	499	216	37	1,059	6,811 (51.5%)	13,234 (100.0%)	
救 助 人員数	882 (9.4%)	5,032	558	333	693	519	305	58	1,035	8,533 (90.6%)	9,415 (100.0%)	
救助活動 出動 人員 数	消防 職員 (70.4%)	268,693	50,234	14,597	4,965	11,384	7,474	4,341	1,095	18,988	113,078 (29.6%)	381,771 (100.0%)
	消防 団員 (89.1%)	143,543	762	6,342	6,395	26	56	96	455	3,453	17,585 (10.9%)	161,128 (100.0%)

(注) 1 「機械による事故」とは、エレベーター、プレス機械、回転機械、ベルトコンベアー、コンクリートミキサー車その他の建設機械、工作機械等による事故を言う。  
2 「建物等による事故」とは、建物若しくは門、柵、へい等の建物に付帯する施設、その他これらに類する工作物の倒壊による事故、建物等に閉じ込められる事故又は建物等にはさまれる事故を言う。

##### イ 火災以外の災害時における救助活動

火災以外の災害時における救助活動は、交通事故、水難事故、機械による

事故等による要救護者の救出救助がその典型である。

昭和54年中における火災以外の災害時における救助活動の実施状況は、救助活動件数 6,811 件、救助人員数 8,533 人、消防職員の救助活動出動人員数 11 万 3,078 人となっている。(第 3-1 表, 第 3-2 表参照)

第 3-2 表 火災以外の災害時における救助活動状況

区 分	50 年	51 年	52 年	53 年	54 年
救助活動件数	5,363	7,659	5,686	6,442	6,811
救助人員数	8,593	15,105	6,980	7,823	8,533

(注) 昭和51年の救助活動件数、救助人員数が多いのは、台風17号などの風水害による救助活動が例年に比べ多かったことによる。

#### (2) 実施体制

昭和55年 4 月 1 日現在、救助隊は全国 905 消防本部の 52.9% に当たる 479 消防本部で設置され、救助隊数は 1,277 隊となっている。

救助隊員数は 1 万 7,650 人で、そのうち専任救助隊員は 6,257 人(専任率 35.5%)、兼任救助隊員は 1 万 1,393 人である。(第 3-3 表参照)

第 3-3 表 救 助 隊 の 設 置 状 況

区 分	救助隊 設置 団体数	設置団体 人口 (昭50国調)	救助 隊数	救 助 隊 員 数			救助隊員がとう乗する車両					
				専任	兼任	計	救工 作 助車	はス し ご 車	消 防 車	ボ ン プ 車	化 学 車	タン ク 車
昭55.4.1 現 在	479	85,483,441	1,277	6,257	11,393	17,650	300	382	831	238	180	1,931
昭54.4.1 現 在	463	83,672,252	1,221	5,654	10,813	16,467	272	348	854	206	170	1,850
対前 年 増 加 率 (%)	3.5	2.2	4.6	10.7	5.4	7.2	10.3	9.8	2.7	15.5	5.9	4.4

救助隊は、空気呼吸器、酸素呼吸器等の呼吸保護用具、エンジンカッター、チェーンソー等の破壊用具、その他緩降器、救助マット、ロープ、カラビナ等を装備し、これらの用具を救助工作車、消防ポンプ車、はしご車等の車両に積載し、救助活動を実施している。

消防職員の救助活動に関する教育訓練については、消防学校の警防科のなかに救助課程をおき、災害救助対策、救助基本訓練等について計70時間の教育訓練を行うべきこととされている（消防学校の教育訓練の基準）。消防大学校においては、昭和54年8月から「救助科」が新設され、救助隊員の指導者の育成を行っている。また、複雑多様化する災害や事故に対応するため、救助活動、救助訓練時の安全対策にも十分配慮した「消防救助操法の基準」が制定されている。

今後ますます高所や地下での救助活動、あるいは濃煙、有毒ガスが発生している中での救助活動等、高度で専門的な救助技術を必要とする災害が増加するものと考えられる。そこで、救助装備の充実に一層努めることはもとより、専門的な救助知識、技術を修得した救助隊員の確保、救助技術の開発と体系化等救助体制の拡充を図る必要がある。

また、火災以外の災害時における救助活動については、消防機関の行う救助活動の範囲をどこまでとするかの問題があり、救助活動のあるべき基準の設定等の検討を進めている。

## 4 防災対策

### (1) 防災体制の整備

#### ア 防災組織

災害対策基本法は、防災全般を通ずる総合的な防災組織として、国に中央防災会議、都道府県に都道府県防災会議、市町村に市町村防災会議を設置することとし、行政機関のほか、日本赤十字社等関係公共機関の参加を得て、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の各局面に有効適切に対処するために、防災計画の作成とその円滑な実施を行うこととしている。

また、災害に際して防災上必要がある場合は、国に非常災害対策本部（災害が特に異常かつ激甚な災害緊急事態においては、緊急災害対策本部）、都道府県及び市町村には災害対策本部を設置して、災害対策を推進することとしている。

#### (ア) 防災会議

都道府県防災会議は、昭和55年4月1日現在、全都道府県に設置されている。

市町村防災会議については、全国3,278団体（特別区を含む。）中3,225団体が設置しており、災害対策基本法により設置を免除されている団体（5団体）を除くと、設置率は98.5%である。

昭和54年度における防災会議の開催状況をみると、都道府県については41団体（87.2%）、市区町村については1,308団体（39.9%）が会議を開催しており、防災計画の修正、防災訓練実施の検討等を行い、関係機関相互の総合連絡調整を図っている。

また、防災会議の部会として、従来から、震災対策部会、救急医療部会、原子力災害部会等が設置されているが、昭和54年度は1府1県で地震対策を専門に検討するための部会が新設された。

### (イ) 災害対策本部

昭和54年中の災害対策本部の設置状況は、都道府県においては、延べ46回、市町村では1,973団体にわたっている。(附属資料11参照)

### (ウ) 防災主管部課

全都道府県において、消防防災に関する事務を専管する課が設けられ、地域防災計画の策定などの災害対策基本法等に基づく事務及び消防に関する市町村の指導などの消防組織法等に基づく事務等処理している。また、最近、大規模地震に備えて地震対策を専管する課を新設する都道府県もみられる。

特に近年における災害の広域化、多様化の傾向から、広域の地方公共団体として都道府県の防災に果たす役割が重要視されているため、消防防災の主管課は、国、市町村、事業所その他の防災関係機関と協力して、大規模災害、特殊災害に対する防災計画の策定、防災訓練の実施、防災資機材の整備・備蓄等の災害防止対策の推進に努めている。

市町村においては、消防本部等の消防機関のほか、市町村長部局の部課に防災会議、防災計画等に関する事務を所掌させ、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図っているものが多く、更にすすんで、これらを専管する部課を設置する都市が増えている。

### イ 防災計画の整備

地域防災計画は、都道府県又は市町村の地域の実情に即し、当該地域の防災機関が防災に関して処理すべき事務又は業務並びに災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧に関する事項等について定める総合計画である。

都道府県地域防災計画は、全都道府県において作成されており、昭和54年度において85.1%に当たる40都道府県が修正を行っている。市区町村では、全国3,278団体の98.4%に当たる3,226団体において市町村地域防災計画を作成しており、昭和54年度においては、その30.2%に当たる975団体が計画の修正を行っている。

このように、地域をとりまく環境の変化に対応して所要の修正が行われているが、その修正内容は、災害危険地域の追加、情報連絡網の整備のほか、震災対策、活動火山対策等個別の災害対策をとり入れるなどである。これに

より、計画は一層実効性のあるものとなってきている。

今後未作成の市町村が早急に計画を作成すべきことはもとより、既に作成済みの団体においても毎年これに検討を加え、地域内で想定されるあらゆる災害に有効適切に対処し得るよう、各般の対策について更に具体化を図ることが必要であり、消防庁としても、この趣旨に沿って地域防災計画の作成及び修正を総合的に指導しているところである。

### ウ 防災訓練の実施

災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するためには、防災訓練を実施し、日ごろから実践的な対応能力をかん養しておくことが必要である。消防庁では、地方公共団体に対して、防災関係機関及び住民と連携して、総合的かつ実践的な防災訓練を少なくとも年1回実施するよう指導しており、その実施回数も逐年増加してきている。

昭和54年度においては、46都道府県が延べ104回(前年度延べ77回)の防災訓練を実施した。また、市区町村では、3,278団体内1,445団体(44%)が延べ3,403回の防災訓練を実施した。訓練に際しての災害想定は、都道府県の場合、地震が最も多く、次いで台風等の風水害、コンビナート災害、大火災、林野火災の順となっており、訓練の形態も、地域住民等の参加を得た総合(実働)訓練が圧倒的に多い。(附属資料14参照)

### エ 防災施設設備の整備

#### (ア) コミュニティ防災センター

地域社会における安全性を確保するためには、地域住民の連帯意識に基づく自主防災活動を積極的に推進し、地域ぐるみの防災体制を確立する必要がある。このため、消防庁では、昭和54年度からコミュニティ活動の中で実施される住民の自主防災活動の拠点となるコミュニティ防災センターの整備費の一部を市町村に補助する制度を創設し、その整備強化を図っている。

補助の対象は、非常時に備えて生活必需品を備蓄し、また、防災活動に必要な資機材等を保管するとともに、防災訓練の打合せや防災に関する展示・教育活動の場として使用できる施設及び貯水そう、可搬式動力ポンプ等の防災用資機材である。市町村は、この中から地域の実情に応じて必要となる事

業を選択し、1か所当たり7,500万円の範囲内で補助を受けることができる。ちなみに昭和54年度は全国33市町村で同事業を実施した。

### (イ) 防災ヘリコプター

近年における災害の広域化、多様化に伴い、広域の地方公共団体として都道府県の防災に果たす役割が重要視されつつあるが、消防庁では、都道府県による迅速かつ効率的な災害予防及び災害応急対策を推進するため、昭和54年度から防災ヘリコプターの整備に対する補助制度を創設した。この防災ヘリコプターは、1都道府県にとどまらず、全国9ブロックで広域的に利用されることが期待されており、昭和54年度は北海道と兵庫県に配備された。

### (2) 防災無線通信網の整備

災害態様の複雑多様化に対応して、災害対策を迅速かつ的確に実施するためには、効率的な情報の収集及び伝達に必要な無線通信網を整備することが緊要である。

消防庁では、この主軸となる無線通信網を①国（消防庁）↔都道府県、②都道府県↔市町村、③市町村↔地域（集落等）等に分類し、地方公共団体と一体となり、これらの無線通信施設の整備促進に努力してきた。

特に近年、震災対策における地震予知情報等の伝達をはじめとする各種の災害情報の収集及び伝達に万全を期すべきことがますます急務となっており、今後ともこれに必要な施設の整備を一層推進するとともに、併せて有機的な運用体系を確立する必要がある。

#### ア 国（消防庁）と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網

消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網は、国と地方を結ぶ防災用ホットラインの幹線として現在46道府県との間で運用中であるが、大規模震災対策をはじめとする災害対策全般にわたる必要な情報の伝送媒体としてますますその重要性を増してきている。

昭和54年度において、災害情報等を災害現場図等を含め文書、図画によりの確に収集、伝達するため高速ファクシミリ装置を併設し、これに加えて、昭和55年度において、この回線を全都道府県との間に直通化することとし、

更に伝送機能の強化が図られることとなった。

#### イ 都道府県と市町村を結ぶ防災行政用無線通信網

都道府県が無線を導入した初期の段階においては、水防その他各行政目的別の無線通信系として個別的な整備が行われたが、そのほとんどが都道府県の出先機関までの通信系であったため、市町村からの災害情報の収集が困難であった。その後、災害対策基本法に基づく地域防災計画等の整備に伴い、各都道府県において市町村を含む災害情報の一元的な収集・伝達体制の確立が緊要な課題となり、現在の総合的な防災行政用無線通信網の整備が進ちよくした。

消防庁は、この通信網の整備事業に対し、昭和48年度に国庫補助制度を設け、昭和51年度以降1都道府県当たり平均4億円を交付して整備の促進を図っている。

昭和55年8月1日現在の整備状況は、単独整備を含め運用中の都道府県が27、一部運用を含む整備中の道県が11であり、全体の進捗率は81%となっている。

#### ウ 市町村の区域内における消防・防災行政用無線通信網

市町村の行政区域内における消防・防災行政用無線通信網としては、市町村の消防機関が自らの消防・救急活動を行うために用いる専用無線通信網と市町村が行政区域全域にわたる防災対策に用いる防災行政用無線通信網とに大別できる。

##### (ア) 市町村の消防・救急業務用無線通信網

消防本部及び消防署に基地局を、消防ポンプ自動車、救急自動車等に移動局を設置して、情報の収集・伝達、指揮、連絡等に活用しており、昭和54年4月1日現在における無線局数は3万7,686局で、この1年間に2,570局増加した。

##### (イ) 市町村と出先機関、集落等を結ぶ防災行政用無線通信網

防災の第一線機関である市町村において、行政区域全域にわたり防災対策を効率的に行うためには、地域住民に対して気象予警報、避難の勧告・指示等を迅速に伝達し、併せて集落等からの災害情報を的確に収集する体制を整備することが極めて緊急な課題である。

従来から、一部の市町村においては、同報無線方式による子局を集落等に設置し、地域住民に対し平常時の行政広報を含め気象予警報等の伝達も行っている例があるが、この方式は一方的な情報伝達手段であるので、集落等の情報を市町村で得ることができず不十分なものであった。

このため消防庁は、防災対策の強化が特に急がれる台風常襲地域、特別豪雪地域、地震観測強化地域、活動火山周辺地域、沖縄県の地域の市町村で、かつ、市町村役場に固定局及び基地局を設置し、集落等に同報無線用屋外子局及び可搬型無線機を配備して、同報通信の機能と相互交信の機能を併有する無線システムを整備する市町村を対象として昭和53年度に国庫補助制度（補助率1/3、限度額2,000万円）を創設した。昭和53年度から昭和55年度までの間において130市町村に対し18億5,100万円の補助金を交付して整備の促進を図った。

## エ その他の防災無線通信網

地震災害、石油コンビナート災害等の大規模な災害が発生した場合、災害現場において防災関係行政機関、公共機関、地方公共団体等がそれぞれ災害応急活動を行うこととなるが、異なる組織体が協力して、連携的な防災活動を効率的に行うためには、相互の情報交換に必要な連絡無線網が必要であり、このため、災害活動を必要とする防災関係機関が、それぞれの可搬型無線機に専用共通波を常備して行う防災相互無線の制度が昭和50年度から発足した。

消防庁は、この無線設備を常備するよう都道府県を通じて指導しているところであるが、特に大規模災害等の発生が想定される市町村にあっては、この設備が災害時にその機能を十分発揮するよう、あらかじめ関係機関と調整してその運用体制を確立しておく必要がある。

## （3）風水害対策の推進

### ア 災害危険箇所のは握

災害に強い地域づくりを推進するため、治山、治水などの災害防止事業が施行されているが、風水害は毎年のように全国各地で発生しており、災害危

険箇所もおおくない。

このため消防庁は、従来から都道府県及び市町村に対して、災害危険箇所を的確には握して、地域防災計画に掲げるとともに、特に市町村においては、災害危険箇所ごとにきめ細かく警戒避難体制を確立するよう指導してきた。なお、昭和53年度から、同計画に掲げられている災害危険箇所で行われる自然災害防止事業に対し、地方債措置が講じられている。

### イ 防災資機材の整備

風水害対策を具体的に現地で実施する責任がある都道府県及び市町村は、水防資機材の整備、点検に常時努めなければならない。更に、消防庁は、同時に防災資機材の近代化と質的向上をも図るよう地方公共団体を指導している。

### ウ 住民に対する広報活動の徹底

風水害による被害を最小限に食い止めるためには、住民の災害に対する備えが基本となる。このため消防庁では、テレビによる広報活動を実施するとともに、都道府県及び市町村に対しても、住民への防災知識の普及、防災関係機関がとっている防災対策の周知徹底に努めるよう指導している。

## （4）活動火山対策の推進

我が国は、世界屈指の火山国である。活火山は、噴火活動等に伴う噴石、降灰等により周辺地域の人命、農作物等に対して甚大な被害を与えることが少なくない。

このため、消防庁では、活動火山対策特別措置法に基づいて避難施設緊急整備地域に指定された桜島火山及び阿蘇山の周辺地域に対して、退避壕、退避舎等の避難施設の整備に要する費用の一部を補助するとともに、警戒避難体制の整備等に関して関係地方公共団体を指導してきた。

また、昭和54年9月6日に阿蘇山が爆発し、死傷者を出したことに伴い、昭和55年度に避難施設緊急整備計画を変更し、昭和56年度までの2か年で退避壕及びヘリコプター離着陸用広場の整備を図ることとしている。

## 5 震 災 対 策

### (1) 消防庁の震災対策の現況

消防庁としては、消防の制度、人員、施設設備、装備資機材等の充実に努めるとともに、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、大都市震災対策推進要綱等の趣旨に基づき、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡、地域防災計画、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の作成等の指導・助言、防災訓練の実施、防災知識の普及啓発、防災に関する調査研究等の施策を推進していくこととし、特に次に掲げる事業に重点をおいて震災対策を行っている。

#### ア 地震防災強化計画等の作成指導

地震防災対策強化地域が指定された（第5-1表、第5-2図参照）ことにより、当該地域に係る県及び市町村の地方防災会議は、地震防災強化計画を作成して地震防災応急対策の実施に関する事項等を定めることとなった。そこで消防庁としても、関係地方公共団体に対し、地域防災計画に地震防災強化計画として定めるべき事項を示して、早急に当該計画を作成するよう所要の指導、助言を行うとともに、震災対策に係る市町村消防計画の見直しを求めたほか、地震災害警戒本部に関する条例準則を示すなどの措置を講じた。現在までのところ地震防災強化計画の県分はすべて作成済みであり、市町村分についてもほぼ作成済みとなっている。

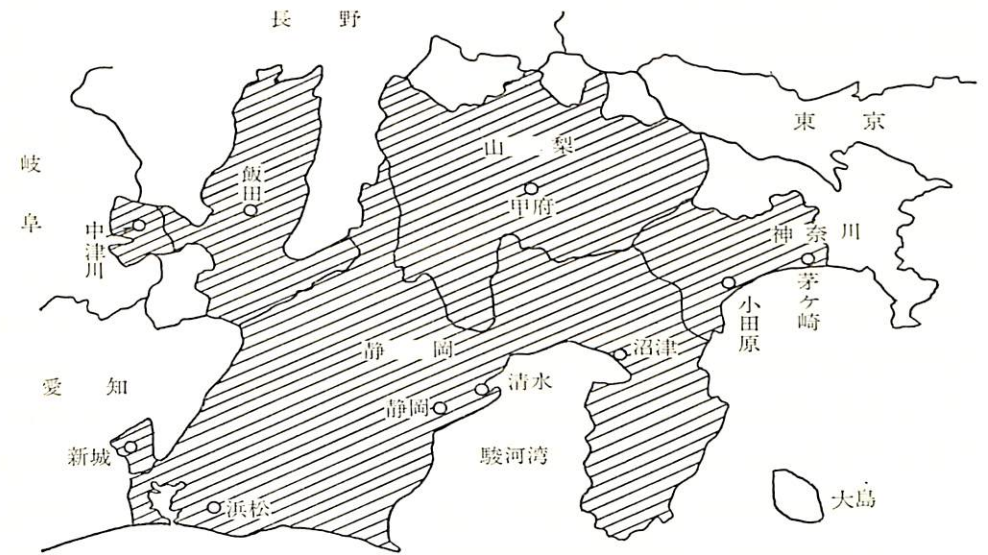
また、地震防災対策強化地域内において病院、劇場、百貨店、旅館等不特定多数の者が出入りする施設、石油類、火薬類、高圧ガス等の製造又は貯蔵等を行う施設、地方鉄道業その他一般旅客運送に関する事業等のうち、一定のものを管理し、又は運営する者は、当該施設又は事業ごとに地震防災応急計画を作成して地震防災応急対策に関する事項等を定めることとなった。消防庁としても、これら事業所等の計画作成について地方公共団体が行う指導に資するよう、地震防災応急計画及び地震防災規程作成の手引を示した。地

第5-1表 地震防災対策強化地域一覧表

県 名	区 域
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、高座郡、中部、足柄上郡及び足柄下郡の区域
山梨県	甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、東山梨郡春日居町、同郡牧丘町、同郡勝沼町、同郡大和村、東八代郡、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡、北巨摩郡双葉町、同郡明野村、同郡白州町、同郡武川村、南都留郡及び北都留郡上野原町の区域
長野県	飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡飯島町、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡鼎町、同郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡上郷町、同郡阿智村、同郡下条村、同郡天竜村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村及び同郡南信濃村の区域
岐阜県	中津川市の区域
静岡県	全 域
愛知県	新城市の区域

(注) この表に掲げる区域は、昭和54年8月7日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

第5-2図 地震防災対策強化地域の指定状況



地震防災対策強化地域(斜線部分)

震防災応急計画は、昭和55年6月末現在、2万5千あまりの対象事業所のうち約7割の事業所において作成済みとなっている。

今後、消防庁としては、新たな地震災害の要因とその危険性が増大しつつある現況を見極め、適時計画等の見直しを指導していくとともに、特に地震防災応急計画の作成を促進するため事業所等を適正に指導していくよう、地方公共団体を督励していく必要がある。

なお、昭和54年11月16日には、大規模地震対策特別措置法に基づき東海地震を想定した総合防災訓練が初めて実施され、この一環として、消防庁においても訓練地震災害警戒本部等を設置して、国と地方公共団体間における情報伝達等に関する訓練を実施した。今後も訓練を重ね、その内容の充実を図っていく必要がある。

#### イ 震災対策施設等の補助事業

地震災害を防止し、又は軽減するためには、消防庁としては、地震時における出火防止及び初期消火の徹底を図るとともに、消防活動、避難誘導、救急救助等の応急対策が十分に行われるようこれらに必要な施設等の整備を図っていく必要がある。

このため、消防庁は、出火危険物等の規制の強化、消防用設備の設置の義務付け、消防力の充実等の施策を推進しているが、特に、震災時に予想される同時多発の火災に対処し、初期消火及び延焼拡大防止の徹底を図るため、昭和47年度から補助事業として、大震火災対策施設等整備事業を推進している。

昭和54年度からは、大震火災対策施設等の整備の充実強化を図るため、補助対象として100m<sup>3</sup>型飲料水兼用耐震性貯水そう、備蓄倉庫及び震災救援車を加えることとした。また、100m<sup>3</sup>型耐震性貯水そう、可搬式小型動力ポンプ及び備蓄倉庫についても、従来の補助対象地域（観測強化地域及び三大都市圏）に、特定観測地域内の人口5万人以上の市、政令指定都市及び活動火山対策特別措置法により避難施設緊急整備地域として指定された地域を有する市を追加することとした。更に、地震防災対策強化地域については、緊急に施設整備を促進していく必要があるため、100m<sup>3</sup>型耐震性貯水そう及び可

搬式小型動力ポンプの整備について、一般地域3分の1の予算補助に対し、2分の1の予算補助を新設した。昭和54年度末における主な補助事業の整備状況は第5—3表のとおりである。

第5—3表 国庫補助事業による大震火災対策施設等の整備状況  
(単位：基、台、棟)

補助事業	年 度	
	47 ~ 54	
(1) 耐震性貯水そう (100m <sup>3</sup> )	1,699	
(2) " (飲料水兼用100m <sup>3</sup> )	3	
(3) " (飲料水兼用1,500m <sup>3</sup> )	4	
(4) 可搬式小型動力ポンプ	2,481	
(5) 電 源 車	28	
(6) 起 震 車	15	
(7) 防災指導車	6	
(8) 震災救援車	1	
(9) 備蓄倉庫	2	

昭和55年5月「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が公布施行された。これにより地震防災対策強化地域に係る関係都道府県知事は、昭和55年度を初年度とする向こう5か年の地震対策緊急整備事業計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならないこととなった。同計画には地震防災上必要となる、避難地、避難路、消防用施設、緊急輸送路、通信施設、石油コンビナートに係る緩衝緑地、公的医療機関、社会福祉施設、公立の小中学校、津波対策上必要な施設、山崩れ等の防止に必要な施設の整備に関する事項が盛り込まれることとなる。また、同計画に基づいて実施される消防関係事業のうち、消防施設強化促進法に規定する消防施設（消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、防火水そう及び消防専用電話装置）及び政令で定めるその他の消防用施設（小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水そう）の整備については、国の負担割合は一般地域の3分の1に対し2分の1となり、また、これら施設整備の財源に充てるために起こした地方債の元利償還金の2分の1は、地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなるなど、財政上の特例措置が制度化され、緊急にこれらの施設整備が促進されることとなっ

た。

### ウ 震災対策に関する研究

昭和54年度の消防庁における震災対策に関する研究としては、昭和53年度に実施した警戒宣言発令直後の住民、事業所、公共機関等の動向分析に引き続いて、警戒宣言発令直後の混乱が一段落した後、時間の経過とともに発生することが予想される避難先での生活の問題、食料をはじめとする生活必需品の確保の問題、警戒宣言発令の長期化に伴う心身の異常に関する問題などについて、地震防災対策強化地域内のいくつかの地域における住民に対するアンケート調査を基に、住民等の意識の動向分析を行った。この研究結果を踏まえて地方公共団体、自主防災組織、民間事業所及び地域住民等が震災対策を的確に推進することが期待される。

## (2) 地方公共団体における震災対策の現況

地方公共団体においては、昭和39年5月の新潟地震、昭和43年5月の十勝沖地震等を契機に、地方防災会議に地震部会を設置する等震災対策の確立に取り組んできたが、昭和51年10月東海大地震説が発表され、その後昭和53年1月の伊豆大島近海地震、同年6月の宮城県沖地震が相次ぐなかで、以前にもまして震災対策に積極的かつ具体的に取り組んできている。

特に、地震防災対策強化地域の静岡県では昭和54年度から5年間法人事業税の超過課税を行って地震防災事業に要する経費を確保することとしているほか、東京都においては昭和48年に震災予防条例を制定したのをはじめ広域避難地の指定とその機能保全を図るための耐震性貯水そのの整備など特色ある施策に努めている。

以下、昭和54年度における都道府県及び都市（県庁所在市、県庁所在市を除く人口20万人以上の市及び特別区の合計125団体）の震災対策の現況は次のとおりである。

### ア 調査研究

震災対策の確立のため、25都府県で調査研究が実施されているが、このうち最も多かったのは震災対策の基礎となる被害想定の実成に関するものであ

る。その内容としては、活断層、地盤等に関する地学的基礎調査及び木造家屋の倒壊率、焼失数等の被害算定調査である。その他、地震予知のための基礎データの収集（ラドン濃度の測定、地下水の水質、水位の観測等）、建造物等の耐震性に関する調査研究が挙げられる。

また、42都市が調査研究を実施したが、その主なものは避難場所、避難路の選定調査、ブロックべい、橋等の耐震性調査などとなっている。

### イ 地域防災計画等の作成状況

都道府県においては、災害対策基本法に基づく地域防災計画のなかで震災編として独立の項目を設けているものが16都道府県、火災、水害等と同列に扱い「節」等として設けているもの25県である。また、東京都では行政当局のみならず、事業所や住民を規制しあるいはその責務等を定めた震災予防条例を制定している。

都市においては、地域防災計画のなかで震災対策を独立の項目として設けているもの34都市、火災、水害等と同列に扱い「節」等として設けているものが75都市、震災対策要綱等を設けているものが8都市である。また、震災予防条例を制定しているのは横浜市と藤沢市である。

### ウ 震災訓練等の実施状況

震災訓練については、35都道府県、82都市が実施しており、その内容は行政機関、公共機関から自主防災組織や地域住民にいたるまで動員して行う総合訓練が主であるが、都市にあっては、避難訓練、消火訓練、非常参集訓練、情報伝達訓練、救急救護訓練、物資輸送訓練等も個別的的重点的に行われている。また、訓練を2回以上実施している団体は、10道県、25都市である。

更に、ふだんから住民の防災に対する認識を高めるため、32都府県、104都市において、パンフレット、講演会、映画会、テレビ、ラジオ等による広報のほか、起震車を利用した地震体験の普及などの施策を行っている。

### エ 震災対策施設整備事業等の実施状況

消防庁においては従来から耐震性貯水その、可搬式小型動力ポンプ等の震災対策施設の整備に対し補助を行ってきたが、他方、都道府県においては、市町村に対し独自に補助金を交付し、あるいは国の補助金に上乗せして補助

金の交付を行っているものもある。市町村に対し、独自に補助金を交付しているもの9県、国の補助金に都道府県の補助金を上乗せしているもの3県である。都道府県が独自に補助を行っている事業のうち主なものは、ろ水器、防火井戸、発電機、無線設備等である。

また、災害発生に備え、避難地を指定しているものは、風水害時のものも含め9都府県、96都市であり、避難路を指定しているものは1都、13都市である。

**オ 防災資機材等の備蓄状況**

災害発生後は、速やかに復旧作業を開始し、また被災者の保護を行わなければならない。応急対策や災害復旧に必要な防災資機材、食料・飲料水、生活必需物資、医薬品等の確保を図るため、地方公共団体は自ら公的備蓄を行うほか、民間事業者等と流通在庫に関し協定を結ぶなどの施策に努めている。昭和55年4月1日現在、防災資機材等の備蓄を行っている地方公共団体の状況は第5—4表のとおりである。

**第5—4表 防災資機材等の備蓄を行っている地方公共団体の状況**  
(昭55.4.1現在)

項目 団体	公 的 備 蓄				民間事業者との協定による備蓄			
	防災資機材	食料・飲料水	生活必需品	医薬品	防災資機材	食料・飲料水	生活必需品	医薬品
都道府県	43	6	24	10	2	10	10	4
都 市	115	54	67	52	7	33	15	9

(注) 都市とは、県庁所在の46市、県庁所在市を除く人口20万人以上の56市及び23特別区を言う。

**6 防災意識の高揚と自主防災組織**

**(1) 防災意識の高揚**

**ア 火災予防運動**

**(ア) 全国火災予防運動**

近年、生活様式の変化に伴い、一般家庭で使用される火気使用器具は多種多様となり、構造も複雑化してきているが、取扱者の不注意等から、器具を粗雑に扱いがちである。火を使用し、取り扱う以上、火の持つ危険性を十分認識して、細心の注意を払わなければならない。国民一人ひとりがこのことを自覚し、実践することが火災予防上、何よりも重要なことである。

このような観点から、国では毎年春と秋の年2回、全国火災予防運動の実施を提唱し、国民に対する防火思想の普及宣伝に努め、自主的な火災予防の実践を促進している。

**a 秋季全国火災予防運動(昭和54年11月26日～12月2日)**

昭和54年秋季の運動では、「これくらいと思う油断を火が狙う!」を全国統一標語とし、次の3点を重点目標として掲げ、運動を展開した。

- ① 火災による死者のなかで幼児、老人等の身体的弱者の占める割合が依然として高いことから、幼児、老人、身体不自由者等の身体的弱者の焼死防止対策の徹底
- ② 小規模雑居ビルにおける死者を伴う火災が相変わらず多いことから、これらの事業所を中心とした防火管理体制の確立
- ③ 防火、防災の根幹は、住民一人ひとりの自覚と相互の協力であるとの観点から、地域ぐるみの自主防火体制づくりの推進

**b 春季全国火災予防運動(昭和55年2月29日～3月13日)**

春季の運動では、前年秋季の場合と同一の全国統一標語の下に重点目標として次の4点を取り上げ、国民総ぐるみによる積極的な運動を展開した。

- ① 秋の運動に引き続き、幼児、老人、身体不自由者等の身体的弱者を中

心とした焼死防止対策の徹底

- ② 火災予防思想をより普及・徹底させるため、少年消防クラブの育成強化
- ③ 季節的観点から、異常乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- ④ 雑居ビル等において防火管理面の不備から火災が発生している例が多く見受けられることから、防火管理体制の確立

(イ) 全国山火事予防運動(昭和55年2月29日～3月6日)

全国山火事予防運動は、予防活動をより効果的なものとするため、昭和44年から消防庁と林野庁の共唱により、原則として春季全国火災予防運動の実施期間に合わせ実施されている。

例年、空気が乾燥し、入山者が増加する春先に、たき火やたばこの火が枯れ草に燃え移るなどして林野火災が多く発生している。

昭和55年の全国山火事予防運動では、「燃やすまいみんなが来る山歩く山」を統一標語として、ハイカー等の入山者、森林所有者、林業労働者、その他一般国民に対し、広報活動、消防訓練、研究会の開催等を通じ、林野火災の未然防止を訴えた。

(ウ) 車両火災予防運動(昭和55年2月29日～3月6日)

昭和55年の車両火災予防運動では、消防訓練や車両及び車庫等の防火対象物に対する査察指導を通じ、車両火災防止の徹底を図るとともに、前年発生した東名高速道路日本坂トンネル火災にかんがみ、建設省、運輸省、警察庁の協力の下にトンネル内における消防訓練の実施及び消防用設備等の点検整備を実施した。

(エ) 文化財防火デー

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災及びその後の金閣寺火災等の貴重な重要文化財の焼失を契機として昭和30年以来、毎年1月26日を中心に、消防庁と文化庁の共唱により全国的に実施されている。

昭和55年の文化財防火デーは、第26回目に当たるが、国では、広報活動により「文化財防火デー」の趣旨の徹底に努め、他方文化財の所有者及び管理者は、管轄する消防機関の指導の下に消火訓練、重要物件の搬出、避難訓練

等を積極的に実施し、文化財の防火対策の推進に努めた。

イ 防災知識の普及啓発

災害による被害を最小限に食い止めるためには、国、都道府県及び市町村が一体となって防災対策を推進しなければならないことはもちろんであるが、災害から身を守り、財産を守るためには、国民一人ひとりが自衛のための意識を持ち、防災訓練に参加するなど地域ぐるみ、事業所ぐるみで防災対策に当たることが極めて重要である。そのため、主として都道府県、市町村は、住民、事業所等に対して、防火教室、自主防災組織の訓練などにより防災知識の普及啓発に努めるとともに、テレビ及びラジオ放送を利用して防災知識の普及啓発を行っている。昭和54年度に、消防庁の行ったテレビ及びラジオ放送を利用した防災知識の普及啓発事業の内容は第6-1表のとおりである。

第6-1表 防災知識普及啓発事業の実施状況

(昭和54年度)

放送内容	放送局	放送月日
テレビ5分番組(ごぞんじですか? 防災ミニ百科)	日本テレビほか30局	毎週木曜日 11:25~11:30
テレビ5分番組(そのときあなたは? 暮らしの中の防災)	フジテレビほか31局	毎週日曜日 8:55~9:00
特別番組(わが町わが防災)	日本テレビほか30局	昭和54年9月1日 9:00~9:30
特別番組(防災コミュニティ)	フジテレビほか31局	昭和55年2月29日 11:00~11:30
テレビスポット(15秒) (あぶない!火遊び たばこの投げ捨てはやめましょう)	テレビ朝日ほか32局	昭和55年2月29日から 3月5日まで、毎日2回
ラジオスポット(20秒) (地震、避難は徒歩で 油断大敵 子供を残してお出かけはやめましょう お休み前に火の点検)	文化放送ほか31局	昭和54年8月26日から 9月1日まで、毎日2回 昭和54年11月26日から 12月2日まで、毎日2回 昭和55年2月29日から 3月13日まで、毎日2回

## (2) 自主防災組織

### ア 地域の自主防災組織

#### (ア) 自主防災組織

災害に有効に対処するためには、国、都道府県及び市町村において防災体制を整備するのみならず、地域住民の連帯の精神に基づく自発的な防災組織が整備されていなければならない。災害対策基本法は、災害に有効に対処するため防災関係機関における防災組織を整備するのみならず、住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図ることを市町村の責務としている。このような地域の自主防災組織の充実を図ることは、ひとり市町村のみならず、国、都道府県をも通じた重要な課題である。

住民による「地域ぐるみの防災体制」を整備するため、消防庁では地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の育成強化を推進するよう、都道府県、市町村等を指導しているが、昭和55年3月31日現在、全国3,278市区町村のうち865市区町村で自主防災組織が設置され、全国の自主防災組織数は26,106であり、組織率（総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合）は21.0%となっている。特に静岡県においては、県内75市町村のうち71市町村において合計3,733の自主防災組織が設置されており、組織率も78.8%と47都道府県中の最高となっている。次に組織率が高いのは、東京都の58.8%で、64市区町村中34市区町村で合計3,294の自主防災組織が設置されている。

これらの組織では、平常時は約6割の組織で防災訓練を実施しているほか、同じく約6割の組織で防災に関する講演等が、約2割の組織で三角バケツ、消火器等の頒布又は共同購入が行われている。災害時においては、ほとんどの組織（約7割）で初期消火活動をはじめ、負傷者等の救出救護（約5割）、住民の避難誘導（約5割）、情報の収集伝達（約5割）、給食給水（約5割）等の防災活動を実施することとしている。このため、ほとんどすべての組織で、何らかの防災資機材を保有しており、特に約4割の組織で、可搬式動力ポンプ、消火器、三角バケツ等の初期消火用資機材が保有されているほか、携帯用無線通信機等の情報連絡用資機材（約2割）、救急医療セット等

の避難救出救護用資機材（約2割）等が保有されている。

これらの自主防災組織を育成するために397市区町村において、資機材購入費及び運営費等に対する補助制度を設けているほか、264市区町村において、資機材等の現物支給を行っている。消防庁としても、地震等の大災害に備えて今後とも都道府県及び市町村による自主防災組織の育成指導を一層推進していくこととしているが、近年各地で高まりつつあるコミュニティ活動のなかで、幅広い住民の参加による自主防災活動が積極的に展開され、地域の安全防災について住民自らの認識が高まり、住民自身による災害に強い町づくりが進められることが期待されている。

#### (イ) 婦人防火クラブ、少年消防クラブ

民間の防火組織には、家庭の主婦を対象とした婦人防火クラブと小中学生を対象とした少年消防クラブがあり、それぞれの立場において火災予防に努め、広く火災予防思想の普及に貢献している。

クラブ数及び人員数は、昭和54年4月1日現在、婦人防火クラブが8,216団体（前年8,362団体）、115万1,979人（前年109万7,971人）、少年消防クラブが3,641団体（前年3,718団体）、37万9,724人（前年44万1,917人）である。

婦人防火クラブは、従来、小都市や町村部を中心に結成されてきたが、最近では、大都市においても婦人防火協力隊、家庭防火指導員等の名称を用いてその結成が進められている。このクラブは、各家庭の防火診断をはじめ、火を使用する器具及び消火器具の正しい取扱い方法、防火座談会や防火映画会の開催、火災予防のための活動並びに研究等を行っている。更に、近年、特に農山漁村地域においては、出かせぎ等による消防団員の長期不在を補う意味で、婦人が消火活動に従事することが多くなってきており、従来の消火器を使用した初期消火訓練だけでなく、小型動力ポンプを使用した訓練を実施するなど実践的な活動を行っている婦人防火クラブも多い。

少年消防クラブは、少年のころから火災予防に関する知識を身につけさせ、各家庭や学校における火災の防止を図るとともに、火災予防思想の素地をつくることを目的とするものであって、昭和25年に少年消防クラブ取扱要綱が制定されたことにより、学校、消防署又は市町村を単位に全国各地でク

クラブの結成が始まった。少年消防クラブの活動内容は、それぞれの地域の地理的条件等によって異なるが、主なものは視聴覚教育、実地見学、研究発表会、防火弁論大会、避難訓練、防火ポスター等の製作と配布、火災予防運動行事への参加、協力等であり、特にクラブ員の家庭に対する火災予防思想の普及に重要な役割を果たしている。

また、少年消防クラブの育成、運営指導の研究等を行うために、昭和28年に結成された全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長消防庁長官）では、毎年3月に優良少年消防クラブ及び指導者の表彰を行っている。昭和55年3月に行われた表彰では、表彰旗を授与されたクラブ10団体、記念品を授与されたクラブ25団体、記念品を授与されたクラブ指導者12名である。

イ 施設の自主防災組織

(ア) 自主防火体制

火災の発生を防止し、また火災が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるためには、公設の消防機関の充実のみでは不十分で、国民が自らを守るため自主防火管理体制を整えておくことが必要である。

消防法第8条では、一定の事業所における自主防火管理体制確立の手段として、多数の者が勤務し、又は出入する防火対象物で消防法施行令で定めるものの管理権原者に、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、その旨を届け出ることを義務付けている。また管理権原者は、防火管理者に消防計画を作成させ、その消防計画に基づく、消火・通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いの監督等の防火管理上必要な業務を実施させなければならないと定めている。更に、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急計画を作成しなければならない施設については、消防計画の中に大規模地震の防災対策に関する事項を定めなければならないことになっている。

防火管理者の未選任、非常口や階段等の避難施設の管理不適及び避難訓練の未実施等適正な防火管理が行われていないことが、火災による惨事を大きくし、またそれを繰り返す要因ともなっているが、防火管理体制の中心ともなるべき防火管理者の選任さえも行われていない防火対象物がまだ少なくな

第6-2表 10大都市における防火管理実施状況

(昭55.3.31現在)

防火対象物の区分	項目	防火管理 実施義務 対象物数	防火管理者を選任し ている防火 対象物数		消防計画を作成して いる防火 対象物数	
			選任率 (%)	選任率 (%)	作成率 (%)	作成率 (%)
(一) 劇場等	公会堂等	422	414	98.1	388	91.9
	公会堂等	1,935	1,668	86.2	1,332	68.8
(二) キャンパレ等	遊技場等	922	660	71.6	449	48.7
	遊技場等	2,781	2,273	81.7	1,708	61.4
(三) 料理店等	飲食店等	1,305	1,121	85.9	890	68.2
	飲食店等	9,778	7,826	80.0	5,493	56.2
(四) 百貨店等	百貨店等	6,851	5,868	85.7	4,713	68.8
	百貨店等	4,571	4,190	91.7	3,569	78.1
(五) 共同住宅等	共同住宅等	30,978	26,699	86.2	18,911	61.0
	共同住宅等	2,837	2,679	94.4	2,466	86.9
(六) 社会福祉施設等	社会福祉施設等	3,150	3,031	96.2	2,811	89.2
	社会福祉施設等	2,840	2,743	96.6	2,508	88.3
(七) 学校	学校	6,659	6,443	96.8	6,018	90.4
(八) 図書館等	図書館等	243	229	94.2	205	84.4
(九) 特殊浴場等	特殊浴場等	546	487	89.2	442	81.0
	特殊浴場等	4,279	4,216	98.5	3,980	93.0
(十) 停車場	停車場	323	308	95.4	281	87.0
(十一) 神社・寺院等	神社・寺院等	2,295	2,054	89.5	1,558	67.9
	神社・寺院等	8,777	8,153	92.9	7,079	80.7
(十二) 工場等	工場等	32	32	100.0	32	100.0
	工場等	536	484	90.3	411	76.7
(十三) 駐車場等	駐車場等	9	8	88.9	8	88.9
	駐車場等	1,449	1,307	90.2	999	68.9
(十四) 事務所等	事務所等	20,782	17,705	85.2	13,909	66.9
	事務所等	39,659	23,469	59.2	15,473	39.0
(十五) 特定複合用途防火対象物	特定複合用途防火対象物	7,944	5,349	67.3	3,560	44.8
	特定複合用途防火対象物	7,944	(6,453)	(81.2)	(4,398)	(55.4)
(十六) 地下街	地下街	45	26	57.8	24	53.3
	地下街	45	(44)	(97.8)	(43)	(95.6)
(十七) 文化財	文化財	121	113	93.4	106	87.6
計	計	162,069	129,555	79.9	99,323	61.3

(注) 1 10大都市とは、札幌市、東京都特別区(事務委託団体を含む。), 川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、北九州市及び福岡市を言う(以下の表について同じ)。  
 2 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第1による区分であり、施設の名称はその例示である(以下の表について同じ)。  
 3 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は消防計画の作成をしている場合のみ計上している。( )内は、部分的には、選任又は作成されている防火対象物も含めた数値である。

いのが現状である。昭和55年3月31日現在の10大都市における防火管理実施状況は、第6—2表のとおりである。

特に、バー・キャバレー、飲食店及びこれらの混在する複合用途防火対象物等において防火管理者の選任及び消防計画の作成率が低い状況にある。その理由としては、この種の防火対象物には経営基盤の弱小なものが多く、短期間のうちにその用途や事業主が変わる例が多いこと、管理権原者の防災に対する意識が低いことなどが考えられる。しかし、この種の用途に供される防火対象物こそ、火災等の災害発生に際して、避難誘導等に支障をきたすことが多く、人命損傷の危険性が大であることから、これら違反對象物の早期是正をはかり、自主防火管理体制を早急に確立する必要がある。また、不特定多数の者が出入する防火対象物及び大規模な防火対象物においては、自衛消防活動にも高度の技能が求められることから、必要な人員、装備及び技能を有する自衛消防隊を組織する等自衛消防活動体制の強化を図ることが望まれている。

また、消防法は、第8条の2で高さ31mを超える高層建築物、地下街、一定規模以上の複合用途防火対象物についてその管理権原が2以上に分かれている場合は、各管理権原者が共同して防火管理に当たることを義務付けている。すなわち、各管理権原者は共同防火管理協議会を設け、そこで統括防火管理者の選任、防火対象物全体にわたる消防計画の作成、消火・通報及び避難の訓練の実施等を協議し、統括防火管理者を中心として防火対象物の安全を図ることとしている。

昭和55年3月31日現在の10大都市における共同防火管理実施状況は、第6—3表のとおりである。

地下街以外においては、協議事項の消防長への届出率は非常に低調である。その理由としては、営業時間、業種等が異なり、更に防災に対する異なった認識を持つ管理権原者の意思を統一することの困難性があげられている。しかし、高層建築物や複合用途防火対象物において、共同防火管理が不十分なままでは火災発生の際、人命損傷の危険性が一層高くなるので、消防機関はこれらの各管理権原者に積極的な指導を行い共同防火管理体制の確立に努める必要がある。

第6—3表 10大都市における共同防火管理実施状況

(昭55.3.31現在)

区 分 項 目	高層建築物	複合用途防火対象物		指定地下街	計
		特 定 (3階以上)	一 般 (5階以上)		
対 象 物 数	2,308	21,548	3,871	39	27,766
協議事項届出数 (届出率%)	1,218 (52.8)	8,876 (41.2)	1,368 (35.3)	38 (97.4)	11,500 (41.4)

(イ) 危険物施設の自衛消防組織

石油精製事業所等の危険物施設のうち、一定数量以上の危険物を取り扱う事業所にあつては、化学消防自動車及びこれを操作するための人員により構成される自衛消防組織を設置しなければならないこととされている。昭和55年3月31日現在、自衛消防組織の設置を必要とする事業所は47事業所であり、このうち化学消防自動車2台以上、人員10人以上を必要とする事業所は2事業所、1台以上5人以上を必要とする事業所は45事業所である。

石油コンビナート等災害防止法による自衛防災組織が設置された事業所については、消防法による自衛消防組織の設置の義務がなくなるため、近年、自衛防災組織の設置が推進されるにつれて自衛消防組織を設置すべき事業所の数は減少する傾向にあるが、危険物施設における自主防災組織としては、自衛消防組織と自衛防災組織のいずれかが設置されることによりその強化が推進されている。

(ウ) 石油コンビナート施設の自衛防災組織等

石油コンビナート等特別防災区域に係る特定事業所においては、石油コンビナート等災害防止法に基づき、防災要員及び大型化学消防車等の防災資機材等を備えた自衛防災組織やこの自衛防災組織を補完する共同防災組織があり、昭和55年4月1日現在、938の自衛防災組織と105の共同防災組織が設置されている。

また、防災資機材等としては、大型化学消防車188台、大型高所放水車145台、あわ原液搬送車155台、オイルフェンス56万55m、油回収船40隻が配備されている。

## 7 予 防 行 政

### (1) 消防用設備規制

#### ア 防火対象物の実態

防火対象物（消防法施行令別表第1(一)項～(内)項に掲げるもので、(外)項及び(内)項を除き延面積150m<sup>2</sup>以上のもの）の数は、昭和54年3月31日現在179万3,329件、昭和55年3月31日現在193万4,466件であり、昭和54年度に14万1,137件(7.9%)増加している。(第7-1表、第7-2表参照)

また、10大都市については昭和55年3月31日現在、52万2,165件で、全国の防火対象物に対する10大都市の防火対象物の割合は27.0%となっている。

#### イ 消防用設備等の規制の現況

消防用設備等は、火災を初期の段階で消火し、すみやかに火災の発生を知らせ、安全な避難方法を確保し、また消防活動に利便を与えるためのものである。

消防法第17条の規定により、一定の防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準にしたがって消防用設備等を設置し、維持しなければならない。また、同法第17条の2の規定により、これらの防火対象物のうち、不特定多数の者が利用する特定防火対象物にあっては、既存のものであっても現行の技術上の基準にしたがって消防用設備等を設置し、維持しなければならない。

また、消防用設備等は日常的に使用するものではないにもかかわらず、非常の際には正常にその機能を発揮しなければならないものであるため、消防用機械器具等に対する検定制度、設置の際の消防機関による検査制度、設置工事を行う者に対する資格制度及び定期点検報告制度を設ける等性能確保のための種々の規制を行っている。

第7-1表 防火対象物数

(昭54.3.31現在)

防火対象物の区分		(一)		(二)		(三)		(四)	(五)
		劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等
防火対象物数	全国	2,908	29,502	5,570	11,252	11,289	40,366	64,171	83,607
	10大都市	503	1,818	1,855	3,677	2,358	9,020	12,080	10,646
(150m <sup>2</sup> 以上)	割合(%)	17.3	6.2	33.3	32.7	20.9	22.3	18.8	12.7

防火対象物の区分		(四)	(六)		(七)	(八)	(九)		
		共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場	一般浴場
防火対象物数	全国	384,499	43,716	30,617	17,471	89,660	1,613	1,557	12,856
	10大都市	169,617	7,974	3,923	3,395	14,655	272	554	5,203
(150m <sup>2</sup> 以上)	割合(%)	44.1	18.2	12.8	19.4	16.3	16.9	35.6	40.5

防火対象物の区分		(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)
		停車場	神社寺院等	工場等	テレビスタジオ等	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等
防火対象物数	全国	2,988	33,211	379,614	258	16,718	267	151,353	158,806
	10大都市	790	4,299	73,738	124	4,555	42	29,243	43,902
(150m <sup>2</sup> 以上)	割合(%)	26.4	12.9	19.4	48.1	27.2	15.7	19.3	27.6

防火対象物の区分		(十六)		(十七)	(十八)	計	昭53.4.1現在の防火対象物数	増減率(%)	
		特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	文化財				アーケード
防火対象物数	全国	144,685	72,303	58	1,674	740	1,793,329	1,804,332	△0.6
	10大都市	55,268	41,869	45	409	351	502,185	447,779	12.2
(150m <sup>2</sup> 以上)	割合(%)	38.2	57.9	77.6	24.4	47.4	28.0	24.8	—

(注) 割合は全国の防火対象物数を100とした場合における10大都市の占める%である。

第7-2表 防火対象物数

(昭55.3.31現在)

防火対象物の区分		(一)		(二)		(三)		(四)		(五)	
		劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等		
防火対象物数	全国	2,911	30,271	5,028	10,357	10,746	42,466	62,086	82,801		
	10大都市	470	1,796	1,547	3,260	2,056	10,350	11,054	8,799		
(150㎡以上)	割合(%)	16.1	5.9	30.8	31.5	19.1	24.4	17.8	10.6		

防火対象物の区分		(五)		(六)		(七)		(八)		(九)	
		共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場	一般浴場		
防火対象物数	全国	421,464	45,705	33,693	19,192	102,087	1,805	1,620	12,447		
	10大都市	180,609	8,068	3,956	3,470	15,412	276	585	5,179		
(150㎡以上)	割合(%)	42.9	17.7	11.7	18.1	15.1	15.3	36.1	41.6		

防火対象物の区分		(十)		(十一)		(十二)		(十三)		(十四)	
		停車場	神社寺院等	工場等	テレビスタジオ等	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等		
防火対象物数	全国	2,998	33,807	401,256	352	17,003	246	163,450	173,688		
	10大都市	936	4,591	74,842	132	4,587	41	30,604	44,763		
(150㎡以上)	割合(%)	31.2	13.6	18.7	37.5	27.0	16.7	18.7	25.8		

防火対象物の区分		(十五)		(十六)		(十七)		(十八)		計	昭54.3.31現在の防火対象物数	増減率(%)
		特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	文化財	アーケード						
防火対象物数	全国	168,154	84,168	61	3,519	1,085	1,934,466	1,793,329	7.9			
	10大都市	59,243	44,487	45	641	366	522,165	502,185	4.0			
(150㎡以上)	割合(%)	35.2	52.9	73.8	18.2	33.7	27.0	28.0	—			

(注) 割合は全国の防火対象物数を100とした場合における10大都市の占める%である。

ウ 消防用設備等の設置状況

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると第7-3表に示すとおり、特定防火対象物全体では、屋内消火せん設備は87.4%、スプリンクラー設備は91.0%のものが設置済みとなっている。

エ 防災規制

(ア) 防災物品の使用状況

構造及び形態上防火に特に留意する必要がある高層建築物及び地下街並びに劇場、旅館、病院等不特定多数の者や老幼弱者等が利用する防火対象物に使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の防災対象物品には、消防法第8条の3の規定により、所定の防災性能を有する防災物品を使用することが義務付けられている。

第7-3表 全国における特定防火対象物の屋内消火せん設備及びスプリンクラー設備の設置状況

(昭55.3.31現在)

消防用設備等 事項	屋内消火せん設備				スプリンクラー設備			
	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)
防火対象物								
劇場等	1,389	1,157	232	83.3	218	192	26	88.1
公会堂等	3,261	2,811	450	86.2	206	193	13	93.7
キャバレー等	187	156	31	83.4	31	22	9	71.0
遊技場等	900	801	99	89.0	334	309	25	92.5
料理店等	797	507	290	63.6	4	3	1	75.0
飲食店	797	623	174	78.2	34	32	2	94.1
百貨店等	8,330	6,998	1,332	84.0	1,984	1,901	83	95.8
旅館等	12,107	10,091	2,016	83.3	602	463	139	76.9
病院等	7,645	7,167	478	93.7	1,046	903	143	86.3
社会福祉施設	2,497	2,286	211	91.5	47	43	4	91.5
幼稚園等	1,512	1,282	230	84.8	15	15	—	100
特殊浴場	52	45	7	86.5	2	—	2	0
特定複合用途防火対象物	9,852	9,157	695	92.9	2,279	2,114	165	92.8
地下街	58	57	1	98.3	51	49	2	96.1
計	49,384	43,138	6,246	87.4	6,853	6,239	614	91.0

(注) 「違反数」とは、法令に違反し、屋内消火せん設備又はスプリンクラー設備が設置されていないものを言う。

昭和55年3月31日現在、全国の防災防火対象物における防災物品の使用状況は、第7-4表に示すとおりである。このような使用実態にかんがみ、防災規制の重要性を関係者に認識させ、なお一層の普及徹底を図る必要がある。

(イ) 防災表示者の認定

防災対象物品又はその材料が所定の防災性能を有するかどうかを容易に判別できるようにするため、消防法第8条の3の規定により、防災物品として販売し、又は販売のため陳列しようとする場合には、消防法施行規則で定められた防災表示を付すこととされている。また、消防庁長官の認定を受けた者でなければ防災表示を付すことができない。

防災表示者の昭和55年7月31日までの認定者数は1万5,577業者で、前年同期と比較すると2,450業者(18.7%)の増加となっており、そのうち裁断・施工・縫製業者が増加分の96%を占めている。これは、防災物品としてじゅうたん等が追加され、その規制が昭和54年7月1日から実施されたことに伴い、この関係の業者が新たに認定を受けたためである。

オ 最近において講じた主な施策

(ア) 消防用設備等関係

a 昭和49年6月の消防法の改正で、不特定多数のものが利用し、火災の際の人命危険度が高い百貨店、地下街、複合用途防火対象物やホテル、病院等の特定防火対象物に対しては、既存のものであってもスプリンクラー設備、屋内消火せん設備等の設置が義務付けられたが、いまだ工事が完了しておらず違反状態となっているものがある。消防庁はこれらの実態をは握するとともに、人命危険度が高いにもかかわらず何らの改善をしない悪質なものについては、消防法第17条の4の規定に基づく措置命令を行う等必要な措置を講ずるよう指導した。

b 昭和53年11月消防法施行令の一部を改正し、キャバレー、遊技場、待合、飲食店及びこれらを含む複合用途防火対象物の地階又は無窓階で床面積100m<sup>2</sup>以上のものに対し、火災を早期に発見し通報することによって安全な避難を確保するため、新たに自動火災報知設備の設置を義務付け、既存防火対象物についても昭和57年3月31日までに設置

第7-4表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

		カーテン・どん張、展示用の合板等 (昭55.3.31現在)									
防災防火対象物の区分		(一)		(二)		(三)		(四)		(五)	
		劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	病院等	
使用状況区分											
防災防火対象物数		2,891	29,950	4,347	9,270	10,571	41,219	60,530	81,136	44,643	
カ を 1 使 用 し て い る 帳 も 等 の	防災物品を全部使用 (%)	1,438 (66.3)	11,587 (61.5)	1,619 (58.8)	2,915 (59.9)	3,815 (55.5)	14,834 (57.4)	16,325 (56.7)	41,085 (64.3)	25,313 (72.2)	
	全部又は一部について防災物品を使用していない	728	7,251	1,130	1,948	3,054	10,982	12,420	22,727	9,732	
	小 計	2,166	18,838	2,749	4,863	6,869	25,816	28,745	63,812	35,045	
カーテン・どん帳等を使用していないもの		725	11,112	1,598	4,407	3,702	15,403	31,785	17,324	9,598	
展大合 示道板 用具等 及び用 具の		119	622	33	56	77	231	1,462	1,325	416	
防災物品を全部使用 (%)		2,668 (66.6)	28,779 (61.5)	4,288 (58.8)	9,122 (59.9)	10,390 (55.5)	40,580 (57.4)	57,510 (56.7)	78,039 (64.3)	43,794 (72.2)	
防災物品を使用していない											
小 計		2,668	28,779	4,288	9,122	10,390	40,580	57,510	78,039	43,794	
防災防火対象物の区分		(六)		(七)		(八)		(九)		(十)	
		社会福祉施設	幼稚園等	特殊浴場	テレビスタジオ等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	高層建築物	計	
使用状況区分											
防災防火対象物数		33,088	18,549	1,591	486	153,581	3,939	61	4,700	500,552	
カ を 1 使 用 し て い る 帳 も 等 を	防災物品を全部使用 (%)	18,582 (71.7)	9,680 (68.9)	952 (75.7)	85 (48.8)	44,051 (50.3)	780 (49.7)	34 (60.7)	1,266 (35.7)	194,361 (60.1)	
	全部又は一部について防災物品を使用していない	7,331	4,356	304	89	43,453	788	22	2,272	128,587	
	小 計	25,913	14,036	1,256	174	87,504	1,568	56	3,538	322,948	
カーテン・どん帳等を使用していないもの		7,175	4,513	335	312	66,077	2,371	5	1,162	177,604	
展大合 示道等 用具 及び合 板の		341	234	10	18	1,265	58	11	62	6,340	
防災物品を全部使用 (%)		32,314 (66.6)	18,091 (61.5)	1,578 (58.8)	382 (48.8)	150,489 (55.5)	3,848 (49.7)	49 (60.7)	4,578 (35.7)	486,499 (60.1)	
防災物品を使用していない											
小 計		32,314	18,091	1,578	382	150,489	3,848	49	4,578	486,499	

(注) 防災防火対象物とは、高層建築物、地下街及び消防法施行令第4条の3に定める防火対象物を言う。

することとした。

また、同時にじゅうたん等を防災対象物品として加えるとともに、既存のものについても昭和56年6月30日（消防長等に届け出た場合は昭和59年6月30日）までに防災化を図ることとしている。

- c 昭和54年5月21日の大阪での住吉ゴム(株)火災等の火災事例にかんがみ、消防法施行令を改正し、特殊可燃物の一つとして合成樹脂類（不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず、例えば、ポリウレタンフォーム、ポリスチレンペレット等易燃性の合成樹脂類を言う。）を追加し、これを貯蔵し又は取り扱う量に応じて必要な消防用設備等を設置することとした。

(イ) 既存建築物の防災対策

既存建築物の安全の確保を図るため、建設省では建築審議会の答申を受け、避難階段等の避難施設の改修について検討がなされてきたが、その結果に基づき昭和54年3月に建築物防災対策要綱が定められ、昭和56年度末（一部は昭和58年度末）を目途として避難施設の整備の促進を図るとともに、併せて中小雑居ビルについてもその整備を図ることとされた。

この要綱に基づく建築物の避難施設等の整備の促進は、特定行政庁が行うものであるが、消防機関は特定行政庁からの要請により、協力して建築物の安全対策を講じていくこととしている。

(ウ) 消防用設備等の保守体制の確立

消防用設備等については、設置後の機能維持を適正に行うため、定期的に維持・点検をし、その結果を消防機関に報告することを義務付けるとともに、一定の防火対象物については消防設備点検資格者等の有資格者に点検させなければならないこととされている。昭和55年3月31日までに消防設備点検資格者の第1種（機械系統）については3万393人、第2種（電気系統）については3万972人がその資格を得ている。

これらの消防設備点検資格者は5年ごとに再講習を受講しなければならないとされており、その再講習の実施基準については、昭和55年7月に告示された。

(エ) 国際規格化への対応

多角的貿易交渉（東京ラウンド）以後、我が国の消防用機械器具等の規格とISO（国際標準化機構）等の国際規格との整合が必要なこと及び検定制度に対する影響があることが予想されたため、昭和54年ISOの消防器具の委員会（第21専門委員会）に加盟するよう関係工業会を指導し、火災用語、消火器、火災感知器、スプリンクラーヘッド、消火薬剤等の規格及び誘導灯の表示面のピクトグラム化についての検討を積極的に行ってきたところである。更に、昭和55年5月に貿易の技術的障害に関する協定が批准されたことにかんがみ、より一層国際規格化への対応を強化するよう努めた。

(2) 消防同意及び予防査察等

ア 消防同意の実態

建築物の新築・増築等について、建築主事等は許可、認可又は確認を行うに際し、消防法第7条の規定に基づき事前に消防機関の同意を得ることが義務付けられている。

昭和54年度の全国の消防同意事務処理状況は、第7-5表のとおりである。

第7-5表 消防同意事務処理状況

(昭和54年度)

内 訳	同 意			不 同 意				計	
	件 数	内 訳		件数	理 由				
		指導無	指導有		構造	設備	避難		その他
新 築	1,075,559	934,879	140,680	889	181	425	171	138	1,076,448
増 築	301,486	256,810	44,676	389	84	200	42	73	301,875
改 築	31,432	28,480	2,952	10	3	4	1	2	31,442
移 転	1,177	983	194	1	—	1	—	—	1,178
修 繕	191	134	57	2	—	—	1	1	193
模 様 替	374	245	129	4	1	2	—	1	378
用途変更	2,675	1,473	1,202	15	4	9	1	1	2,690
そ の 他	14,039	12,682	1,357	—	—	—	—	—	14,039
計	1,426,933	1,235,686	191,247	1,310	273	641	216	216	1,428,243

(注) 不同意の理由が1件について2以上の事由にわたる場合があるので、理由欄の合算数と不同意の件数とは一致しない場合がある。

消防同意事務は、建築物の設計段階でその防火安全性について審査するものであり、火災予防上極めて重要なものである。したがって、建築物の防火及び避難に関する安全性並びに消防活動の円滑性を十分配慮した指導が行えるよう担当者の一層の研さんと行政組織の充実、連携の強化が期待される。

イ 予防査察及び措置命令の実態

消防機関は、火災予防のために必要があるときは消防法第4条の規定により、防火対象物に立ち入って予防査察を行っている。昭和54年度に全国の消防機関が行った予防査察の実施状況は、第7-6表に示すとおりである。

その結果、火災予防上必要がある場合又は火災が発生した際人命に危険であると認める場合、消防長又は消防署長は消防法第5条の規定により、当該防火対象物の所有者、管理者等に対し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。昭和54年度に全国の消防機関がこの規定に基づき出した措置命令及び措置命令に基づく是正の件数は、第7-7表のとおりである。

第7-6表 火災予防査察実施状況

(昭和54年度)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)	(五)
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店		
全 国	2,831	18,765	3,998	7,793	7,984	38,523	50,757	64,874
防火対象物の区分	(五)	(六)		(七)	(八)	(九)		
	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学 校	図書館等	特殊浴場	一般浴場
全 国	225,192	34,610	24,899	14,385	52,454	1,134	1,428	7,424
防火対象物の区分	(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)
	停車場	神社寺院等	工場等	テレビスタジアム等	駐車場等	航空機格納庫	倉 庫	事務所等
全 国	1,874	16,255	198,662	328	8,789	168	70,147	89,387
防火対象物の区分	(十六)		(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	計	
	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	文化財	アーケード	山 林		
全 国	112,056	47,214	155	3,140	423	44	1,110,698	

第7-7表 防火対象物に関する措置命令等(消防法第5条)の状況

(昭和54年度)

防火対象物の区分 措置命令の内容等	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	計	
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	飲食店	料理店等	遊技場等	遊技場等	遊技場等	遊技場等	遊技場等	遊技場等	遊技場等	遊技場等	遊技場等	遊技場等	遊技場等	遊技場等	遊技場等	遊技場等	遊技場等	
改 修	1			1																		9
(是正件数)	1			1																		6
移 転																						
(是正件数)																						
除 去																						
(是正件数)																						
小 計(A)	1			1																		9
(小 計)	1			1																		6
使 止 禁 止 停 止 制 限 小 計(B)																						
工事の停止(C)																						
そ の 他(D)																						18
計 (A)+(B)+(C)+(D)	2			1																		29

(注) 是正件数割の数は、昭和54年4月1日から昭和55年3月31日までで発生された措置命令に基づき、昭和55年3月31日までに是正された件数(昭和55年3月31日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。)である。



また、消防用設備等の設置又は維持が適法になされていない防火対象物に対しては、消防法第17条の4の規定により、必要な措置をなすべき旨の命令を出すことができる。昭和54年度に全国の消防機関がこの規定に基づき出した措置命令の件数及び措置命令に基づく是正の件数は第7-8表のとおりである。

これらの措置命令は、査察結果書の交付、指導勧告書の交付等によってもその指摘事項が是正されない場合、当該防火対象物の関係者に対して発動されるものである。これらの措置命令を発しても、命令事項がなお依然として履行されない場合は、当該防火対象物の関係者に対して、期を失することなく告発等の措置を講じ、防火対象物における安全性の確保を図らなければならない。

### (3) 消防用機械器具の検定等

#### ア 検 定

消防用機械器具等は、消防法第21条の2の規定により、検定に合格し、その合格の表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならない。

現在、特殊法人である日本消防検定協会（以下「協会」と言う。）で行っている検定の対象となる消防機械器具等は、消防法施行令第37条の規定により、消火器等の14種類である。

この検定は、「型式承認」と「個別検定」とからなっており、検定を受けようとする者は、型式承認を得た後個々の製品について個別検定を受けなければならない。（第7-9表参照）

なお、「型式承認」とは、消防用機械器具等の形状、構造、材質、成分及び性能（以下「形状等」と言う。）が自治省令で定める技術上の規格に適合している旨の承認を言い、「個別検定」とは、個々の消防用機械器具等が型式承認を受けた消防用機械器具の形状等と同一であるかについて行う検定を言う。

#### イ 鑑定及び受託試験

協会は消防用機械器具等の検定の業務を行うほか、検定の対象とされてい

第7-9表 検 定 申 請 数 量

(昭和54年度)

種 別	区 分	型 式 試 験		個 別 検 定
		件	件	
① 消 火 器	大 型	7	3	20,575
	小 型	64	44	4,080,453
② 消 火 器 用 消 火 薬 剤	大 型	—	—	39,705
	小 型	11	—	2,681,551
③ あ わ 消 火 薬 剤		2	—	230,969
④ 動 力 消 防 ポンプ	消防ポンプ自動車	6	76	2,164
	手引消防ポンプ	—	—	1
	重可搬消防ポンプ	—	—	—
	軽可搬消防ポンプ	1	6	9,988
⑤ 消 防 用 ホ ー ス	ゴ ム 引	17	21	520,302
	麻	—	—	—
⑥ 消 防 用 吸 管		2	—	14,771
⑦ 結 合 金 具		7	1	551,407
⑧ 火 災 報 知 設 備	感 知 器	98	66	4,983,667
	発 信 機	3	10	292,858
	中 継 器	13	1	5,225
	受 信 機	38	40	68,671
⑨ 漏 電 火 災 警 報 器		1	3	134,971
⑩ 閉 鎖 型 ス プ リ ン ク ラ ー ヘ ッ ド		27	24	1,276,739
⑪ 流 水 検 知 装 置		8	14	7,003
⑫ 一 斉 開 放 弁		4	5	9,232
⑬ 金 属 製 避 難 は し ご		9	—	84,280
⑭ 緩 降 機		4	1	9,285
計		322	315	15,023,817

ない消防の用に供する機械器具等について、依頼により鑑定及び受託試験を行っている。(第7-10表参照)

現在、鑑定品は次の5種類である。

- ① 特殊消防ポンプ自動車
- ② 防災対象物品(じゅうたんを除く。)及び防災薬剤
- ③ 簡易型火災警報器
- ④ 火災報知設備用予備電源(昭和54年8月1日開始)
- ⑤ 火災報知設備用音響装置(昭和54年8月1日開始)

第7-10表 鑑定及び受託試験の申請件数

(その1) (昭和54年度)

特殊消防ポンプ自動車の鑑定									防災性能の鑑定			その他の鑑定	受託試験	計
水そう付	化学	はしご付	屈折はしご付	大型化学	大型高所放水	放水塔付	放水車	高所放水車	防火布	防火薬剤	防火合板			
361	135	40	26	75	103	3	5	1	511	2	11	10	51	1,334

(その2)

種別	区分		型式鑑定試験 件	型式変更鑑定試験 件	個別鑑定 個
	差動式	定温式			
簡易型火災警報器	差動式		1	5	3,490
	定温式		5	—	650
	イオン化式		1	2	33,700
	光電式		9	3	18,800
火災報知設備用予備電源			125	—	69,624
火災報知設備用音響装置			20	—	25,400
計			161	10	151,664

## 8 危険物行政

### (1) 危険物とその規制の概要

消防法は、発火性又は引火性を有する物品を同法別表で危険物として指定し、保安上の規制を行っている。

一定数量以上の危険物は、危険物施設(製造所、貯蔵所、取扱所)以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならず、このような危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を一定の基準に適合させ、危険物施設設置の許可を受けなければならないこととされているほか、当該施設の使用に当たっては完成検査(特定の危険物施設については、その前に完成検査前検査)を受けなければならない。

危険物施設においては、危険物取扱者以外の者は、甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取り扱ってはならず、危険物の貯蔵又は取扱いについてもその基準に従わなければならない。

更に、それぞれ特定の危険物施設の所有者等(所有者、管理者、占有者)には、次の義務が課せられている。

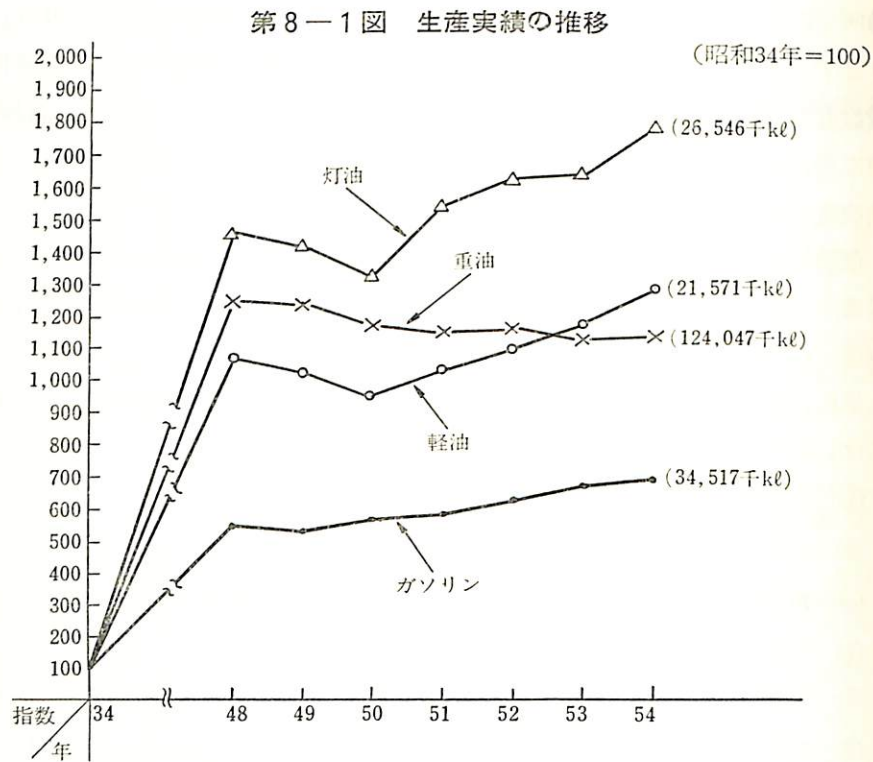
- ① 危険物の保安に関する業務の統括管理者を定めること。
- ② 危険物保安監督者を定めて危険物の保安を監督させること。
- ③ 危険物施設保安員を定め、施設に係る保安の業務を行わせること。
- ④ 予防規程を定めること。
- ⑤ 自衛消防組織を設置すること。
- ⑥ 特に、移送取扱所及び屋外タンク貯蔵所については、定期的に保安に関する検査を受けること。
- ⑦ 定期的に点検して点検記録を作成し、これを保存すること。

危険物の運搬に関しては、その容器、積載方法、運搬方法の基準が定められている。

## (2) 危険物行政の現況

危険物は、第1類から第6類に区分されているが、このうち石油製品を中心とする第4類の危険物が大半を占めており、これら第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設は、昭和55年3月31日現在、全危険物施設数57万5,376のうち55万9,737施設(97.3%)に及んでいる。

ちなみに、ガソリン、灯油、軽油及び重油の昭和48年から昭和54年までの生産実績の推移は、第8-1図のとおりである。



これら危険物の生産量は、昭和34年以来、年々増加し、昭和48年において急激に増加した。

しかし、昭和49年と昭和50年は昭和48年の生産量を下回り、その後の動きが注目されたが、重油を除き昭和51年から再び増加の傾向を示している。

## ア 危険物施設(製造所, 貯蔵所, 取扱所)

### (ア) 危険物施設の数

昭和55年3月31日現在における危険物施設の総数及び許可区分別構成は、第8-2表のとおりである。

また、危険物施設の設置の推移を昭和34年の危険物政省令施行当時の施設数を100とした指数によって示すと、第8-3表のとおりである。

### (イ) 危険物施設の規模別構成

昭和55年3月31日現在における危険物施設総数の規模別(貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの)の構成は、第8-4図のとおりである。

危険物施設区分の割合は、前年同期の割合とほとんど変わっていない。

### イ 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は、都道府県知事が毎年1回以上実施することとされている。試験は、甲種、乙種及び丙種に区分され、これらの試験の合格者に対しては、危険物取扱いの資格が与えられる。

昭和54年度に実施された危険物取扱者試験は、全国で延べ153回であり、その試験の実施状況は、第8-5表のとおりである。

なお、本制度発足以来の合格者総数は、昭和55年3月31日現在、219万2,972人となっている。

### ウ 危険物取扱者保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として5年以内ごとに都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならないこととされている。

昭和54年度における保安講習は、全国で延べ386回実施され、その受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳は、第8-6表のとおりである。

### エ 自衛消防組織等を設ける事業所

石油精製事業所等の一定規模以上の危険物施設の所有者等に対しては、化学消防自動車と人との編成による自衛消防組織の設置、施設の維持管理を担当する要員としての危険物施設保安員の指定又は施設の災害防止のための事業所内の予防規程の作成が義務付けられている。

第8-2表 危険物施設数

(昭55. 3. 31現在)

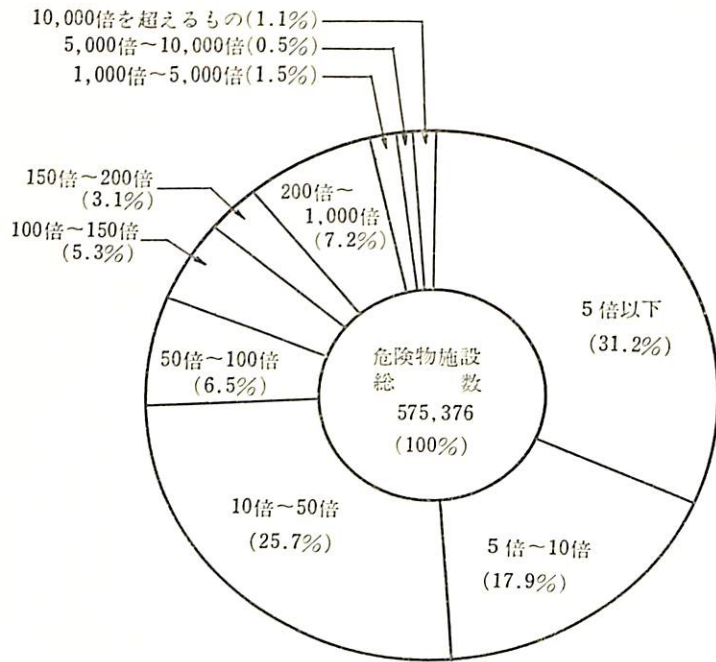
施設の区分	製造所			貯蔵所						取扱所					計	
	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	地下タンク所	簡易タンク所	移動タンク所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種取扱販売所	第二種取扱販売所	移送取扱所		一般取扱所
消防本部及び署設置市町村分	4,177	58,269	96,584	19,123	100,551	4,015	51,031	24,839	354,412	80,269	3,424	592	1,278	110,605	196,168	554,757
消防本部及び署未設置市町村分	95	1,896	3,789	328	3,642	172	1,319	798	11,944	4,319	38	12	48	4,132	8,549	20,588
2以上の許可行政庁の区域にわたるもの	4,272	60,165	100,373	19,451	104,193	4,187	52,350	25,637	366,356	84,588	3,462	604	1,357	114,737	204,748	575,376
計	(0.7%)				(63.7%)										(35.6%)	(100%)
昭54. 3. 31現在総数	4,184	58,528	98,984	18,929	95,823	4,194	49,427	23,892	349,777	82,900	3,538	541	1,316	110,341	198,636	552,597

第8-3表 危険物施設数の累年比較(指数)

施設の区分	製造所		貯蔵所						取扱所					計		
	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	地下タンク所	簡易タンク所	移動タンク所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種取扱販売所	第二種取扱販売所	移送取扱所		一般取扱所	小計
調査期日	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
34. 9. 30 現在	150	190	399	716	951	66	808	465	366	334	219	100	—	—	916	481
47. 3. 31 現在	157	226	513	856	1,379	63	1,116	1,013	493	386	219	2,454	100	1,254	610	520
50. "	163	241	522	890	1,566	62	1,255	1,028	527	401	216	3,569	107	1,346	645	554
52. "	163	245	521	910	1,655	59	1,314	1,024	539	408	213	3,946	109	1,387	661	567
53. "	166	248	519	924	1,747	58	1,401	1,016	553	416	208	4,162	115	1,425	676	580
54. "	169	255	526	950	1,900	58	1,484	1,090	579	424	203	4,646	118	1,482	697	604

(注) 1 2及び3を除き昭和34年9月30日現在の数値を100とした。  
 2 第2種販売取扱所については、昭和47年3月31日現在の数値を100とした。  
 3 移送取扱所については、昭和50年3月31日現在の数値を100とした。

第 8 — 4 図 危険物施設の規模別構成比  
(昭55.3.31現在)



(注) 倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を消防法別表で定める指定数量で除して得た数値である。

第 8 — 5 表 危険物取扱者試験実施状況  
(昭和54年度)

種別	甲種	乙種						丙種	計	
		第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類			
受験者数	10,484	2,334	2,037	2,138	188,682	991	6,922	203,104	78,853	292,441
合格者数	3,706	1,715	1,593	1,548	67,941	823	4,639	78,259	44,330	126,295
合格率 (%)	35.3	73.5	78.2	72.4	36.0	83.0	67.0	38.5	56.2	43.2

第 8 — 6 表 危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

区分	受講者数	甲種	乙種						丙種	計	
			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類			
50	102,135	4,661	1,956	1,402	2,246	93,879	941	5,604	106,028	2,802	113,491
51	85,056	3,977	1,765	1,429	1,894	74,009	841	4,598	84,536	6,430	94,943
52	91,046	4,168	1,943	1,627	2,111	78,777	915	5,100	90,473	8,212	102,853
53	107,789	5,576	2,535	2,029	2,397	94,373	1,136	6,918	109,388	7,641	122,605
54	108,728	5,793	2,793	2,435	2,824	95,892	1,448	7,200	112,592	7,639	126,024

昭和55年3月31日現在、これらの義務付けがなされている危険物施設をもつ事業所数は、第8—7表のとおりである。

自衛消防組織の設置を必要とする事業所47のうち、自衛消防組織の編成について化学消防自動車2台以上、人員10人以上を必要とする事業所は2事業所、1台以上、人員5人以上を必要とする事業所は45事業所となっている。

第 8 — 7 表 危険物事業所数  
(昭55.3.31現在)

区分	自衛消防組織、危険物施設保安員、予防規程を設けなければならない事業所			その他の事業所
	自衛消防組織を要する事業所	危険物施設保安員を要する事業所	予防規程の作成を要する事業所	
消防本部及び署設置市町村分	47	1,611	9,679	222,447
消防本部及び署未設置町村分	—	33	282	9,571
計	47	1,644	9,961	232,018

オ 仮貯蔵、仮取扱いの承認

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物施設として許可を受けた場所で行わなければならないが、臨時に指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、所轄の消防長又は消防署長の承認を受ければ、10日以内の期間に限り、仮の貯蔵又は仮の取扱いが認められる。

昭和54年度にこの承認を受けた件数は、第8-8表のとおりである。

第8-8表 危険物の仮貯蔵及び仮取扱いの承認件数

(昭和54年度)

区分 常備非常備の別	承認件数	
	仮貯蔵	仮取扱い
消防本部及び署設置市町村分	9,834	8,220
消防本部及び署未設置町村分	220	47
計	10,054	8,267

カ 仮使用の承認

危険物施設の位置、構造又は設備を変更したときは、市町村長等が行う完成検査を受け、これに合格した後でなければ当該施設の使用が認められないが、危険物施設を変更する場合において、当該危険物施設のうち、当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても仮に当該承認を受けた部分を使用することができる。

昭和54年度にこの承認を受けた件数は、第8-9表のとおりである。

第8-10表 危険物施設に対する

施設の区分 常備非常備の別	製造所	貯蔵					計
		屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	屋内貯蔵所	地下貯蔵所	簡易貯蔵所	
消防本部及び署設置市町村分	検査施設数	2,493	33,731	60,422	10,607	54,677	2,184
	延回数	4,909	43,858	90,390	13,095	69,274	2,919
消防本部及び署未設置町村分	検査施設数	31	474	1,012	87	802	46
	延回数	35	492	1,070	89	850	49
計	検査施設数	2,524	34,205	61,434	10,694	55,479	2,230
	延回数	4,944	44,350	91,460	13,184	70,124	2,968

第8-9表 危険物施設の仮使用承認件数

(昭和54年度)

製造所等の別 常備非常備の別	製造所	貯蔵所							取扱所					計		
		屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	屋内貯蔵所	地下貯蔵所	簡易貯蔵所	移動貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種取扱所	第二種取扱所	移送取扱所		一般取扱所	小計
消防本部及び署設置市町村分	2,401	419	11,028	202	651	6	7	151	12,464	21,214	7	3	569	9,748	31,541	46,406
消防本部及び署未設置町村分	28	4	89	4	24	1	—	2	124	508	—	—	5	102	615	767
計	2,429	423	11,117	206	675	7	7	153	12,588	21,722	7	3	574	9,850	32,156	47,173

キ 予防査察及び措置命令等の実態

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っていると認められるすべての場所の所有者等に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、製造所等に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いにつ

予防査察実施状況

(昭和54年度)

所	製造所	取扱所							計	
		小計	給油取扱所	第一種取扱所	第二種取扱所	移送取扱所	一般取扱所	小計		
移動貯蔵所	38,130	15,138	214,889	61,496	2,423	498	779	72,326	137,522	354,904
屋外貯蔵所	49,881	20,466	289,883	99,328	3,400	662	1,666	104,382	209,438	504,230
小計	373	212	3,006	1,515	5	2	8	1,405	2,935	5,972
給油取扱所	375	221	3,146	1,684	5	2	8	1,510	3,209	6,390
第一種取扱所	38,503	15,350	217,895	63,011	2,428	500	787	73,731	140,457	360,876
第二種取扱所	50,256	20,687	293,029	101,012	3,405	664	1,674	105,892	212,647	510,620

いて検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を取去させることができる。

昭和54年度に市町村長等が行った予防査察の実施状況は、第8—10表のとおりである。

予防査察を行った結果、危険物施設における危険物の貯蔵又は取扱い、又は当該施設の位置、構造又は設備が消防法令に規定される技術上の基準に違反していると認められる場合、市町村長等は、当該基準に従って危険物の貯蔵又は取扱いをすべきこと、又は当該基準に適合させるよう施設を修理し、改造し、又は移転すべきことを命令することができる。更に、その命令に違反した場合等は、施設の使用を停止することができる。

また、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている場合は、危険物の除去その他危険物による災害防止のために必要な措置をとるべ

第8—11表 危険物施設及び無許可

製造所等の区分 命令の区分	製 造 所	貯 蔵					
		屋内貯蔵所	屋外貯蔵タンク所	屋内貯蔵タンク所	地時下貯蔵タンク所	簡易貯蔵タンク所	
製造所等における危険物の貯蔵取扱いの基準に関する遵守命令（法第11条の5）	66	422	414	99	488	41	
製造所等の位置、構造、設備の基準に関する措置命令（法第12条第2項）	修理命令	67	132	356	51	208	13
	改造命令	10	20	327	2	16	2
	移転命令	8	2	7	—	2	—
	小計	85	154	690	53	226	15
製造所等の使用停止命令（法第12条第2項）	—	1	5	1	4	—	
危険物の無許可貯蔵、取扱いに関する措置命令（法第16条の6）	3	286	69	20	10	16	
計	154	863	1,178	173	728	72	

（注）危険物の無許可貯蔵、取扱いに関する措置命令については、当該施設が設置

きことを命ずることができる。

昭和54年度の市町村長等によるこれらの命令の行使状況は第8—11表のとおりである。

ク 防油提等に係る金融上の措置

昭和51年の危険物規制法令の改正により防油堤の改修等を行わなければならない危険物施設に対しては、日本開発銀行の融資制度が設けられ、また、昭和54年度からは、中小企業金融公庫及び国民金融公庫の融資制度が追加された。

（3）危険物関係法令の改正

硫黄を屋外貯蔵所において貯蔵することは、従来認められていなかったが、昭和54年7月危険物の規制に関する政省令を改正し、硫黄の屋外貯蔵を認めるとともにその他所要の改正を行った。

施設に関する命令状況

（昭和54年度）

所			取 扱 所					計	
移動貯蔵タンク所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第取一種取扱所	第取二種取扱所	移送取扱所	一般取扱所		小計
208	174	1,846	1,003	26	4	—	592	1,625	3,537
150	64	974	729	1	1	2	405	1,138	2,179
15	14	396	61	1	2	1	32	97	503
5	3	19	3	—	—	—	22	25	52
170	81	1,389	793	2	3	3	459	1,260	2,734
7	4	22	14	—	—	1	13	28	50
25	388	814	74	1	—	—	37	112	929
410	647	4,071	1,884	29	7	4	1,101	3,025	7,250

許可を受けるべき危険物施設の欄に記入した。

今回の改正の要旨は次のとおりである。

- ① 屋外で貯蔵できる危険物として硫黄を追加した。
- ② 塊状の硫黄を容器に収納しないで貯蔵する場合の技術基準を定めた。
- ③ アルキルリチウムに対しアルキルアルミニウムと同等の規制を行うものとした。
- ④ 動植物油類の運搬容器の基準を追加した。
- ⑤ 移動タンク貯蔵所の許可申請に用いる構造設備明細書の様式を改正した。

#### (4) 石油パイプラインの規制

石油類の陸上輸送の手段として、タンクローリ、鉄道のタンク車等のほか、パイプラインによる輸送が計画され、その保安の確保を図るため施設の保安及び当該事業を一元的に規制する目的で、昭和47年に石油パイプライン事業法が制定された。

自治大臣は同法の定めるところにより、①工事計画の認可、完成検査、保安規程の認可、立入検査等を行うこと、②基本計画の策定及び事業の許可に当たって意見を述べること等によって、保安上の観点から石油パイプラインの規制に関与することとなっている。

また、昭和47年、石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令が制定され、昭和48年、同省令に基づく技術上の基準の細目が告示されたが、その後、船舶送受油導管系等の技術上の整備、強化等に伴い、省令及び告示の改正が行われている。

新東京国際空港パイプライン1系統に関する基本計画は、昭和53年9月に告示され、新東京国際空港公団により工事計画の認可申請がなされ、同年10月に認可された。

その後の工事の進ちょくに伴い自治省においても運輸省とともに立入検査等を実施してきたが、昭和55年7月28日新東京国際空港公団よりパイプラインの完成は昭和58年末ごろになる旨の報告が出されている。

なお、石油パイプライン事業法の適用外のパイプラインは、消防法におい

て移送取扱所として規制されている。

#### (5) ガス災害の防止

ガスによる災害を予防するため、消防機関は、LPガスの販売業者がその事業の許可を受ける際に意見を述べ、LPガス等に係る事業許可等を行った行政庁から通報を受けているほか、圧縮アセチレンガス等を貯蔵し、又は取り扱う者はその旨を消防機関に届け出なければならない。

LPガス等の消費先における火災、爆発、中毒等の災害の特徴としては、自損行為による場合は別として消費者の不注意が原因となる場合が多いので、消費者保護の見地からも、消防機関は、日常の予防査察を通じ、一般家庭等に対しガスの性状、ガス使用器具の使用上の安全対策等について周知徹底を図っている。

なお、消防関係者に対しては、消防大学校、各都道府県消防学校等において、LPガス等の規制に関する講座を設け、その資質の向上に努めている。

また、昭和45年4月の大阪市大淀区の地下鉄工事現場におけるガス爆発事故の後、消防庁としては工事に際しての適切な通報、連絡体制の確保等について通達し、ガス爆発事故の発生及び被害の防止に努めてきたが、昭和54年5月20日に静岡県藤枝市において発生したガス事故では、10人の死者が出た。更に昭和55年8月16日に静岡駅前ゴールデン街でガス爆発により死者15人、負傷者222人（うち消防職団員の殉職者5人、負傷者30人）に及ぶ犠牲者を出した。

このため、保安面から、ガス事業者及び消防機関等関係機関のより密接な協力による保安体制の強化が望まれている。

## 9 石油コンビナート災害対策

### (1) 石油コンビナート災害の現状と法体系

石油コンビナートは、それが大規模な危険物集積地帯を形成しているだけに、いったん災害が発生すると周辺に重大な被害を及ぼすおそれがある。

昭和48年以降の主な石油コンビナート災害は、第9—1表のとおりである。

このため、石油コンビナート等災害の防止に関しては、昭和51年6月に施行された石油コンビナート等災害防止法を中心として、危険物の貯蔵所、取扱所及び製造所について危険物災害の防除に関し必要な規制を行っている消防法、高圧ガスを取扱う事業所に係る災害の発生防止について必要な規制を行っている高圧ガス取締法及び労働災害防止の見地から必要な規制措置を設けている労働安全衛生法のいわゆる保安三法や大量の油の排出に対する措置、海上災害等に対する消防機関と海上保安庁の機関との協力等について定めた海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等により総合的防災体制の確立を図っている。

石油コンビナート等災害防止法は、昭和49年12月に発生した水島臨海コンビナート重油流出事故を直接の契機として、石油コンビナート等に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策を推進するための基本法として制定されたものであり、その主たる内容は、次のようなものである。

- ① 石油コンビナート等防災本部の設置
- ② 石油コンビナート等防災計画の作成
- ③ 特定事業者の防災管理責任と災害応急措置等の実施義務
- ④ 自衛防災組織及び共同防災組織の設置
- ⑤ 特定防災施設等の設置
- ⑥ 事業所のレイアウトに関する規制の実施
- ⑦ 石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置

第9—1表 主な石油コンビナート災害

発 生 年 月 日	地 区	事 業 所	災 害 種 別	死 者 (人)	負 傷 者 (人)	損 害 額 (百万円)	備 考
48. 7. 7	徳山・新南陽	出光石油化学(株)徳山工場	プラント火災	1	—	2,500	アセチレン水添塔
48.10. 8	京葉臨海中部	チッソ石油化学(株)五井工場	プラント爆発火災	2	11	2,500	ポリプロピレン製造装置
48.10.28	直江津	信越化学工業(株)直江津工場	プラント爆発火災	1	12	520	塩化ビニルモノマー製造装置
49.11.22	大分	九州石油(株)大分製油所	プラント火災	—	5	12	灯油水添脱硫装置
49.12.18	水島臨海	三菱石油(株)水島製油所	タンク漏出	—	—	50,000	重油漏出42,888kl
50. 2.16	四日市臨海	大協石油(株)四日市製油所	タンク火災	—	—	36	灯油中間タンク
51. 3. 9	姫路臨海	日本触媒化学工業(株)姫路製油所	タンク爆発火災	—	—	153	アクリル酸メチルエステル屋
53. 6.12	仙台	東北石油(株)仙台製油所	タンク漏出	—	—	4,275	外貯蔵タンク 宮城県沖地震による重油等漏出68,160kl
53. 6.15	界東北臨海	ゼネラル石油(株)界製油所	プラント火災	—	—	167	ベンゼントルエンキシレン装置加熱炉
53.11. 8	四日市臨海	昭和四日市石油(株)四日市製油所	タンカー漏出	—	—	770	係留中のタンカー陸洋丸
54. 1. 8	京浜臨海	日本触媒化学(株)川崎製油所	プラント火災	—	—	200	空圧圧縮用ガスタタービン
54. 6.16	岩国・大竹	山陽国策パルプ(株)岩国工場	プラント漏出	—	11	0.9	ポリプロピレンクロライド製造装置反応塔タンクフレキシブルジョイント
54. 7. 5	鹿島臨海	鹿島北共同発電(株)鹿島北共同発電所	電気室火災	—	2	70	断路器・電源ケーブ
54. 9.23	水島臨海	川崎製鉄(株)水島製鉄所	圧延設備火災	—	4	1.5	圧延機サーボ弁室
55. 4. 1	徳山・新南陽	出光興産(株)徳山製油所	プラント破裂	—	—	調査中	第2接触水添脱硫装置

⑧ 防災緩衝緑地等の設置の助成

なお、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令を過去4回にわたり改正し、防災資機材等の固定放射設備等による代替措置（53年7月）、油回収船の石油回収能力及び隻数に関する基準（53年8月）、地震防災対策強化地域における特定事業所の防災規程に掲げるべき事項（54年9月）及び消火用屋外給水施設の構造に関する基準（55年2月）を追加している。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域の状況

ア 石油コンビナート等特別防災区域の指定

石油コンビナート等特別防災区域は第9-2図のとおりであり、当初、昭和51年7月に33都道府県にわたって75地区が指定されたが、昭和53年4月に福島県広野地区、昭和54年9月に福岡県豊前地区、昭和55年6月に青森県むつ小川原地区、愛媛県波方地区がそれぞれ追加指定され、79地区となっている。また、主な区域の変更としては、昭和52年2月に福井県三国地区、昭和53年4月に青森県八戸地区、広島県福山地区及び山口県徳山・新南陽地区、昭和54年9月に北海道苫小牧地区及び宮城県塩釜地区、昭和55年6月に富山県伏木地区があり、いずれも区域が拡張されている。

イ 石油コンビナート等特別防災区域の現況

昭和55年4月1日現在における石油コンビナート等特別防災区域の総面積は4万2,803ha、第一種事業所は524（このうちレイアウト規制対象事業所は251）第二種事業所は414であり、石油等の貯蔵・取扱・処理量等については、附属資料18のとおりである。

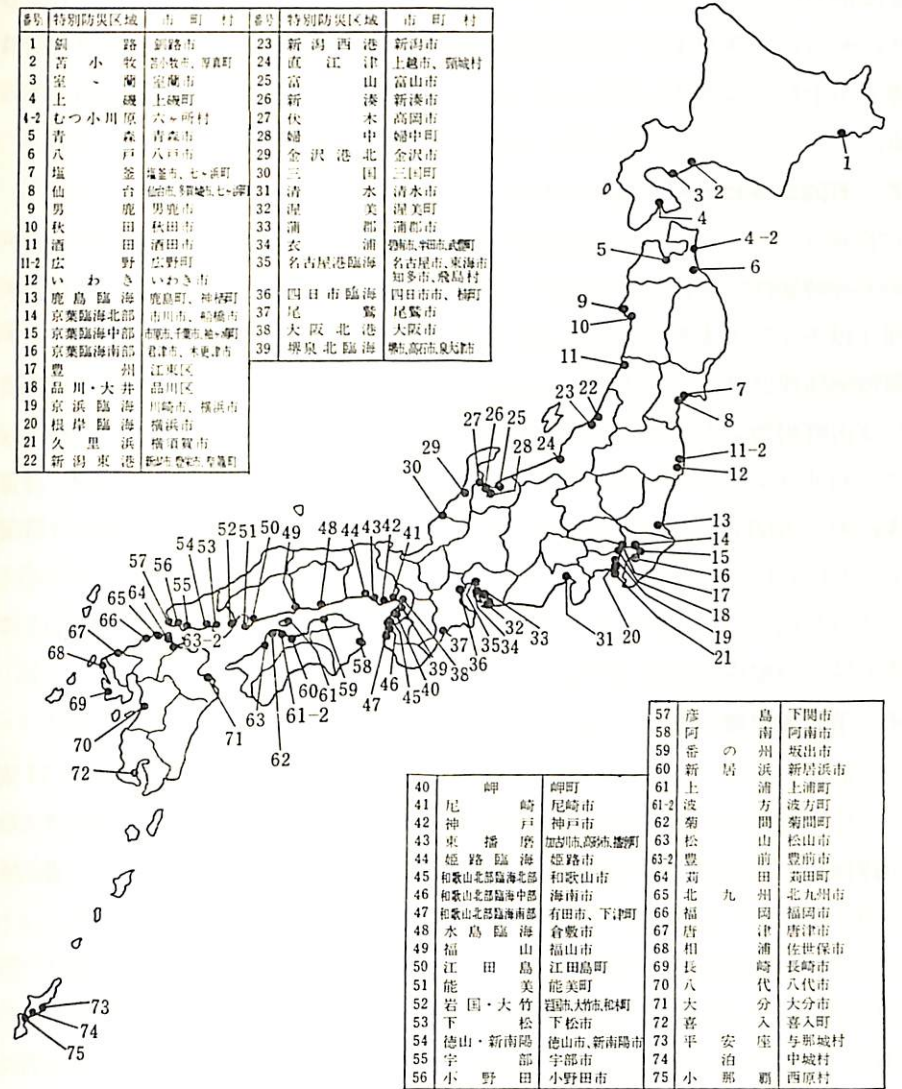
ウ 防災緩衝緑地等の整備状況

石油コンビナート等特別防災区域に係る災害が周辺の地域に及ぶことを防止するうえで、緑地帯等の緩衝地帯が果たす役割には大きなものがある。

このため、石油コンビナート等災害防止法では、地方公共団体が防災上の見地から整備する防災緩衝緑地等について、国、地方公共団体及び第一種事業者の費用分担の下にその設置を推進することとしており、現在、宮城県の

塩釜地区において整備が進められている。

第9-2図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況



### (3) 石油コンビナート等特別防災区域の防災体制の確立

石油コンビナート等災害防止法に基づき、都道府県石油コンビナート等防災本部を中心として関係機関等が一致協力して防災体制の確立を推進しており、一方、災害発生時の消防活動については、管轄消防本部と企業の自衛消防力が中核となることにかんがみ、これらの防災体制の増強を併せ図っている。

#### ア 石油コンビナート等防災本部

石油コンビナート等災害防止法に基づいて、昭和51年7月に石油コンビナート等特別防災区域が指定された33都道府県に、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」と言う。）が常設されることとなり、石油コンビナート等特別防災区域については、災害対策基本法による従来の都道府県防災会議及び市町村防災会議に相当する組織は、防災本部に一元化された。したがって、石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」と言う。）の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究等の防災業務は防災本部を中心に行われる。

防災計画は33都道府県すべての防災本部で作成されており、これをもとに防災体制の整備を推進している。

#### イ 消防本部等

石油コンビナート等特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対策は、防災計画の定めるところにより一般には市町村の消防本部等が消防活動を指揮し、大規模災害に拡大した場合には防災本部が中心となって、関係機関等をも含めた防災活動の総合的な連絡調整を行うこととなっている。

大規模かつ特殊な災害が発生するおそれのある石油コンビナート等特別防災区域に係る消防力は、早急に整備することが必要であり、消防庁は、この中核たる市町村消防機関が、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害に対処するため保有すべき消防力について、昭和51年7月に消防力の基準を改正強化した。

石油コンビナート等特別防災区域所在市町村における防災資機材等の整備

状況は昭和55年4月1日現在で、大型化学消防車87台、大型高所放水車70台、あわ原液搬送車83台、その他の消防車3,054台、可搬式放水銃等694基、耐熱服1,499着、空気又は酸素呼吸器7,798個、あわ消火薬剤2,435kl及び粉末消火薬剤5万5,608kgのほか、特に海上災害対策に備えて消防艇40艇、オイルフェンスB型2万1,285m、油吸着材1万2,892kg、油処理剤235klが整備されている。しかし、消防力の基準に定められている大型化学消防車の石油コンビナート用消防施設がなお未整備の市町村がある。

消防庁は、昭和51年度から、石油コンビナート等特別防災区域所在市町村に対し、石油コンビナート等消防施設等整備費補助を行っているが、昭和54年度までに65団体で、大型化学消防車58台、大型高所放水車60台、あわ原液搬送車49台が整備され、その補助金総額は21億2,344万円に達している。

また、市町村消防力を補完し、石油コンビナート等特別防災区域の防災体制を充実強化するため、石油コンビナート等特別防災区域所在都道府県に対しても、石油コンビナート防災資機材施設整備費補助を行っており、昭和54年度までに21道府県で、あわ原液貯蔵設備19基、あわ原液搬送車26台、あわ放水砲36基、高発泡器12基、放水砲13門、オイルフェンス407本が整備された。

#### ウ 自衛防災組織

石油コンビナート等特別防災区域に係る特定事業者に対し、石油コンビナート等災害防止法では、自衛防災組織の設置及び防災管理者等の選任を義務付けている。

#### エ 共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会

石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業者は、一体的な工場群を構成し、相互に密接に関連して地域的連帯関係を有している。したがって、石油コンビナート等災害防止法では、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者が、その自衛防災組織を補完する共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域の災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究、教育訓練の共同実施等を行う石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置について定めている。昭和55年4月1日現在、2以上の特定事業所が所在する63の石油コンビナート等特別防災区域のうち、55地区で105の共同防

災組織が、47地区で53の区域協議会が設置されている。

#### (4) 防災施設等の整備

##### ア 特定防災施設等及び防災資機材等の整備状況

特定事業者は、災害の発生及び拡大を防止するため特定事業所内に流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備の特定防災施設等並びに化学消防自動車、油回収船、消火薬剤、オイルフェンス等の防災資機材等を設置し、又は備え付けなければならないこととされている(附属資料19参照)が、昭和55年4月1日現在、石油コンビナート等特別防災区域において流出油等防止堤が191事業所に、消火用屋外給水施設が633事業所に、非常通報設備が938事業所に設置されている。

##### イ 日本開発銀行等の政策融資のあっせん

石油コンビナート等災害防止法の規定に基づき、特定事業者が設置又は備え付けることとされた特定防災施設等及び防災資機材等の整備を推進するため、その整備資金について昭和51年度から日本開発銀行又は沖縄振興開発金融公庫の融資のあっせんをしてきたが、昭和51年度から昭和54年度までの融資のあっせんの累計は、延べ146事業所に対し総額129億1,933万円である。

#### (5) 事業所のレイアウト規制

石油コンビナート災害の拡大を防止するには、石油コンビナートを形成する事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは十分でなく、事業所内の施設地区等の配置及び他の事業所等との関係について、災害防止の観点からレイアウト規制を行う必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法では、石油と高圧ガスを併せて取り扱う第一種事業所については、当該第一種事業所の新設又はこれらの事業所内の施設地区等の配置の変更をしようとする際に、レイアウトに関する計画の届出を義務付け、これらに対する規制を実施している。

##### ア レイアウト対象事業所の実態

石油コンビナート等特別防災区域内における第一種事業所のうち、レイア

ウト規制の対象となる第一種事業所は、昭和54年度に新たにレイアウト対象事業所となった1事業所を含め、251事業所となっている。

一方、レイアウト対象事業所が石油コンビナート等特別防災区域の総面積に占める割合は、約49%となっており、半分近くがレイアウト規制を受けている。

また、レイアウト対象事業所の石油及び高圧ガスの貯蔵・取扱量及び処理量の防災区域全体に占める割合は、それぞれ、石油にあっては約60%、高圧ガスにあっては約94%となっており、大部分がレイアウト対象事業所において保有されている。

##### イ 第一種事業所の新設等の届出の現況

昭和54年度における事業所の新設及び変更の届出件数は、102件で前年度に比べ17件増加している。届出の内訳は、貯蔵施設地区に係るものが35件で

第9-3表 第一種事業所の新設等の状況

区分	件数 年度	新設・変更届出件数				処理件数				確認件数			
		51	52	53	54	51	52	53	54	51	52	53	54
新 設		1	3	5	3	1	2	6	1	—	—	2	4
変	製造施設地区	8	12	12	24	3	17	11	20	—	5	10	9
	貯蔵 "	16	21	28	35	8	26	29	28	—	7	11	23
	入出荷 "	5	2	4	3	2	1	4	3	—	3	2	3
	用役 "	1	1	4	—	1	1	2	2	—	1	1	4
	事務管理 "	1	5	6	4	—	6	2	10	—	1	7	6
更	その他 "	4	8	12	4	1	6	12	7	1	5	6	8
	連絡導管及び連絡道路敷地面積の減少	6	6	6	9	2	8	6	7	—	1	2	1
計		49	64	85	102	21	78	79	94	1	30	46	68

(注) 1 施設地区別の分類は、変更に係る主たる施設地区等により区分した。  
2 敷地面積の増加を伴うものは、当該増加部分の施設地区に係る変更として分類した。

最も多く、次いで製造施設地区に係るもの24件、敷地面積の減少に係るもの20件、連絡導管及び連絡道路に係るもの9件、事務管理施設地区及びその他施設地区に係るもの各4件、入出荷施設地区及び新設に係るもの各3件の順になっている。

また、新設又は変更の届出がなされ工事が完了したものについては、消防法及び高圧ガス取締法の許可施設に係るものを除き確認を行わなければならないこととされているが、昭和54年度中に確認を行ったものは68件となっており、新設又は変更の計画に適合していなかったものが1件あった。(第9-3表参照)

### (6) 石油コンビナート防災診断等の推進

大規模な危険物施設等が立地している石油コンビナート等特別防災区域における災害は、大規模かつ特殊な災害として、当該石油コンビナート内のみならず周辺地域に対しても脅威となるおそれがある。

これに対処して、消防庁では、石油コンビナート等の立地条件、施設設備の安全性、防災体制の整備状況等の諸側面から、総合的な防災診断を実施するために必要な「石油コンビナート防災診断項目」の作成に着手し、全国の代表的石油コンビナートの現地調査結果を踏まえて、石油コンビナートの災害要因の検討を行った結果、一般項目及び耐震項目に区分して防災診断項目を作成することとし、昭和51年11月に一般項目を、また、昭和52年12月に耐震項目をとりまとめた。

更に、石油コンビナート等特別防災区域における災害に有効かつ適切に対処するため、昭和53年度から54年度にかけて、石油コンビナート防災診断委員会において、災害の態様、規模、発生箇所、その影響範囲の予測等を内容とする石油コンビナート災害想定の手法を審議してきたところであるが、その検討結果がまとまり、昭和55年6月25日付けで関係都道府県に通知されている。

## 10 特殊災害対策

### (1) 原子力災害対策

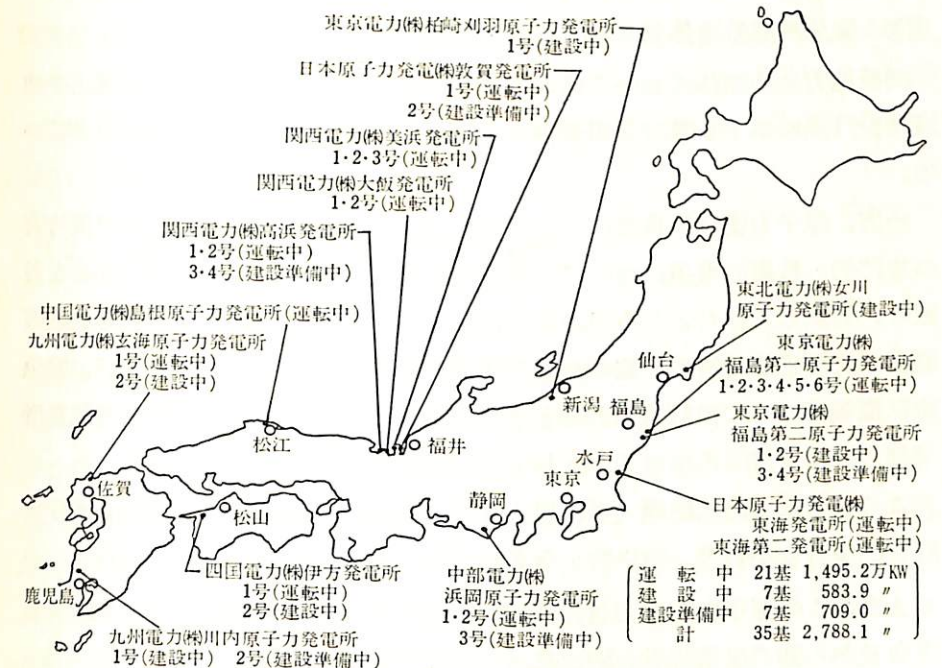
#### ア 原子力発電所等の防災対策

原子力は、昨今の世界の石油情勢の激変等に伴い、石油に代替するエネルギー源としての重要性がますます高まっているが、原子力発電所等の建設に当たっては、その安全対策に十分配慮する必要がある。

原子力発電所等(第10-1図参照)の原子力施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法等に基づき、

第10-1図 原子力発電所立地地図

(昭和55.8.1現在)



(注) 科学技術庁の資料による。

安全審査，使用前検査，定期検査等を実施し，また，管理体制についても保安規定の認可等が行われ，安全の確保が図られている。

原子力発電所等に係る防災対策については，原子力発電所等所在の都道府県と市町村は，災害対策基本法に基づき，地域防災計画において，原子力災害に関する災害予防，災害応急対策及び災害復旧について所要の措置を定め，原子力災害時における住民の安全確保に備えているが，昭和54年3月28日の米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故の経験にかんがみ，現行防災計画の再点検作業が進められ，同年7月12日の中央防災会議で国として当面とるべき措置について，次のような項目が決定された。

- ① 緊急時連絡体制の常時整備・維持及び国務大臣を本部長とする事故対策本部の設置
- ② 緊急技術助言組織の設置
- ③ 専門家の派遣体制の常時整備・維持
- ④ 緊急時モニタリング要員及び機器の動員体制の常時整備・維持
- ⑤ 緊急医療派遣体制の常時整備・維持

関係地方公共団体においては，これを踏まえて，地域防災計画の修正や地域防災計画に準ずる暫定運用要綱の作成を行い，原子力防災に対処している。

一方，原子力安全委員会においては，原子力発電所等に係る防災対策特有の専門的・技術的事項について，原子力発電所等周辺防災対策専門部会を設置し，審議してきたところであるが，防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲，災害応急対策の実施のための指針，緊急時の環境モニタリング，緊急時医療等について検討結果がまとまり，昭和55年6月30日に「原子力発電所等周辺の防災対策について」として決定された。

この決定は，内閣総理大臣に報告され，更に，内閣総理大臣から各省庁大臣，国家公安委員長，中央防災会議会長あて通知されている。

また，この原子力安全委員会決定は，昭和55年7月31日付けで中央防災会議会長から都道府県防災会議会長あて通知されている。

そこで，関係地方公共団体においては，これらを踏まえて，地域防災計画

の見直しを含め，原子力防災対策のより一層の充実整備を図ることとしている。

なお，消防庁においては，昭和55年度予算において，原子力発電所等所在市町村が，原子力災害に対処するための防災資機材として放射能測定器等の資機材を積載した住民の避難誘導用の広報車を整備することについて，助成措置を講じている。

## イ 放射性物質輸送の安全対策

我が国では，現在まで放射性物質輸送中の交通事故及び火災による漏えい事故は起っていないが，輸送ひん度は年々高くなってきており，従来にも増してその対策は重要なものになっている。

核燃料物質の安全輸送の確保については，昭和53年7月の原子炉等規制法の改正を受けて，同年12月に関係法令の整備が図られ，これにより関係省庁の規制責任分担が明確にされ，核燃料物質の安全輸送に万全を期している。

また，放射性同位元素（R I）の輸送については，昭和55年5月の放射線障害防止法の改正により，運搬の技術上の基準を事業所の内と外に分けて定めるとともに，国際原子力機関の安全輸送規則に沿って，一定量以上を運搬する場合には，科学技術庁長官又は運輸大臣の確認を受けることとする等により，一層の安全の確保を図っている。

## (2) 高層建築物及び地下街火災対策

### ア 高層建築物

大都市においては，都市環境の整備，都市空間の有効利用等の理由から，現在，建築物の高層化が著しく進展し，使用形態も複雑化している。

このような高層建築物は，一般的に火災発生時の避難に長時間を要する上，建物構造などから煙の流動状況が複雑であり，かつ，消防隊による外部からの救助，消火活動等が著しく制限される。このため，消防法上他の防火対象物に比して，防火管理規制（消防法第8条の2），防災規制（消防法第8条の3），消防用設備等の規制（消防法第17条）が強化されているほか，建築基準法令においても防災上の基準が強化されている。またこれらの法令

により、高層建築物の関係者に対して、火災の早期発見、初期消火、早期通報及び安全避難が確実に行われるよう共同防火管理制度等の義務付けがなされており、更に火災の際、いち早く消防機関に通報することができる体制づくりとともに、火災である旨をビル内の人に的確に伝え、確実に避難誘導が行えるよう日ごろの訓練や施設の整備を行うよう定められている。

なお、最近では、防災に関する情報や防災機器の操作を防災センターで一括制御する総合防災システムの開発が進んできているので、消防庁としても、その有効性及び改善方法等について検討している。

また、消防機関においても高層建築物の火災に対応できるよう装備の科学化、近代化及び訓練を更に強化するとともに、非常の場合の防災センターの活用についても熟達するよう努力している。

### イ 地下街

地下街においても、使用形態の複雑化、巨大化が進んできている。地下街では、いったん火災になると内部に煙が充満し、同時になかに居る人たちがパニック状態に陥いることも予想され、その災害危険性は非常に高いといえる。このため、昭和48年の「地下街の取扱いについて」（建設事務次官、消防庁長官、警察庁次長、運輸事務次官通達）において、地下街の新設を「厳に抑制するものとし、原則として認めないものとする」としているが、公益上真に建設がやむを得ないものについては、防災上可能な限りの安全策を講じさせることとしている。

消防法令上地下街については、高層建築物と同様、防火管理規制、防災規制等の基準が強化されているほか、昭和49年、消防法施行令別表第1に「地下街」を加え、安全性を確保するための最大限の規制を行うこととし、既存の地下街等についても現行の基準を適用することとした。また、地下街に接続する建築物の地階部分についても厳しい規制を行って安全の確保を図っている。また、地下街の火災に対して、消防機関は特別の部隊運用を計画したり、空気呼吸器などの救助資機材を使用した救助訓練等を行い、被害の軽減を図るべく努力している。

### (3) 林野火災対策の推進

過去5か年間の林野火災の発生状況は、年平均にして、出火件数5,807件、50ha以上の大規模林野火災14件、焼損面積5,982ha、損害額25億3,200万円と多大な被害を出しており、死者についても殉職者を含めて36人となっている。

これらの火災を通じて、林野火災対策上次のような問題点が指摘されている。第1は、人海戦術のみによっては、気象の急変地域や地形、林相の複雑な地域の林野火災に対処することは困難であり、空中消火等消防戦術の近代化を図る必要があること、第2は、複雑な地形においては、情報の収集、指揮命令系統の統一が困難であるため、消防無線による連絡手段を確保する必要があること、第3は、林野火災の延焼状況を、地上においては握ることが困難な場合が多いため、ヘリコプターによる空中偵察が有効であること、第4は、不用意な火の取扱いが出火原因の大半となっていること等である。

したがって、今後は、林野火災の出火防止対策の強化、ヘリコプターの積極的活用等近代的な消防戦術の確立、林野火災用消防資機材の近代化及び科学化など総合的な林野火災対策を推進することにより、林野火災による被害の軽減を図らなければならない。

#### ア 林野火災特別地域対策事業の推進

消防庁は、昭和44年11月の消防審議会の答申に基づき、昭和45年度から林野庁と共同して林野火災特別地域対策事業を推進してきた。この事業は、林野占有面積が広く、林野火災危険度の高い地域において、関係市町村が共同して事業計画を樹立し、①防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防、②火災予防の見地からの林野管理、③消防施設等の整備、④火災防御訓練等を総合的に行おうとするものであり、昭和54年度までに、22都道府県の49市237町86村にわたる87地域において実施されている。

消防庁は、当該事業を実施する市町村に対して、これまで林野火災用消防施設の整備について助成してきており、昭和54年度までに、87林野火災特別地域内の市町村に対して消防無線458機、防火水そう720基、可搬式散水装置

116組，林野火災工作車48台，軽可搬式消防ポンプ5組の整備を行ったが，昭和55年度には新たにブッシュカッターもその対象に加えられた。

しかし，林野火災特別地域対策事業の実施要件を備えていながら，いまだに当該事業を実施していない市町村も多数あるので，今後，これら市町村に対する指導を強化するとともに，既に当該事業を実施している市町村に対しても林野火災対策のより一層の充実強化を指導する必要がある。

### イ 広域的総合消防体制の確立

林野火災は，一般に焼損範囲が広く，ときには隣接市町村，隣接都道府県に及ぶ場合があり，また，林野の分布状況，地形，気象条件を考慮すると，一市町村の消防力だけでは十分に対処できない場合がある。

消防庁は，このような林野火災に対処するため，消防の一部事務組合等による広域消防体制の整備，ヘリコプターによる空中消火を実施するための都道府県を中心とする広域消防体制の整備を進めてきたが，今後も消防機関相互間はもちろんのこと，関係都道府県，林野関係機関，自衛隊との緊密な協力による広域的かつ総合的な消防体制の確立を強力に推進する必要がある。

### ウ 消防戦術及び装備の近代化

林野火災の多くは，交通不便な奥地に発生し，広範囲に延焼するとともに地形や気象状況の変化に伴って急激な燃焼の変化をみせるため，林野火災の防御は，多数の消防隊員による長時間の困難かつ危険な消火作業によって行われる。このため，時には殉職者を出すこともあり，林野火災についての消防戦術及び装備の近代化は，重要な課題である。

消防庁は，これらの課題に対処して，消防研究所が昭和39年以来大震災火災対策の一環として実施してきた空中消火方法の研究成果をもとに，昭和44年から林野庁林業試験場及び自衛隊の協力を得て，ヘリコプターによる林野火災の空中消火技術を開発した。これに伴い，昭和49年度から都道府県における空中消火用資機材の整備に対し消防施設等整備費補助金を交付して，昭和54年度までに21道府県に空中消火体制の整備を進めたが，これに独自で整備した14道府県を合わせると35道府県において空中消火体制が整備されたことになる。

なお，昭和54年中の空中消火の実施状況は，第10-2表のとおりである。

第10-2表 林野火災空中消火の実施状況

(昭和54年中)

発 災 場 所	発 災 月 日	出 動 機 数 (機)	焼 損 面 積 (ha)
群馬県桐生市梅田町4	3. 29	8	23
宮城県東和町米谷字滝の沢	4. 11	3	50
東京都五日市町戸倉2404-2	5. 21	1	0.1
広島県倉橋町西宇土字火影	5. 23	4	420
北海道千歳市支寒町	5. 25	3	7
〃 豊富町字有明	5. 27	4	0.3
大阪府富田林市錦織1416-1417	6. 1	1	1
北海道津別町最上	6. 3	9	16
〃 清里町清泉	6. 19	5	7
青森県弘前市大字一野渡	8. 18	1	18
北海道滝上町奥札久留	9. 4	2	5

今後，更に消防戦術の近代化について研究を進めるとともに，空中消火用及び林野火災偵察用ヘリコプター，林野火災用戦術携帯無線等の整備を推進して消防装備の近代化を図らなければならない。

### エ 出火防止対策の強化

林野火災の出火原因は，人為的なものが大部分であり，特に，たき火，たばこ，火あそび，マッチによる失火が大半を占めている。昭和54年中の10ha以上の林野火災をみると，失火者が出火場所へ来た目的としては，農作業，山菜取り等で，出火原因については，たばこ，たき火等となっている。したがって，出火防止対策を講ずるに当たっては，これら出火原因を排除することに重点を置き，次の事項について強力に推進する必要がある。

- ① 入山者及び林野周辺住民に対して防火意識の醸成を図ること。
- ② 火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図るとともに，監視パトロールを強化すること。

③ 「火入れ」に当たっては、必ず消防機関に連絡をとらせ、指導の徹底を図ること。

④ 林野所有者に対して、林野火災予防措置の指導を強化すること。

また、昭和44年以降は、林野庁と共同で、林野火災の多発期に当たる春先の2月末日から3月6日までを全国山火事予防運動の統一期間とし、統一標語を定め、テレビ、新聞、ポスター等を用いた広報活動や消火訓練などを通じて山火事防止を図っている。

#### (4) 海上災害対策

##### ア 海上災害の現状

近年、世界的な石油需要の増大に伴って、海上輸送される石油は膨大な量に達し、それに伴い、タンカー等危険物積載船舶の大型化、海上交通のふくそう化、臨海コンビナートの大規模化等により、海上災害発生の危険性が増大してきており、これらの災害が発生した場合には、海洋汚染等により周辺住民にも重大な被害を及ぼすおそれがある。

このため、港内又は沿岸部における海上災害の発生に備え、地方公共団体においても海上保安庁、民間関係企業等と連絡を密接にし、防災体制の強化を図るとともに、大規模な災害となった場合には、災害対策本部の設置等により所要の対策を講ずることとしている。

なお、昭和54年中の主要港湾における海上災害に消防機関が出動した件数は174件である。(第10-3表参照)

第10-3表 主要港湾における消防機関の出動状況

(昭和54年中)

事故種別				災害発生場所別				事故船舶総トン数別				
爆発	火災	流出	その他	海上	係留中			1,000 t 未満	1,000 t 以上 1万 t 未満	1万 t 以上 10万 t 未満	10万 t 以上	不明
					修理・解体中	荷役中	その他					
3	115	24	32	26	39	29	80	129	16	18	3	8

##### イ 海上防災体制

海上災害が発生した場合には、多方面に大きな被害を及ぼすおそれがあるため、国、地方公共団体、民間関係企業等が一体となって必要な施設、資機材、人員等を迅速かつ組織的に動員し、被害の軽減を図るための体制を確立しておく必要がある。

このため、災害対策基本法に基づく地方公共団体の地域防災計画に、海上災害に対処するため、防災関係機関との連絡、情報の収集、応援要請、防災資機材の調達等の緊急措置がとれるような事前対策等が定められ、また、昭和51年9月施行の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律により、海上災害に対する消防機関と海上保安官署との協力関係がより一層整備され、その推進が図られている。

更に、消防庁と海上保安庁の間で締結されている「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、港湾所在市町村の消防機関と海上保安官署間で業務協定を締結し、海上災害の防止に万全を期している。

#### (5) 大規模交通災害対策

##### ア 長大トンネル火災対策

消防庁は、昭和54年7月11日に発生した東名高速道路日本坂トンネル内車両火災の教訓にかんがみ、総理府をはじめ運輸省、建設省、警察庁等と協力してトンネル等における自動車の火災事故の防止に関する昭和42年4月の交通対策本部決定「トンネル等における自動車の火災事故の防止に関する具体的対策について」の見直しを行い、昭和54年12月25日各都道府県知事あて通知した。その要点は、①トンネルにおける消火・警報設備等の整備充実、②トンネルにおける交通規制の強化、③危険物の運搬に関する規制の強化、④自動車の火災事故防止の徹底、⑤トンネル内の火災事故に対する合同訓練の実施、⑥トンネル内の火災事故に対する消火活動に必要な特殊装備品の整備等である。このうち①のトンネルにおける消火・警報設備等に関する具体的な基準については、現在関係省庁と検討中である。

##### イ 航空機災害対策

航空機事故は、いったん発生すれば、大惨事を招来するおそれがあり、初

期における消火救難活動は極めて重要である。

空港の消防力は、第一種及び第二種空港においては、国際民間航空条約（ICAO）第14付属書の消防力の基準に準拠し、また、第三種空港においては、消防庁次長通達（昭和46年12月「第三種空港における消防力の整備について」）及び運輸省航空局長通達（昭和48年10月「第三種空港の消防力の整備強化について」）により、空港における防災体制の整備を推進しているが、地方公共団体が管理する第三種空港の消防体制は、一部の空港を除き、なお消防力整備基準を満足するに至っていない状況にある。

消防庁では、これらの状況を踏まえ、最近の航空機利用の増加、航空機の大型化及びジェット化の傾向、また、ICAOの消防力基準が改正されたこと等を契機に、空港所在市町村の消防関係者等からなる「空港災害対策研究会」を設置し、空港災害に対する防災体制のあり方を検討してきたが、昭和54年に、整備すべき消防力の基準、航空機火災の消防戦術などからなる空港災害対策研究会報告書を取りまとめ、空港管理者、地方公共団体等関係機関に配付し、今後の航空機災害に対する消防防災体制の整備充実に資したところである。

また、消防庁及び運輸省は、「〇〇空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（準則）」に基づき、市町村消防機関と空港との間での協定を締結するように指導しており、昭和55年4月1日現在、空港所在市町村の67消防機関が協定を締結している。（附属資料20参照）

更に、昭和52年9月に横浜市内で発生した米軍航空機墜落事故に関する日米合同委員会の勧告に沿って、地域住民の安全を確保するため、消防庁は「自衛隊又は在日合衆国軍が使用する飛行場の周辺地域における航空事故に関する連絡調整体制の整備について」（昭和53年12月12日付け通知）に基づき、各都道府県に対し連絡通報体制等の整備を図るよう指導している。

なお、消防庁としては、54年度から新たに空港所在関係市町村に対し、空港災害用大型化学消防ポンプ自動車の配備について助成措置を講じている。

## ウ 鉄道災害対策

消防庁は、昭和47年11月の北陸トンネル火災を契機として、トンネル等に

における鉄道側の消火、避難設備等の設置促進及びトンネル等所在市町村における消防体制の強化について関係地方公共団体を指導してきた。

なお、日本国有鉄道においては、事故防止対策として、車両難燃化、救援機器材の整備や異常時における救援、救助のマニュアルの見直し、教育訓練等の対策が推進されており、更に、民営鉄道においても、車両の不燃化等の火災事故防止対策が図られている。また、踏切の事故防止対策については、踏切保安施設の整備等の対策が急がれている。

## （6）その他

### ア 毒劇物災害対策

毒劇物による災害形態には、それ自体の毒性による中毒のみならず、火災、爆発又はそれらの複合したものなども考えられる。

現在、これらの毒劇物に対しては、毒物及び劇物取締法、高圧ガス取締法、労働安全衛生法、消防法及び石油コンビナート等災害防止法等により、それぞれの側面から規制がなされている。

昭和54年中に消防機関が出動した毒劇物事故件数は62件、死傷者数は79人であり、事故形態としては漏出、被害形態としては中毒が大半を占めている。なお、昭和55年10月には毒劇物貯蔵倉庫の火災が発生している。事故発生の際には消火、救急・救助及び拡大防止の処置等に従事する消防機関としては、毒性物質の取扱い状況及び事故、災害の実態のは握をも含めて、毒物、劇物の災害対策を講じていく必要がある。

### イ 酸素欠乏災害対策

地下工事現場、井戸、マンホール等の酸素欠乏危険場所での作業においては、労働安全衛生法により各種の労働災害予防措置を講ずることが義務付けられている。

消防機関においては、関係機関との協力の下に、酸素欠乏危険場所の実態は握及び関係者に対する指導、救助・救急体制の整備等の対策を行っているが、この種の災害現場では、困難な条件下での救助活動を強いられる場合が多いため、より高度な救助技術の修得、装備の高度化を進める必要がある。

## 11 消防教育訓練

### (1) 消防大学校における教育訓練及び技術援助

#### ア 教育訓練

消防大学校は、昭和23年に消防講習所として創設され、昭和34年に大学校に昇格したものであり、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行うことを任務としている。

消防大学校の卒業生は、消防講習所の卒業生を含め、昭和54年度末までに1万1,075人となっている。(第11-1表参照)

第11-1表 卒業生の推移

区分	消防講習所	消防大学校							計
		23～33	34～49	50	51	52	53	54	
卒業生数	3,120	5,142	479	498	557	615	664	7,955	11,075

#### (ア) 教育訓練の課程

消防大学校の教育課程は、「消防大学校校則」の定めるところにより、4部9学科からなっている。

このうち、第4部の危険物保安科は、最近における石油コンビナート地帯の事故の多発傾向にかんがみ、都道府県及び市町村の危険物規制事務を担当する職員に対して専門的かつ高度の知識及び技術を修得させることを目的として、昭和51年度に設置したものであり、また、教員科は、消防学校の教員及びその予定者に対し、消防教育に関する専門的知識及び技術を修得させることを目的として昭和53年度に新設したものである。

なお、各部の教育訓練の重点は、次のとおりである。

第1部 消防に関する総合的かつ高度の知識及び技術の修得

第2部 消防実務に関する専門的かつ高度の知識及び技術の修得

第3部 消防行政及び消防の指揮運用に関する高度の知識及び技術の修得

第4部 特定の消防実務に関する高度の知識及び技術の修得

#### (イ) 教育訓練の状況

昭和54年度及び昭和55年度における各部各学科別の実施回数、学生数、実施期間等の教育訓練の実施状況は第11-2表のとおりであり、昭和54年度には総数664人が卒業し、また、昭和55年度には約720人が卒業する見込みである。

第11-2表 教育訓練の実施状況

部	学 科	昭和54年度		昭和55年度		備 考 (昭和55年度)
		実施回数	学生数	実施回数	学生数	
第1部	本 科	2	67	1	51	4月9日～9月9日 51人
第2部	警防科	2	144	2	193	前期 6月10日～8月9日 86人 後期 1月20日～3月20日 107人(見込)
	予防科	2	137	2	150	前期 4月9日～7月4日 72人 後期 9月25日～12月20日 78人(見込)
第3部	上級幹部第一科	1	70	1	78	10月30日～11月28日 78人(見込)
	消防団長科	1	37	1	35	7月10日～7月25日 35人
第4部	救急科	2	148	3	154	前期 4月9日～6月7日 40人 中期 8月26日～10月24日 54人(見込) 後期 1月20日～3月20日 60人(見込)
	危険物保安科	1	32	1	29	9月25日～12月20日 29人(見込)
	教員科	1	29	1	28	1月20日～2月18日 28人(見込)
計		12	664	12	718	

(注) 上級幹部第二科は、上級幹部第一科に含めて実施している。

#### (ウ) 消防学校等に対する救助実務講習

消防学校及び消防機関に対する技術援助の一環として、救助実務講習を昭和53年度(期間1日)と昭和54年度(期間30日)に実施したが、救助訓練の

重要性と都道府県及び消防機関からの強い要請により、昭和55年度は実務講習「救助科」の研修を年2回（各52日間）実施し、教官等の指導者の養成に努めることとした。

#### イ 消防学校等に対する技術的援助

消防大学校では、消防組織法の規定に基づき、消防学校及び消防職員等に対する訓練機関（以下「消防学校等」と言う。）に対し、必要に応じ、次のような技術的援助を行っている。

##### （ア）講師派遣及びあっせん

都道府県の消防学校においては、実務担当教員が不足しており、また、その教育内容の充実を図るため、消防学校等からの要請を受け、予防査察、建築同意、違反処理、消防戦術、火災原因調査、火災損害調査及び救助技術等の実務面について消防大学校教官又は講師の派遣あるいはあっせんを行っている。

##### （イ）教員用指導資料の作成と視聴覚教材の貸出

消防学校等の教員用指導資料の編集、作成を行っており、現在までに33種類を完成しているが、なお消防事象の変化に即応した内容の再検討、改定作業を進めている。また、視聴覚教育の重要性にかんがみ、教材の整備を進めるとともに、昭和52年度から消防大学校の視聴覚教材を必要に応じ消防学校等に貸し出している。

##### （ウ）消防教育訓練研究会

消防教育に携わる者の共通の研究の場として、教育訓練研究会を毎年開催している。この研究会には、消防教育に携わる職員が参加し、教育訓練上の具体的な問題点を課題とした研究発表及び研究討議を行い、教育技術の向上に努めている。

#### （2）消防学校における教育訓練

##### ア 消防学校の設置状況

都道府県は、「財政上の事情その他特別の事情のある場合を除く外、単独に又は共同して」消防学校を設置しなければならず、また、政令指定都市に

あっては、「単独又は都道府県と共同して」消防学校を設置することができることとなっている（消防組織法第26条）。

現在、消防学校は、鳥取県を除く46都道府県と政令指定都市である横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市及び福岡市の6市に設置されている。

なお、東京都には、上記のものとは別に東京消防庁の消防学校がある。

#### イ 教育訓練の基準

消防学校の教育訓練の基準として、「消防学校の教育訓練の基準」（昭和45年消防庁告示第1号）が定められている。

消防学校における教育訓練には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と消防団員に対する普通教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

- ① 「初任教育」とは、新たに採用された消防職員のすべての者に対して行う基礎的教育訓練を言い、教育期間は6か月以上とされている。
- ② 「普通教育」とは、消防団員のすべての者に対して行う基礎的教育訓練を言い、教育期間は4日以上とされている。
- ③ 「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として普通教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練を言う。
- ④ 「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇任予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練を言う。
- ⑤ 「特別教育」とは、上記①～④に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものを言う。

なお、消防団員は自らの職業を持っているため、消防学校における教育が十分実施でき難いと認められる場合には、教員を現地に派遣して、学校教育の補習を行うことができることとされており、この方法は多くの消防学校で採用されている。

#### ウ 教育訓練の実施状況

消防学校における教育訓練のうち最もウェイトの高い消防職員の初任教育の実施状況は、第11—3表のとおりであり、昭和54年度に初任教育を行った53校のうち消防学校の教育訓練の基準に定める6か月の教育訓練を実施した

のは、35校（うち政令指定都市の消防学校は6校）で前年度に比べ3校増加しているが、まだ全体の66.0%を占めるにすぎない。

第11-3表 初任教育期間別消防学校数

初任教育の期間			昭和53年度	昭和54年度
6	か	月	32	35
5	か	月	5	8
4	か	月	10	6
3	か	月	5	3
2	か	月	1	1
1	か	月	—	—
計			53	53

(注) 初任教育期間の異なる研修を数次にわたり実施している場合には、一番期間の長いものを1校としてとらえ、計上している。

新規採用者の初任教育受講状況は第11-4表のとおりであり、昭和54年度における新規採用者のうち初任教育の受講者は、3,997人で前年度に比べ203人減少したが、新期採用者数が減少したため、受講率は86.0%と前年度より1.8%増加している。

また、消防学校の教育訓練の基準に基づく教育訓練（6か月の訓練）を受講した者は、2,493人で前年度に比べ230人増加しており、初任教育受講者に占める割合も前年度を8.5%上回わり62.4%となった。

第11-4表 新規採用者の初任教育受講状況

(単位：人、%)

区 分				昭和53年度	昭和54年度
初任教育を受けた者	6	か	月	2,263 (45.4)	2,493 (53.6)
	5	か	月	464 (9.3)	442 (9.5)
	4	か	月	773 (15.5)	135 (2.9)
	3	か	月	452 (9.0)	681 (14.7)
	2	か	月	248 (5.0)	186 (4.0)
	1	か	月	—	60 (1.3)
	小	計		4,200 (84.2)	3,997 (86.0)
初任教育を受けなかった者				787 (15.8)	651 (14.0)
計				4,987 (100.0)	4,648 (100.0)

このように、新規採用職員に対する初任教育の実施状況が前年度に比べてかなり改善されているものなお消防学校の教育訓練の基準を充足するに至っていないのは、近年、消防組合等広域消防体制の整備が進むにつれて初任教育の必要な新規採用職員が急増したのに対し、消防学校の収容能力が追いつかなかったこと、専門教育等も併せて行わなければならない状況の中で、消防学校教員の絶対数が不足し、初任教育のみを充実できなかったこと等の理由によるものと思われる。

このほか、消防学校は現任の消防職員を対象とした専科、幹部科等の教育訓練を実施している。

このうち専科教育には警防科、予防科、機関科及び救急科の4科があるが、なかでも救急科は昭和53年11月に消防法施行令の一部が改正され、教育訓練が義務付けられたことから49校で実施と最も多く、以下警防科、予防科、機関科の順になっている。

近年の複雑、多様化した災害に適切に対処するためには、専門的知識と技能を備えた消防職員の養成が必須とされており、この一端を担っている専科教育はますます重要となってきている。

しかしながら、現任消防職員の教育訓練については、施設、教員数とも十分とはいえない状況にあるので、初任教育訓練の充実と歩調を合せ施設の拡充、教職員の確保に努めるとともに、これを補完するための職場研修の強化を図っていく必要がある。

エ 教職員の状況

昭和54年度の消防学校教職員数の状況は第11-5表のとおりであるが、専

第11-5表 消防学校教職員数

(昭和54年度)

教 員					事 務 職 員			そ の 他			計
専 任		兼 任		小計	専任	兼任	小計	専任	兼任	小計	
実員	派遣	実員	派遣								
459	98	73	—	630	94	4	98	105	7	112	840

(注) 教員欄の数には、校長、教頭を含む。

任教員557人のうち派遣教員が98人に及んでいる。これは、直接消防活動を行っていない道府県が消防学校を設置しているため、専門的な知識及び技能を必要とする教員については、内部から適任者を得るのは容易ではなく、したがって多くの道府県では、直接消防に携わっている市町村の消防職員の中から教員を迎えているためである。

(3) その他

ア 全国消防救助技術大会の実施

多様化する都市災害及び自然災害等に対処し、人命救助技術の一層の充実を図るため、全国の消防職員が日ごろ錬成した技術の相互交換、研さんの場とする全国消防救助技術大会は、財団法人全国消防協会の主催で毎年実施されている。第9回大会は、昭和55年8月29日名古屋市で開催され、「消防救助操法の基準」に従い種目内容、安全管理等について一層の配慮が払われ実施された。

イ アジア諸国等消防職員の研修等

消防庁では、日本政府のロンボ計画等に基づいて、国際協力事業団の協力の下に発展途上にあるアジア諸国等の消防職員を対象とした集団研修（消防行政セミナー）を実施している。

この研修は、昭和45年度以降毎年実施されており、昭和55年度においても例年どおり約2か月間にわたって行うこととしている。これまでの受講状況は第11—6表のとおりである。

なお、昭和54年9月には中国消防局副局长を団長とする中国の消防調査団が来日し、わが国の消防全般について調査を行った。消防庁としては、関係消防本部の協力を得て、本件調査につき全面的な協力を行った。

ウ ブラジルへの技術協力

昭和53年5月、ブラジル政府から、外務省を通じ、首都ブラジリアに建設予定の消防訓練センター及び消防研究所の建設設計等についての技術協力依頼があった。この要請に基づき消防庁は国際協力事業団の協力の下に、昭和54年10月、事前調査団をブラジルへ派遣した。今後、更に本格調査団を派遣

するなど、ブラジル側の要請に沿った技術協力を行うこととしている。

第11—6表 アジア諸国等消防職員研修受講状況

(単位：人)

国名	年度					計
	45~50	51	52	53	54	
1 アフガニスタン	1	—	—	1	—	2
2 カンボジア	1	—	—	—	—	1
3 インド	4	1	1	1	1	8
4 インドネシア	9	1	1	1	1	13
5 イラン	2	1	1	1	—	5
6 ラオス	5	—	—	—	—	5
7 マレーシア	7	1	1	1	1	11
8 ネパール	1	—	1	1	—	3
9 パキスタン	2	—	—	—	—	2
10 フィリピン	6	1	1	1	2	11
11 シンガポール	5	2	2	1	1	11
12 タイ	5	1	—	—	—	6
13 ベトナム	1	—	—	—	—	1
14 クメール	1	—	—	—	—	1
15 韓国	2	1	—	—	—	3
16 台湾	3	—	—	—	—	3
17 トルコ	2	—	—	—	—	2
18 エジプト	2	—	1	—	—	3
19 ブラジル	1	1	—	—	1	3
20 ビルマ	—	—	1	—	—	1
21 バングラデシュ	—	—	—	1	1	2
22 スーダン	—	—	—	1	1	2
23 ヨルダン	—	—	—	—	1	1
計	60	10	10	10	10	100

## 12 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇

### (1) 活動状況

昭和53年中に、火災及び風水害等の災害の防除のために全国の消防職団員が出動した回数は、80万3,747回で、前年を4万393回上回わり、また延人員では、1,488万7,479人で前年と比べ98万6,926人増加している（救急業務を除く。）。1日当たりの出動回数は2,202回、延人員は4万788人であり、1分間に約1.53回の割合で出動したことになる。

出動回数をその出動種別でみると、演習訓練が45.8%で一番多く、次いで火災出動が15.3%、特別警戒が11.9%、救助活動が1.5%、風水害等の災害が0.8%、遭難が0.3%、その他の出動（警察への協力、危険排除等）が24.4%となっており、火災出動の占める割合がわずかに高くなっている。（第12-1表参照）

なお、救急業務は、昭和55年4月1日現在2,841の市町村において実施されているが、昭和54年中の出動回数は186万9,163件で前年に比べ4.8%の増となっている。

### (2) 公務災害の状況

消防職団員は、国民の生命、身体、財産を火災から保護するとともに、水災又は地震等の災害を防除し及びこれらの災害に因る被害を軽減することを職務としているため、生命の危険を顧みず身をていして職務遂行に当たらなければならない場合がある。そのため毎年不幸にしてその職に殉じ、あるいは負傷する者も少なくない。

昭和53年中における火災等災害の防除に出動し、職務遂行中に死亡しあるいは負傷した消防職団員は4,747人であり、このうち殉職者は25人で前年と比べ1人の減となっている。

殉職の原因を種別ごとにみると、火災によるものが32.0%で最も多く、次

第12-1表 消防職員及び消防団員の活動状況 (昭和53年中) (単位:回,人)

種別	計		火災		風水害等災害		救助活動		その他	
	回数	延人員数	回数	延人員数	回数	延人員数	回数	延人員数	回数	延人員数
職・団員別										
消防職員	532,582	4,491,220	68,537	1,418,275	4,074	26,666	265,843	1,863,626		
消防団員	271,165	10,396,259	54,786	2,428,832	2,745	195,446	102,415	5,144,407		
計	803,747	14,887,479	123,323	3,847,107	6,819	222,112	368,258	7,008,033		
構成比(%)	100.0	100.0	15.3	25.8	0.8	1.5	45.8	47.1		
種別	特別警戒		遭難		風水害等災害		救助活動		その他	
	回数	延人員数	回数	延人員数	回数	延人員数	回数	延人員数	回数	延人員数
職・団員別										
消防職員	52,187	275,098	967	8,768	11,308	119,880	129,666	778,907		
消防団員	43,274	1,553,567	1,068	44,732	635	22,566	66,242	1,006,709		
計	95,461	1,828,665	2,035	53,500	11,943	142,446	195,908	1,785,616		
構成比(%)	11.9	12.3	0.3	0.4	1.5	1.0	24.4	11.9		

第12-2表 消防職員及び消防団員の公務による死傷者数 (昭和53年中)

種別	計		火災		風水害等災害		救助		特別警戒		遭難		その他	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
職・団員別														
消防職員	11	2,623	4	894	—	5	—	—	—	4	1	7	5	887
消防団員	14	2,099	4	1,231	1	39	—	—	2	32	—	8	2	148
計	25	4,722	8	2,125	1	44	—	—	2	36	1	15	7	1,035
構成比(%)	100.0	100.0	32.0	45.0	4.0	0.9	—	—	8.0	0.8	4.0	0.3	28.0	21.9

いで演習訓練によるものが24.0%，特別警戒によるものが8.0%，その他が28.0%となっている。また、負傷の原因を種別ごとにみると、火災によるものが45.0%と約半数近くを占め、次いで演習訓練によるものが28.1%となっており、殉職、負傷ともにその原因のトップを火災が占めている。(第12—2表参照)

### (3) 処 遇

#### ア 消防職員の処遇

消防職員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性を配慮したものでなければならぬが、具体的な給与、勤務時間その他の勤務条件については、それぞれ市町村(消防事務組合を含む。)の条例によって定められている。

##### (ア) 給与及び手当

勤務条件のうち給与についてみると、消防本部において採用されている給料表は、消防(公安)職給料表と行政職給料表に区分され、行政職給料表を採用している団体では、号給調整等により一般行政職員より優遇しているところが多い。

消防職員の平均給料月額は、昭和54年4月1日現在の地方公務員給与実態調査によると、平均年齢32.8歳で15万8,208円であり、一般行政職員の場合は平均年齢36.1歳で17万444円となっている。

また、平均諸手当額は、消防職員が4万5,901円であり、一般行政職員は3万5,989円となっている。これは、消防職員には、出動手当、通信手当等の諸手当が支給されていることによるものと思われる。

なお、昭和55年度から新たに出火出動割増手当として、出動1回当たり1,000円(3時間未満500円)が地方交付税上措置されている。

##### (イ) 勤務体制等

消防本部における勤務者は、毎日勤務者と交替制勤務者に大別される。このうち交替制勤務者の勤務体制は、ほとんどの市町村で隔日勤務(2部制)を採っているが、東京消防庁を始め一部の団体においては3部制を採っている。3部制は、勤務時間、拘束時間、夜間勤務時間の減少等職員の負担が軽

減されるほか、週休二日制への対応も円滑になる等の利点があるが、人員増は必至であり、3部制の導入に当たっては当該消防本部の業務の実態等を勘案して進めていく必要がある。

週休二日制については、国家公務員について実施され、地方公務員についても地域の実情に応じ実施されることとなる場合には、消防職員にあっても当該市町村の一般職員に準じて週休二日制を実施する必要があるが、今後、関係機関との緊密な連携の下に、その導入方策について検討を行っていく必要がある。

地方公務員の退職年金の支給開始年齢については、「昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律」により一般的に60歳とされたが、消防司令以下の階級の消防吏員及び副団長以下の階級の常勤の消防団員が退職の時まで引き続き20年以上在職し、勸奨を受けて退職した場合、あるいは定員の減少若しくは組織の改廃又は勤務公署(これに準ずるものを含む。)の移転により退職した場合の退職年金の支給開始年齢については、当分の間、従来どおり55歳とする特例措置が講じられた。

また、消防職員の勤務環境の改善費等として、昭和55年度の地方交付税において勤務環境整備費、隔日制勤務職員用備品費、寝具購入費、被服費等が算入されている。

##### (ウ) 勤務条件の改善

消防職員の勤務条件については、勤務の特殊性を反映するようこれまでも処遇改善の措置が講じられてきた。しかし、消防職員の任務の重要性は年ごとに増大し、業務内容も複雑化、多様化している。このため、勤務環境は著しい変化をみせており、勤務条件についても給与水準、3部制及び週休二日制の導入、安全対策等多くの問題が残されている。消防職員の勤務条件のあり方については、昭和49年12月、消防職員勤務条件研究会から基本的な方向に関する報告がなされたところであるが、更に、今後これらに関連する種々の問題についても引き続き検討を進めていく必要がある。

##### (エ) 公務災害補償

消防職員は、地方公務員災害補償法の規定に基づき、公務により災害を受け

た場合には、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償、葬祭補償や休業援護金等の福祉施設を受けることとされている。特に、消防吏員については身体に対し高度の危険が予測される状況の下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として100分の50以内を加算することとされている。

昭和54年度の地方公務員災害補償基金の公務災害認定請求受理件数は、消防職員については2,604件であり、職員1,000人当たりの受理件数は22.0件となっている。ちなみに、清掃事業職員は69.9件、警察職員は32.0件である。

### イ 消防団員の処遇

#### (ア) 報酬・出勤手当

非常勤の消防団員は市町村の特別職の職員であり、市町村は条例に基づきこれらの消防団員に対し、提供する役務の対価としての報酬及び出勤した場合の費用弁償としての出勤手当を支給することとなっている。しかし、その支給額、支給方法は市町村の財政事情や地域の特殊事情に基づく団運営の相違により、それぞれの市町村で必ずしも同一ではないので、極めて低額を支給している市町村や出勤手当等を団員個人には支給していない市町村に対しては、支給額の引き上げあるいは条例改正等その適正化について指導しており、逐時改善されてきている。

第12-3表 消防団員報酬等の地方交付税算入額

(単位：円)

項目	年度	54	55
報酬			
団員(年額)		12,500	13,500
団長(年額)		46,000	48,000
出勤手当(1回当たり)		2,950	3,500
県内出張旅費(1回当たり)		5,110	5,250
公務災害補償負担金			
人口1人当たり		2	2
団員1人当たり		1,300	1,400
退職報償金負担金			
団員1人当たり		9,775	9,880

昭和55年度においては、地方交付税の単位費用の積算に当たって、団員の報酬、出勤手当等について、第12-3表のとおり、改善措置が講じられた。

#### (イ) 公務災害補償

消防活動は、その緊急性からしばしば危険な状況の下で遂行されるため、消防団員が死傷する事例は決して少なくない。このような公務上の災害に対して、市町村は条例で定めるところによりこれを補償しなければならないこととされている。

ちなみに、過去5年間に公務遂行中死傷した消防団員の数は第12-4表のとおり死者102人、負傷者9,978人に及び、年間平均では死者20人、負傷者1,996人となっている。

第12-4表 公務上における消防団員の死傷者数の推移

(単位：人)

区分	49	50	51	52	53	計	平均
死者	23	26	27	12	14	102	20
負傷者	1,892	1,900	2,060	2,027	2,099	9,978	1,996
計	1,915	1,926	2,087	2,039	2,113	10,080	2,016

消防団員に対する公務災害補償制度は、昭和26年の消防組織法の改正により法制化され、昭和31年に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が制定されるとともに、市町村の支給責任の共済制度として、同年消防団員等公務災害補償等共済基金(以下「消防基金」と言う。)が設けられ、統一的な損害補償制度が確立された。

非常勤消防団員が公務により災害を受けた場合には、他の公務災害補償制度に準じて療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償を受けることとされている。

なお、消防団員が身体に対し高度の危険が予測される状況下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として100分の50以内を加算することとされている。

公務災害補償については、療養補償を除く各種補償の額の算定の基礎とな

る補償基礎額について、第12—5表のとおり、毎年引き上げられており、更に扶養親族に係る加算額も一般職公務員の扶養手当の改定に応じて引き上げが行われている。

火災風水害等における民間の消防協力者等の死傷者数（消防基金が扱ったものに限る。）は第12—6表のとおりであるが、これらの消防協力者等についても団員とほぼ同様の措置が講じられている。

第12—5表 補償基礎額改定状況

(単位：円)

年度	階 級	勤 務 年 数		
		10 年 未 満	10 年 以 上 20 年 未 満	20 年 以 上
53.4	団 長, 副 団 長	7,133	7,717	8,300
54.3	分団長, 副分団長 部 長, 班 長, 団 員	5,967	6,550	7,133
54.4	団 長, 副 団 長	7,400	8,000	8,600
55.3	分団長, 副分団長 部 長, 班 長, 団 員	6,200	6,800	7,400
55.4	団 長, 副 団 長	7,670	8,280	8,900
56.3	分団長, 副分団長 部 長, 班 長, 団 員	6,440	7,050	7,670
		5,200	5,820	6,440

第12—6表 消防協力者等の死傷者数の推移

(単位：人)

年度 区分	50	51	52	53	54	計	平 均
	死 者	8	6	2	1		
負 傷 者	273	316	236	260	238	1,323	265
計	281	322	238	261	239	1,341	269

(注) 昭和55年6月末日までに、消防基金の支払対象となった者の数である。

(ウ) 福祉施設

福祉施設は、公務災害補償を受ける被災団員等について市町村が行うものであるが、消防基金加入市町村については消防基金が当該市町村に代わって福祉施設を行うこととなっている。

福祉施設の内容は、①障害者のうち労働能力を回復する見込みのある者等に対する外科後処置又はリハビリテーション、②長期療養後、傷病が治癒して一定の障害が残った者について行う温泉、保養所等での休養、③義肢、義眼、補聴器等補装具の支給等、④その他必要と認める施設として休業援護金、奨学援護金、就労保育援護金、介護料、遺族及び障害者に対する特別支給金、特別援護金、特別給付金、傷病特別給付金の支給等となっている。

(エ) 退職報償金

消防団員が退職した場合、市町村は当該団員の階級及び勤務年数に応じ、条例で定めるところにより退職報償金を支給することとされている。退職報償金については、その支給を統一的かつ的確に行うため、公務災害補償の場合と同様、消防基金の共済対象とされている。共済の対象範囲は、勤務年数5年以上とされており、共済金額については、昭和55年度においては最低が4万5千円、最高が55万円となっている。

(オ) 公務災害等の共済制度

消防基金は、公務上の災害を受けた非常勤消防団員等に対する市町村の補償責任の共済基金として、その補償に要する経費の支払い及び必要な福祉施設を行うほか共済制度による消防団員退職報償金の支払いを行っている。

昭和55年3月31日現在、消防基金との間に共済契約を締結している市町村の数は、消防団員等公務災害補償については2,914（全市町村の89.5%）、消防団員退職報償金については3,227（全市町村の99.3%）となっている。消防基金は、これらの契約市町村からの掛金と退職報償金支払事務に要する経費に対する国庫補助金によりその業務を運営している。

昭和54年度の消防団員、水防団員及び消防作業従事者等の一般協力者に対する公務災害補償費の支払状況は4,213人に対し8億4,437万6千円となっており、その内容は第12—7表のとおりである。

昭和54年度の退職報償金の支払額は6万4,412人（その遺族を含む。）に対し101億9,221万5千円となっている。

また、昭和54年度の福祉施設の実施状況は2,003人に対し2億1,409万円支給されており、その内訳は第12—8表のとおりである。

第12-7表 補償費の支払状況

(昭和54年度)

補償の種類	支払人員(人)	支払額(千円)
療養補償	2,181	196,215
休業補償	1,493	138,302
傷病補償年金	12	12,761
障害補償	141	146,879
遺族補償	373	346,705
葬祭補償	13	3,514
計	4,213	844,376

第12-8表 福祉施設の支給状況

(昭和54年度)

福祉の種類	支給人員(人)	支給額(千円)
療養	1	119
休業援護金	1,351	44,400
奨学援護金	167	16,946
就労保育援護金	10	347
介護料	2	530
アフターケア	3	653
障害特別支給金	24	12,830
遺族特別支給金	13	26,000
障害特別援護金	6	5,090
遺族特別援護金	13	13,000
傷病特別給付金	10	2,475
障害特別給付金	122	29,792
遺族特別給付金	281	61,908
計	2,003	214,090

(カ) 消防団員の制服等

消防団員制服等の基準(消防団員服制)は、昭和25年以来大きな改正がなく、消防関係者から時代感覚にふさわしい制服に改めるよう強く要望されていたが、消防庁では消防団員の士気の高揚を図るため、昭和55年6月をもって準則の一部改正を行った。主な改正点は、男子消防団員制服(甲種衣)のデザインの更新、婦人消防団員の制服及び消防団員の作業服(婦人を含む。)

の新設等である。

(4) 消防表彰等

消防関係者について、現在国が行っている表彰等には、叙位進階内則に基づく叙位、叙勲内則に基づく叙勲、褒章条例に基づく褒章、閣議決定に基づく安全功労者表彰及び防災功労者表彰並びに消防表彰規程に基づく表彰及び退職消防団員報償規程に基づく報償がある。これらの表彰等は、消防吏員、消防団員、消防教育職員及び消防機関等並びに消防に協力した個人及び団体を対象として行われている。

ア 叙位

叙位は、現在、死没者に対してのみ運用されている。

イ 叙勲

叙勲内則(明治25年12月23日閣議決定)に基づき実施されているものであり、国の発展に貢献し、あるいは社会公共の福祉の増進に寄与した功績顕著な者を広く叙勲することとされ、死没者に対する叙勲については随時に、生存者に対する叙勲については、毎年、春(4月29日)と秋(11月3日)の2回発令されている。

ウ 褒章

褒章条例(明治14年太政官布告第63号)に基づき運用されており、消防に関係のあるものは次の4種類である。

紅綬褒章 自己の危険を顧みず人命を救助した者に授与される。

黄綬褒章 業務に精励し、他の模範と認められる者に授与される。

藍綬褒章 公共の事務に精励し、その成績顕著な者に授与される。

紺綬褒章 公益のために私財を寄附し、功績顕著な者に授与される。

エ 閣議決定に基づく表彰

国民安全の日(7月1日)に行われる安全功労者表彰と防災の日(9月1日)に行われる防災功労者表彰があり、内閣総理大臣が行うものと消防庁長官が行うものがある。

なお、防災功労者に対する長官表彰には、随時に行っているものもある。

(ア) 安全功労者に対する表彰

次の各号の一に関し顕著な成績をあげ、又は功績があった個人又は団体を表彰する。

- a 国民安全運動の組織化及び運営
- b 工場、鉱山その他職域における安全確保
- c 学校、家庭、交通機関その他職域以外における安全確保
- d 安全のための研究又は教育による、安全水準の向上又は安全思想の普及

(イ) 防災功労者に対する表彰

次の各号の一に関し顕著な成績をあげ、又は功績があった個人又は団体を表彰する。

- a 災害時における防災活動
- b 防災思想の普及又は防災体制の整備

オ 消防表彰規程に基づく表彰

事案の発生の都度表彰する随時表彰と、積年にわたる功労者に対し毎年定期的に表彰する定例表彰とがある。

(ア) 随時表彰

- a 特別功労章 災害において消防作業に従事し、功労抜群で他の模範となると認められる者に授与される。
- b 顕功章 災害において消防作業に従事し、功労特に顕著な者に授与される。
- c 功績章 災害において消防作業に従事し、功労多大な者に授与される。
- d 顕彰状 職務遂行中死亡した者に授与される。
- e 表彰状 功労顕著な者で、上記3章を授与されるに至らない者及び功労顕著な消防機関又は部外の個人、団体に功績顕著な者に授与される。
- f 賞状 功績顕著な隊に授与される。

(イ) 定例表彰

次の4種で、毎年3月初旬に行われる。

- a 功労章 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防御に関する施策の実施について特に成績優秀な者に対して行う表彰であり、具体的には、消防吏員にあっては消防司令長以上の階級に、消防団員にあっては消防団長の階級に、消防教育職員にあっては消防学校の教頭以上の職に、それぞれ10年以上在職した者に授与される。
- b 永年勤続功労章 25年以上勤続し、他の模範と認められる消防吏員、消防団員及び消防教育職員に授与される。
- c 表彰旗 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防御に関する対策の実施について、特に成績優秀な消防機関であって竿頭綬を授与されている機関に授与される。
- d 竿頭綬 表彰旗を授与される消防機関に準ずるものに授与される。

カ 賞じゅつ金及び報賞金

消防庁長官表彰の副賞として、消防表彰規程に基づく賞じゅつ金と報賞金の制度がある。

賞じゅつ金は、災害に際し、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行したことにより傷害を受け、そのため死亡し又は廃疾となった場合で、その功労により特別功労章、顕功章又は功績章を授与されたときに支給される。

報賞金は、賞じゅつ金に該当しない殉職者等に対して支給されるほか、随時表彰に際し付与される。

キ 退職者報償

消防団員の勤務の特殊性にかんがみ、その労に報いるため、退職消防団員報償規程に基づき階級の別なく15年以上勤続して退職した者に随時に授与される。

この報償には、1号報償と2号報償とがあり、25年以上勤務して退職した者には1号報償として銀杯(大)と賞状が、15年以上25年未満勤務して退職した者には2号報償として銀杯(小)と賞状が、それぞれ授与される。

なお、消防関係者の叙勲、褒章及び消防庁長官表彰者数等は第12—9表のとおりである。

第12—9表 消防関係者の叙勲、褒章及び消防庁長官表彰者数等

表彰等の種類	年 度	50	51	52	53	54
叙 位		38	47	55	67	59
特 別 叙 勲 等		81	69	68	75	70
生 存 者 叙 勲		640	653	679	676	724
銀 杯		1	—	—	1	—
木 杯 章		2	2	2	—	—
紅 綬 褒 章		—	—	—	—	—
黄 綬 “		2	1	2	(54. 4. 29) 2	(55. 4. 29) 2
藍 綬 “		28	43	51	(54. 4. 29) 52	(55. 4. 29) 42
紺 綬 “		127	179	176	169	163
総 理 大 臣 表 彰						
安 全 功 勞 章		4	4	4	4	4
防 災 功 勞 章		7	7	6	6	2
消 防 庁 長 官 表 彰						
安 全 功 勞 章		16	22	18	11	17
防 災 功 勞 章		4	17	11	19	3
消 防 庁 長 官 表 彰 (随 時)						
特 別 功 勞 章		6	2	—	—	—
頭 功 章		7	5	9	4	2
功 績 章		18	9	5	1	9
頭 彰 状		5	3	7	8	7
表 彰 状		8	4	4	2	2
賞 状		2	1	—	—	—
消 防 庁 長 官 表 彰 (定 例)						
功 勞 章		74	85	135	100	116
永 年 勤 続 功 勞 章		803	904	1,146	1,203	1,476
表 彰 旗		31	37	45	43	44
竿 頭 綬		81	80	79	79	84
賞 じ ゆ つ 金		17人 9,300万円	10人 5,950万円	12人 6,100万円	5人 3,150万円	7人 2,950万円
報 賞 金		10人 600万円	5人 480万円	4人 350万円	6人 140万円	8人 510万円
退 職 消 防 団 員 報 償						
1 号 報 償		13,590	17,000	11,990	7,993	12,483
2 号 報 償		38,310	30,023	35,105	19,225	27,014

### 13 消防の科学技術の研究

消防研究所は、我が国の消防科学技術に関する中心的研究機関として、社会経済構造の変ぼうに伴う災害の多様化に対応して長期的かつ重点的な試験研究計画を策定し、時代の進展に即応した研究及び開発を推進している。

特に近年、石油類等危険物の増加、施設の巨大化、建築物の高層化に伴う災害の複雑化・大型化に対処するため、研究内容も多岐になってきている。

これら研究の効率化を図るため、プロジェクト研究等研究体制の整備を行うとともに、大規模実験の実施に当たっては、他省庁研究機関との共同研究を推進している。

昭和54年度における消防研究所の体制は、職員59人（うち研究職員38人）予算4億6,640万円（科学技術庁からの移替えによる原子力試験研究費845万円を含む。）となっている。

昭和54年10月には、第27回全国消防技術者会議を東京において開催し、各消防機関技術者からの研究発表や各専門分野の分科会による意見発表及び討議を行い、全国消防機関における諸問題のは握などに有意義な結果を得た。

また、他省庁研究機関における各種委員会、研究会及び消防に関する各種学会に積極的に参画し、研究開発についての情報を交換し、効果的な研究の推進を図っている。

また、昭和54年度に実施した研究は、次のとおりである。

#### (1) 大震火災対策の研究

##### ア 危険物火災の特殊消火法の研究

石油タンク火災を地上から接近して消火する方法は、大震時には使えなくなるおそれがある。この研究は、あわ消火剤を空中より投入する消火技術について、その可能性を検討することが目的である。あわを大量に、しかも急速に発生させる技術の開発及びあわの落下・飛散性状についての研究を行った。

昭和55年度は、投下用あわ容器の原型を試作し、その作動、消火能力等について実験的に研究する。

#### イ シミュレーターによる赤外空中偵察法の研究

本研究は、大震時における同時多発的出火とその延焼性状をは握するための実用赤外偵察装置の最適諸元を求めることを目的としている。

光学系・赤外線検出器等からなる装置の設計を終え、一部組立を行った。

昭和55年度は、飛行シミュレーターとしての走査部移動台を完成させ、解像力、機材振動の影響等を調べる。

#### ウ 実家屋群による大規模火災対策の研究

大分県佐賀関町において地元消防機関及び陸上自衛隊等の協力を得、昭和54年8月22日、23日の両日、木造住宅18棟を用いた大規模火災実験を建設省建築研究所と共同で、また、同年9月6日から8日までの3日間にわたり、同所の住宅59棟を利用した破壊消防に関する実験を当研究所単独で、それぞれ実施した。これらの実験から得られた成果のうち、当研究所担当分の概要は、次のとおりである。

(ア) 水幕の防熱効果：火災熱をしゃ断する本来の効果のほかに、火災煙を吹き上げる効果が認められ、また、拡散する水噴霧による延焼防止効果が示唆された。

(イ) 無線通信障害の有無：火災炎及び熱気による電波の減衰を測定した。消防用無線の交信は、一部機器への注水のためと思われる障害のほかは良好であった。テレビの映像に乱れが観測された。

(ウ) 避難地の安全性(I)：23体のマネキンを用いて、衣服の着火性、燃焼性を調べた。衣服着火の限界距離は、風下で8mであった。

(エ) 避難地の安全性(II)：身体各部に熱流計を埋め込んだ人形を用い、着衣条件による皮膚温度上昇の差違を計測した。

(オ) 火災上空気象：超音波風向風速計、音波レーダー等を用い、50m及び100m上空の上昇熱気流の諸性状を観測し、航空機利用、煙と避難、飛火等に関連する資料を得た。

(カ) 出火室内の火災拡大：くずかごから出火した火災が拡大し、火元建

物が全焼するまでの全過程を観測した。防災製品の延焼遅延効果が認められ、避難余裕時間が算出された。

(キ) 破壊消防の実験：人力を含め、数種類の工法を用い、破壊速度、廃材の除去速度等を調べ比較検討した。最も効率がよいのは、建設用バックホーであった。人力、トラック、重錘式等を用いた場合の特徴、問題点が確認された。なお、以上の調査研究は、国土庁災害対策推進調整費により行ったものである。

## (2) 石油コンビナート等の災害防止に関する研究

### ア タンク構造部材の経年変化と寿命に関する研究

石油タンク構造部材の腐食とそれに伴う疲労がタンクの寿命に与える影響を調査する研究である。構造部材の腐食速度、疲労き裂挙動の測定及び実物タンクの腐食状態の統計的解析等を行った。昭和55年度には、腐食に伴う鋼材の強度劣化を明らかにするとともに、5年にわたる成果を総括して使用条件下にあるタンクの寿命評価法を確立することとしている。

### イ 静電気帯電の災害防止技術に関する研究

石油類を配管を通してタンクに移送する時の静電気帯電現象を実験的に研究し、静電気帯電に基づく災害の防止技術を確立するため、当研究所と労働省産業安全研究所、警察庁科学警察研究所及び国立大学静電気研究者との共同研究で実施しているものである。

貯油プラント実験施設の特定の配管系を用い、管路及びタンクの特定の場所の洩れ電流及び油面電位について、約1年間定期的な計測を行い、周囲の条件、特に気象条件の帯電に及ぼす影響について調べた。

昭和55年度は、本研究の最終年度として、サンプリング作業時の静電気現象をは握するための実験及び補足的実験を行うとともに、最終報告書を作成することとしている。

### ウ タンクの不等沈下に関する研究

タンク等構造物の不等沈下等基礎地盤に起因する災害を防止するための技術上の基準を作成するため、地盤の挙動の測定と試験方法の検討を行っている。

る。このため、昭和54年度までに実験タンクを作って地盤の変位等を測定し、圧密と地下水との関係について調べてきた。

昭和55年度は、これらの結果を総合して地盤の試験法の検討を行うとともに、タンク底部から石油が流出した時災害を著しく拡大させる漏えいした石油による基礎の洗掘現象とその対策に関する研究も併せ行うこととしている。

### エ 漏出ガスの拡散及び引火防止に関する研究

石油コンビナートの施設等から各種ガスや蒸気が漏えい噴出したことにより生ずる災害を防止するため、拡散による危険性の評価と災害防止法を研究している。引火防止策として、スチームカーテンを設置する場合の最適条件を検討するため、スチーム噴出孔の大きさ、孔の間隔、スチームの圧力、風の影響について調べた。

昭和55年度は、スチームカーテンを実際に使用する場合のシステムの開発について研究する。

### オ 水溶性液体タンク火災の消火に関する研究

危険物第4類のうち、大量貯蔵の場合に著しく消火困難なアルコール類などのいわゆる水溶性液体のタンク火災に用いる水溶性液体用あわ消火剤の試験規格原案作成のための基礎資料を得る目的で、昭和53年度から実施し、昭和54年度で終了した。この研究成果の主なものは、次のとおりである。

- (ア) 供試あわ消火剤は、希釈型、非希釈型（表面張力低下型）及び前二者の中間型の三つのタイプに分類できる。
- (イ) 消火開始後の燃料中の水分量及び燃料温度を調べることにより、目視によらずに消火過程がわかり、また、消火の困難性を示す尺度となることが判明した。
- (ウ) 規格として適切であると考えられる消火試験条件、すなわち、燃料の種類と使用量、試験開始前の燃料温度、燃焼皿の寸法、予燃時間、規格試験ノズル、供試あわの供給条件などが明らかになった。

### カ ファイヤボールに関する野外実験研究

大量の可燃性ガスや蒸気が一度に大気中に放出され着火すると、ファイヤ

ーボールとなり大災害を起す。この被害予測と災害防止に必要なデータを得るため、昭和54年9月7日から7日間、地元消防機関及び陸上自衛隊の協力のもとに防衛庁の千歳演習場において野外実験を行った。

燃料のn-ペンタン180~320kgを圧力容器で加熱して一度に大気中に放出して着火し、生じたファイヤボールによる熱放射や爆発圧等を測定して、試料量との関係を調べた。その結果、熱放射は今までに実施した50ℓ以下での実験から予想したものとほぼ一致したが、爆発圧は規模効果が大きく、また、火薬類の爆風効果とは、かなり異った性質を示した。

### キ 管内爆発に関する研究

高沸点の石油等が附着した配管内で爆発を起すフィルムデトネーションによる現象が最近問題とされるようになった。この現象は、未知の分野が多いためこれを解明するとともに、これの安全対策に関する研究である。

これまでは、事故調査を行い、小規模実験を行ってきたが、昭和55年度から実際規模の装置を作り、フィルムデトネーションの起る限界条件を調べる。

## (3) その他の火災対策に関する研究

### ア 火災時における人間の行動と避難誘導に関する研究

火災時に、建物内に充満する煙の流動及び人間の避難行動を理論と実験の両面から明らかにしようとする研究である。煙の中に閉じ込められた時の心理動揺度、避難出口を探す行動の特性について実験的に研究してきた。

昭和55年度は、これらの研究を発展させるとともに、室内における火災と煙の挙動についてシミュレーションを行い、既に行った模型実験結果との照合を行うこととしている。

### イ セルローズ系防災物質から発生する有毒気体に関する研究

火災時に防災処理したセルローズ系繊維から発生する有毒ガスの危険性を調べるため、防災処理済み及び未処理のセルローズを空気中で熱分解させ、分解速度と発生ガスの成分を調べた。その結果、防災処理の違いによってセルローズの分解に差が認められた。発生する有毒ガスとしては一酸化炭素と

アクロレインが重要で、アルデヒド類やシアン化合物等の影響は比較的小さいと考えられた。

#### ウ 特殊可燃物に対するガス系消火剤の消火能力に関する研究

この研究は、段ボール、ラバーフォーム等のいわゆる特殊可燃物の火災に対して、ガス系消火剤を使用したときの消火可能限界濃度（消火濃度）及び使用時の問題点を明らかにすることを目的として昭和54年度に実施した。容積 10m<sup>3</sup> の小規模実験室内におかれた特殊可燃物の模型火災に対し、ハロン1301及び二酸化炭素の2種類の消火剤を用い、消火実験を行った。その結果、経済性と安全性の点から、ハロン1301に比べ、二酸化炭素の全域放出方式が良いという結論を得た。

#### エ 雪寒地消防技術の向上に関する研究

多雪酷寒地固有の悪条件を技術的に克服し、消防力の強化を図るのが、この研究の目的である。タイヤチェーンの試作及び実用試験、雪上ホース展張車の試作、耐寒消火せんの低温環境試験を行った。また、雪による消火実験を試みた。昭和55年度は、これらの研究を継続するとともに、消防自動車の視界確保、ホース内の凍結現象等の研究を行うこととしている。

#### オ 原子力施設などの火災対策の研究

最近、わが国でも石油の代替エネルギーとしての原子力の重要性が高まっているとともに、原子力の安全対策に関する研究の充実が緊急の課題となっている。

当研究所では、国立機関原子力試験研究費により、昭和53年度から、「放射性物質輸送容器の耐火性に関する試験研究」を継続実施している。

医療用照射線源用輸送容器の炉内加熱試験を行い、その容器各部の温度測定、断熱材として用いられている積層合板木材の炭化状況と容器の耐火性を調べたが、木材の断熱効果が大きく、しゃへい用鉛の溶出の可能性は全くないことが解明された。

昭和55年度は、硝酸プルトニウム溶液輸送容器の保護容器を製作し、その耐火性、特にその容器に用いられる木材断熱材の試験前の含水率と炭化厚みの関係を調べることとしている。

以上の研究のほかにも、次の項目について研究を行った。

市街地火災の延焼過程に関する研究、煙の化学組成に関する研究、自動火災報知設備に関する研究、保護用装備の性能に関する研究、音響放出を利用した石油タンク診断法に関する研究、液面燃焼における流入空気に関する研究、建物火災の出火拡大危険に関する研究、火災時の放射伝熱における煙の影響に関する研究、木材火災の注水消火における諸現象の研究、市街地の消防出動体制に関する統計的研究

## 14 消 防 財 政

### (1) 市町村の消防費

#### ア 消防費の決算状況

市町村の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）における消防費の状況は第14-1表のとおりである。昭和53年度の消防費歳出決算額は6,473億円（前年度5,769億円）で、前年度と比べ704億円（12.2%）の増加となっている。

なお、市町村の普通会計歳出決算額19兆4,053億円（前年度16兆7,060億円）に占める消防費決算額の割合は3.3%（前年度3.5%）となる。

#### イ 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費

市町村における消防費の1世帯当たり及び住民1人当たりの全国平均額は第14-1表のとおりである。

第14-1表 市町村の普通会計決算額と消防費決算額との比較  
及び1世帯当たり，1人当たりの消防費の推移

年 度	普通会計決算額 (百万円) (A)	消防費決算額 (百万円) (B)	1世帯当たり 消防費 (円)	1人当たり 消防費 (円)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$ (%)
51	14,372,591	500,133	14,547	4,417	3.5
52	16,706,014	576,908	16,550	5,048	3.5
53	19,405,350	647,321	18,312	5,615	3.3

(注) 1 世帯数及び人口は当該年度の3月31日現在による。  
2 各決算額は純計額であり、消防に関する一部事務組合等に対する負担金等は含まれていない。

昭和53年度の1世帯当たりの消防費の全国平均額は1万8,312円（前年度1万6,550円）であり、住民1人当たりでは5,615円（前年度5,048円）となっている。これを前年度と比較してみると1世帯当たりでは1,762円（10.6%）、住民1人当たりでは567円（11.2%）の増加となっている。

#### ウ 経費の性質別内訳

市町村における消防費歳出決算額の性質別内訳は第14-2表のとおりである。昭和53年度消防費歳出決算額6,473億円の性質別内訳は、人件費4,592億円（70.9%、前年度72.5%）、物件費545億円（8.4%、前年度8.6%）、普通建設事業費1,016億円（15.7%、前年度14.2%）、その他320億円（5.0%、前年度4.7%）となっている。これを前年度と比較してみると、人件費が410億円（9.8%）、物件費が51億円（10.3%）、普通建設事業費が199億円（24.4%）それぞれ増加している。

第14-2表 市町村消防費の性質別歳出決算額の推移  
(単位：億円，%)

区 分	昭和51年度		昭和52年度		昭和53年度		対前年度比較	
	金額	構成比	金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	増加額 (B)-(A)	増加率 (C)/(A)×100
人 件 費	3,746	74.9	4,182	72.5	4,592	70.9	410	9.8
物 件 費	433	8.7	494	8.6	545	8.4	51	10.3
普通建設事業費	586	11.7	817	14.2	1,016	15.7	199	24.4
補助事業費	219	—	284	—	373	—	—	—
単独事業費	366	—	532	—	640	—	—	—
受託事業費	1	—	1	—	3	—	—	—
そ の 他	236	4.7	276	4.7	320	5.0	44	15.9
計	5,001	100.0	5,769	100.0	6,473	100.0	704	12.2

### (2) 市町村消防費の財源

#### ア 財源構成

昭和53年度の消防費決算額の財源内訳は、一般財源（地方税，地方交付税，地方譲与税）5,731億円（88.5%、前年度89.8%）に次いで、地方債427億円（6.6%、前年度6.2%）、国庫補助金138億円（2.1%、前年度1.8%）、使用料，手数料19億円（0.3%、前年度0.3%）、その他（分担金，負担金，寄附金，財産収入等）158億円（2.5%、前年度1.9%）となっている。これを前年度と比較してみると、一般財源が552億円（10.7%）、地方債が71億円（19.9%）、国庫補助金が32億円（30.2%）、使用料，手数料が2億円（11.8%）、その他が47億円（42.3%）増加している。（第14-3表参照）

第14—3表 市町村消防費決算額の一般財源と特定財源の推移

(単位：億円，%)

区 分	昭 和 51年度	昭 和 52年度 (a)	昭和53年度		対前年度比較		
			金 額 (b)	構成比	増 減 額 (b)-(a)	増 減 率 (c)/(a)×100	
決 算 額(A)	5,001	5,769	6,473	100.0	704	12.2	
一 般 財 源(B)	4,591	5,179	5,731	88.5	552	10.7	
特 定 財 源	国庫補助金	87	106	138	2.1	32	30.2
	地方債	235	356	427	6.6	71	19.9
	使用料, 手数料	7	17	19	0.3	2	11.8
	そ の 他	81	111	158	2.5	47	42.3
計 (C)	410	590	742	11.5	152	25.8	
(B)/(A)×100	91.8	89.8	88.5	—	—	—	
(C)/(A)×100	8.2	10.2	11.5	—	—	—	

イ 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については、市町村における消防費の実情を勘案して算定されており、第14—4表のとおり逐年増加している。昭和54年度の単位費用は4,450円（対前年度伸び率5.5%）、基準財政需要額は7,002億円（対前年度伸び率6.5%）であったが、昭和55年度は、消防職員数を1人増員したほか、消防職団員の処遇改善、消防活動用資機材の充実などにより単位費用が4,710円（対前年度伸び率5.8%）に引き上げられ、基準財政需要額は7,569億円（対前年度伸び率8.1%）に増加している。

第14—4表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年 度	単 位 費 用 (円)	対前年度伸率 (%)	基準財政需要額 (百万円)	対前年度伸率 (%)
51	3,530	120.9	543,985	126.7
52	3,840	108.8	595,652	109.5
53	4,220	109.9	657,525	110.4
54	4,450	105.5	700,231	106.5
55	4,710	105.8	756,879	108.1

ウ 国庫補助金

市町村の消防施設整備に対する補助金としては、国庫補助金と都道府県補

助金とがある。国は、昭和28年に制定された消防施設強化促進法による補助に昭和39年度から予算補助を加え、市町村の消防施設に対して、補助基準額の3分の1以内（人口急増地域、地震防災対策強化地域及び石油コンビナート所在市町村に対しては2分の1以内、過疎地域、離島地域、同和地域、新東京国際空港周辺地域及び沖縄県に対しては3分の2以内）の補助を行っている。

昭和54年度までに市町村に対して交付された国庫補助金による消防施設の整備状況は、第14—5表のとおりである。最近における整備状況は、消防常備化市町村の増加により、基本的な消防施設である消防ポンプ自動車や防火水そうの整備が進展するとともに特殊火災や人命救助のための化学車、はしご車、救助工作車等の科学消防施設の整備が進んでいる。

昭和55年度の市町村に対する国庫補助金予算額は180億4,199万円（前年度比18億4,334万円、11.4%増）で、新たに原子力発電所等の所在市町村がその災害に対処するために整備する原子力災害用防災資機材及び林野火災対策用ブッシュカッターを補助対象に加えたほか、特に市町村の要望の強い防火水そうの数量増（5,733基→6,313基）を図り、併せて予算単価につき所要の引き上げを行った。

また、都道府県に対する補助金としては、昭和46年度から石油コンビナート地帯において都道府県が整備する防災資機材施設（昭和55年度1,800万円）、昭和48年度から都道府県の防災体制を強化するための防災無線通信施設（昭和55年度12億円）、昭和49年度から林野火災における消防の立体化及び近代化を図るための空中消火資機材施設（昭和55年度3,300万円）及び昭和54年度から災害予防、災害応急対策を迅速かつ有効に行うための高速ファクシミリ及び防災ヘリコプター（昭和55年度9,800万円）を補助対象としている。

エ 地方債

消防施設整備のためには多額の経費を必要とするので、補助金や一般財源に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である。

市町村における消防施設整備事業に対する地方債の許可額の状況は、第14—6表のとおりである。

第14-5表 国庫補助金による年度別消防施設等整備状況

(単位：千円)

区 分	昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		昭和28～昭和54年度	
	数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金	数量	補助金
消防施設整備費補助金	975	2,345,076	963	2,565,203	1,002	2,964,709	20,145	22,330,146
消防用無線機	1,392	482,954	1,362	513,556	1,400	562,348	36,714	79,787
消防用無線機	1,064	201,491	1,049	197,790	1,149	235,622	16,736	8,520
消防用無線機	4,563	3,491,137	5,278	4,838,216	5,786	5,895,664	55,012	23,276,707
消防用無線機	638	572,219	728	727,877	833	831,842	6,169	4,025,530
消防用無線機	14	60,898	27	140,823	36	205,394	77	407,115
消防用無線機	38	28,400	31	21,600	39	27,313	108	77,313
消防用無線機	36	7,182,175	38	9,005,065	33	10,722,892	—	58,339,526
消防用無線機	38	225,806	52	268,415	57	261,687	692	2,012,491
消防用無線機	9	670,471	10	1,010,487	10	1,208,703	797	7,698,399
消防用無線機	—	10,560	1	10,857	3	14,388	49	350,596
消防用無線機	—	—	1	47,000	1	161,000	30	532,600
消防用無線機	30	105,000	26	104,720	33	139,741	10	326,750
消防用無線機	3	24,972	2	19,148	—	—	16	114,940
消防用無線機	2	6,900	1	3,800	1	4,180	33	76,000
消防用無線機	12	155,584	16	227,884	2	9,000	48	165,525
消防用無線機	15	283,310	16	349,600	10	201,370	58	750,388
消防用無線機	8	26,775	17	73,997	12	51,964	60	1,211,974
消防用無線機	—	1,509,378	—	2,118,883	—	2,356,567	49	192,856
消防用無線機	—	8,691,553	—	11,123,948	—	13,079,459	—	14,005,688
消防用無線機	39	116,777	43	131,056	34	130,424	291	72,345,214
消防用無線機	3	20,979	{世45}{独}	74,963	{世50}{独}	82,916	3	665,824
消防用無線機	—	94,568	—	11,329,967	—	13,292,799	—	20,979
消防用無線機	—	8,923,877	—	—	—	—	—	758,730
消防用無線機	—	—	—	—	—	—	—	73,790,747

(注) 大震災対策施設等整備費補助金に係る分は含まれていない。

第14-6表 市町村消防施設整備事業に対する地方債許可額の推移

(単位：百万円，%)

区 分	年 度	51	52	53	対前年度比較	
					増加額	増加率
			(A)	(B)	(B)-(A)	(C)/(A)×100
政府資金		1,321	1,777	1,101	△676	△38.0
共済組合資金		4,458	6,250	7,698	1,448	23.2
損保資金		6,623	8,700	9,149	449	5.2
生保資金		1,949	2,909	3,301	392	13.5
市有物件資金		3,153	3,826	3,988	162	4.2
全国自治協会資金		1,595	1,835	2,099	264	14.4
共済農協連資金		—	—	1,800	1,800	皆増
その他		1,782	2,578	7,364	4,786	185.7
計		20,881	27,875	36,500	8,625	30.9

オ その他

市町村の消防費の財源としては、前記イ～エのほか、特に消防費に係る財源として、交通安全対策特別交付金、入湯税、航空機燃料譲与税、電源立地促進対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道救急業務実施市町村支弁金、防衛施設周辺整備助成補助金等がある。

(3) 都道府県の消防防災費

都道府県の消防防災費の状況は、第14-7表のとおりである。昭和53年度における歳出決算額は247億6,000万円であり、昭和53年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.1%である。その内容は、危険物・高圧ガス取締り、火災予防、防災等の事務費、消防学校費のほか、防災資機材施設の建設、管理運営費等である。

防火対象物の過密、多様化のみならず、異常気象、地震災害等による災害の特殊多様化、大規模化、広域化が予想されることにかんがみ、都道府県が後述のように市町村に対し助成措置を強化するとともに、防災無線通信施設及び防災資機材施設を設置するなど、自らが防災活動の一端をにない、防災体制の広域化、高度化を図る必要が高まっている。

市町村の消防費に対する都道府県の助成措置としては、補助金と貸付金が

第14—7表 都道府県消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移

(単位：百万円，%)

年 度	普通会計総額 (A)	消防防災費 (B)	(B)/(A)×100	消 防 関 係 補 助 金	消 防 関 係 貸 付 金
51	15,982,742	14,041	0.09	1,250	545
52	18,405,800	18,090	0.10	1,951	1,078
53	20,949,806	24,760	0.12	2,362	1,354

ある。

昭和53年度における補助金の総額は23億6,200万円で前年度に比べ4億1,100万円(21.1%)の増加となっている。補助対象、補助率については、各都道府県により必ずしも同一ではないが、各地の実情に応じ、小型動力ポンプ、消防無線、防火水そう、科学消防施設等を対象に国庫補助に準じて定率又は定額により補助しているか、あるいは、国庫補助の上積み補助の方法によっている。

また、貸付金の総額は13億5,400万円で前年度より2億7,600万円(25.6%)増加している。

このように、都道府県の市町村に対する助成は、国の補助金の交付及び地方債のあっせんとともに、地域の実情に即した助成措置として市町村の消防力の充実強化に大いに役立っており、なお一層の拡充が望まれる。

(4) 国の消防費

消防庁の昭和55年度予算額は、第14—8表に示すとおり、全体で212億7,972万円で前年度より12億584万円(6.0%)の増加となっている。

総額のうち、193億9,100万円(91.1%)は、大震火災対策施設等整備費補助金及び消防施設等整備費補助金にあてられている。

第14—8表 昭和55年度消防庁関係予算主要事項別一覧

(単位：千円，%)

事 項	昭和55年度 予 算 (A)	昭和54年度 当初予算額 (B)	差引増減額 (A)-(B)	対 前 年 度 比 (A)/(B)×100
◎主 要 事 項				
1 大震火災対策に必要な経費	4,529,669	4,475,066	54,603	101.2
大震火災対策施設等整備費補助金	4,218,185	3,489,172	729,013	120.9
(1) 大震火災対策施設等整備費	1,768,185	1,645,172	123,013	107.5
(2) コミュニティ防災センター整備費	450,000	375,000	75,000	120.0
(3) 消防防災無線通信施設整備費	2,000,000	1,469,000	531,000	136.1
防災知識啓発等委託費等	311,484	309,201	2,283	100.7
空中消火調査研究経費	—	676,693	△ 676,693	皆減
2 消防施設等整備費補助に必要な経費	15,172,801	14,034,478	1,138,323	108.1
消防施設等整備費補助金	15,172,801	14,034,478	1,138,323	108.1
(1) 消防施設等整備費	14,603,658	13,147,786	1,455,872	111.1
(2) 林野消防施設整備費等	185,909	153,624	32,285	121.0
(3) 石油コンビナート消防施設整備費	254,346	633,032	△ 378,686	40.2
(4) 防災資機材施設整備費	18,000	27,000	△ 9,000	66.7
(5) 空港災害用防災資機材整備費	83,663	73,036	10,627	114.6
(6) 原子力災害用防災資機材整備費	27,225	—	27,225	皆増
小 計	19,702,470	18,509,544	1,192,926	106.4
◎上記以外の重点事項				
1 (財)日本消防協会補助に要する経費	41,000	41,000	0	100.0
2 消防団員等公務災害補償等共済基金補助に必要な経費	65,750	65,128	622	101.0
3 無線通信施設整備に要する経費	95,242	126,301	△ 31,059	75.4
小 計	201,992	232,429	△ 30,437	86.9
◎その他の経費	1,375,258	1,331,910	43,348	103.3
計	21,279,720	20,073,883	1,205,837	106.0

附 属 资 料

附属資料1 昭和54年度の法令の制定  
昭和54年度に制定された法律（消防関係）

法 律 名	施行年月日	要 旨（消防関係部分）
消防施設強化促進法の一部を改正する法律 (昭和54年法律第62号)	54. 12. 18	人口急増市町村に対する国庫補助率の特例措置の適用年度を5年度延長し、昭和58年度までとすることとした。

昭和54年度に制定された政令（消防関係）

政 令 名	施行年月日	要 旨（消防関係部分）
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令 (昭和54年政令第88号)	54. 4. 4	非常勤消防団員等に係る損害補償について、補償基礎額の引上げ等補償の基準の改善を図った。
消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令 (昭和54年政令第94号)	54. 4. 4	非常勤消防団員に対する退職報償金の支給対象となる勤務年数を10年から5年に引下げるとともに、非常勤消防団員等の公務災害補償等の改善に伴い、消防基金に対する掛金の額を改定した。
消防法施行令の一部を改正する政令 (昭和54年政令第260号)	55. 4. 1	合成樹脂類を特殊可燃物として新たに追加することとした。
石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 (昭和54年政令第264号)	54. 9. 26	石油コンビナート等特別防災区域として新たに豊前地区を指定するとともに、苫小牧地区、塩釜地区等の区域の拡張等を行うこととした。
大規模地震対策特別措置法施行令の一部を改正する政令 (昭和54年政令第310号) 国土庁所管	54. 12. 28	地震防災応急計画を作成しなければならない施設又は事業として、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物を公衆の観覧に供する事業を追加することとした。

(注) 表のみかた

- 1 各表の数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、計の数値とその内訳を合算した数値とが一致しない場合がある。
- 2 各表の記号等は、次のとおりである。  
—又は空欄：皆無（該当なし）  
0 : 単位未満  
△ : 負数  
… : 不明

附属資料 2 昭和54年中の主な災害

月 日	事 項
1 9	東京都港区の冷凍倉庫から出火。損害額 5 億5,100万円(主に収容物損害)。
24	山梨県富士吉田市で店舗併用住宅から出火。建物1,776m <sup>2</sup> 焼損, 損害額 4 億6,400万円。
25	東京都中央区の商店街から出火。負傷者 6 人, り災者46世帯 171 人, 建物 24むね1,247m <sup>2</sup> 焼損, 損害額 2 億9,400万円。
26	埼玉県川口市の住宅から出火。母子 4 人死亡。原因は放火心中。
2 22	静岡県静岡市のパン製造工場から出火。建物3,570m <sup>2</sup> 焼損, 損害額 2 億1,200万円。
3 20	群馬県水上町の上越新幹線大清水トンネル内の工事現場で, 酸素溶接機の火花が油のしみ込んだオガクズ等に飛火して出火。16人死亡, 1 人負傷。
4 5	埼玉県入間市の住宅から出火。母子 4 人死亡, 2 人負傷, 原因は放火心中。
7	奈良県広陵町の紙製品製造工場から出火。建物1,327m <sup>2</sup> 焼損, 損害額 3 億 2,500万円。
11	富山県福光町の製材所から出火。41人負傷, り災者57世帯242人, 建物122 むね 1 万4,214m <sup>2</sup> 焼損, 損害額12億900万円。
18	長野県岡谷市のプラスチック製品製造工場から出火。建物3,611m <sup>2</sup> 焼損, 損害額 1 億9,800万円。
30	横浜市戸塚区の住宅兼作業場から出火。一家 4 人死亡, 原因は放火心中。
5 20	静岡県藤枝市の商店街で, 道路に埋設されたガス管に亀裂が入り, ガスが漏れて附近の民家など21世帯の屋内外に拡散・進入したため, 中毒事故が発生。附近の住民10人死亡, 2 人重症, 30人軽症。
21	大阪市阿倍野区の事務所兼作業所で溶接作業中の火花がポリウレタンフォームに飛火して出火。死者 7 人, 建物468m <sup>2</sup> 焼損。
22	新潟県田上町で中学校のゴミ捨て場から出火。校舎 3 むね3,333m <sup>2</sup> 全焼, 損害額 4 億9,600万円。
23	広島県倉橋町で火入れ中の火が燃え移り林野火災。林野420ha 焼損, 損害額 1 億2,500万円。異常乾燥注意報発令中で火勢が強く, 消火作業が難航して 2 日後ようやく鎮火。
28	京都府井手町の製紙工場から出火。建物 1 万2,500m <sup>2</sup> 焼損, 損害額17億円。
29	大阪市西淀川区の段ボール製造工場から出火。建物4,733m <sup>2</sup> 焼損, 損害額 1 億7,000万円。
6 1	広島県尾道市の商店街から出火。商店・住宅など68むね6,420m <sup>2</sup> 焼損, り災者65世帯182人, 2 人負傷。
11	北海道根室市の水産食品製造工場から出火。建物660m <sup>2</sup> 焼損, 損害額 3 億 7,500万円。
16	6 月16日から 8 月 7 日にかけて, 梅雨前線の活発な活動により関東以南の各地で豪雨が相次ぎ, 死者・行方不明38人, 負傷者90人, 建物の全壊・流

月 日	事 項
7 2	失122むね, 半壊163むね等の被害が発生。 大阪府東大阪市で, 家庭日用品卸売業者の倉庫から出火。建物3,140m <sup>2</sup> 焼損, 損害額 3 億6,300万円。
11	静岡県焼津, 静岡両市境の東名高速道路・日本坂トンネル内の下り線で, 大型トラックと乗用車計 5 台が四重衝突。燃料のガソリンが衝突の際の火花により引火爆発, 更に積荷の合成樹脂, 揮発性油等が炎上, 火はトンネル内の車両に延焼。死者 7 人, 負傷者 2 人, 焼損車両189台, 損害額 8 億 4,100万円。
16	静岡県裾野市のポリウレタン工場から出火。工場全焼, 建物 9 万1,091m <sup>2</sup> 焼損, 損害額 6 億円。
26	千葉県千葉市の店舗併用住宅で, 漏えいしたLPガスに湯沸器の種火が引火して出火。5 人死亡, 8 人負傷, 建物 225m <sup>2</sup> 焼損。
8 22	神奈川県大井町の東名高速道路で, 大型トレーラー車, タンクローリー車, 乗用車など計 9 台が玉突衝突。3 人死亡, 8 人負傷, 車両 6 台炎上。原因は大型トレーラー運転手のわき見運転。
9 6	熊本県阿蘇中岳水蒸気爆発。噴石により 3 人死亡, 2 人重傷, 9 人軽傷。
18	新潟県津南町の工場併用住宅から出火。4 人死亡, 1 人負傷, 建物 482m <sup>2</sup> 焼損。
24	30日高知県室戸市附近に上陸した台風第16号は, 本州を縦断して10月 1 日
10 1	八戸沖の海上に抜けたが, この台風による被害は, 四国・近畿・北陸地方を中心に死者行方不明12人, 負傷者129人, 家屋の全壊・流失86むね半壊541むね等。
14	19日和歌山県白浜附近に上陸した台風第20号は, 本州を縦断して八戸沖に出た後, 釧路市の西に再上陸し, 20日網走沖に抜けたが, この台風による被害は, 北海道近海で強風と大シケにより海難事故が続発したほか全国各地で発生し, 死者・行方不明115人, 負傷者 543人, 家屋の全壊・流失 139 むね, 半壊 1,287むね等。
20	山形県酒田市で, 修理中の漁船内でガス漏れ事故が発生。中毒・酸欠により 4 人死亡, 2 人重症, 2 人軽症。
11 14	愛知県阿久比町の綿紡績工場から出火。建物5,576m <sup>2</sup> 焼損, 損害額 10億 500万円。
20	福岡県岡垣町のパチンコ店から出火。4 人死亡, 2 人負傷, 建物616m <sup>2</sup> 焼損。
11 28	東京都練馬区の店舗併用住宅から出火。1 家 6 人死亡, 建物102m <sup>2</sup> 焼損。
12 18	札幌市白石区の商店の倉庫から出火。倉庫 1 棟3,348m <sup>2</sup> 焼損, 損害額 7 億 2,100万円。
21	横浜市保土ヶ谷区のアパートで自殺しようとして放出したLPガスに, 冷蔵庫のサーモスタットの火花が引火して爆燃。4 人死亡, 2 人負傷。
23	長野県南箕輪村の住宅から出火。死者 5 人, 原因は放火心中。

附属資料3 都道府県別

区分	出火件数						
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
都道府県							
北海道	2,626	1,985	124	162	36	—	319
青森	833	645	96	36	9	—	47
岩手	613	426	105	32	4	—	46
宮城	1,062	617	136	72	14	—	223
秋田	594	421	78	24	—	1	67
山形	617	426	65	33	—	—	93
福島	1,047	657	178	39	1	—	172
茨城	1,658	854	218	65	2	1	518
栃木	1,196	619	162	60	—	—	355
群馬	1,152	729	82	73	1	—	267
埼玉	2,378	1,624	74	166	—	—	514
千葉	2,797	1,374	288	147	8	2	978
東京都	7,470	4,307	47	459	12	—	2,645
神奈川県	3,287	1,914	72	234	9	—	1,058
新潟	949	713	123	41	5	—	67
富山	369	261	49	30	2	—	27
石川	491	281	81	24	7	—	98
福井	374	244	52	29	1	—	48
山梨	486	316	71	24	—	—	75
長野	695	518	66	20	—	—	91
岐阜	1,489	688	135	63	—	—	603
静岡県	1,963	1,082	128	113	8	—	632
愛知県	4,239	2,054	147	206	6	—	1,826
三重	1,161	473	181	54	1	—	452
滋賀	534	303	40	39	2	—	150
京都	587	415	73	40	1	—	58
大阪	5,415	3,848	116	399	11	—	1,041
兵庫	3,231	1,849	395	166	10	—	811
奈良	278	204	31	25	—	—	18
和歌山	313	224	51	9	3	—	26

火災損害状況

(昭和54年中)

計	焼損むね数			焼損面積	
	全焼	半焼	部分焼	建物(m <sup>2</sup> )	林野(a)
2,293	720	348	1,225	155,465	25,404
811	303	96	412	54,358	15,851
617	321	67	229	45,052	3,538
848	334	83	431	47,566	11,987
598	275	61	262	41,896	17,861
526	185	51	290	27,524	3,483
904	390	99	415	53,483	6,898
1,188	542	84	562	50,365	12,452
908	346	70	492	37,122	7,914
1,058	394	76	588	45,601	5,054
2,128	575	211	1,342	66,944	2,476
1,873	627	142	1,104	64,438	6,273
6,313	759	431	5,123	103,777	1,927
2,554	514	236	1,804	67,897	1,019
1,020	379	111	530	67,563	8,854
455	196	77	182	32,464	4,342
398	75	53	270	13,294	2,070
321	104	41	176	18,268	4,440
422	149	52	221	22,735	4,634
746	277	102	367	46,119	6,295
919	245	87	587	29,430	5,311
1,491	414	155	922	63,984	7,239
2,629	492	248	1,889	80,177	4,485
647	224	73	350	25,535	6,162
384	118	45	221	16,832	3,150
714	214	100	400	42,065	6,485
4,676	490	355	3,831	110,982	2,925
2,350	437	204	1,709	76,203	28,873
340	170	62	108	24,594	3,475
356	148	43	165	21,067	5,900

附属資料3 都道府県別

区分	出火件数						
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
都道府県							
鳥取	390	242	55	11	2	—	80
島根	556	276	125	21	6	—	128
岡山	1,120	681	168	48	4	—	219
広島	1,749	968	245	107	12	—	417
山口	1,003	548	181	48	7	—	219
徳島	504	339	58	14	3	—	90
香川	657	355	88	27	2	—	185
愛媛	759	506	113	34	8	—	98
高知	461	325	42	28	5	—	61
福岡	1,951	1,286	162	133	7	—	363
佐賀	381	241	44	34	1	—	61
長崎	779	406	170	35	18	—	150
熊本	605	403	85	41	2	—	74
大分	637	404	111	36	7	—	79
宮崎	576	359	74	42	1	—	100
鹿児島	945	554	131	45	4	—	211
沖縄	817	324	218	51	2	—	222
全 国	63,794	38,291	5,534	3,639	244	4	16,082
札幌	608	409	13	53	—	—	133
東京	5,485	3,367	—	349	10	—	1,759
横浜	1,392	721	—	93	6	—	572
川崎	377	301	—	23	—	—	53
名古屋	1,250	617	23	68	4	—	538
京都	222	199	4	13	—	—	6
大阪	1,713	1,194	—	163	9	—	347
神戸	951	525	97	56	6	—	267
北九州	313	251	16	21	1	—	24
福岡	368	285	8	41	6	—	28
10大都市計	12,679	7,869	161	880	42	—	3,727

(注) 10大都市は全国計の内数である。

火災損害状況(つづき)

(昭和54年中)

計	焼損むね数			焼損面積	
	全焼	半焼	部分焼	建物(m <sup>2</sup> )	林野(a)
337	113	36	188	14,806	1,802
373	140	37	196	15,639	4,265
912	288	99	525	45,784	18,727
1,455	379	135	941	48,184	54,915
768	240	51	477	26,784	12,426
499	178	53	268	21,743	1,758
462	151	50	261	19,162	4,418
691	215	71	405	33,175	19,796
458	194	50	214	19,892	2,524
1,759	500	178	1,081	75,476	19,143
324	114	25	185	18,156	836
540	208	52	280	25,996	7,526
550	201	54	295	26,765	4,521
545	230	33	282	27,221	7,490
488	192	33	263	21,220	2,640
927	425	67	435	36,499	2,096
350	106	30	214	13,764	4,273
51,925	14,291	4,917	32,717	2,043,066	395,933
458	60	52	346	15,349	2,454
4,968	510	357	4,101	78,397	—
956	187	73	696	24,739	—
388	52	47	289	9,665	—
848	121	70	657	17,270	694
392	102	65	225	15,468	115
1,533	112	146	1,275	34,440	—
679	85	59	535	12,699	2,804
343	101	40	202	12,763	569
405	77	25	303	10,885	95
10,970	1,407	934	8,629	231,675	6,731

附属資料3 都 道 府 県 別

区 分	死 傷 者 数		り 災 世 帯 数				り 災 員 数
	死 者	負 傷 者	計	全 損	半 損	小 損	
北海道	133	378	1,674	559	278	837	5,179
青森	41	106	572	240	65	267	2,208
岩手	30	77	344	154	46	144	1,195
宮城	40	110	499	200	52	247	1,899
秋田	24	78	394	163	40	191	1,531
山形	31	105	283	84	24	175	1,184
福島	47	98	489	190	56	243	1,792
茨城	58	155	671	280	48	343	2,408
栃木	50	124	538	194	39	305	1,931
群馬	63	151	620	213	43	364	2,228
埼玉	101	334	1,413	395	106	912	4,881
千葉	93	244	1,257	390	96	771	4,107
東京都	158	1,243	5,694	1,214	494	3,986	15,946
神奈川県	117	449	2,233	480	251	1,502	6,809
新潟	41	182	696	257	73	366	2,605
富山	21	123	271	102	48	121	1,078
石川	15	84	261	64	27	170	979
福井	18	46	210	78	25	107	738
山梨	27	66	249	78	28	143	866
長野	25	114	448	131	63	254	1,762
岐阜	39	135	519	110	53	356	1,960
静岡	59	285	836	233	85	518	2,966
愛知	94	379	1,789	316	176	1,297	6,163
三重	31	105	393	117	46	230	1,321
滋賀	19	52	253	65	38	150	878
京都	36	117	528	146	84	298	1,374
大阪	73	690	4,357	772	358	3,227	13,478
兵庫	87	355	1,998	467	182	1,349	6,399
奈良	17	52	196	87	44	65	600
和歌山	17	61	299	118	34	147	862

火 災 損 害 状 況 (つづき)

(昭和54年中)

計	損 害 額 (千円)							
	建 物			林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
	建 物	収 容 物	小 計					
7,877,040	2,881,644	4,681,821	7,563,465	59,441	75,749	137,949	—	40,436
2,599,613	1,131,844	1,400,089	2,531,933	29,842	15,460	10,055	—	12,323
1,837,236	994,502	787,365	1,781,867	15,790	17,355	6,623	—	15,601
2,877,367	1,435,870	1,219,850	2,655,720	70,940	99,810	22,049	—	28,848
2,004,688	1,033,915	893,916	1,927,831	49,047	20,647	—	239	6,924
1,144,646	585,231	533,578	1,118,809	11,123	6,897	—	—	7,817
2,653,025	1,343,788	1,251,228	2,595,016	24,026	10,440	13,000	—	10,543
3,027,339	1,512,232	1,267,451	2,779,683	61,843	29,348	2,307	4,740	149,418
2,566,214	874,996	1,627,025	2,502,021	14,414	38,819	—	—	10,960
2,858,371	1,173,620	1,388,169	2,561,789	64,961	16,223	13,680	—	201,718
5,842,511	2,733,904	2,984,618	5,718,522	14,076	46,231	—	—	63,682
4,874,791	2,714,959	1,950,382	4,665,341	26,649	80,195	6,123	127	96,356
19,433,706	5,952,783	13,101,722	19,054,505	755	113,570	32,892	—	231,984
6,392,674	2,952,769	3,289,607	5,242,376	12,030	97,242	8,381	—	32,645
3,773,134	1,975,232	1,741,233	3,716,465	20,372	11,941	8,685	—	15,671
2,004,800	1,253,943	732,970	1,986,913	11,135	5,394	137	—	1,221
736,025	397,871	311,058	708,929	7,031	13,388	4,032	—	2,645
702,709	354,489	327,808	682,297	9,987	7,818	1,681	—	926
1,539,307	576,559	941,149	1,517,708	9,420	8,817	—	—	3,362
1,922,266	891,650	971,964	1,863,614	18,500	21,665	—	—	18,487
1,507,648	661,762	755,236	1,416,998	39,661	27,371	—	—	23,618
4,717,366	1,876,606	1,819,215	3,695,821	31,439	571,232	31,051	—	387,823
5,130,524	1,968,375	3,014,210	4,982,585	22,028	83,652	13,311	—	28,948
1,310,980	746,222	523,861	1,270,083	18,409	12,795	60	—	9,633
1,020,563	472,584	499,124	971,708	21,432	21,958	4,480	—	985
3,280,035	1,494,117	1,735,710	3,229,827	17,867	20,430	450	—	11,461
9,757,875	4,177,441	5,371,395	9,548,836	12,355	58,177	15,604	—	122,903
4,751,767	2,378,276	2,199,080	4,577,356	33,561	39,538	7,946	—	93,366
1,801,266	803,456	946,274	1,749,730	34,965	15,822	—	—	749
2,212,442	702,550	1,454,293	2,156,843	33,550	1,616	4,322	—	16,111

附属資料3 都道府県別

区分	死傷者数		り災世帯数				り人員数
	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
都道府県							
鳥取	12	32	216	63	30	123	752
島根	13	50	216	73	17	126	762
岡山	27	143	555	185	48	322	1,955
広島	36	217	1,065	276	111	678	3,362
山口	48	110	533	168	44	321	1,741
徳島	28	50	262	96	24	142	893
香川	23	87	268	78	32	158	961
愛媛	30	110	468	161	48	259	1,549
高知	15	59	293	110	38	145	832
福岡	77	313	1,443	529	127	787	4,601
佐賀	15	59	247	87	20	140	908
長崎	19	89	402	137	35	230	1,420
熊本	21	62	379	144	21	214	1,319
大分	22	67	345	154	22	169	1,134
宮崎	16	77	321	125	15	181	1,064
鹿児島	46	119	586	249	49	288	1,743
沖縄	17	15	218	85	18	115	728
全国計	2,070	8,157	37,801	10,617	3,701	23,483	123,051
札幌	38	62	408	76	60	272	1,019
東京	115	939	4,520	957	421	3,142	12,494
横浜	54	143	879	182	95	602	2,707
川崎	20	74	426	104	55	267	1,145
名古屋	29	109	697	106	70	521	2,235
京都	16	57	341	90	59	192	674
大阪	35	256	1,641	284	194	1,136	4,289
神戸	18	112	703	182	84	437	1,928
北九州	21	67	361	177	34	150	1,040
福岡	15	77	373	106	18	249	1,115
10大都市計	361	1,896	10,322	2,264	1,090	6,968	28,646

火災損害状況(つづき)

(昭和54年中)

計	損害額(千円)							
	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他
	建物	収容物	小計					
507,477	241,972	252,345	494,317	2,937	3,024	928	—	6,271
646,193	327,371	266,399	593,770	24,434	11,910	8,052	—	8,027
2,760,565	1,032,173	1,582,807	2,614,980	97,893	23,716	2,335	—	21,641
2,865,411	1,108,649	1,527,348	2,635,997	162,408	28,185	6,216	—	32,605
1,108,771	590,833	452,566	1,043,399	46,772	8,238	4,424	—	5,938
970,800	463,110	480,371	943,481	14,170	5,994	1,553	—	5,602
1,320,874	517,805	696,903	1,214,708	34,968	5,571	55,000	—	10,627
2,074,319	895,756	1,068,177	1,963,933	96,489	6,975	2,055	—	4,867
1,023,969	441,191	526,256	967,447	17,684	9,137	21,530	—	8,171
3,767,757	1,625,235	1,945,801	3,571,036	31,330	25,216	120,740	—	19,435
871,320	475,344	372,327	847,671	8,669	8,907	1,056	—	5,017
1,309,564	568,123	681,903	1,250,026	33,862	5,306	16,641	—	3,729
1,238,240	537,408	653,717	1,191,125	20,916	14,015	463	—	11,721
933,008	419,892	442,913	862,805	41,360	7,117	6,873	—	14,853
695,134	346,000	301,550	647,550	29,479	10,152	6,300	—	1,653
1,611,166	763,177	820,658	1,583,835	10,411	10,318	120	—	6,482
964,942	281,352	648,578	929,930	1,539	6,833	11,270	—	15,370
136,827,438	58,688,581	72,442,020	131,130,600	1,471,970	1,780,214	610,374	5,106	1,829,173
1,583,559	432,173	1,141,650	1,573,823	7	8,304	—	—	1,425
15,824,918	4,770,295	10,722,403	15,492,698	—	89,301	24,892	—	218,027
3,065,221	1,279,492	1,743,567	3,023,059	—	18,310	8,004	—	15,848
732,160	408,051	309,666	717,717	—	5,381	—	—	9,062
1,136,313	526,620	569,096	1,095,716	12	21,522	11,279	—	7,784
959,167	525,934	426,962	952,896	675	1,466	—	—	4,130
2,378,890	902,327	1,443,768	2,346,095	—	15,411	6,208	—	11,176
1,227,693	549,931	612,995	1,162,926	1,305	3,463	7,866	—	52,133
623,511	279,552	228,612	508,164	752	2,707	110,000	—	1,888
636,820	233,547	381,741	615,288	29	6,377	10,740	—	4,386
28,168,252	9,907,922	17,580,460	27,488,382	2,780	172,242	178,989	—	325,859

附属資料 4 月 別 火

区分 月	出 火 件 数							
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	そ の 他	
1月	7,177	3,979	630	313	21	—	2,234	
2月	5,507	3,365	422	229	19	1	1,471	
3月	8,538	4,214	1,104	349	21	1	2,849	
4月	6,924	3,755	1,057	338	28	—	1,746	
5月	6,517	3,588	922	323	25	—	1,659	
6月	4,623	2,742	333	309	13	—	1,226	
7月	3,507	2,380	112	282	16	—	717	
8月	4,110	2,576	261	308	29	2	934	
9月	3,456	2,334	146	282	18	—	676	
10月	3,976	2,631	213	334	14	—	784	
11月	3,815	2,894	80	243	21	—	577	
12月	5,644	3,833	254	329	19	—	1,209	
計	63,794	38,291	5,534	3,639	244	4	16,082	

附属資料 4 月 別 火

区分 月	死 傷 者 数		損 害					
	死 者	負 傷 者	計	建 物			林 野	
				小 計	建 物	収 容 物		
1月	299	825	14,130,157	13,874,760	6,156,844	7,717,916	91,374	
2月	218	735	11,833,231	11,579,917	5,346,771	6,233,146	32,411	
3月	283	960	15,150,893	14,349,499	6,710,557	7,638,942	288,409	
4月	220	842	15,234,103	14,533,675	6,953,422	7,580,253	369,634	
5月	161	744	13,436,077	12,625,634	5,731,418	6,894,216	469,397	
6月	99	573	8,905,952	8,601,677	3,427,929	5,173,748	71,253	
7月	88	477	9,439,380	8,301,754	3,652,747	4,649,007	11,578	
8月	94	610	8,208,664	7,806,877	3,364,499	4,442,378	45,716	
9月	109	471	7,892,689	7,695,546	3,486,178	4,209,368	6,304	
10月	132	583	8,957,005	8,714,454	3,990,008	4,724,446	41,991	
11月	169	544	10,661,808	10,411,133	4,263,717	6,147,416	11,970	
12月	198	793	12,977,479	12,635,675	5,604,491	7,031,184	31,933	
計	2,070	8,157	136,827,438	131,130,601	58,688,581	72,442,020	1,471,970	

災 損 害 状 況

(昭和54年中)

計	焼 損 む ね 数			焼 損 面 積	
	全 焼	半 焼	部 分 焼	建物(m <sup>2</sup> )	林 野(a)
5,441	1,619	511	3,311	209,008	20,081
4,609	1,332	453	2,824	185,676	16,007
5,991	1,815	602	3,574	237,236	69,230
5,479	1,730	500	3,249	235,933	80,218
4,941	1,424	462	3,055	201,792	140,017
3,644	892	317	2,435	128,342	21,100
2,980	638	266	2,076	112,310	6,897
3,410	832	342	2,236	128,681	16,173
3,046	765	254	2,027	130,496	5,451
3,471	927	338	2,206	135,758	8,916
3,776	981	389	2,406	148,205	2,499
5,137	1,336	483	3,318	189,629	9,344
51,925	14,291	4,917	32,717	2,043,066	395,933

災 損 害 状 況 (つづき)

(昭和54年中)

額 (千円)				り 災 世 帯 数				り 災 人員数
車 両	船 舶	航空機	そ の 他	計	全 損	半 損	小 損	
74,581	27,491	—	61,951	4,264	1,285	409	2,570	13,969
142,746	19,954	127	58,076	3,544	1,114	335	2,095	11,518
117,056	64,043	—	331,886	4,273	1,326	422	2,525	13,947
85,542	49,697	—	195,555	3,786	1,129	364	2,293	12,581
87,533	144,025	—	109,488	3,289	905	304	2,080	10,861
102,442	31,212	—	99,368	2,631	660	266	1,705	8,498
623,957	9,375	—	492,716	2,111	461	208	1,442	7,033
120,931	95,343	4,979	134,818	2,324	579	252	1,493	7,692
95,807	32,130	—	62,902	2,176	532	181	1,463	7,108
144,328	15,624	—	40,608	2,515	745	260	1,510	8,027
63,396	29,707	—	145,602	3,007	793	323	1,891	9,281
121,895	91,773	—	96,203	3,881	1,088	377	2,416	12,536
1,780,214	610,374	5,106	1,829,173	37,801	10,617	3,701	23,483	123,051

附属資料5 出 火 原 因 別

区分 出火原因	出 火 件 数	焼 損 面 積 (㎡)
たばこ	8,347	8,192,469
たき火	7,649	11,029,147
火あそび	6,258	526,109
こんろ	4,797	143,574
風呂かまど	3,752	93,785
放 火	3,704	264,030
ストーブ	2,515	152,794
放火の疑い	2,240	95,884
マッチ・ライター	1,840	7,046,955
煙突・煙道	1,094	243,717
電灯・電話等配線	811	150,609
電気装置	564	28,114
灯 火	558	37,877
取 灰	512	77,759
こ た つ	462	32,055
炉	450	73,498
配線器具	440	11,640
交通機関内配線	397	227
かまど	378	33,165
電灯・ネオン	363	18,356
内燃機関	360	26,508
電気アイロン・コテ	130	8,657
火ばち	53	5,278
いろり	47	3,322
その他の電気	1,813	215,017
その他	7,258	5,062,836
不明・調査中	7,002	8,062,984
計	63,794	41,636,366

火 災 損 害 状 況

(昭和54年中)

焼 損 む ね 数	り 災 世 帯 数	損 害 額 (千円)
5,218	4,580	13,044,057
1,729	516	2,541,500
3,784	2,254	5,579,614
5,595	5,224	6,929,468
4,396	3,957	4,091,669
2,687	1,924	6,428,733
3,445	3,125	9,574,077
1,677	1,039	3,788,544
1,361	1,269	3,061,877
1,189	814	2,076,147
650	375	1,480,264
446	123	1,260,055
728	665	1,879,187
569	293	561,075
645	618	1,518,089
466	100	1,219,427
345	201	1,107,474
23	3	88,619
480	231	1,149,093
389	227	969,916
50	12	295,737
200	200	612,468
95	64	113,648
68	31	86,275
1,836	1,078	4,972,277
5,147	2,471	14,082,965
8,707	6,407	48,315,183
51,925	37,801	136,827,438

附属資料6 主 な 出 火

年	昭和 31 年			昭和 35 年			昭和 39 年	
	順位	件 数	構成割合	順位	件 数	構成割合	順位	件 数
出火原因			%			%		
たばこ火	2	2,558	7.7	1	4,343	9.9	1	5,451
たばこ	6	1,543	4.6	5	2,489	5.7	4	2,895
火あそび	4	1,791	5.4	3	2,981	6.8	2	3,976
こんろ	1	3,615	10.9	2	4,332	9.9	3	3,374
放火(疑いを含む。)	9	1,293	3.9	6	2,257	5.2	7	2,271
風呂	14	719	2.2	13	994	2.3	11	1,327
ストーブ	13	779	2.3	12	1,168	2.7	5	2,588
マッチ・ライター	11	1,017	3.1	8	1,708	3.9	8	1,889
煙突・煙道	3	2,484	7.5	4	2,596	5.9	6	2,470
煙取	10	1,243	3.7	10	1,339	3.1	12	1,239
こたつ	7	1,493	4.5	9	1,445	3.3	9	1,603
内燃機	5	1,567	4.7	7	1,757	4.0	10	1,467
かまど	8	1,349	4.0	11	1,278	2.9	15	975
総出火件数	33,312			43,679			49,020	

附属資料6 主 な 出 火

年	昭和 49 年			昭和 50 年			昭和 51 年	
	順位	件 数	構成割合	順位	件 数	構成割合	順位	件 数
出火原因			%			%		
たばこ火	1	10,770	15.9	1	9,257	14.9	1	8,814
たばこ	2	8,041	11.9	2	6,645	10.7	2	6,616
火あそび	3	5,766	8.5	3	6,169	9.9	3	6,247
放火(疑いを含む。)	5	3,902	5.8	5	3,872	6.2	4	4,465
こんろ	4	3,982	5.9	4	4,112	6.6	5	4,293
風呂	6	3,272	4.8	6	3,248	5.2	6	3,155
ストーブ	8	2,615	3.9	7	2,497	4.0	7	2,757
マッチ・ライター	7	2,938	4.3	8	2,407	3.9	8	2,102
煙突・煙道	9	1,420	2.1	9	1,265	2.0	9	1,308
煙取	12	638	0.9	13	578	0.9	12	610
こたつ	10	804	1.2	10	761	1.2	11	685
内燃機	15	558	0.8	17	472	0.8	20	383
かまど	19	483	0.7	18	424	0.7	16	469
総出火件数	67,712			62,212			62,304	

原 因 の 推 移

年	昭和 43 年			昭和 47 年			昭和 48 年			
	構成割合	順位	件 数	構成割合	順位	件 数	構成割合	順位	件 数	構成割合
%			%			%				%
11.1	1	7,060	13.2	1	8,333	14.3	1	11,276	15.4	
5.9	2	4,886	9.1	3	4,692	8.0	2	8,274	11.3	
8.1	3	4,314	8.0	2	5,113	8.8	3	7,552	10.3	
6.9	4	3,143	5.9	5	3,305	5.7	4	4,174	5.7	
4.6	6	2,376	4.4	4	3,839	6.6	5	3,875	5.3	
2.7	9	1,996	3.7	6	3,060	5.2	6	3,436	4.7	
5.3	5	2,419	4.5	7	2,400	4.1	8	2,579	3.5	
3.9	8	2,177	4.1	8	2,166	3.7	7	2,787	3.8	
5.0	7	2,192	4.1	9	1,628	2.8	9	1,707	2.3	
2.5	12	939	1.8	13	622	1.1	15	676	0.9	
3.3	11	1,356	2.5	10	859	1.5	10	843	1.2	
3.0	13	903	1.7	12	669	1.1	14	692	0.9	
2.0	17	652	1.2	17	529	0.9	18	542	0.7	
	53,654			58,291			73,072			

原 因 の 推 移 (つづき)

年	昭和 52 年			昭和 53 年			昭和 54 年			
	構成割合	順位	件 数	構成割合	順位	件 数	構成割合	順位	件 数	構成割合
%			%			%				%
14.1	1	9,069	14.2	1	9,920	14.1	1	8,347	13.1	
10.6	2	6,850	10.7	2	9,877	14.0	2	7,649	12.0	
10.0	3	5,850	9.1	3	6,335	9.0	3	6,258	9.8	
7.2	4	5,417	8.5	4	5,369	7.6	4	5,944	9.3	
6.9	5	4,434	6.9	5	4,514	6.4	5	4,797	7.5	
5.1	6	3,224	5.0	6	3,665	5.2	6	3,752	5.9	
4.4	7	2,581	4.0	7	2,766	3.9	7	2,515	3.9	
3.4	8	2,188	3.4	8	2,268	3.2	8	1,840	2.9	
2.1	9	1,253	2.0	9	1,305	1.9	9	1,094	1.7	
1.0	12	585	0.9	11	587	0.8	12	512	0.8	
1.1	13	577	0.9	13	558	0.8	13	462	0.7	
0.6	17	422	0.7	18	395	0.6	19	360	0.6	
0.8	20	399	0.6	17	413	0.6	17	378	0.6	
	63,974			70,423			63,794			

附属資料7 用途別の主な火災事例

(百貨店)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和45年9月10日	栃木県宇都宮市	百貨店	1	9	1,420,295	不たばこの投げ
昭和46年5月12日	千葉県千葉市	百貨店	6	63	1,434,347	明てて火
昭和48年9月25日	大阪府高槻市	百貨店	100	14	7,061,300	明
昭和48年11月29日	千葉県千葉市	百貨店	1	124	1,747,396	明
昭和49年2月7日	千葉県千葉市	百貨店	1	5	192,400	明
昭和49年7月17日	神奈川県横浜市	百貨店	1	40	1,086,574	疑
昭和51年1月2日	神奈川県横浜市	百貨店	1	1	247,000	明
昭和51年1月2日	神奈川県横浜市	百貨店	1	1	211,720	明
昭和54年6月22日	滋賀県大津市	百貨店	1	1	213,266	明
昭和54年11月9日	東京都東区	百貨店	1	4	356,954	明

(病院)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和35年1月6日	神奈川県横浜市	診療所	10	1	19,122	石油ストーブの消し忘れ
昭和35年3月19日	福岡県久留米市	診療所	11	5	1,536	明
昭和39年3月30日	愛知県豊田市	診療所	5	3	2,270	明
昭和44年11月19日	徳島県徳島市	診療所	6	5	7,015	明
昭和45年6月29日	栃木県日光市	診療所	17	1	10,908	明
昭和46年8月6日	福岡県北九州市	診療所	5	1	2,365	明
昭和46年2月2日	山口県山口市	診療所	6	1	2,793	明
昭和48年3月8日	福岡県北九州市	診療所	13	3	3,782	明
昭和52年5月13日	山口県山口市	診療所	7	5	57,593	明
昭和52年5月13日	山口県山口市	診療所	7	5	7,178	明

(劇場・映画館)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和29年9月15日	大阪府大阪市	映画館	5	28	65,262	不火
昭和31年11月20日	熊本県多良木町	映画館	1	5	17,181	不火
昭和33年2月1日	東京都千代田区	映画館	3	16	44,559	不火
昭和33年2月1日	東京都千代田区	映画館	3	25	272,038	不火

(劇場・映画館)(つづき)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和34年1月27日	北海道美幌町	映画館	12	23	11,730	取不
昭和43年3月17日	東京都台東区	映画館	3	7	17,950	取不
昭和44年12月14日	奈良県奈良市	映画館	3	3	18,160	取不
昭和49年2月16日	宮城県仙台市	映画館	3	3	20,786	取不
昭和51年10月29日	宮城県仙台市	映画館	1	1,003	40,500,000	取不
昭和54年4月13日	宮城県仙台市	映画館	1	1	218,430	取不

(ホテル・旅館)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和41年3月11日	群馬県上野市	旅館	30	28	245,250	石油ストーブ
昭和43年11月2日	兵庫県神戸市	旅館	30	44	205,156	石油ストーブ
昭和44年2月5日	石川県加賀市	旅館	16	16	1,098,261	石油ストーブ
昭和46年1月2日	兵庫県神戸市	旅館	4	15	2,321,732	たばこの消し忘れ
昭和48年10月11日	兵庫県神戸市	旅館	4	5	216,637	たばこの消し忘れ
昭和50年3月10日	愛知県大府市	旅館	7	64	99,477	たばこの消し忘れ
昭和53年6月15日	神奈川県横浜	旅館	3	24	60,116	電気こんろの消し忘れ
昭和54年1月4日	神奈川県横浜	旅館	3	2	5,498	石油ストーブ
昭和54年3月9日	神奈川県横浜	旅館	1	1	200,000	石油ストーブ

[複合用途防火対象物(雑居ビル)]

出火年月日	出火場所	事業所名(火元事業所名)	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和45年12月26日	茨城県水戸市	ビル	2	18	1,819,070	不
昭和47年5月13日	大阪府大阪市	ビル	118	81	1,649,693	たばこの疑
昭和48年12月19日	東京都豊島区	ビル	5	1	256,336	不
昭和50年3月1日	東京都豊島区	ビル	6	17	57,789	不
昭和51年12月4日	東京都豊島区	ビル	3	2	7,810	たばこの疑
昭和51年12月16日	東京都豊島区	ビル	15	8	10,270	たばこの疑
昭和53年3月10日	静岡県沼津市	ビル	11	2	38,781	たばこの疑
昭和53年3月10日	静岡県沼津市	ビル	4	3	10,483	たばこの疑
昭和54年11月19日	東京都葛飾区	ビル	4	4	17,685	たばこの疑
昭和54年11月20日	東京都葛飾区	ビル	4	2	48,988	たばこの疑

附属資料 8 昭和 21 年 以 降

区分 年	出 火 件 数							焼 計
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他	
21	14,460	14,460	...	...	...	...	...	...
22	18,806	15,888	2,918	...	...	...	...	...
23	17,022	15,099	1,923	...	...	...	...	...
24	18,484	16,346	1,334	261	111	432	...	...
25	19,243	16,663	1,161	470	102	847	...	...
26	21,223	18,130	1,582	1,511			...	...
27	22,075	18,350	1,501	974	150	1,100	...	...
28	25,677	21,214	1,726	1,299	167	1,271	...	...
29	27,870	22,618	1,579	1,674	179	1,820	35,083	...
30	29,947	23,769	1,840	2,054	192	2,092	36,231	...
31	33,312	25,814	2,109	2,531	251	2,607	41,418	...
32	34,650	26,170	2,844	2,408	257	2,971	37,705	...
33	36,178	27,861	2,229	2,637	257	3,194	39,196	...
34	36,913	28,218	2,093	2,883	321	3,398	41,446	...
35	43,679	31,187	3,941	3,411	347	4,793	41,014	...
36	47,106	32,573	4,209	3,801	364	6,159	46,265	...
37	49,644	33,532	5,049	3,981	342	6,740	44,867	...
38	50,478	33,546	5,443	4,120	330	7,039	42,930	...
39	49,020	33,647	4,572	4,107	354	6,340	43,688	...
40	54,157	34,614	7,842	3,888	357	7,456	45,116	...
41	48,057	32,983	4,336	3,924	337	6,477	41,103	...
42	54,506	35,687	6,833	3,732	330	7,924	45,840	...
43	53,654	34,453	6,628	3,784	261	8,528	43,864	...
44	56,797	37,653	5,348	4,176	300	7	9,313	51,328
45	63,905	39,845	7,033	4,182	317	6	12,522	55,266
46	64,019	39,549	7,101	4,057	306	5	13,001	53,810
47	58,291	38,868	4,541	3,774	313	8	10,787	51,900
48	73,072	42,551	8,311	3,986	301	7	17,916	57,243
49	67,712	39,143	8,351	3,420	303	4	16,491	52,539
50	62,212	38,455	5,517	3,078	248	4	14,910	50,275
51	62,304	38,796	5,549	3,099	233	5	14,622	52,956
52	63,974	39,302	5,227	3,392	215	2	15,836	51,828
53	70,423	39,912	7,208	3,590	254	5	19,454	53,552
54	63,794	38,291	5,534	3,639	244	4	16,082	51,925

(注) 火災報告取扱要領の改正に伴い、昭和44年以降の火災と昭和43年以前の火災  
(1) 航空機火災をその他の火災から分離した。

の 火 災 損 害 状 況

損 む ね 数			焼 損 面 積		死 傷 者 数	
全 焼	半 焼	部 分 焼	建 物(m <sup>2</sup> )	林 野(a)	死 者	負 傷 者
...	...	...	3,533,924	...	420	1,695
...	...	...	3,891,485	3,909,947	485	2,695
...	...	...	2,551,689	3,055,084	407	2,046
...	...	...	3,032,367	2,236,649	425	4,333
...	...	...	2,286,742	3,271,516	423	4,269
...	...	...	2,368,582	1,637,308	678	6,475
...	...	...	2,353,260	6,054,526	471	7,844
...	...	...	2,167,810	5,289,788	499	4,392
21,161	5,135	8,787	2,301,493	1,112,726	525	6,523
20,300	5,798	10,133	2,211,096	555,849	694	6,764
25,368	5,709	10,341	2,650,923	1,515,085	640	7,511
20,909	5,552	11,244	2,094,371	1,638,211	626	7,313
20,860	5,828	12,508	1,984,887	614,885	583	7,584
17,073	5,484	18,889	1,812,226	1,144,534	655	7,937
19,765	6,251	14,998	2,056,123	1,253,790	780	8,113
23,877	6,632	15,756	2,472,998	18,266,307	806	8,774
21,433	7,038	16,396	2,409,001	1,274,708	861	8,610
19,881	6,793	16,256	2,334,986	1,945,517	853	8,622
19,717	6,711	17,260	2,530,362	821,496	940	9,145
20,882	7,092	17,142	2,490,196	2,099,485	965	9,308
18,041	6,230	16,832	2,318,555	890,964	1,111	8,210
19,383	6,790	19,667	2,436,970	1,129,115	1,106	9,370
17,579	6,450	19,835	2,245,673	1,270,689	1,160	8,807
18,680	5,589	27,059	2,555,551	1,508,517	1,334	9,302
19,278	5,627	30,361	2,705,789	1,462,299	1,595	9,725
17,604	5,350	30,856	2,514,028	1,247,049	1,483	9,208
15,896	5,230	30,774	2,434,485	471,847	1,672	9,692
17,736	5,800	33,707	2,571,700	840,278	1,870	9,789
15,842	5,150	31,547	2,289,580	1,093,723	1,646	9,070
14,423	4,980	30,872	2,082,624	698,419	1,674	8,232
16,441	5,113	31,402	2,267,147	567,919	1,648	9,365
14,387	5,090	32,351	2,124,268	555,642	1,909	8,506
15,317	5,155	33,080	2,209,124	773,054	1,854	8,718
14,291	4,917	32,717	2,043,066	395,933	2,070	8,157

の取扱い区分の主な相違点は次のとおりである。

附属資料 8 昭和 21 年以降

区分 年	り災世帯数			り災人 員	損 建	
	計	全 焼	半 焼		計	小 計
21	23,954	21,193	2,761	...	3,333,057	...
22	34,283	30,162	4,121	...	10,864,194	...
23	22,561	18,664	3,897	...	13,323,769	...
24	25,908	21,597	4,311	...	26,997,306	26,153,038
25	20,589	16,694	3,895	...	21,812,185	21,206,878
26	20,234	16,121	4,113	...	22,228,151	21,847,986
27	21,368	17,998	3,370	...	38,613,883	37,704,725
28	17,585	13,853	3,732	...	24,255,833	23,394,394
29	27,567	16,829	10,738	133,668	32,859,786	32,329,667
30	29,234	16,717	12,517	139,117	31,859,417	31,301,021
31	31,250	18,417	12,833	150,795	37,128,320	35,566,526
32	28,385	15,116	13,269	138,397	26,251,287	23,522,522
33	30,942	16,109	14,833	144,247	21,749,898	21,198,296
34	35,067	12,868	22,199	167,710	20,803,401	20,307,075
35	34,220	14,961	19,259	156,564	24,433,611	23,410,593
36	37,804	17,757	20,047	171,272	43,020,927	36,092,254
37	37,070	16,580	20,490	166,802	40,199,998	38,174,597
38	35,624	15,210	20,414	158,978	39,020,771	36,481,762
39	35,387	15,363	20,024	152,363	52,908,641	46,876,331
40	35,935	16,290	19,645	151,258	51,203,175	44,807,241
41	33,764	15,152	18,612	138,364	48,865,228	43,964,947
42	36,440	15,533	20,907	143,827	53,294,553	49,792,014
43	34,164	14,113 (全損)	20,051 (半損)	143,195	54,252,470	50,061,631 (小損)
44	39,533	15,506	4,502	145,372	70,171,860	64,988,676
45	41,782	15,697	4,820	151,103	83,387,083	77,142,149
46	42,636	15,158	4,588	148,152	78,569,529	73,759,751
47	40,176	13,291	4,266	137,966	84,106,133	80,955,770
48	43,464	14,458	4,507	147,650	113,795,975	105,831,401
49	40,153	12,305	4,371	135,595	112,305,713	104,960,973
50	39,030	11,976	3,921	128,561	110,148,495	106,427,660
51	40,716	13,034	4,002	134,604	160,953,944	152,946,191
52	39,693	11,614	4,023	129,990	129,393,052	122,063,870
53	39,789	11,770	3,933	131,927	130,538,604	123,666,835
54	37,801	10,617	3,701	123,051	136,827,438	131,130,601

(2) 建物の焼損程度の区分の基準を延べ床面積に対する焼損床面積の割合から建物  
(3) り災世帯の焼損程度の区分を改めた。

の火災損害状況(つづき)

害 額(千円)							
建 物	物 収 容 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	そ の 他	
							...
...	...	202,730	...	...	...	...	
...	...	280,845	...	...	...	...	
...	...	198,128	68,676	365,300	212,164		
...	...	343,607	77,845	123,847	60,008		
...	...	152,172	227,993				...
...	...	731,901	79,564	64,708	32,985		
...	...	655,216	83,846	104,084	18,293		
13,976,474	18,353,193	386,375	64,657	55,805	23,282		
12,644,431	18,656,590	212,575	227,786	87,232	30,803		
16,631,028	18,935,498	890,006	110,097	106,733	454,958		
9,689,987	13,832,535	1,693,325	85,290	200,244	749,906		
8,960,668	12,237,628	305,388	128,664	69,774	47,776		
8,211,205	12,095,870	127,555	110,263	104,990	153,518		
9,139,485	14,271,108	528,606	153,553	107,769	233,090		
13,184,610	22,907,644	5,826,308	187,777	165,125	749,463		
15,268,732	22,905,865	954,962	210,625	134,348	725,466		
14,239,854	22,241,908	1,103,613	254,215	169,223	1,011,958		
17,307,802	29,568,529	431,906	299,906	181,801	5,118,697		
17,598,957	27,208,284	3,393,137	312,592	296,844	2,393,361		
17,096,026	26,868,921	499,555	281,577	152,188	3,966,961		
19,342,703	30,449,311	1,842,062	423,371	348,586	888,520		
19,026,977	31,034,654	2,709,421	502,821	240,714	737,883		
26,964,044	38,024,632	2,652,718	531,654	779,980	503,170	715,662	
31,674,117	45,468,032	2,496,673	618,796	702,362	679,465	1,747,638	
29,321,666	44,438,085	2,680,367	700,125	416,660	283,343	729,283	
29,783,453	51,172,317	843,362	746,547	487,230	152,782	920,442	
41,414,311	64,417,090	2,324,963	970,063	659,786	126,580	3,883,182	
40,271,212	64,689,761	3,400,455	978,744	1,389,356	133,520	1,442,665	
44,816,523	61,611,137	879,275	913,124	447,877	462,140	1,018,419	
68,017,902	84,923,289	2,393,271	1,002,986	1,185,988	238,959	3,186,549	
53,465,524	68,598,346	4,858,170	1,053,960	436,940	—	980,112	
56,796,244	66,870,591	3,059,104	1,263,886	494,794	868,025	1,185,960	
58,688,581	72,442,020	1,471,970	1,780,214	610,374	5,106	1,829,173	

の評価額に対する当該建物の焼き損害額によることとした。

附属資料9 昭和21年以降

区分 年	総出火 事件指 数	出火率 (指数)	死者 (指数)	負傷者 (指数)	損害額 (指数)	火災件数		
						建物	林野	車両
21	100	(100)1.9	100	100	100	...	...	...
22	130	(126)2.4	115	159	326	...	...	...
23	118	(116)2.2	97	121	400	...	...	...
24	128	(126)2.4	101	256	810	88.4	7.3	1.4
25	133	(121)2.3	100	252	654	86.6	6.1	2.4
26	147	(132)2.5	161	382	667	85.4	7.5	
27	153	(142)2.6	112	463	1,159	83.1	6.8	4.4
28	178	(163)3.1	119	259	728	82.6	6.7	5.1
29	193	(174)3.3	125	385	986	81.2	5.7	6.0
30	207	(179)3.4	165	399	956	79.4	6.1	6.9
31	230	(195)3.7	152	443	1,114	77.5	6.3	7.6
32	240	(200)3.8	149	431	788	75.5	8.2	6.9
33	250	(205)3.9	139	447	653	77.0	6.2	7.3
34	255	(211)4.0	156	468	624	76.4	5.7	7.8
35	302	(247)4.7	186	479	733	71.4	9.0	7.8
36	326	(263)5.0	192	518	1,921	69.1	8.9	8.1
37	343	(274)5.2	205	508	1,206	67.5	10.2	8.0
38	349	(274)5.2	203	509	1,171	66.4	10.8	8.2
39	339	(263)5.0	224	540	1,587	68.7	9.3	8.4
40	375	(289)5.5	230	549	1,536	63.9	14.5	7.2
41	332	(253)4.8	265	484	1,466	68.6	9.0	8.2
42	377	(289)5.5	263	501	1,600	65.5	12.5	6.9
43	371	(279)5.3	276	520	1,628	64.2	12.3	7.1
44	393	(289)5.5	318	549	2,105	66.3	9.4	7.4
45	442	(362)6.2	380	574	2,502	62.4	11.0	6.5
46	443	(316)6.0	353	543	2,357	61.8	11.1	6.3
47	403	(289)5.5	398	572	2,523	66.7	7.8	6.5
48	505	(358)6.8	445	588	3,414	58.2	11.4	5.5
49	468	(326)6.2	392	545	3,369	57.8	12.3	5.1
50	430	(295)5.6	399	494	3,305	61.8	8.9	4.9
51	431	(295)5.6	392	562	4,829	62.3	8.9	4.9
52	442	(300)5.7	455	502	3,882	61.4	8.2	5.3
53	487	(326)6.2	441	514	3,916	56.7	10.2	5.1
54	441	(289)5.5	493	481	4,105	60.0	8.7	5.7

の火災損害比較

構成比(100%)			火災損害額構成比(100%)						
船舶	航空機	その他	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	
...	...	...	...	...	...	...	...	...	
...	...	...	...	...	...	...	...	...	
...	...	...	...	...	...	...	...	...	
0.6	2.3	...	96.9	0.7	0.2	1.4	0.8	...	
0.5	4.4	...	97.2	1.6	0.3	0.6	0.3	...	
7.1	...	...	98.3	0.7	...	1.0	...	...	
0.7	5.0	...	97.6	1.9	0.2	0.2	0.1	...	
0.7	4.9	...	96.4	2.7	0.4	0.4	0.1	...	
0.6	6.5	...	98.4	1.2	0.2	0.1	0.1	...	
0.6	7.0	...	98.2	0.7	0.7	0.3	0.1	...	
0.8	7.8	...	95.8	2.4	0.3	0.3	1.2	...	
0.8	8.6	...	89.6	6.5	0.3	0.8	2.8	...	
0.7	8.8	...	97.5	1.4	0.6	0.3	0.2	...	
0.9	9.2	...	97.6	0.6	0.5	0.5	0.8	...	
0.8	11.0	...	95.8	2.2	0.6	0.4	1.0	...	
0.8	13.1	...	83.9	13.5	0.4	0.4	1.8	...	
0.7	13.6	...	95.0	2.4	0.5	0.3	1.8	...	
0.7	13.9	...	93.5	2.8	0.7	0.4	2.6	...	
0.7	12.9	...	88.6	0.8	0.6	0.3	9.7	...	
0.6	13.8	...	87.5	6.6	0.6	0.6	4.7	...	
0.7	13.5	...	90.0	1.0	0.6	0.3	8.1	...	
0.6	14.5	...	93.4	3.5	0.8	0.7	1.7	...	
0.5	15.9	...	92.3	5.0	0.9	0.4	1.4	...	
0.5	0.0	16.4	92.6	3.8	0.8	1.1	0.7	1.0	
0.5	0.0	19.6	92.5	3.0	0.7	0.9	0.8	2.1	
0.5	0.0	20.3	93.9	3.4	0.9	0.5	0.4	0.9	
0.5	0.0	18.5	96.3	1.0	0.9	0.6	0.2	1.0	
0.4	0.0	24.5	93.0	2.0	0.9	0.6	0.1	3.4	
0.4	0.0	24.4	93.5	3.0	0.9	1.2	0.1	1.3	
0.4	0.0	24.0	96.6	0.8	0.9	0.4	0.4	0.9	
0.4	0.0	23.5	95.0	1.5	0.6	0.7	0.2	2.0	
0.3	0.0	24.8	94.3	3.8	0.8	0.3	0.0	0.8	
0.4	0.0	27.6	94.7	2.3	1.0	0.4	0.7	0.9	
0.4	0.0	25.2	95.8	1.1	1.3	0.4	0.0	1.3	

附属資料10 昭和 21 年 以

降 の 大 火 記 録

番号	出火場所	出火年月日及び時刻	死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損むね数
2	新潟県田松町	21年6月8日18時30分	2	59	1,208	4,000	1,337
3	飯田	21年7月15日12時15分	—	4	185	850	198
4	青森県五所川原町	21年11月23日19時40分	—	9	716	4,654	594
5	新潟県両津町	22年4月17日15時40分	—	—	435	1,868	315
6	飯田市	22年4月20日11時48分	—	—	4,010	17,771	3,742
7	那珂河内町	22年4月29日17時20分	—	6	1,210	6,080	1,508
8	北海道三笠町	22年5月16日10時20分	2	4	977	5,081	488
9	宮崎	22年12月7日5時10分	—	—	130	684	65
10	北海道喜茂別村	23年5月11日2時5分	1	2	317	969	180
11	能代市	24年2月20日0時30分	3	874	2,239	8,790	2,238
12	北海道古平町	24年5月10日11時30分	2	52	521	—	721
13	山梨県谷村町	24年5月13日2時30分	—	17	339	1,586	334
14	熱海市	25年4月13日17時23分	—	3,277	979	5,808	1,461
15	長野県上松町	25年5月13日23時50分	18	153	619	2,797	615
16	秋田県鷹巣町	25年6月1日21時40分	—	242	705	3,400	599
17	山形県温海町	26年4月24日23時ごろ	—	225	513	1,583	376
18	松阪市	26年12月16日23時30分	—	195	874	3,565	1,155
19	鳥取市	27年4月17日15時ごろ	3	3,963	5,714	20,451	7,240
20	北海道岩内町	29年9月26日20時20分	33	551	3,398	17,223	3,299
21	大館市	30年5月3日13時25分	1	20	264	1,226	345
22	新名市	30年10月1日2時50分	1	275	1,193	5,901	892
23	能代市	30年12月3日4時30分	—	—	1,452	5,845	1,361
24	福井県芦原町	31年3月20日22時50分	—	19	1,263	6,087	1,475
25	福井県芦原町	31年4月23日6時40分	1	349	348	1,653	737
26	大館市	31年8月18日23時45分	—	16	770	4,323	1,344
27	大津市	31年9月10日19時45分	5	170	1,597	7,078	1,677
28	新潟県分水町	32年4月2日1時0分	—	176	304	1,315	378
29	鹿児島県瀬戸内町	33年12月27日23時30分	—	48	1,357	5,311	1,628
30	岩手県新里村(三陸大火)	36年5月29日13時39分	5	97	1,078	4,310	1,062
31	八戸市	36年5月29日23時40分	—	—	664	3,627	720
32	北海道森町	36年10月23日23時30分	—	80	506	2,238	554
33	福江市	37年9月26日2時10分	—	28	811	3,936	486
34	新潟市(昭和石油KK)	39年6月16日18時0分	—	—	348	1,407	346
35	各務原市(川崎航空KK工場火災)	39年10月1日1時50分	—	1	—	—	6
36	東京都大島町	40年1月11日23時10分	—	—	408	1,273	585
37	三沢市	41年1月11日14時15分	—	26	817	2,132	282
38	大館市	43年10月12日11時16分	—	1	248	917	281
39	加賀市	44年5月18日13時10分	—	16	115	270	68
40	加賀市	51年10月29日17時40分	1	1,003	1,023	3,300	1,774

焼損面積	損害額	出火原因	気象状況				
			天気	風向	平均風速	最大風速	相対湿度
m <sup>2</sup>	千円				m	m	%
44,781	56,990	マッチの火が油に引火	晴後小雨	WNW	3.3	11.3	77
135,231	16,541	煙突の火の過熱	晴	SE	8.0	15.0	50
33,500	20,000	たばこの吸がら	曇	SE	4.0	12.0	39
76,303	81,433	煙突の過熱	曇	NW	10.0	15.0	49
57,806	100,000	煙突の過熱	晴	SW	4.0	15.0	...
481,985	1,500,000	煙突の火の粉	晴	W	5.5	13.0	33
80,451	150,000	煙突の火の過熱	晴	NW	4.3	11.7	64
40,260	1,060,891	煙突の過熱	晴	SW	13.0	20.0	42
33,000	108,900	煙突の過熱	晴	NW	1.8	4.3	59
35,805	300,000	ストーブの不始末	晴	ESE	3.0	12.0	64
210,411	3,025,590	ストーブの残火の不始末	晴	NW	15.7	15.7	59
103,274	1,119,050	ストーブの不始末	薄曇	SW	15.0	30.0	30
60,222	558,420	モーターの過熱	曇	WSW	13.0	14.3	54
141,900	5,467,169	たばこの吸がら	曇	SE	15.0	30.0	55
85,000	801,870	ストーブの残火の不始末	曇	NW	10.0	15.0	26
61,727	899,563	取灰の不始末	晴	NE	10.0	10.0	74
45,124	1,517,492	不燃物の燃焼	晴	W	13.0	15.0	66
52,315	2,180,000	たばこの吸がら	薄曇	WNW	7.1	12.0	48
449,295	19,324,390	たばこの吸がら	曇	SSW	10.8	22.5	28
321,311	3,914,110	機銃の残火	曇	SSE	21.7	33.0	82
38,211	710,572	不燃物の燃焼	晴	ENE	13.0	13.0	39
214,447	6,987,069	たばこの吸がら	曇	WSW	20.2	33.6	59
65,997	1,512,050	たばこの吸がら	曇	N	5.4	8.0	52
178,933	2,016,380	七りんこんろ	曇	NNE	14.5	21.7	61
建物72,498 林野32ha	建物5,088,259 林野143,000	こたつ	曇	SSE	14.8	25.0	50
156,984	4,022,041	たばこ	曇	SE	8.7	12.2	87
175,966	1,590,140	不燃物の燃焼	曇	SSW	9.3	17.0	53
36,274	360,000	煙	曇	SW	7.4	...	82
建物66,314 林野600ha	建物1,000,000 林野980	七りんこんろの不始末	曇	NNW	10.0	15.0	47
建物53,047 林野40,366ha	建物2,155,350 林野3,784,596	かまど	晴	WSW	30.0	...	...
51,752	774,317	放たば	晴	SW	14.2	...	60
44,664	2,221,191	たばこ	晴	W	5.5	...	72
64,698	3,975,200	マッ	晴	NNE	7.5	15.0	66
57,282	3,174,136	不燃物の燃焼	晴	W	5.2	...	60
34,116	300,000	不明	晴	NE	1	...	96
37,453	2,069,455	たばこ	晴	WSW	22	...	40
53,537	1,565,605	スガ	晴	W	22	25	53
37,790	1,203,268	たばこ	曇	WSW	5.7	...	52
33,846	2,321,732	たばこ	曇	S	8.0	...	44
152,105	40,500,000	不明	雨	WSW	12.2	26.3	68

(注) 大火とは、建物の焼損面積が33,000m<sup>2</sup>(10,000坪)以上の火災を言う。

附属資料11 風水害等による

項目	人的被害(人)			建物	
	死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊
都道府県					
北海道	74	—	18	15	23
青森	3	—	24	23	138
岩手	3	—	53	76	311
宮城	2	—	46	4	137
秋田	3	—	9	10	105
山形	—	—	26	4	99
福島	4	1	30	2	52
茨城	4	—	41	17	108
栃木	1	—	6	1	8
群馬	—	—	3	—	4
埼玉	2	—	64	10	109
千葉	2	—	54	13	129
東京都	5	—	30	34	359
神奈川県	4	—	119	9	328
新潟	1	—	32	10	210
富山	4	—	12	13	12
石川	—	—	6	1	6
福井	2	1	4	1	15
山梨	—	—	8	5	6
長野	3	—	7	2	9
岐阜	4	2	7	5	39
静岡県	7	2	78	18	65
愛知県	5	1	36	8	32
三重	—	—	14	4	32
滋賀	—	—	6	9	37
京都	—	—	8	—	3
大阪	1	—	5	3	10
兵庫県	1	—	13	3	38
奈良	1	—	7	4	33
和歌山	4	—	21	35	231
鳥取	3	—	3	4	4
島根	—	—	3	4	2
岡山	7	1	10	8	99
広島	2	—	7	5	8
山口	4	—	8	27	39
徳島	5	—	10	8	55
香川県	1	—	10	3	1
愛媛	2	—	19	13	13
高知県	—	—	7	7	10
福岡	7	—	41	34	49
佐賀	1	—	1	—	1
長門	3	—	2	9	7
熊本	15	2	19	15	23
大分	3	—	48	5	21
宮崎	2	—	12	4	12
鹿児島	—	—	3	20	30
沖縄	2	1	6	4	13
計	197	11	1,046	509	3,075
地震災害を除いた計	197	11	1,046	509	3,075

(注) 風水害等とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常

都道府県別被害状況

(昭和54年中)

被害(むね)				り災世帯数	り災人員数
床上浸水	床下浸水	一部破損	非住家		
682	4,024	1,045	763	848	2,835
74	739	769	1,372	231	952
748	2,672	1,590	2,755	1,188	4,317
970	5,118	1,907	2,398	1,322	4,516
172	2,406	2,063	3,767	113	429
8	41	2,819	2,502	104	456
884	3,590	1,301	1,846	1,061	3,271
425	2,549	998	1,125	594	2,344
9	65	24	33	18	61
20	252	4	23	24	91
1,005	11,521	1,799	487	896	3,128
309	4,081	1,402	1,088	476	1,569
1,176	4,524	1,534	894	1,708	5,005
579	1,345	3,795	1,444	1,450	4,252
501	6,081	3,824	525	715	2,650
185	1,868	120	293	210	827
109	914	71	148	119	466
300	1,905	155	487	128	505
33	278	207	99	—	—
14	351	269	5	—	—
34	363	260	319	82	268
1,030	6,014	1,955	1,273	1,109	4,014
1,719	34,303	391	170	1,771	6,227
416	7,478	506	412	478	1,631
4	108	3,018	673	41	136
85	1,669	113	253	101	288
6,349	63,509	48	312	6,447	19,066
2,074	9,338	226	178	2,238	7,411
34	3,112	304	349	47	193
201	7,041	6,544	142	507	1,601
543	2,450	9	27	543	1,835
57	525	199	91	64	200
506	3,331	20	5	3,971	13,065
162	3,668	253	—	175	567
394	3,837	246	145	407	1,431
1,382	11,060	169	100	1,455	4,732
216	4,442	26	31	—	—
1,024	14,746	119	327	1,060	3,344
332	1,457	763	396	352	1,144
4,392	17,070	264	895	5,473	14,924
546	6,765	13	10	547	1,969
83	434	113	80	99	325
1,287	8,754	143	462	1,345	4,629
144	3,932	2,401	222	193	623
260	2,725	175	7	276	843
599	2,907	392	445	662	1,885
52	177	28	78	55	188
32,128	275,534	44,394	29,456	40,703	130,213
32,128	275,534	44,382	29,456	40,703	130,213

な自然現象により生ずる被害を言う。

附属資料11 風水害等による

都道府県	項目	その他				
		田 (ha)		畑 (ha)		道路 箇所
		流失・埋没	冠水	流失・埋没	冠水	
北海道	道	—	—	—	—	422
北海	道	9.0	2,538.0	—	32.0	159
	道	66.6	—	47.7	—	1,100
青森	道	162.0	14,702.1	4.0	583.1	348
	道	96.8	5,402.1	9.8	1,104.2	553
岩手	道	8.8	188.0	1.2	5.0	157
	道	—	11,341.0	—	459.8	619
秋田	道	9.0	11,345.0	—	132.0	302
	道	—	1,397.0	—	616.0	165
福	道	0.7	—	0.1	—	179
	道	212.0	6,406.7	303.0	6,585.0	10
茨	道	8.4	736.0	95.3	2,582.0	998
	道	35.0	36.2	33.1	2,485.3	358
栃	道	47.0	2,742.0	119.0	353.0	743
	道	48.4	1,838.5	0.1	16.0	592
群	道	—	642.0	—	220.0	674
	道	14.0	410.0	—	629.1	461
馬	道	110.0	1.4	18.0	—	456
	道	14.2	12.1	0.8	5.2	376
玉	道	—	652.7	—	—	808
	道	16.6	—	0.4	3.0	468
京	道	311.3	1,871.9	81.4	2,155.8	1,109
	道	12.6	2,891.0	2.7	621.0	700
神	道	54.4	4,825.2	—	—	906
	道	—	229.2	—	242.5	87
奈	道	74.5	1,282.0	20.6	250.3	871
	道	30.9	1,493.4	46.0	69.8	1,069
川	道	—	20,086.6	884.9	5,061.0	1,792
	道	741.0	1,767.9	120.0	209.0	374
新	道	2.0	1,529.9	6.3	216.6	728
	道	137.5	3,111.4	13.9	803.9	752
富	道	7.5	2,176.6	5.1	558.2	2,119
	道	259.0	2,961.6	80.0	32.0	2,718
山	道	202.5	—	3.8	—	1,873
	道	62.7	5,813.2	26.5	165.3	2,042
井	道	4.0	2,119.0	—	3,943.0	1,342
	道	9.1	790.0	—	—	2,263
梨	道	31.9	6,652.0	17.0	752.6	—
	道	5.0	2,289.3	—	256.0	1,442
野	道	921.0	33,610.4	109.3	1,027.2	2,256
	道	73.0	16,639.0	31.0	—	581
阜	道	0.2	584.2	—	65.0	1,106
	道	—	—	—	—	3,421
岡	道	234.9	—	33.9	—	2,726
	道	112.7	4,698.7	—	1,438.4	2,666
知	道	217.9	—	33.7	—	2,647
	道	0.2	10.0	18.3	83.1	67
重	道	—	—	—	—	—
	道	—	—	—	—	—
賀	道	—	—	—	—	—
	道	—	—	—	—	—
都	道	—	—	—	—	—
	道	—	—	—	—	—
阪	道	—	—	—	—	—
	道	—	—	—	—	—
庫	道	—	—	—	—	—
	道	—	—	—	—	—
良	道	—	—	—	—	—
	道	—	—	—	—	—
山	道	—	—	—	—	—
	道	—	—	—	—	—
取	道	—	—	—	—	—
	道	—	—	—	—	—
根	道	—	—	—	—	—
	道	—	—	—	—	—
山	道	—	—	—	—	—
	道	—	—	—	—	—
島	道	—	—	—	—	—
	道	—	—	—	—	—
口	道	—	—	—	—	—
	道	—	—	—	—	—
川	道	—	—	—	—	—
	道	—	—	—	—	—
媛	道	—	—	—	—	—
	道	—	—	—	—	—
知	道	—	—	—	—	—
	道	—	—	—	—	—
岡	道	—	—	—	—	—
	道	—	—	—	—	—
賀	道	—	—	—	—	—
	道	—	—	—	—	—
崎	道	—	—	—	—	—
	道	—	—	—	—	—
本	道	—	—	—	—	—
	道	—	—	—	—	—
分	道	—	—	—	—	—
	道	—	—	—	—	—
崎	道	—	—	—	—	—
	道	—	—	—	—	—
島	道	—	—	—	—	—
	道	—	—	—	—	—
縄	道	—	—	—	—	—
	道	—	—	—	—	—
計		4,364.3	177,872.5	2,166.9	33,761.4	47,605
地震災害を除いた計		4,364.3	177,872.5	2,166.9	33,761.4	47,605

都道府県別被害状況(つづき)

(昭和54年中)

その他(つづき)					
橋りょう 箇所	河川 箇所	がけ崩れ 箇所	鉄道不通 箇所	船舶被害 隻	
31	1,704	—	—	—	—
7	311	—	—	—	76
34	1,126	—	—	—	60
15	301	14	—	—	352
21	2,243	—	13	—	69
6	438	4	—	—	—
21	1,706	100	5	—	—
30	776	45	16	—	—
9	292	—	—	—	—
1	187	—	8	—	—
1	144	—	—	—	—
4	193	90	13	—	143
18	33	66	10	—	99
5	222	234	—	—	104
17	772	—	3	—	54
12	469	76	—	—	—
5	611	—	—	—	—
15	1,034	—	—	—	22
12	530	—	—	—	—
16	387	—	—	—	—
26	560	102	—	—	—
56	1,292	569	14	—	171
4	490	—	5	—	—
17	1,192	115	2	—	44
5	355	7	2	—	5
14	2,058	127	3	—	12
15	510	271	5	—	1
40	3,234	—	—	—	—
6	994	57	1	—	—
12	718	89	12	—	60
16	1,545	—	16	—	42
13	1,352	239	—	—	7
37	3,826	—	4	—	—
21	3,130	—	2	—	—
10	1,819	65	6	—	—
21	1,720	16	2	—	71
2	2,371	—	—	—	—
—	4	386	2	—	128
25	2,584	164	—	—	196
42	3,356	2,734	12	—	7
3	991	—	—	—	—
3	607	287	1	—	5
22	3,101	147	—	—	—
33	1,931	—	—	—	—
21	1,858	2,007	144	—	71
21	2,567	1,250	—	—	—
—	39	—	—	—	20
765	57,683	9,261	301	—	1,819
765	57,683	9,261	301	—	1,819

附属資料11 風水害等による都道府県別被害状況(つづき)  
(昭和54年中)

都道府県	項目	災害対策本部の設置		災害救助法 適用市町村 (団体)	消防職員及び 消防団員の 出動延人員 (人)	被害総額 (百万円)	
		都道府県(回)	市町村(団体)				
北海道	北	—	19	—	11,185	48,160	
	青森	—	3	—	4,435	13,490	
	岩手	2	48	1	21,288	29,721	
	宮城	1	43	2	8,188	20,405	
	秋田	—	—	—	10,148	26,441	
	山形	—	14	—	—	12,816	
	福島	—	21	—	13,770	24,073	
	茨城	—	32	—	5,765	25,340	
	栃木	—	2	—	1,811	7,494	
	群馬	—	3	—	694	5,007	
	千葉	—	33	—	3,574	8,381	
	東京都	1	48	—	2,888	13,025	
	関東	神奈川	1	32	—	17,909	5,415
		新潟	—	19,219	—	19,219	14,075
		富山	—	22	—	8,534	17,724
		石川	—	5	—	2,890	14,169
		福山	—	—	—	701	8,571
		山梨	—	3	—	1,741	21,840
		長野	—	—	—	—	16,036
		岐阜	—	3	—	1,364	14,435
		静岡	1	73	—	683	16,884
		愛知	6	183	1	19,363	38,981
		三重	9	421	—	13,547	21,371
		滋賀	—	—	—	6,898	26,017
	関西	京都	—	—	—	6,391	10,768
		大阪	—	40	—	9,587	5,465
		兵庫	2	32	3	17,459	47,495
		奈良	—	6	—	4,663	12,763
		和歌山	—	—	—	3,995	17,890
		鳥取	—	24	1	2,885	22,693
		島根	—	5	—	1,693	10,304
		岡山	—	73	1	16,472	24,506
広島		1	49	—	25,211	16,634	
山口		1	17	—	6,234	24,894	
徳島		2	51	1	7,733	30,694	
香川		—	—	—	7,809	15,840	
中国	愛媛	6	157	—	25,353	11,817	
	高松	2	81	1	5,929	26,920	
	福岡	2	60	8	39,263	39,897	
	佐賀	—	13	1	11,150	13,329	
	長門	—	77	—	3,422	10,724	
	熊本	1	55	2	35,587	27,747	
	大分	—	51	—	8,360	16,917	
	宮崎	2	39	—	5,291	31,337	
	鹿児島	3	98	1	8,391	37,031	
	沖縄	3	35	—	1,444	6,082	
	計	46	1,973	23	433,745	918,009	
	地震災害を 除いた計	46	1,973	23	433,745	917,840	

附属資料12 関東大地震以後の主な地震災害

発生年月日	地震名等	規模 (マグニ チュー ド)	家屋損失				死者 (人)
			全壊(戸)	全焼(戸)	流失(戸)	計(戸)	
大正12. 9. 1	関東大地震	7.9	128,266	447,128	868	576,262	142,807
〃 13. 1. 15	丹沢山塊地震	7.2	1,298	—	—	1,298	19
〃 14. 5. 23	北但馬烈震	7.0	1,295	2,181	—	3,476	428
昭和2. 3. 7	北丹後地震	7.5	12,584	3,711	—	16,295	2,925
〃 5. 11. 26	北伊豆地震	7.0	2,165	—	75	2,240	272
〃 6. 9. 21	西埼玉地震	7.0	206	—	—	206	16
〃 8. 3. 3	三陸沖地震	8.3	2,346	249	4,917	7,512	3,008
〃 10. 7. 11	静岡地震	6.3	814	—	—	814	9
〃 14. 5. 1	男鹿半島地震	7.0	585	—	—	585	27
〃 18. 9. 10	鳥取地震	7.4	7,485	251	—	7,736	1,083
〃 19. 12. 7	東南海地震	8.0	26,130	—	3,059	29,189	998
〃 20. 1. 1*	三河地震	7.1	12,142	—	—	12,142	1,961
〃 21. 12. 21	南海道地震	8.1	11,591	2,598	1,451	15,640	1,432
〃 23. 6. 28	福井地震	7.3	35,420	3,691	—	39,111	3,895
〃 24. 12. 26	今市地震	6.7	873	—	—	873	8
〃 27. 3. 4	十勝沖地震	8.1	815	—	91	906	33
〃 35. 5. 23	チリ地震津波	8.5	1,571	—	1,259	2,830	139
〃 36. 2. 2	長岡地震	5.2	220	—	—	220	5
〃 37. 4. 30	宮城県北部地震	6.5	369	—	—	369	3
〃 39. 6. 16	新潟地震	7.5	1,960	396	—	2,356	26
〃 43. 2. 21	えびの地震	6.1	368	—	—	368	3
〃 43. 5. 16	1968年十勝沖地震	7.9	673	11	—	684	52
〃 49. 5. 9	1974年伊豆半島沖地震	6.9	134	5	—	139	30
〃 53. 1. 14	1978年伊豆大島近海地震	7.0	96	—	—	96	25
〃 53. 6. 12	1978年宮城県沖地震	7.4	1,363	—	—	1,363	28

(注) 1 家屋損失には非住家を含む。  
2 死者には行方不明者を含む。

附属資料13 昭和21年以降の風水害等の記録

番号	被害発生年月日	災害種目	被害地域	人的被害(人)				住宅被害(むね)		
				死者	行方不明者	方負傷者	全壊(流失)	半壊	床上浸水	床下浸水
1	23. 9. 11~12	水害	西日本	121	126	317	391	872	246	2,026
2	9. 15~17	台風	関東, 甲信, 東北, 特に岩手	512	326	1,956	5,889	12,127	44,867	75,168
3	24. 6. 18~22	台風	九州より東北部, 特に鹿児島	252	216	367	1,410	4,005	4,627	52,926
4	8. 13~18	台風	九州, 四国	154	25	213	569	1,966	33,680	68,314
5	8. 31~9. 1	台風	東日本, 特に関東	135	25	479	3,733	13,470	51,899	92,161
6	25. 1. 10~14	風害	九州, 北陸, 関東	11	109	—	43	56	—	—
7	9. 3~4	台風	四国, 近畿中部, 北日本特に近畿	398	141	26,062	19,131	101,792	93,116	308,960
8	26. 7. 7~17	水害	中部以西, 特に京都	162	144	358	630	727	13,532	89,766
9	10. 13~15	台風	東北以西, 特に山口	572	371	2,644	2,716	47,948	30,110	108,163
10	27. 6. 22~24	台風	関東以西, 特に静岡	65	70	28	73	89	4,020	35,692
11	7. 10~12	水害	中国, 四国, 近畿, 東海	67	73	101	356	238	20,733	21,456
12	6. 23~30	水害	九州, 中国, 四国, 特に北九州	748	265	2,720	5,699	11,671	199,979	254,664
13	7. 16~25	水害	東北以西, 特に和歌山	713	411	5,819	7,704	2,125	20,277	66,202
14	8. 11~15	水害	東近畿, 特に京都	290	140	994	893	765	6,222	18,894
15	28. 9. 22~26	台風	全国, 特に近畿	393	85	2,559	8,604	17,467	144,300	351,575
16	29. 5. 8~12	風害	北日本, 近畿	172	498	59	606	1,471	—	23
17	9. 10~14	台風	関東以西, 特に南九州	107	37	311	2,162	5,749	45,040	136,756
18	9. 24~27	台風	全国, 特に北海道, 四国	1,361	400	1,601	8,396	21,771	17,569	85,964
19	30. 2. 19~20	風害	全国	16	104	18	42	100	77	219
20	5. 11	霧害(紫雲丸事件)	四国(高松)	166	—	—	—	—	—	—

21	31. 4. 17~18	風水害	東北, 関東, 北海道	47	53	—	2	10	1,087	1,320
22	32. 7. 25~28	水害(諫早水害)	九州, 特に諫早周辺	586	136	3,860	1,564	2,802	24,046	48,519
23	33. 1. 26~27	風浪害(南海丸事件)	西日本	174	38	8	—	—	6	—
24	9. 26~28	台風	近畿以東, 特に静岡	888	381	1,138	2,118	2,175	132,227	389,488
25	34. 8. 12~14	台風	近畿, 中部, 関東, 特に山梨, 長野	188	47	1,528	4,080	10,139	32,298	116,309
26	9. 26~27	台風	全国(九州を除く), 特に愛知	4,697	401	38,921	80,838	113,052	157,858	205,753
27	35. 5. 24	浪害(チリ地震津波)	北海道南岸, 三陸沿岸, 志摩半島	122	17	872	6,943	2,136	23,322	18,494
28	36. 6. 24~7. 5	水害	山陰, 四国, 近畿, 中部, 関東	302	55	1,320	1,758	1,908	73,126	341,236
29	9. 15~16	台風	全国, 特に近畿	194	8	4,972	15,238	46,663	123,103	261,017
30	10. 25~28	台風	関東以西, 特に大分	78	31	86	234	444	10,435	50,313
31	37. 7. 1~8	水害	関東以西, 特に九州	110	17	114	263	285	16,108	92,448
32	38. 1.	雪害	北陸, 山陰, 山形, 滋賀, 岐阜	228	3	356	753	982	640	6,338
33	39. 7. 17~20	水害	山陰, 北陸	114	18	221	669	—	9,360	48,616
34	40. 9. 10~18	台風	全国, 特に徳島, 兵庫, 福井	153	28	1,206	1,879	3,529	46,183	258,239
35	41. 9. 23~25	台風	中部, 関東, 東北, 特に静岡, 山梨	238	79	824	2,422	8,431	8,834	42,792
36	42. 7. 8~9	水害	中部以西, 特に長崎, 広島, 兵庫	102	16	152	163	169	17,213	103,731
37	41. 8. 26~29	水害	新潟, 東北部	83	55	155	449	408	26,641	39,542
38	43. 8. 17	水害	岐阜, 京都	106	13	29	64	79	2,061	13,460
39	47. 7. 3~15	台風	全国, 特に北九州, 島根, 広島	421	26	1,056	2,977	10,204	55,537	276,291
40	49. 5. 29~8. 1	台風	静岡, 神奈川, 三重, 兵庫, 香川	145	1	496	657	1,131	77,933	317,623
41	51. 9. 8~14	台風	全国, 特に香川, 岡山	161	10	537	1,669	3,674	101,103	433,392
42	52. 1.	雪害	東北, 近畿北部, 北陸	101	—	834	56	83	177	1,367
43	54. 10. 17~20	台風	全国, 特に東海, 関東, 東北	110	5	543	139	1,287	8,156	47,943

(注) 死者及び行方不明者の合計が100人以上的ものを掲げた。



附属資料15 都道府県別市

区分	消 防 本 部					消 防 署	出 張 所	消 防 職 員 数
	計	市	町	村	組合			
北海道	72	20	8		44	110	388	7,413
青森	16	1	2		13	24	59	1,869
岩手	14	3	1		10	18	54	1,364
宮城	13	4			9	24	75	1,982
秋田	17	2	1		14	19	63	1,516
山形	15	8	2		5	15	47	1,333
福島	12	2			10	22	72	1,820
茨城	26	9	4	1	12	44	46	2,690
栃木	15	5	1		9	16	47	1,735
群馬	12	2			10	25	44	1,832
埼玉	47	27	5		15	51	91	4,761
千葉	31	18	4		9	47	101	4,911
東京都	6(3)	3	2(2)	1(1)	2	77	208	18,283
神奈川	28	19	7		2	50	150	6,823
新潟	35(1)	11	7	1(1)	16	43	58	2,406
富山	22	9	11		2	29	21	1,091
石川	11	3	3		5	17	36	1,092
福井	12	1	3		8	14	42	895
山梨	10	2	1		7	16	29	770
長野	21(1)	9	2		10(1)	36	40	1,532
岐阜	22	8	2		12	36	46	1,775
静岡県	29	15	1		13	36	82	3,112
愛知県	44	28	5		11	59	96	5,676
三重	14	8			6	18	43	1,534
滋賀	11	3			8	22	16	926
京都	16	11	4		1	28	41	2,398
大阪	31	22	5		4	68	150	8,221
兵庫	29	20	1		8	52	70	4,024
奈良	11	8	1		2	15	13	837
和歌山	15	7	4		4	21	12	840
鳥取	3				3	8	14	498
島根	11	2	1		8	13	36	721
岡山	14	5			9	21	51	1,631
広島	21	6	5		10	33	47	2,532
山口	15	9			6	20	26	1,308
徳島	11	3			8	20	20	721
香川県	11	4	1		6	14	18	963
愛媛	16	5			11	17	27	1,146
高知県	15	6			9	18	25	864
福岡	26	9	2		15	29	91	3,549
佐賀	10	3			7	14	19	831
長崎	10	3			7	15	70	1,437
熊本	14	2			12	19	41	1,554
大分	15	4	1		10	18	40	1,344
宮崎	9	6			3	12	22	824
鹿児島	17	6	1		10	22	37	1,360
沖縄	20	10	4		6	21	16	913
計	895(5)	371	102(2)	3(2)	419(1)	1,366	2,840	117,657

(注) ( )内は、任意設置の消防本部を示し、内数である。

町村消防組織一覽

(昭54. 4.1 現在)

消防団	分 団	消 防 団 常 備 部				消防団員数
		計	市	町	村	
244	1,063					32,181
68	713					24,165
62	486					28,174
77	508	2			2	25,997
70	653					24,166
44	374					32,656
90	653					41,556
92	1,218					31,315
49	365					17,698
70	480					14,243
89	612					16,798
72	1,020					35,643
98	727					26,631
58	516					19,020
112	873					54,999
41	296	4			3	9,915
39	225					5,354
32	243					5,616
64	234					19,511
122	923					49,537
136	650					25,438
75	663					27,200
308	823					29,447
69	492					15,157
50	188					9,464
73	382	3	1		2	23,053
39	391	1			1	10,444
117	1,895					59,912
47	349					11,565
50	327					13,265
41	249					6,275
59	395					16,352
80	453					35,215
87	715					28,991
56	522					16,107
46	457					12,568
43	270					7,954
70	531					23,612
53	302					8,796
108	722					28,677
49	189					25,368
79	880					25,533
98	809					44,866
58	468					20,146
44	124					18,359
96	731					17,840
42	122	2				1,757
3,666	26,281	12	1	8	3	1,078,536

附属資料16 消防機関数と消防職団員数の推移

区分 年	消 防 本 部					消 防 団			
	消防本 部	うち組 台数	消防署	出張所	消防職員	消防団	分 団	消防団 常備部	消防団員
昭和28年	314	8	407	612	28,547	10,073	...	113	2,015,780
29	328	6	423	638	30,493	9,337	...	120	2,023,011
30	360	6	454	683	31,194	5,951	...	106	1,944,233
31	383	6	465	713	31,861	5,332	...	101	1,830,222
32	406	6	488	735	32,745	4,481	...	107	1,737,319
33	429	6	507	778	33,729	4,304	...	104	1,677,555
34	438	6	533	831	35,168	4,153	...	93	1,633,792
35	445	3	562	833	36,627	4,016	...	102	1,591,053
36	461	3	578	889	38,489	3,957	35,463	96	1,542,406
37	484	3	597	919	40,948	3,909	35,377	100	1,488,495
38	511	3	617	961	43,169	3,852	34,323	116	1,445,508
39	544	4	641	996	45,357	3,835	33,825	117	1,413,285
40	620	4	735	1,024	48,075	3,826	31,653	123	1,330,995
41	640	4	755	1,072	50,806	3,818	30,940	125	1,301,702
42	671	5	817	1,110	53,957	3,764	29,926	107	1,283,003
43	700	9	851	1,155	56,681	3,748	29,451	94	1,258,277
44	734	26	892	1,242	60,486	3,743	28,998	89	1,234,696
45	756	58	937	1,308	64,230	3,699	28,482	71	1,210,839
46	782	129	986	1,470	70,077	3,682	27,732	61	1,189,675
47	805	221	1,094	1,769	79,092	3,659	27,638	23	1,166,625
48	829	304	1,155	2,120	88,754	3,696	27,392	25	1,148,567
49	848	359	1,230	2,407	98,329	3,682	27,081	22	1,131,723
50	859	378	1,258	2,590	105,005	3,668	26,805	22	1,118,036
51	869	387	1,286	2,665	107,632	3,673	26,650	22	1,105,299
52	878	398	1,321	2,742	110,618	3,669	26,463	17	1,094,367
53	887	408	1,336	2,771	114,249	3,669	26,324	18	1,087,269
54	895	419	1,366	2,840	117,657	3,666	26,281	12	1,078,536

附属資料17 政令指定市町村の推移

区分 年度	指 定 数			町村合併による移動			差 引 累 計			
	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町村	
昭和40年	114	64	50	—	2	△ 2	600	532	68	
41	26	2	24	△ 1	—	△ 1	625	534	91	
42	42	10	32	△ 11	1	△ 12	656	545	111	
43	38	6	32	△ 1	△ 1	—	693	550	143	
44	95	2	93	—	—	—	788	552	236	
45	218	4	214	△ 2	1	△ 1	△ 2	1,004	556	448
46	389	7	382	△ 128	△ 1	△ 28	1,392	590	802	
47	507	18	489	△ 3	24	△ 27	1,896	632	1,264	
48	365	2	363	△ 11	10	△ 21	2,250	644	1,606	
49	221	—	221	△ 7	—	△ 7	2,464	644	1,820	
50	68	—	68	△ 4	—	△ 4	2,528	644	1,884	
51	73	—	73	—	1	△ 1	2,601	645	1,956	
52	63	—	63	—	1	△ 1	2,664	646	2,018	
53	50	—	50	—	1	△ 1	2,714	647	2,067	
54	30	—	30	—	—	—	2,744	647	2,097	
55 (見 込)	48	—	48	—	—	—	2,792	647	2,145	

附属資料18 石油コンビナート等

都道府県	特別防災区域	面積 (km <sup>2</sup> )	第一種 事業所	第二種 事業所	石油の貯蔵・取扱量 (万kl)	高圧ガスの処理量 (万Nm <sup>3</sup> )	石油以外の第4類の貯蔵・取扱量 (kl)	毒物及び劇物				放射性物質 (ci)
								毒物 (t)	劇物 (t)	毒物 (t)	劇物 (t)	
北海道	1 釧路小	1,020	8(1)	3	33	122	7,175	—	—	—	—	—
	2 苫小牧	18,293	9(4)	5	278	2,392	3,125	—	—	—	—	—
	3 室蘭	6,567	4(3)	11	205	15,659	1,331	—	—	—	—	—
	4 上川	750	2(1)	1	56	247	—	—	—	—	—	—
青森	5 青森	123	5(—)	—	18	—	—	—	—	—	—	—
	6 八戸	1,251	10(2)	5	33	314	—	—	—	—	—	—
宮城	7 塩釜	352	9(5)	3	26	607	39	—	—	—	—	—
	8 仙台	4,598	2(1)	5	260	930	20	—	—	—	—	—
秋田	9 男鹿	807	1(1)	1	59	52	—	—	—	—	—	—
	10 秋田	1,699	8(1)	7	58	224	97	—	—	—	—	—
山形	11 酒田	2,786	5(—)	3	27	2	47	—	—	—	—	—
福島	11-2 広野	1,099	1(—)	—	12	—	9	—	—	—	—	—
	12 いわき	6,955	9(2)	6	147	5,477	21,053	—	—	—	—	—
茨城	13 鹿島臨海	22,723	12(10)	10	611	25,411	93,106	—	—	—	—	—
千葉	14 京葉臨海北部	2,480	10(—)	5	55	369	20,473	—	—	—	—	—
	15 京葉臨海中部	44,660	37(27)	34	2,009	167,869	197,691	—	—	—	—	—
	16 京葉臨海南部	9,970	3(2)	1	17	1,385	54	—	—	—	—	—
東京	17 豊島川・大洲井	891	3(—)	—	32	—	—	—	—	—	—	—
	18 品川	322	3(1)	—	15	42	1,723	—	—	—	—	—
神奈川	19 京浜臨海	32,870	56(34)	53	1,389	120,212	114,892	—	—	—	—	—
	20 根岸臨海	6,340	4(2)	6	760	28,762	38,389	—	—	—	—	—
	21 久里浜	710	1(—)	—	56	—	—	—	—	—	—	—
新潟	22 新潟潟東港	18,551	9(1)	3	233	1,174	22,155	—	—	—	—	—
	23 新潟潟西港	6,975	7(3)	8	165	11,789	57,079	—	—	—	—	—
	24 直江津	2,723	4(—)	2	12	59	1,840	—	—	—	—	—
富山	25 富山	727	2(1)	5	116	198	1	—	—	—	—	—
	26 新伏木	343	1(—)	—	18	—	—	—	—	—	—	—
	27 伏木	170	6(—)	1	15	—	—	—	—	—	—	—
	28 婦木	571	1(1)	—	1	4,878	220	—	—	—	—	—
石川	29 金沢港北	273	5(—)	4	22	343	—	—	—	—	—	
福井	30 三国	1,399	6(—)	2	43	—	—	—	—	—	—	
静岡	31 清水	1,130	4(1)	11	67	1,061	22,030	—	—	—	—	
愛知	32 渥美	1,079	1(—)	—	68	—	—	—	—	—	—	—
	33 蒲郡	168	3(—)	2	18	180	—	—	—	—	—	—
	34 名古屋港	8,770	3(1)	7	31	1,419	769	—	—	—	—	—
	35 名古屋港臨海	25,704	33(9)	20	889	26,701	65,371	—	—	—	—	—
三重	36 四日市臨海	9,621	22(18)	15	719	68,304	70,370	—	—	—	—	—
	37 尾鷲	791	2(1)	2	70	36	—	—	—	—	—	—
大阪	38 大坂北港	4,470	11(1)	16	71	752	12,803	—	—	—	—	—
	39 大界北臨海	16,990	21(11)	29	619	91,322	101,013	—	—	—	—	—
	40 岬	557	2(2)	—	29	2	—	—	—	—	—	—
兵庫	41 尼崎	4,300	7(3)	14	47	347	4,753	—	—	—	—	—
	42 神戸	2,900	13(3)	6	126	2,659	46,280	—	—	—	—	—

特別防災区域の現況

(昭55.4.1現在)

第4類以外の危険物の貯蔵・取扱量 (t)	準危険物の貯蔵・取扱量 (千t)	高圧ガス以外の可燃性ガスの貯蔵・取扱量 (万Nm <sup>3</sup> )	毒物及び劇物				放射性物質 (ci)
			石防法に基づく毒劇物		その他の毒劇物		
			毒物 (t)	劇物 (t)	毒物 (t)	劇物 (t)	
1,800	5	—	—	—	—	—	—
84,461	21	11	—	640	—	10,517	0.1
19,599	24	28	33	39	2	7,028	30.3
52	4	—	—	3	—	—	0.1
—	2	—	—	—	—	—	—
211	0	—	—	—	—	—	—
—	18	—	—	—	—	—	—
8,964	38	199	16	27	28	297	6.0
6,736	4	—	—	48	8	6,510	—
24,151	3	—	—	35	—	470	3.4
1,075	1	2	—	807	—	1,946	1.3
68	—	0	—	—	—	—	2.0
85,808	13	154	—	8,578	—	37,656	4.6
38,225	19	3,347	160	2,103	301	59,066	183.0
192	16	—	—	30	—	2,120	4.0
193,239	160	15,484	1,148	90,419	116	146,038	84.0
16,870	3	818	—	42	—	3,300	148.0
19	—	725	—	15	—	348	0.4
13	—	0	—	—	—	134	—
59,769	129	530	2,240	35,488	933	108,405	342.0
13,174	36	23,246	247	124	—	5,323	154.0
116	—	—	—	36	—	307	0.1
10,651	3	234	—	2,088	—	10,595	0.7
6,678	7	183	16	5,576	—	7,839	4.6
15,380	0	11	42	7	—	5,027	41.6
40	5	—	—	—	—	46	0.2
—	—	—	—	—	—	60	—
—	0	—	—	—	—	—	—
12,246	—	—	—	5,297	—	19,264	11.7
—	2	—	—	—	—	—	—
155	—	—	—	25	—	170	1.2
350	3	—	32	0	—	112	0
11	—	—	—	21	—	140	—
—	4	—	—	—	—	—	—
1,304	—	0	—	77	10,051	535	4.0
108,196	16	19,779	18	17,995	—	103,002	140.0
54,473	113	8	224	6,075	400	62,983	136.1
1,395	—	—	—	26	—	94	0.7
21,821	29	828	—	3,684	1,052	54,129	4.0
26,791	5	2,897	604	26,638	381	66,999	18.0
32	—	—	—	18	—	32	—
2,261	14	793	—	1,399	209	12,208	2.0
918	16	1,385	—	6,008	—	35,578	2.4

附属資料18 石油コンビナート等

都道府県	特別防災区域	面積 (千m <sup>2</sup> )	第一種 事業所	第二種 事業所	石油の貯蔵・取扱量 (万kl)	高压ガスの処理量 (万Nm <sup>3</sup> )	石油以外の第4類の貯蔵・取扱量 (kl)	毒物及び劇物				放射性物質 (ci)	
								石防法に基づく毒物劇物		その他の毒物劇物			
兵庫	43 東播磨	11,405	5(4)	11	44	4,479	23,834						
	44 姫路臨海	17,800	10(9)	8	372	12,566	42,373						
和歌山	45 和歌山北部臨海北部	5,096	3(2)	—	17	3,456	3,569						
	46 和歌山北部臨海中部	1,491	3(3)	—	99	571	—						
	47 和歌山北部臨海南部	3,071	3(2)	—	626	13,992	1,968						
岡山	48 水島臨海	25,357	17(16)	12	896	90,035	74,508						
広島	49 福江山	9,556	4(3)	2	19	2,382	719						
	50 田島	186	2(—)	—	27	—	—						
	51 能美	307	1(—)	—	67	—	32,329						
山口・広島	52 岩国・大竹	5,340	8(7)	7	237	21,293	25,269						
山口	53 下徳山・新南陽	2,614	2(2)	3	99	665	1,208						
	54 宇小野	7,722	10(8)	8	385	70,500	29,219						
	55 小野田	4,354	5(3)	10	24	7,841	461						
	56 彦島	1,925	1(1)	—	350	5,409	196						
	57 彦島	124	5(—)	—	32	—	—						
徳島	58 阿南	800	1(—)	1	25	0	—						
香川	59 番の州	4,225	3(2)	1	334	10,133	7						
愛媛	60 新居浜	4,464	5(3)	6	21	22,643	3,892						
	61 上浦	112	1(—)	—	26	—	—						
	62 菊岡	523	1(1)	—	155	1,209	—						
	63 松山	2,545	4(3)	1	122	11,157	11,997						
福岡	63-2 豊前	482	1(1)	—	14	1	—						
	64 北九州	1,043	2(1)	2	16	1	—						
	65 北九州	23,554	19(9)	13	84	19,162	22,543						
	66 福岡	455	9(1)	16	28	634	2,564						
佐賀	67 唐津	325	3(1)	—	20	397	—						
長崎	68 相浦	239	1(1)	—	18	1	—						
	69 長崎	170	6(—)	5	19	87	—						
熊本	70 八代	156	6(—)	—	12	—	—						
大分	71 大分	10,177	12(12)	2	317	32,513	9,980						
鹿児島	72 喜入	1,882	1(—)	—	889	—	—						
沖縄	73 平安座	4,089	3(1)	—	512	7,683	—						
	74 泊那覇	186	1(1)	—	34	501	—						
	75 小那覇	781	1(1)	—	127	2,080	26						
計		428,034	524(251)	414	15,602	922,691	1,190,570						

(注) 第一種事業所欄の( )は、レイアウト規制対象事業所数で内数である。

特別防災区域の現況(つづき)

(昭55.4.1現在)

第4類以外の危険物の貯蔵・取扱量 (t)	準危険物の貯蔵・取扱量 (千t)	高压ガス以外の可燃性ガスの貯蔵・取扱量 (万Nm <sup>3</sup> )	毒物及び劇物				放射性物質 (ci)
			石防法に基づく毒物劇物		その他の毒物劇物		
			毒物 (t)	劇物 (t)	毒物 (t)	劇物 (t)	
28,364	20	49	—	4,797	384	48,201	608.0
21,819	18	1,716	48	4,813	3	39,421	279.7
13,973	31	—	—	2,127	—	9,303	27.9
1,741	22	—	—	57	—	1,373	0.6
5,377	19	—	16	17	—	2,542	8.4
53,274	67	1,473	202	49,414	913	212,834	134.1
13,893	0	—	—	188	—	1,559	—
—	—	—	—	—	—	—	—
16,273	6	69	239	3,260	83	8,703	23.8
688	9	—	—	153	—	2,271	21.1
37,560	139	22	95	6,385	414	156,849	31.7
47,006	1	0	328	36,049	17	22,802	7.2
5,870	6	—	57	—	—	312	4.0
—	0	—	—	—	—	—	—
2,691	3	21	—	39	—	8,063	0.1
15,904	23	684	26	3,708	—	2,062	10.0
33,259	0	20	94	45,101	195	50,804	11.0
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	13	1	—	867	0.2
418	0	—	—	1,054	53	49,177	19.0
219	—	—	—	20	—	3,134	1.2
493	—	—	—	—	—	—	0.7
60,927	32	2,741	—	23,080	752	64,654	142.0
—	7	—	—	—	—	1,452	—
155	—	—	—	—	—	138	1.8
594	—	—	—	—	—	—	0
—	2	—	—	—	—	—	—
—	13	—	—	—	—	—	—
14,662	8	69	173	1,054	145	18,454	104.0
—	—	—	—	—	—	—	—
9,205	—	27	—	—	—	—	0.7
—	—	—	—	—	75	—	—
—	10	—	21	1	—	56	—
1,201,609	1,149	77,553	6,092	394,686	16,515	1,473,359	2,767.7

附属資料19 石油コンビナート等特別防災

都道府県	特別防災区域	大型化学 消防車 (台)	大型高所 放水車 (台)	あわ原液 搬送車 (台)	その他の 消防ポンプ 自動車 (台)	可搬式放 水銃等 (基)	耐熱服 (着)
北海道	1 釧路	1	1	—	2	4	26
	2 小	2	1	2	3	36	74
	3 室上	3	2	3	9	38	31
	4 蘭磯	2	2	2	1	6	3
青森	5 青森	1	1	1	—	1	1
	6 八戸	1	1	1	—	3	20
宮城	7 塩釜	—	—	—	2	8	12
	8 仙台	2	2	2	5	5	15
秋田	9 男鹿	1	1	1	2	9	2
	10 秋田	1	1	1	3	5	18
山形	11 酒田	1	1	1	3	1	2
福島	11-2 広野	1	1	1	—	1	1
	12 いわき	2	2	2	7	8	32
茨城	13 鹿島臨海	3	3	3	18	160	44
千葉	14 京葉臨海北部	2	2	2	—	9	13
	15 京葉臨海中部	24	10	13	41	253	365
	16 京葉臨海南部	1	1	1	2	2	6
東京	17 豊洲	2	1	1	—	2	12
	18 品川・大井	1	1	1	1	2	10
神奈川	19 京浜臨海	19	10	14	40	205	260
	20 根岸	5	5	5	6	51	49
	21 久里浜	1	1	1	—	2	12
新潟	22 新潟東港	2	2	2	—	5	4
	23 新潟西港	5	2	2	1	56	22
	24 直江津	—	—	—	7	17	14
富山	25 富山	1	1	1	2	6	19
	26 新伏木	1	1	1	—	1	1
	27 伏木	—	—	—	2	3	3
	28 婦木	—	—	—	2	1	2
石川	29 金沢港北	1	1	1	—	4	5
福井	30 三国	1	1	1	1	3	3
静岡	31 清水	2	1	1	1	4	7
愛知	32 渥美	1	1	1	—	1	1
	33 蒲郡	1	1	1	1	8	7
	34 衣浦	1	1	1	3	2	8
	35 名古屋港臨海	9	8	8	19	107	62
三重	36 四日市臨海	6	4	4	20	294	80
	37 尾鷲	1	1	1	5	29	27
大阪	38 大泉北港	3	1	1	9	15	16
	39 堺北臨海	13	8	8	22	219	201
	40 岬	1	1	1	—	1	23
兵庫	41 尼崎	1	1	1	8	8	31
	42 神戸	3	3	3	8	11	15

区域に係る防災資機材の整備状況

(昭55.4.1現在)

空気又は 酸素呼 吸器 (個)	消火薬剤		オイル フェンス (m)	オイル フェンス 展張船 (隻)	油回収船 (隻)	消防艇 (艇)	油吸着材 (kg)	油処理剤 (kl)
	あ (kl)	わ 粉 末 (kg)						
23	78	100	5,080	2	—	—	1,794	7
51	104	5,660	8,660	1	1	—	4,822	15
30	146	2,770	5,620	3	1	—	5,898	17
3	54	260	2,240	2	—	1	1,300	5
1	49	—	3,240	5	—	—	915	6
8	91	—	5,460	—	—	—	2,769	12
6	88	3,530	5,720	13	—	—	2,310	8
7	88	2,300	7,740	2	1	2	6,312	5
2	29	2,000	1,620	1	—	—	—	2
15	125	4,715	6,510	2	—	—	2,168	9
12	53	160	3,900	1	—	—	1,635	7
3	36	6,280	2,200	1	1	—	500	2
43	227	13,548	6,800	1	1	—	894	20
358	203	29,002	10,780	3	1	—	5,601	23
6	95	—	6,610	1	—	—	2,252	6
336	883	86,490	35,686	9	2	1	23,859	81
24	34	1,500	2,620	1	—	—	1,431	4
12	37	—	4,860	4	—	—	405	4
10	35	—	2,980	2	—	—	570	4
237	703	41,093	41,965	11	1	1	23,788	137
93	139	3,656	8,430	4	1	1	5,870	24
14	11	—	1,620	1	—	—	—	—
5	101	4,753	6,540	1	1	—	2,040	8
80	125	664	7,500	3	1	1	5,592	20
64	50	—	2,700	1	—	1	543	4
11	55	304	6,600	1	—	—	3,830	10
1	11	—	1,620	1	—	—	1,200	2
3	53	—	3,780	1	—	—	739	5
2	7	272	—	—	—	—	136	4
4	49	—	3,140	1	—	—	881	6
3	57	—	5,260	2	—	—	2,142	7
9	168	10,299	5,440	3	—	—	5,455	19
1	11	—	1,620	1	—	—	2,713	9
5	35	—	2,160	4	—	—	707	4
11	27	5,100	3,980	5	—	—	1,776	11
417	558	46,916	30,339	24	1	—	17,260	60
1,150	822	22,969	26,855	7	2	4	26,457	55
25	133	5,949	7,020	3	3	2	6,532	8
36	221	5,821	8,000	1	—	—	2,766	9
262	384	36,356	24,120	2	1	—	78,808	33
23	30	—	2,280	1	—	—	—	2
67	73	6,620	6,000	2	—	—	6,793	15
19	135	3,280	12,540	6	—	—	7,291	15

附属資料19 石油コンビナート等特別防災

都道府県	特別防災区域	大型化学	大型高所	あわ原液	その他の	可搬式放	耐熱服
		消防車 (台)	放水車 (台)	搬送車 (台)	消防ポン プ自動車 (台)	水銃等 (基)	
兵庫	43 東播磨	1	2	1	20	14	27
	44 姫路臨海	3	4	4	21	49	28
和歌山	45 和歌山北部臨海	1	1	—	9	9	14
	46 和歌山北部臨海中部	2	2	2	4	4	11
	47 和歌山北部臨海南部	6	5	5	6	38	23
岡山	48 水島臨海	4	5	7	38	121	144
広島	49 福江田島	—	—	1	6	5	10
	50 江能	1	1	1	—	1	1
	51 能美	1	1	1	—	1	4
山口・ 山口	52 岩国・大竹	2	1	1	19	103	41
山口	53 下徳山・新南陽	2	1	1	3	23	15
	54 宇野	4	1	2	19	333	99
	55 小野	1	1	1	9	28	22
	56 小彦	2	2	2	2	47	18
	57 彦代	代	替	設	備	2	8
徳島	58 阿南	1	1	1	—	1	5
香川	59 番の州	3	3	3	4	36	37
愛媛	60 新上居	1	1	1	6	26	48
	61 菊松	1	1	1	—	1	1
	62 前田	2	2	2	—	10	31
	63 松山	1	1	1	6	43	28
福岡	63-2 豊前	—	—	—	—	—	1
	64 北九州	1	1	1	2	4	8
	65 福岡	3	5	3	14	26	58
	66 福岡	2	1	2	—	11	15
佐賀	67 唐津	1	1	1	2	5	11
長崎	68 相浦	1	1	1	—	1	9
	69 長崎	—	—	—	1	8	10
熊本	70 八代	1	1	1	—	4	3
大分	71 大分	4	3	4	12	64	46
鹿児島	72 喜入	2	2	2	2	9	4
沖縄	73 平安座	2	2	2	5	6	6
	74 泊那覇	1	1	1	—	1	2
	75 小那覇	2	2	2	1	10	6
計		188	145	155	467	2,650	2,353

区域に係る防災資機材の整備状況 (つづき)

(昭55.4.1現在)

空気又は 酸素呼 吸器 (個)	消火薬剤			オイル フェンス (m)	オフ イン ス 展 張 船 (隻)	油回収船 (隻)	消防艇 (艇)	油吸着材 (kg)	油処理剤 (kl)
	あ	わ	粉末						
37	77	3,240	7,860	8	—	—	—	5,012	19
54	191	11,430	15,150	11	2	1	—	13,474	37
88	52	5,490	5,160	4	—	—	1	1,687	6
8	50	2,000	6,380	4	—	—	—	6,328	2
66	258	3,400	8,540	4	2	3	—	9,298	14
189	453	19,124	26,620	18	2	—	—	19,196	52
266	49	1,245	2,940	2	—	—	—	936	48
1	31	—	3,120	3	—	—	—	6,600	22
1	49	1,279	4,420	3	—	—	—	5,526	2
170	213	8,819	10,440	4	1	—	—	7,878	14
29	67	5,500	3,180	1	1	—	—	4,471	11
370	263	7,001	11,680	10	1	1	—	5,223	19
73	51	30	3,960	1	—	—	—	2,606	9
29	88	3,703	2,190	2	2	3	—	5,767	12
8	31	—	4,440	2	—	—	—	1,209	8
12	13	1,200	2,400	2	—	—	—	2,036	4
85	119	19,662	13,610	4	1	—	—	4,805	19
128	121	7,625	3,600	—	—	—	—	3,425	4
1	13	—	1,620	1	—	—	—	980	3
7	36	3,500	2,960	3	1	—	—	4,540	18
51	103	7,083	5,220	4	1	—	—	6,374	6
1	12	600	1,640	1	—	—	—	566	2
21	22	870	3,140	2	—	—	—	1,786	7
242	244	12,450	16,320	7	—	—	—	4,413	32
12	88	—	6,990	1	—	—	—	3,555	13
13	20	10,404	2,820	1	—	—	—	736	1
9	12	2,200	1,620	1	—	—	—	675	2
10	46	—	3,780	5	—	—	—	2,669	9
4	57	—	3,840	1	—	—	—	1,235	4
44	227	15,823	8,280	5	1	1	—	4,255	16
5	114	250	7,560	4	3	5	—	6,800	24
6	97	—	6,900	5	2	4	—	7,193	73
3	41	—	1,620	1	—	1	—	1,600	2
8	31	2,710	2,220	1	1	1	—	3,974	9
5,543	9,752	509,005	560,055	259	40	35	—	425,584	1,227

附属資料20 空港における

種別	消防力等 空港名	空 港 の 消 防										救 難	
		消 火 設 備										救助 工作車	救急 車
		化学消防車		消防ポンプ車		給水車		大消火器		消火薬剤			
		放水 水力 (ℓ/分)	台 数	放水 水力 (ℓ/分)	台 数	積載 量 (ℓ)	台 数	種 類	本 数	あ わ (ℓ)	粉 末 (kg)		
一	新東京国際	2,400	4	1,200	1	8,000	4	ツィン 消火器	1	10,600	12,000	1	2
	東京国際	2,500 2,400 2,200	2 1 1			6,000 4,500 3,000	2 1 1			12,898	61,000		1
	大阪国際	6,000 1,600 2,000	2 1 1			6,000	2			11,000	5,000	1	1
二	稚内	1,500	1							1,440	820		
	釧路	1,300 2,400	2 1			6,000	1			3,000	4,000		
	函館	2,200	2	3,000	1			粉 末	4	1,900	3,000		
	山形	3,600	2					CO <sub>2</sub> 粉 末	2 1	1,300			
	仙台	1,560	2			6,000	1			1,740	4,225		
	新潟	1,000 1,300 1,200	1 1 1	2,880	1	4,000	1			2,200	4,150		
	名古屋	1,500	5	2,080	1			粉 末	19	6,630		1	2
	八尾	2,100	1					粉 末 CO <sub>2</sub>	1 2	2,300	300		

消防力の現状

(昭55.4.1現在)

力		空港所在市町村の消防力							消防業務協定の締結 状況	消防 組合 名	
設 備	消防 連絡 機関 との 法	所 在 市 町 村 名	化 学 消 防 車	消 防 ポ ン プ 車	救 助 工 作 車	救 急 車	消 火 薬 剤				
							あ わ (ℓ)	粉 末 (kg)			
レ ッ カ ー 車	ク レ ー ン 車										
		専用電話	成田市	2	25	1	6	8,610	230	○	
1		専用電話	東京都	50	317	13	112	123,100	10,400	○	
1		専用電話	豊中市	4	35	2	9	10,050	90	○	
			池田市	2	13		3	2,560		○	
			伊丹市	4	13	1	3	5,541		○	
		加入電話	稚内市	1	7		2	3,180		○	稚内地区 消防事務組合
		加入電話	釧路市	2	27		4	50,000		○	
		加入電話	函館市	3	29	1	4	1,720	2,880	○	
		加入電話	東根市	1	9		2	820		○	
		加入電話	名取市	1	7		2			○	
			岩沼市	1	4		1			○	
		加入電話 無	新潟市	3	52	1	7	21,187	1,240	○	
2	1	加入電話	名古屋市	8	150	6	31	84,060	910	○	
			春日井市	2	21	1	8	19,600	855	○	
			小牧市	1	5		3	1,550	791	○	
			豊山町		3			220		○	西春日井郡 東部消防組合
		加入電話	八尾市	1	11	1	4	3,260	580	○	
			大阪市	7	122	7	42	32,000	940		

附属資料20 空 港 に お け る

種別	消防力等 空港名	空 港 の 消 防											
		消 火 設 備									救 難		
		化学消防車		消 防 車		給 水 車		大 消 火 型 器		消 火 薬 剤		救 助 工 作 車	救 急 車
		放 能	台 数	放 能	台 数	積 載 量 (ℓ)	台 数	種 類	本 数	あ わ (ℓ)	粉 末 (kg)		
二 種	広 島	2,500 2,680	1 1			6,000	1			2,400	6,300		
	山口宇部	3,800	1			10,000	1	粉 末	2	200			
	高 松	2,100	1					CO <sub>2</sub>	2	2,250	300		
	松 山	1,200 2,100	1 1			6,000	1	CO <sub>2</sub>	2	3,700	6,300		
	高 知	2,000	1			6,000	1	CO <sub>2</sub>	2	580			
	福 岡	7,120 2,780	1 1			5,000	1	粉 末 CO <sub>2</sub>	6 8	11,600	7,000		
	北九州	2,480	1							2,250	300		
	長 崎	3,200 粉 末 2,500	2 1			6,000	1			5,700	5,600		
	熊 本	1,200 2,100	1 2							6,300	4,600		
	大 分	3,200 2,700	1 1			6,000	1	CO <sub>2</sub>	2	3,900	4,300		
種	宮 崎	2,100 1,200	2 1			6,000	1			3,150	6,300		
	鹿 児 島	3,242 2,500	2 1	2,500	1					5,750	6,800		
	那 覇	2,500 1,900	2 1			8,000	1			5,700	6,900		
	三 種	旭 川							CO <sub>2</sub>	1			
								粉 末	3				
利 尻								粉 末	2				
礼 文								粉 末	2				
奥 尻				2,000	1			粉 末	3	1,200			
帯 広							CO <sub>2</sub> 粉 末	1 2					

消 防 力 の 現 状 (つづき)

(昭55.4.1現在)

設 備	消 連 防 防 機 絡 関 と の 方 法	空 港 所 在 市 町 村 の 消 防 力							消 防 防 業 務 協 定 の 締 結 状 況	消 防 組 合 名
		所 在 市 町 村 名	化 学 消 防 車	消 防 ポ ン プ 車	救 助 工 作 車	救 急 車	消 火 薬 剤			
							あ わ (ℓ)	粉 末 (kg)		
レ ッ カ ー 車	ク レ ー ン 車									
	加入電話	広 島 市	3	88	4	26	11,460		○	
	加入電話	宇 部 市	3	20		5	24,270		○	
	加入電話	高 松 市	1	46	1	6	13,090	160	○	
	加入電話	松 山 市	3	40	1	6	19,760	10	○	
	加入電話	南 国 市		19		2	320		○	
	専用電話	福 岡 市	4	46	5	16	34,880	920	○	
	加入電話	北 九 州 市	7	75	2	18	127,000	604	○	
	加入電話	大 村 市		9		2	560		○	県 央 地 域 広 域 市 町 村 圏 組 合
	加入電話	菊 陽 町 益 城 町		3 2		2 2	200 140		○	大 津 町 外 二 町 消 防 組 合
	加入電話	武 藏 町 安 岐 町		1 3			100 100	3 3	○	東 国 東 地 域 広 域 市 町 村 圏 事 務 組 合
	加入電話	宮 崎 市	2	37	1	8	2,484		○	
	加入電話	溝 辺 町		10		4	1,620	180	○	始 良 郡 西 部 消 防 組 合
	加入電話	那 覇 市	1	18	1	4			○	
	加入電話	旭 川 市	1	12	1	4	5,140	450		
		東 神 楽 町		7		1				大 雪 消 防 組 合
	加入電話	東 利 尻 町		3		1	800		○	利 尻 礼 文 消 防 事 務 組 合
	加入電話	礼 文 町		2			840		○	利 尻 礼 文 消 防 事 務 組 合
	加入電話	奥 尻 町		2		1	500		○	桧 山 広 域 消 防 組 合
	加入電話	帯 広 市	1	25	1	5	3,300			

附属資料20 空 港 に お け る

種 別	空 港 名	空 港 の 消 防											
		消 火 設 備									救 難		
		化学消防車		消 防 車		給 水 車		大 消 火 型 器		消 火 薬 剤		救 助 工 作 車	救 急 車
		放 能 水 力 (ℓ/分)	台 数	放 能 水 力 (ℓ/分)	台 数	積 載 量 (ℓ)	台 数	種 類	本 数	あ わ (ℓ)	粉 末 (kg)		
三 種	中 標 津							粉 末	1	600			
	紋 別			2,700	1			粉 末	1	500			
	女 満 別							CO <sub>2</sub> 粉 末	1 2				
	青 森							粉 末	1	1,000			
	花 巻	2,080	1					あ わ CO <sub>2</sub> 粉 末	1 1 1	100	55		
	秋 田							CO <sub>2</sub> 粉 末	2 3	1,000			
	大 島							あ わ	1				
	三 宅 島							あ わ	1	320	64		
	八 丈 島							CO <sub>2</sub>	2		48		
	佐 渡							粉 末	1	28	8		
	富 山							粉 末 CO <sub>2</sub> あ わ	2 2 5	3,000			
	福 井			2,000	1			粉 末 あ わ	1 1	200			
松 本							粉 末	3	3,500				

消 防 力 の 現 状 (つづき)

(昭55.4.1現在)

力		空 港 所 在 市 町 村 の 消 防 力							消 防 状 況 防 業 務 協 定 の 締 結	消 防 組 合 名
設 備	消 連 防 機 絡 関 と の 方 法	所 在 市 町 村 名	化 学 消 防 車	消 防 ポ ン プ 車	救 助 工 作 車	救 急 車	消 火 薬 剤 あ わ (ℓ)	粉 末 (kg)		
レ ッ カ ー 車	ク レ ー ン 車									
		加入電話	中標津町	4		1	600		○	根室北部消防事務組合
		加入電話	紋別市	1	8	1	2,654		○	紋別地区消防組合
		加入電話	女満別町	1	3	1	2,100		○	網走地区消防組合
		加入電話	青森市	2	26	1	5	10,840		青森地区広域消防事務組合
		加入電話	花巻市	1	26	1	7	3,580	○	花巻地区消防事務組合
		加入電話	秋田市	3	26	1	5	9,140	○	
		加入電話	大島町		10		2	1,000		
		加入電話	三宅島町		5		2		○	
		加入電話	八丈町		6		2			
		加入電話	両津市	1	4	1	2	2,640	○	
		加入電話	富山市	3	63	1	8	10,000		
		加入電話	春江町	2	4		2	280	○	嶺北消防組合
		加入電話	塩尻市	1	7		2	440	○	
			松本市	1	37	1	4	2,180	3,813	○

附属資料20 空 港 に お け る

種 別	消防力等 空港名	空 港 の 消 防											
		消 火 設 備									救 難		
		化学消防車		消 防 車		給 水 車		大 消 火 器		消 火 薬 剤		救 助 工 作 車	救 急 車
		放 能 水 力 (ℓ/分)	台 数	放 能 水 力 (ℓ/分)	台 数	積 載 量 (ℓ)	台 数	種 類	本 数	あ わ (ℓ)	粉 末 (kg)		
三 種	南紀白浜							CO <sub>2</sub>	3	540	98		
	鳥 取							CO <sub>2</sub>	2				
	隠 岐							CO <sub>2</sub>	2	1,500			
	出 雲							CO <sub>2</sub> あ わ	11 2	1,700			
	岡 山	400	1					あ わ CO <sub>2</sub>	1 2	1,880			
	対 馬			1,200	1			あ わ CO <sub>2</sub> 粉 末	1 1 1	1,000			
	福 江							粉 末	3	1,000			
	壱 岐							あ わ CO <sub>2</sub> 粉 末	1 1 1	1,160			
	種子島							あ わ	2		49		
	屋久島							あ わ	2	400			
	奄 美	2,000	1					あ 粉 末	5 2	1,450			
	喜 界							あ 粉 末	2 2				
	徳之島	2,100	1					あ 粉 末	2 2				

消 防 力 の 現 状 (つづき)

(昭55.4.1現在)

設 備	空 港 所 在 市 町 村 の 消 防 力								消 防 防 務 協 定 の 締 結 状 況	消 防 組 合 名		
	レ ッ カ ー 車	ク レ ー ン 車	消 防 機 関 と の 方 法	所 在 市 町 村 名	化 学 消 防 車	消 防 ポ ン プ 車	救 助 工 作 車	救 急 車			消 火 薬 剤	
											あ わ (ℓ)	粉 末 (kg)
			加入電話	白 浜 町	1	9	1	1	1,500		○	
			加入電話	鳥 取 市	2	22		3	3,900		○	
			加入電話	西 郷 町	1	4		1	1,160		○	隠岐島町村組合
			加入電話	斐 川 町	2	3		1			○	出雲市外四町 広域消防組合
			加入電話	岡 山 市	1	68	3	8	8,740	1,380	○	
			加入電話	美津島町			2	1	100		○	対馬総町村組合
			加入電話	福 江 市	1	4		1	1,480		○	下五島地域広 域市町村圏組 合
			火災報知 機専用電話	石 田 町		3		2	2,280		○	壱岐郡町村組 合
			加入電話	中種子町		4					○	
			加入電話	上屋久町		4				10	○	
			加入電話	笠 利 町		1					○	
			加入電話	喜 界 町		2					○	
			加入電話	天 城 町		3					○	

附属資料20 空 港 に お け る

種 別	消防力等 空港名	空 港 の 消 防											
		消 火 設 備									救 難		
		化学消防車		消 防 車		給 水 車		大 火 型 器		消 火 薬 剤		救 助 工 作 車	救 急 車
		放 能 水 力 (ℓ/分)	台 数	放 能 水 力 (ℓ/分)	台 数	積 載 量 (ℓ)	台 数	種 類	本 数	あ わ (ℓ)	粉 末 (kg)		
三 種	沖永良部							あ粉	わ末	3	3		
	与 論							あ粉	わ末	2	2	170	40
	粟 国							CO <sub>2</sub> 粉	末	2	1		77
	久米島							CO <sub>2</sub>		1			15
	南大東												23
	北大東							粉 末		1			40
	伊江島												
	宮 古	2,100	1					CO <sub>2</sub>		3	800	140	
	下地島	1,500	2								800	100	
	多良間							粉 末		1			8
	石 垣	2,100	1	1,400	1						800	100	
	波照間							CO <sub>2</sub>		1			23
与那国							CO <sub>2</sub>		1				

消 防 力 の 現 状 (つづき)

(昭55.4.1現在)

力		空港所在市町村の消防力						消防業務協定の締結状況	消防組合名
設 備	消 連 防 機 絡 機 関 と の 方 法	所 在 市 町 村 名	化 学 消 防 車	消 防 ポンプ車	救 助 工 作 車	救 急 車	消 火 薬 剤		
レ ッカー車	ク レーン車						あ わ (ℓ)	粉 末 (kg)	
		加入電話	和泊町		3				○
		加入電話	与論町		2		200		○
		加入電話	粟国村		1				○
		加入電話	具志川村		2	1		24	
		加入電話	南大東村		2				○
		加入電話	北大東村		1				○
		加入電話	伊江村		1				
	無線加入電話		平良市		5	2	480		○
	専用電話		伊良部村		3	1			○
	加入電話		多良間村		1				○
	無線加入電話		石垣市		5	2	560		○
	加入電話		竹富町				1,018		○
	加入電話		与那国町		1				○

附属資料21 都道府県別救急

都道府県	市町村数	人口 (昭50. 国調)	救急業務実施市町村④	
			市町村数	人口 (昭50. 国調)
北海道	212	5,338,206	212	5,338,206
青森	67	1,468,646	67	1,468,646
岩手	62	1,385,563	62	1,385,563
宮城	74	1,955,267	72	1,931,501
秋田	69	1,232,481	68	1,220,603
山形	44	1,220,302	44	1,220,302
福島	90	1,970,616	90	1,970,616
茨城	92	2,342,198	88	2,309,680
栃木	49	1,698,003	49	1,698,003
群馬	70	1,756,480	70	1,756,480
埼玉	92	4,821,340	87	4,767,354
千葉	80	4,149,147	74	4,082,873
東京	42	11,673,554	36	11,665,613
神奈川	37	6,397,748	36	6,394,853
新潟	112	2,391,938	102	2,311,335
富山	35	1,070,791	32	1,065,397
石川	41	1,069,872	37	1,030,297
福井	35	773,599	35	773,599
山梨	64	783,050	64	783,050
長野	122	2,017,564	72	1,761,244
岐阜	100	1,867,978	77	1,756,944
静岡	75	3,308,799	64	3,213,676
愛知	88	5,923,569	69	5,784,810
三重	69	1,626,002	47	1,424,849
滋賀	50	985,621	50	985,621
京都	44	2,424,856	21	2,217,256
大阪	44	8,278,925	38	8,201,584
兵庫	91	4,992,140	73	4,768,288
奈良	47	1,077,491	29	937,411
和歌山	50	1,072,118	26	883,924
鳥取	39	581,311	39	581,311
島根	59	768,886	49	711,492
岡山	78	1,814,305	75	1,787,405
広島	87	2,646,324	45	2,389,951
山口	56	1,555,218	52	1,525,233
徳島	50	805,166	36	739,213
香川	43	961,292	42	955,649
愛媛	70	1,465,215	63	1,410,138
高松	53	808,397	50	799,683
福井	97	4,292,963	94	4,246,204
佐賀	49	837,674	49	837,674
長崎	79	1,571,912	78	1,569,159
熊本	98	1,715,273	98	1,715,273
大分	58	1,190,314	58	1,190,314
宮崎	44	1,085,055	28	964,251
鹿児島	96	1,723,902	56	1,410,745
沖縄	53	1,042,572	38	1,002,429
計	3,256	111,939,643	2,841	108,945,702

(注) 東京都特別区は1市として計上した。

業務実施状況

市町村数 (%)	実 施 率 人 口 (%)	救急出場件数		対 前 年 増 加 率 ①-②×100 ③ (%)	④内におけ る人口1万 人当たりの 救急出場件 数 (件)
		53年中③ (件)	54年中④ (件)		
100.0	100.0	78,174	81,682	4.5	153
100.0	100.0	20,472	20,646	0.8	14
100.0	100.0	18,097	18,690	3.3	13
97.3	98.8	19,295	20,540	6.5	10
98.6	99.0	13,311	13,809	3.7	11
100.0	100.0	13,920	14,440	3.7	11
100.0	100.0	26,525	27,205	2.6	13
95.7	98.6	32,574	34,753	6.7	150
100.0	100.0	22,893	23,400	2.2	138
100.0	100.0	27,276	27,533	0.9	157
94.6	98.9	85,215	87,672	2.9	184
92.5	98.4	78,232	84,436	7.9	207
85.7	99.9	259,590	266,994	2.9	229
97.3	99.9	139,078	141,798	2.0	222
91.1	96.6	30,735	32,107	4.5	139
91.4	99.5	11,248	11,805	5.0	111
90.2	96.3	11,528	12,155	5.4	118
100.0	100.0	9,875	10,078	2.1	130
100.0	100.0	14,308	15,122	5.7	193
59.0	87.3	24,201	25,692	6.2	146
77.0	94.1	22,397	24,056	7.4	137
85.3	97.1	43,582	46,085	5.7	143
78.4	97.7	81,158	87,124	7.4	151
68.1	87.6	19,385	20,615	6.3	145
100.0	100.0	17,030	18,612	9.3	189
47.7	91.4	40,032	41,297	3.2	186
86.4	99.1	188,967	193,888	2.6	236
80.2	95.5	68,487	72,385	5.7	152
61.7	87.0	16,963	17,862	5.3	191
52.0	82.4	15,013	16,121	7.4	182
100.0	100.0	7,063	7,585	7.4	130
83.1	92.5	8,768	9,075	3.5	128
96.2	98.5	23,278	24,947	7.2	140
51.7	90.3	35,750	38,022	6.4	159
92.9	98.1	22,891	25,104	9.7	165
72.0	91.8	11,637	12,640	8.6	171
97.7	99.4	15,624	16,724	7.0	175
90.0	96.2	20,128	22,562	12.1	160
94.3	98.9	15,000	15,676	4.5	196
96.9	98.9	61,814	66,895	8.2	158
100.0	100.0	10,388	11,127	7.1	133
98.7	99.8	18,271	19,897	8.9	127
100.0	100.0	18,662	20,571	10.2	120
100.0	100.0	13,608	14,568	7.1	122
63.6	88.9	11,646	12,456	7.0	129
58.3	81.8	18,875	20,338	7.8	144
71.7	96.1	20,494	22,374	9.2	223
87.3	97.3	1,783,458	1,869,163	4.8	172

附属資料22 都道府県別事故

都道府県	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技
北海道	879	23	167	11,365	2,404	1,372
青森	225	8	80	4,515	498	266
岩手	168	10	52	3,906	542	305
宮城	292	12	54	4,871	538	224
秋田	29	6	56	2,723	463	213
山形	137	11	40	3,250	488	180
福島	61	19	59	6,146	721	365
茨城	216	20	86	9,512	857	407
栃木	187	4	40	7,242	560	280
群馬	85	5	36	7,617	823	387
埼玉	528	53	120	20,088	2,112	1,064
千葉	687	27	153	18,396	1,799	767
東京	2,262	170	130	46,594	4,662	2,797
神奈川	1,469	56	266	24,240	2,850	1,389
新潟	98	9	126	8,280	1,176	457
富山	40	7	55	2,785	443	139
石川	78	6	44	3,121	420	193
福井	62	1	82	2,571	435	167
山梨	128	5	38	3,327	325	301
長野	107	7	48	5,977	782	524
岐阜	223	4	88	6,310	945	458
静岡	257	24	162	12,019	1,346	677
愛知	981	19	136	21,077	2,528	1,020
三重	56	9	62	5,123	688	296
滋賀	91	6	47	4,640	657	312
京都	221	5	54	11,562	889	517
大阪	2,602	12	128	23,043	4,362	1,634
兵庫	354	10	106	13,552	1,842	865
奈良	32	5	25	3,726	469	229
和歌山	72	18	46	3,348	473	194
鳥取	56	1	51	1,885	279	90
島根	21	2	45	2,068	375	192
岡山	76	4	91	7,179	782	293
広島	186	6	108	8,607	1,169	497
山口	149	9	83	5,066	601	302
徳島	41	4	37	3,488	379	188
香川	69	6	62	4,397	470	222
愛媛	180	5	73	5,513	762	332
高松	105	5	67	3,231	582	231
福岡	356	17	227	11,637	1,366	637
佐賀	18	—	60	2,842	300	162
長門	85	3	98	3,248	580	215
熊本	158	10	83	4,555	515	392
大分	25	4	48	3,239	436	204
宮崎	158	3	38	3,005	329	227
鹿児島	194	1	69	4,237	469	307
沖縄	51	—	83	3,125	385	254
計	14,555	651	3,909	378,248	46,876	22,744

種別救急出場件数

(昭和54年中)

一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	医師搬送	資器材等輸送	その他	計
10,746	1,098	1,286	40,956	8,294	448	37	2,607	81,682
2,484	225	255	10,021	1,621	96	9	343	20,646
2,196	176	207	8,940	1,767	55	16	350	18,690
2,162	322	298	8,719	2,261	320	13	454	20,540
1,543	126	195	7,039	1,162	35	4	215	13,809
1,758	100	185	6,805	1,099	151	19	217	14,440
3,299	342	286	13,423	1,830	326	28	300	27,205
4,162	488	363	15,620	2,108	232	83	599	34,753
2,572	260	316	10,062	1,383	152	16	326	23,400
3,355	311	443	12,100	1,755	208	26	382	27,533
11,761	1,456	953	42,806	3,521	719	123	2,368	87,672
11,997	1,556	805	40,152	5,294	837	297	1,669	84,436
43,036	7,487	3,411	139,468	12,890	3,009	242	836	266,994
21,430	2,665	1,476	75,156	6,992	1,032	89	2,688	141,798
4,450	299	395	12,947	3,163	158	59	490	32,107
1,548	124	159	5,309	784	67	22	323	11,805
1,658	146	146	5,323	761	27	36	196	12,155
1,440	54	112	4,378	556	60	9	151	10,078
2,105	136	170	7,178	881	177	36	315	15,122
3,675	221	287	11,617	1,740	227	33	447	25,692
3,248	254	303	10,473	1,139	146	66	399	24,056
5,764	522	688	20,564	2,904	277	41	840	46,085
11,540	1,225	1,173	40,700	4,527	784	76	1,338	87,124
2,966	235	244	9,509	961	87	104	275	20,615
2,961	165	148	8,294	904	54	11	322	18,612
5,828	638	617	19,086	1,486	10	6	378	41,297
30,277	4,338	2,618	107,392	12,816	320	1,304	3,042	193,888
10,722	1,177	1,198	35,978	4,300	459	340	1,482	72,385
2,953	206	245	8,424	1,077	40	17	414	17,862
2,354	242	206	7,708	895	52	31	482	16,121
945	71	96	3,415	582	7	2	105	7,585
1,271	61	132	4,205	498	13	9	183	9,075
3,558	344	290	10,154	1,720	60	55	341	24,947
5,604	571	557	16,607	3,191	162	67	690	38,022
3,503	358	359	11,710	2,218	148	38	560	25,104
1,565	161	158	5,626	746	45	13	189	12,640
2,177	206	192	7,388	1,273	65	27	170	16,724
3,539	290	366	9,571	1,391	71	17	452	22,562
2,589	275	234	7,006	907	37	2	405	15,676
8,297	1,208	1,195	32,407	7,694	479	21	1,354	66,895
1,435	125	149	4,586	1,157	104	13	176	11,127
2,747	276	308	9,412	2,094	179	61	591	19,897
2,461	234	311	9,095	2,131	138	33	455	20,571
2,204	149	222	6,257	1,356	170	17	237	14,568
1,492	174	232	5,252	1,120	83	8	335	12,456
2,463	323	361	8,692	2,205	167	41	809	20,338
2,915	545	337	11,133	2,461	2	317	766	22,374
264,755	31,965	24,687	908,663	123,615	12,495	3,934	32,066	1,869,163

附屬資料23 都 道 府 県 別 事 故

都道府県	火 災	自然災害	水 難	交通事故	労働災害
北海道	298	35	126	13,878	2,298
青森	77	6	64	5,162	492
岩手	52	15	39	4,451	525
宮城	56	12	35	5,312	530
秋田	30	5	47	3,020	446
山形	50	12	29	3,680	461
福島	64	22	51	7,144	698
茨城	109	19	69	11,308	835
栃木	81	10	29	8,446	541
群馬	93	1	25	8,721	798
埼玉	246	84	74	22,501	2,071
千葉	187	28	109	21,377	1,771
東京都	866	163	99	49,613	4,522
神奈川県	324	57	192	26,798	2,787
新潟	107	13	98	9,001	1,167
富山	43	9	41	3,085	430
石川	40	7	35	3,509	400
福井	27	1	62	3,012	420
山梨	58	4	24	3,825	312
長野	48	7	29	6,996	749
岐阜	62	2	74	7,406	924
静岡	143	21	125	13,683	1,296
愛知	231	16	109	24,673	2,430
三重	56	7	58	6,048	663
滋賀	36	6	35	5,484	659
京都	130	3	48	13,198	881
大阪	545	7	110	23,993	4,258
兵庫県	200	10	92	14,806	1,786
奈良	34	5	18	4,374	461
和歌山	31	16	38	3,691	458
鳥取	17	—	37	2,166	276
島根	18	1	30	2,303	370
岡山	78	3	71	7,867	752
広島	99	7	86	9,504	1,130
山口	58	11	63	5,421	541
徳島	19	5	36	3,847	375
香川	54	5	58	5,069	464
愛媛	78	4	64	6,245	752
高知	31	1	50	3,494	577
福岡	153	15	166	13,198	1,322
佐賀	18	—	43	3,309	288
長門	32	3	61	3,400	551
熊本	22	15	40	4,927	487
大分	22	3	37	3,553	420
宮崎	28	3	27	3,323	312
鹿児島	70	2	33	4,541	444
沖縄	19	—	74	3,378	375
計	5,140	681	2,960	423,740	45,505

種 別 救 急 搬 送 人 員

(昭和54年中)

運動競技	一般負傷	加 害	自損行為	急 病	そ の 他	計
1,413	10,233	1,078	1,041	38,565	10,314	79,279
271	2,392	214	198	9,234	1,915	20,025
304	2,112	176	158	8,528	2,015	18,375
224	1,977	309	237	7,734	2,393	18,819
216	1,470	116	146	6,701	1,295	13,492
182	1,637	92	150	6,340	1,227	13,860
364	3,149	349	223	12,573	1,935	26,572
423	3,999	487	300	14,821	2,471	34,841
305	2,478	258	250	9,315	1,532	23,245
393	3,248	304	369	11,379	1,989	27,320
1,120	11,278	1,453	738	40,562	4,660	84,787
806	11,556	1,570	609	37,985	6,338	82,336
2,882	39,489	6,852	2,437	124,756	12,915	244,594
1,433	20,168	2,569	1,164	69,644	8,723	133,859
466	4,250	290	287	12,153	3,544	31,376
144	1,460	119	118	5,001	887	11,337
200	1,578	137	110	5,008	849	11,873
168	1,372	50	85	4,109	631	9,937
305	2,012	144	140	6,642	1,093	14,559
533	3,497	225	216	10,833	2,061	25,194
492	3,161	247	240	9,864	1,406	23,878
694	5,509	520	572	19,081	3,529	45,173
1,072	11,038	1,193	924	38,068	5,094	84,848
303	2,810	238	198	9,138	1,091	20,610
322	2,845	159	132	7,876	1,141	18,695
538	5,580	650	509	17,797	1,769	41,103
1,668	28,595	4,226	2,076	100,353	14,054	179,885
912	9,981	1,149	872	33,384	5,068	68,260
248	2,889	201	184	8,014	1,395	17,823
201	2,254	248	172	7,394	1,168	15,671
89	897	58	71	3,243	621	7,475
195	1,213	62	102	3,963	634	8,891
301	3,392	338	245	9,628	1,914	24,589
508	5,300	538	463	15,644	3,565	36,844
307	3,277	354	283	10,847	2,503	23,665
210	1,483	163	142	5,329	836	12,445
264	2,088	205	163	7,070	1,367	16,807
339	3,403	289	318	9,046	1,694	22,232
229	2,458	264	196	6,619	1,184	15,103
674	7,692	1,153	944	29,564	8,387	63,268
165	1,355	122	126	4,282	1,233	10,941
215	2,505	264	237	8,596	2,504	18,368
415	2,291	224	253	8,366	2,373	19,413
210	2,081	143	167	5,734	1,431	13,801
217	1,386	165	186	4,781	1,388	11,816
298	2,278	300	301	7,866	2,928	19,061
258	2,776	526	296	10,674	2,930	21,306
23,496	249,892	30,791	19,348	844,104	141,994	1,787,651

附属資料24 都道府県別経営主体別救急病院及び

都道府県	病 院	診 療 所	計	国 及	
				病	
				国	国に準ずるもの
北海道	183	132	315	4	2
青森	48	38	86	2	—
岩手	31	7	38	1	—
宮城	31	14	45	1	—
秋田	24	4	28	—	—
山形	12	9	21	—	—
福島	35	—	35	1	—
茨城	77	37	114	2	—
栃木	64	61	125	2	—
群馬	56	64	120	3	—
埼玉	137	57	194	3	—
千葉	101	40	141	4	1
東京都	383	111	494	9	—
神奈川県	133	62	195	3	—
新潟	44	38	82	1	—
富山	53	45	98	—	—
石川	60	46	106	2	—
福井	41	33	74	2	—
山梨	30	32	62	1	—
長野	77	40	117	3	—
岐阜	60	22	82	—	—
静岡県	82	233	315	7	—
愛知県	229	216	445	2	—
三重	59	42	101	3	—
滋賀	18	1	19	1	—
京都	74	2	76	3	—
大阪	135	14	149	4	—
兵庫県	97	52	149	2	—
奈良	19	2	21	1	—
和歌山	36	18	54	1	—
鳥取	14	6	20	1	—
島根	15	1	16	2	—
岡山	69	12	81	2	1
広島	95	104	199	5	1
山口	58	34	92	3	—
徳島	33	5	38	—	—
香川	46	37	83	1	—
愛媛	36	6	42	1	—
高知	23	10	33	1	—
福岡	71	41	112	5	—
佐賀	20	21	41	2	—
長門	37	—	37	5	—
熊本	45	47	92	3	—
大分	36	11	47	2	—
宮崎	38	2	40	1	—
鹿児島	78	82	160	3	—
沖縄	4	—	4	—	—
計	3, 147	1, 891	5, 038	105	5

救急診療所告示状況一覧 (厚生省調べ)

(昭55. 4. 1現在)

地 方 公 共 団 体	公 的 等			私 的 等		
	院	診 療 所	小 計	病 院	診 療 所	小 計
57	21	—	84	99	132	231
24	1	1	28	21	37	58
11	3	—	15	16	7	23
17	—	1	19	13	13	26
6	9	—	15	9	4	13
7	—	—	7	5	9	14
6	5	—	12	23	—	23
5	5	—	12	65	37	102
2	10	—	14	50	61	111
9	5	—	17	39	64	103
8	8	—	19	118	57	175
18	2	—	25	76	40	116
17	11	—	37	346	111	457
13	14	—	30	103	62	165
11	8	—	20	24	38	62
9	6	—	15	38	45	83
16	3	—	21	39	46	85
5	2	—	9	32	33	65
12	3	—	16	14	32	46
16	14	1	34	44	39	83
13	9	—	22	38	22	60
20	13	1	41	42	232	274
25	13	—	40	189	216	405
13	9	—	25	34	42	76
9	4	—	14	4	1	5
5	6	—	14	60	2	62
8	5	—	17	118	14	132
15	5	—	22	75	52	127
7	1	—	9	10	2	12
8	3	—	12	24	18	42
5	3	—	9	5	6	11
3	5	—	10	5	1	6
11	2	—	16	53	12	65
14	5	1	26	70	103	173
13	8	—	24	34	34	68
5	5	—	10	23	5	28
11	6	—	18	28	37	65
5	4	—	10	26	6	32
5	3	—	9	14	10	24
5	5	—	15	56	41	97
5	2	—	9	11	21	32
6	9	—	20	17	—	17
7	3	—	13	32	47	79
5	2	—	9	27	11	38
15	2	—	18	20	2	22
6	1	—	10	68	82	150
4	—	—	4	—	—	—
517	263	5	895	2, 257	1, 886	4, 143

附属資料25 都道府県別救助

都道府県	火災時における救助活動		火災以外の災							
			交通事故		水難事故		風水害等自然災害		機械による事故	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
北海道	349	58	238	337	42	43	7	16	29	33
青森	66	17	35	59	9	7	1	14	1	1
岩手	124	13	25	32	7	8	4	50	4	5
宮城	76	15	46	63	16	17	7	7	5	8
秋田	15	6	28	35	2	2	1	3	2	2
山形	11	6	65	99	8	9	1	1	4	4
福島	62	5	69	104	12	11	3	5	5	5
茨城	24	5	63	76	17	11	2	6	4	3
栃木	73	13	85	109	5	3	2	1	3	4
群馬	45	4	37	52	13	16	3	1	10	9
埼玉	136	16	149	215	31	18	4	4	16	20
千葉	360	38	182	256	28	18	9	—	17	17
東京都	995	73	364	510	77	51	15	22	116	140
奈良	404	250	179	340	69	61	4	5	26	31
新潟	73	13	80	107	20	14	1	—	2	2
富山	57	7	87	111	14	20	6	3	6	6
石川	4	—	36	49	2	2	—	—	5	5
福井	27	1	47	46	6	2	—	—	5	5
山梨	37	4	38	51	2	2	3	2	3	3
長野	53	8	49	54	6	3	1	1	5	11
岐阜	82	20	59	83	9	9	5	8	13	13
静岡	68	10	123	163	26	29	7	60	6	6
愛知	645	59	145	200	40	22	1	2	30	34
三重	40	16	83	107	2	—	3	8	3	3
滋賀	7	—	59	90	3	4	—	—	5	5
京都	229	6	86	116	15	10	—	—	19	37
大阪	808	54	188	235	34	29	6	16	73	129
兵庫	689	38	144	197	12	8	8	1	23	23
奈良	15	5	53	94	6	6	1	—	2	3
和歌山	50	12	24	29	14	14	2	2	2	2
鳥取	46	4	25	29	3	3	1	—	—	—
島根	1	1	40	65	5	1	—	—	5	5
岡山	69	9	71	81	2	2	3	1	2	2
広島	107	12	83	93	18	16	1	2	14	18
山口	57	12	46	68	5	3	5	6	3	3
徳島	11	3	17	23	2	2	4	5	1	1
香川	24	4	39	77	7	2	1	—	5	7
愛媛	67	13	37	69	7	6	—	—	4	4
高松	11	1	29	50	14	9	—	—	2	5
福岡	169	14	115	131	42	21	17	38	18	15
佐賀	4	1	26	36	6	6	2	—	3	3
長門	19	3	37	57	8	5	1	3	3	3
熊本	38	3	26	28	15	10	11	11	5	5
分岐	35	3	45	64	6	6	2	1	6	13
大崎	48	5	20	32	4	5	1	16	2	2
宮崎	59	9	65	93	9	5	3	9	13	22
鹿児島	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
沖縄	34	13	12	17	6	7	1	3	5	16
計	6,423	882	3,599	5,032	706	558	160	333	535	693

活動件数及び救助人員

(昭和54年中)

害時における救助活動										計	
建物等による事故		ガス及び酸欠事故		爆発事故		その他の事故		小計		件数	人員
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
18	18	7	8	2	2	82	76	425	533	774	591
1	1	—	—	—	—	11	8	58	90	124	107
—	—	1	4	—	—	1	1	42	100	166	113
2	3	2	5	1	1	9	8	88	112	164	127
2	4	4	6	—	—	7	9	46	61	61	67
2	1	5	10	—	—	8	8	93	132	104	138
6	8	—	—	—	—	13	16	108	149	170	154
4	4	3	3	—	—	11	10	104	113	128	118
—	—	—	—	—	—	10	12	105	129	178	142
—	—	—	—	—	—	15	19	78	97	123	101
18	18	4	3	3	3	36	32	261	313	397	329
21	22	15	13	1	—	50	51	323	377	683	415
254	268	39	41	—	—	190	176	1,055	1,208	2,050	1,281
12	12	11	22	1	1	72	79	374	551	778	801
3	3	1	1	2	3	23	23	132	153	205	166
4	4	—	—	—	—	16	17	133	161	190	168
2	2	—	—	—	—	4	5	49	63	53	63
—	—	1	2	—	—	7	7	66	62	93	63
1	1	—	—	—	—	9	9	56	68	93	72
1	1	1	1	—	—	12	11	75	82	128	90
2	3	1	1	2	3	13	13	104	133	186	153
6	6	5	20	3	3	20	26	196	313	264	323
17	18	9	12	2	4	30	25	274	317	919	376
4	4	4	11	1	2	2	2	102	137	142	153
1	1	—	—	—	—	8	9	76	109	83	109
13	13	—	—	4	—	33	38	170	214	399	220
34	34	40	47	5	6	79	79	459	575	1,267	629
12	13	4	11	4	6	59	50	266	309	955	347
—	—	1	3	—	—	8	8	71	114	86	119
1	1	1	5	1	—	14	16	59	69	109	81
1	1	2	3	—	—	3	2	35	38	81	42
1	1	—	—	—	—	2	4	53	76	54	77
2	2	2	7	—	—	6	6	88	101	157	110
9	9	3	4	1	1	29	32	158	175	265	187
1	1	5	6	1	1	8	6	74	94	131	106
2	2	—	—	—	—	6	7	32	40	43	43
—	—	1	1	—	—	8	8	61	95	85	99
3	2	3	5	1	1	3	2	58	89	125	102
1	—	1	2	—	—	12	10	59	76	70	77
22	22	7	6	—	—	47	30	268	263	437	277
1	1	—	—	—	—	2	2	40	48	44	49
3	6	3	7	—	—	15	15	70	96	89	99
—	—	1	1	1	20	18	17	77	92	115	95
3	3	3	3	—	—	17	17	82	107	117	110
4	2	3	2	—	—	—	—	34	59	82	64
3	3	22	27	1	1	24	25	140	185	199	194
2	1	1	2	—	—	7	9	34	55	68	68
499	519	216	305	37	58	1,059	1,035	6,811	8,533	13,234	9,415

附属資料26 1979年 世界 主要

都 市 名(国 名)	管内面積 (Km <sup>2</sup> )	人 口 (万人)	消 防 職 員 数 (人)	出火件数 (件)
東 京 (日 本)	581	822	14,969	5,484
ソ ウ ル (韓 国)	627	811	1,574	2,697
ニ ュ ー ヨ ー ク (ア メ リ カ)	829	715	12,618	114,370
ロ ン ド ン (イ ギ リ ス)	1,580	700	7,918	52,319
パ リ (フ ラ ン ス)	762	630	6,060	12,247
ジャ カ ル タ (イ ン ド ネ シ ア)	625	580	2,254	541
ロ サ ン ゼ ル ス (ア メ リ カ)	1,216	294	3,215	33,130
横 浜 (日 本)	426	277	2,554	1,393
大 阪 (日 本)	210	271	3,526	1,716
グ レ ー タ ー ・ マ ン チ ェ ス タ ー (イ ギ リ ス)	1,295	267	2,473	22,889
シ ン ガ ポ ー ル (シ ン ガ ポ ー ル)	600	240	836	4,852
ヨ ハ ネ ス ブ ル グ (南 ア フ リ カ)	573	226	507	1,580
名 古 屋 (日 本)	328	209	2,115	1,250
フ ィ ラ デ ル フ ィ ア (ア メ リ カ)	334	190	2,774	23,071
マ ー ジ ー サ イ ド (イ ギ リ ス)	651	156	1,956	22,232
京 都 (日 本)	611	147	1,672	222
札 幌 (日 本)	1,118	138	1,404	608
神 戸 (日 本)	542	137	1,195	951
ラ ン カ シ ャ ー (イ ギ リ ス)	3,064	135	1,756	8,399
マ ル セ イ ユ (フ ラ ン ス)	270	128	1,067	3,987
ブ リ ュ ッ セ ル (ベ ル ギ ー)	259	112	868	2,187
モ ン ト リ オ ー ル (カ ナ ダ)	169	107	2,376	5,923
北 九 州 (日 本)	477	107	897	313
川 崎 (日 本)	142	104	1,373	376
福 岡 (日 本)	336	104	835	368
ダ ラ ス (ア メ リ カ)	983	90	1,575	7,574
ブ リ ス ベ ー ン (オ ー ス ト ラ リ ア)	1,220	71	739	3,766
オ タ ワ (カ ナ ダ)	125	30	517	4,234

都 市 の 火 災 状 況

出 火 率 (人 口 1 万 人 当 たり の 出 火 件 数)	死 者 数 (人)	人 口 100 万 人 当 たり の 死 者 数 (人)	死 者 1 人 当 たり の 出 火 件 数 (件)	主 な 火 災 原 因		
				1 位	2 位	3 位
6.7	115	14.0	47.7	放 火(疑 含)	た ば こ	火 遊 び
3.3	126	15.5	21.4	石 油 類	電 気	火 遊 び
160.6	247	34.5	463.0	た ば こ	放 火	電 気
74.7	149	21.3	351.1	...	...	...
19.4	65	10.3	188.4	た ば こ	放 火	マ ッ チ
0.9	5	0.9	108.2	...	...	...
112.7	90	30.6	368.1	マ ッ チ	た ば こ	放 火
5.0	54	19.5	25.8	火 遊 び	放 火(疑 含)	た ば こ
6.3	35	12.9	49.0	放 火(疑 含)	た ば こ	油 類
85.7	89	33.3	257.2	火 遊 び	調 理 器 具	電 氣 的 欠 陥
20.2	13	5.4	373.2	た ば こ ・ マ ッ チ	漏	電 放 射 熱
7.0	30	13.3	52.7	裸	火 火	遊 び 電 気
6.0	29	13.9	43.1	た ば こ	火 遊 び	た き 火
121.4	106	55.8	217.7	放 火	た ば こ	火 遊 び
142.5	43	27.6	517.0	火 遊 び	電 氣 的 欠 陥	調 理 器 具
1.5	16	10.9	13.9	放 火	た ば こ	油 な べ
4.4	21	15.2	29.0	た ば こ	放 火	火 遊 び
6.9	18	13.1	52.8	放 火(疑 含)	た ば こ	火 遊 び
62.2	49	36.3	171.4	調 理 器 具	火 遊 び	た ば こ
31.1	8	6.3	498.4	放 火	た ば こ	火 遊 び
19.5	12	10.7	182.3	電 気	た ば こ	放 火
55.4	24	22.4	246.8	た ば こ	放 火	電 氣 的 欠 陥
2.9	21	19.6	14.9	た ば こ	放 火	火 こ ん ろ
3.6	20	19.2	18.8	放 火(疑 含)	た ば こ	ガ ス コ ン ロ
3.5	15	14.4	24.5	放 火(疑 含)	コ ン	ロ た ば こ
84.2	28	31.1	270.5	放 火	た ば こ	不 注 意
53.0	7	9.9	538.0	た ば こ ・ マ ッ チ	た ば こ	自 動 車
141.1	8	26.7	529.3	た ば こ	放 火	電 気

## 参 考 資 料

### 地域の安全防災体制を確立するための方策に関する答申

昭和54年7月19日付け諮問のあった「地域の安全防災体制を確立するための方策」について、別紙のとおり答申する。

昭和55年6月13日

消防審議会会長

荒 垣 秀 雄

消防庁長官

近 藤 隆 之 殿

### 別 紙

#### 地域の安全防災体制を確立するための方策に関する答申

本審議会は、消防庁長官の諮問に応じ、「地域の安全防災体制を確立するため、いかなる方策をとるべきか」について審議してきたところ、大要次の結論に達したのでここに答申する。

よって、消防庁においては、これに基づいて、制度改正等所要の措置を講じ、都道府県及び市町村における運用面の改善について指導の徹底を図る等、この答申の実現に努めるよう要望する。

なお、国民生活の安全性を確保するためには、行政サイドにおける防災体制の確立とともに、国民の防災意識の高揚とこれに基づく防災に対する積極的な理解と協力が必要であり、すべての国民がそれぞれの立場、役割に応じて防災責任を自覚し、安全な地域社会の実現に向けて一致努力されることを期待する。

## 第1 消防防災体制の強化

### 1 消防防災体制強化の必要性

(1) 昭和23年に自治体消防が発足して以来、すでに30年余を経過したが、この間、わが国の社会経済は著しい発展を遂げ、これに伴い消防防災に関する国民の要望も急速に増大し、かつ、多様化してきた。

このような国民の要請に応えるため、常備化の推進、装備の近代化、職員の資質の向上、予防行政の強化、救急業務の実施などの施策が逐次進められ、今日においてはわが国の消防は全体としてみると、相当の水準に到達し、また、国民生活に最も身近な行政の一つとして定着するに至った。

しかしながら、今日の社会には災害を発生させる要因がますます累積されつつあり、また、わが国の社会経済は今後もやむところなく発展し、これによってさらにその要因が増大することが予想される。したがって、現在の消防防災体制の不備を補うとともに、時代の進展に即応して引き続きその強化を図ることが、消防に課せられた使命であるといわなければならない。

(2) 災害の要因とその危険性が著しく増大し、かつ多様化しつつある原因として特に次のような事情をあげることができる。

まず、第一は、都市構造及び建築構造の変化である。無秩序な住宅地の形成、土地の高度利用による市街地の稠密化と建造物の複雑化、さらには建築物の密閉構造の多用と新建材の普及などにより、都市全体の防災性が弱まるとともに、個々の火災においても大量の煙や有毒ガスが発生し、これらが相まって消火や避難を困難にしている。

第二は、危険物及び防火対象施設等の増加である。たとえば、一般の家庭についてみても、過去20年間に、日常利用される灯油の消費量は16倍以上となり、家庭用ガスの供給量は7倍となっている。また、石油コンビナートや核燃料物質をはじめ各種危険物を取り扱う事業所等も全国的に増加しており、また、これらの危険物の輸送途上における事故の危険性も増大している。さらに不特定多数の者が出入りする興

業場、商業施設等の増加も著しい。このように、日常生活における危険性の増大とともに、各種施設等における万一の事故の場合の危険性の増大が懸念されている。

第三は、地震、風水害等の大規模災害時の問題である。わが国は、世界有数の地震国であり、また、風水害等の自然災害も多発している。全国的な過疎過密の進行に伴い、過度に人口、産業、各種施設が集中した都市では大規模災害時における交通、水道、電気等のライフラインの途絶のため、火災その他の災害に十分対応できないおそれがあり、他方、農山村等においては、人口の減少と高齢化に伴う地域社会の活力の低下により、十分な防災活動を展開することが困難であるものが少なくない。

## 2 消防防災体制強化の方向

複雑多様化する災害又は大規模な災害に対処して被害を防止し、あるいは極力その軽減を図るためには、消防機関、住民及び事業所等が、それぞれの役割と責任を踏まえつつ、次のとおり消防防災体制を整備し、かつ、一体となって地域の安全の確保に努めなければならない。

### (1) 消防機関の機能の強化

常備消防及び消防団の機能の強化を図ることが、消防防災体制を整備する基本であるが、そのためには第2及び第3で述べるように、施設、装備の充実と高度化、消防職団員の資質の向上と処遇の改善等を進める必要があり、特に小規模消防、なかんずく組合消防と消防団を強化することが急務である。なお、昨今の行財政をとりまく厳しい環境を考慮し、地域の実態に即して重点的かつ効率的に消防防災体制を整備するよう配慮すべきであろう。

次に、消防機関の機能を強化するうえで、常備消防と消防団の機能の分担はいかにあるべきかが問題となるが、常備消防の担当分野がかつての市街地から農山村部に拡大している現況と、消防団が市街地であると農山村であるとを問わず依然として消防防災上重要な機能を有していることをあわせ考慮し、両者の有機的な連携を確保することを

基本として、それぞれの地域の実情に適した体制を検討し、決定すべきものとする。また、この機能分担のあり方に対応し、消防機関の施設、装備、人員の整備を図ることに関連して、現行の「消防力の基準」を見直す必要があると思われる。

さらに、地域の総合的な安全体制を確立するため、都市や建造物の構造そのものの防災性を高める必要があるが、そのためには消防防災の専門機関である消防機関が都市計画、土地利用、建築規制等についてさらに積極的に関与し、その意見が十分反映されるよう所要の措置を講ずる必要がある。

### (2) 住民による地域防災体制の確立

地域の安全を確保するには、住民の一人ひとりが防災に関する自覚を深め、その実践に努めることが必要である。この場合、住民の連帯による防災体制を確立することがとりわけ重要である。

このような観点から、第4の1及び2で述べるように、防災に関する情報の提供、学校教育、社会教育を通ずる防災教育の推進、火災予防運動の徹底あるいは婦人防火クラブ、少年消防クラブの育成等を通じて防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の育成強化を促進し、万一の災害に際し十分対応しうる自衛体制を整備する必要がある。消防機関をはじめとする関係行政機関は、住民の自主防災体制を確立するため積極的な指導、援助の措置を講ずるべきである。

### (3) 事業所等の社会的責任の強化

事業所等は、地域社会の一員として地域の安全防災を確保する社会的責任を有する。このような自覚に基づき、事業所等は第4の3及び4で述べるように、施設内における防火管理体制を強化し、消防機関に対しても積極的に協力することが期待される。

また、国民生活の向上と多様化に伴って、極めて多種類の製品が事業所等から広く社会に供給されているが、これらの製品のうち、着火性、出火性の高いものの防災性を強化するよう努力すること及びその危険性と安全な取扱方法を十分住民に周知させることも事業所等の社

会的責任であると考える。

(4) 国及び都道府県の補完機能の充実

消防防災に関する直接の責任は、原則として市町村の消防機関が負うものであるが、国及び都道府県はその機能を補完し、一体となって防災体制の確立を推進しなければならない。このような見地にとって、国及び都道府県は第5で述べるように、市町村の消防機関に対して必要な技術、教育を提供し、その運営について適切な助言、援助を行うとともに、広域的な防災体制の整備を推進する必要がある。

第2 常備消防の整備

1 常備消防の消防力強化の方向

(1) 消防常備化の着実な進展により、ほとんどの市町村が常備化されたとはいえ、基幹的な施設、人員について整備の過程にあるところも少なくなく、引き続き計画的な整備を図っていく必要がある。また、はしご車、化学車、救助工作車、放水搭車等については、全国的にみて整備水準が低いことにかんがみ、重点的に増強を図るべきである。

さらに、消火活動等における消防職員の危険性が増大していることにかんがみ、防火衣、空気呼吸器、無線機等の個人装備の強化を図り、あるいは、大量の煙の発生を想定して訓練を充実する等の施策を講ずる必要がある。

なお、大規模災害、林野火災、人命救助、広域的救急等に資するため、ヘリコプターの整備を積極的に推進すべきである。

(2) 消防水利については、基準に対する充足率が依然として低位にあるのが現状である。さらに水利の種別からみれば消火栓が人工水利の大半を占めているが、消火栓は、配管の状況により使用上の制約があるほか、震災時等においては利用が不可能となる不安もある。今後は、防火水そうの整備を積極的に進め、消火栓と防火水そうとの適切な組合せによる消防水利の多元化に努めることが必要である。

(3) 消防職員については、一層の資質の向上が必要であるが、そのためには、十分な初任教育が必要不可欠であり、さらに専門的、科学的教

育訓練を強化しなければならない。したがって、消防大学校や消防学校における教育訓練の内容の充実を図り、これらの要請に応ずることのできる態勢を確保すべきである。

また、消防職員の任務の危険性、勤務時間等の特殊性にかんがみ、それに適応した処遇を改善するとともに、消防長等幹部への登用を積極的に行って士気の高揚を図らなければならない。

なお、消防庁舎は、耐震性、耐火性をもつとともに、他の職種に例をみない長時間拘束と発災時の緊急出動体制に適合するよう居住性、機能性を重視して整備し、さらに非常災害時の参集を考慮して特に居住地が遠隔となる都市では、待機宿舎の充実を図るべきである。

(4) 消防常備化の進展により救急業務は広く行われるようになり、住民と消防との関係は一段と密接なものとなっている。しかしながら、人員の不足等により救急隊員に対する十分な訓練が行われていない現況にかんがみ、隊員として必要な資格要件を早急に充足させるよう最善の努力を尽くすとともに、特に救急現場、搬送途上で行われる応急救命処置の内容等に関する教育の充実を図るべきである。一方、救急医療施設の確保とその地域的配置の適正化、救急需要の変化に対応する診療科目の増設等救急医療の受け入れ体制の整備を強力に推進する必要がある。さらに、救急医療情報センター等の整備を促進し、救急医療情報収集装置の設置、救急自動車積載資機材の改善等の施策を進めていかなければならない。

また、近年、消防機関が取り扱う救助件数が増加し、全国的に救助隊の設置が進んでいるが、その装備、訓練等の一層の充実に努めるとともに、消防機関が取り組む救助体制のあり方を検討すべきである。

なお、地震等の大規模災害時には、多数の負傷者が同時に発生するため、救急隊だけでは十分対応することが不可能となることも考えられるので、消防機関としては、住民が応急処置の知識を身につけるよう自主防災組織の活動等を通じてその普及に努める必要がある。

2 小規模消防特に組合消防の強化

わが国の常備消防の大半は、職員数が数十人程度の小規模消防から成っており、その多くは組合消防により運営されている。組合消防は、発足後日も浅く、今後の健全な発展を期するうえで組織、財政、人事の各面において克服すべき多くの問題点をかかえている。わが国の常備消防体制全体のより一層の充実を期するためには、これら小規模消防の強化を図ることが肝要であり、特に組合消防のぜい弱な基盤の強化を図ることが緊急の課題である。

なお、小規模消防特に組合消防が当面している問題点の多くは運営上の問題であり、それらについてはむしろ構成市町村、消防機関等関係者の英知と努力を結集することにより解決への展望が見出されるケースが多いと考える。このため、特に次の事項について関係者の一層の努力を期待するとともに、これを積極的に支援するために、国、都道府県においても適切な指導、助成策等を講ずることとすべきである。

#### ア 財政基盤の確立

(ア) 小規模消防は、一般的に財政基盤が弱いので、国、都道府県としても補助金の配分、起債措置等を通じて特段の配慮を払う必要がある。また、組合消防における中心市町村の財政需要の実態にかんがみ、必要な財政措置についての検討を行うべきである。

(イ) 組合消防の場合には、組合に対する構成市町村の負担金を地方交付税に係る基準財政需要額の一定割合とする画一的負担方式が採用されている例が見受けられる。しかしながら、消防に要する費用は、その地域全体における消防体制のあるべき姿を明確にし、これに基づき構成市町村間で十分な合意を得て適切な負担を行うこととすべきである。

#### イ 人事運営の適正化

(ア) 小規模消防の場合には、常備化が進展する過程で短期間のうちに大量の職員を採用した時期があり、これによる職員の年齢構成の不均衡が、将来、人事管理面に重大な支障を生じ、ひいては消

防力の低下を招くおそれがある。この見地から、適正な職員構成を確保する必要がある、特に次の事項に留意すべきである。

(i) 都道府県においては、各消防本部の人事情報の収集、伝達をより濃密に行って、消防本部間の人事交流のあっせんに積極的に努めるべきである。この場合、たとえば、都道府県ごとに都道府県の消防主管部課長と管内消防長の代表から成る消防職員人事協議会を設け、職員の統一採用試験、人事交流等の協議を行うなど消防本部間の交流が容易となるような環境の形成を図る必要がある。

(ii) 必要に応じて市町村の一般職員との間の人事交流を行うことが望ましいが、その際、消防業務の専門性に配慮すべきである。

(イ) 組合消防においては、組合採用の職員と構成市町村からの出向職員が混在して職員構成が複雑な状況になっている場合が多く、構成市町村を超えて署所間の異動ができない例や給与等の処遇について統一を欠いている例など人事管理のうえで一体性を欠く場合が生じているが、一部事務組合設置の本来の趣旨にかんがみ、このような例は適当とは言いがたく改善に努めるべきである。

#### ウ 消防団との関係の緊密化

組合消防においては、消防団事務を個々の構成市町村で処理している場合が多いが、このような実態は、地域住民に密着したボランティア的な防災組織としての消防団の性格によるものと考えられる。しかし、他方で、消防団事務は消防本部で一括して処理した方が常備消防との緊密性をより一層増し、かつ、合理的、効率的でもあるという意見がある。消防団事務の処理方法については、結局地域の実情によって決めるほかはないが、いずれにせよ、組合消防と消防団の関係を緊密にし、消防活動が組合消防の区域を通じ一体的に運用されるよう配慮すべきである。

### 第3 消防団の機能の強化

#### 1 消防団の役割

(1) 常備化が進展した現況のもとでも地域の防災に消防団の果たす役割は依然として重要であり、一般に、火災時の初期出動をはじめ、消防警戒区域の設定、残火処理などについては、消防団の力によるところが特に大きい。ことに、署所から遠隔の地にある農山村部等においては、まず消防団が消火活動を行うことが期待されている。

さらに、強風下などの異常気象時においては、消防団が常備消防とともに、厳重な警戒体制をとる必要があることはもとより、地震、風水害等の広域にわたる大災害の場合には、都市、農山村を問わず地域の人々の信頼のうえにたつ消防団の防災活動に負うところ極めて大きいものがある。

(2) 消防団の活動範囲はこれらの防災活動にとどまらず、水防活動、遭難の捜索救助、火入れや地域的行事の際の警戒等極めて広範にわたっており、その活動はまさにコミュニティ活動の典型であり、原点であることに思いをいたし、国は消防団の育成に一層努力すべきである。

#### 2 消防団の機能を充実するための方策

(1) 消防団の機能を充実するためには、まず、小型動力ポンプ付積載車等の増強により機動力の強化を図るとともに、特に、団員の安全確保のための防火用の作業衣、帽子、靴等の整備を進める必要がある。また、それぞれの地域の消防団活動の実態に応じて消防ポンプ自動車等の資機材の整備を重点的に推進すべきである。

(2) 団員の訓練については、随時十分な時間を確保することは近時の社会状況からみて極めて困難であるので、消防学校等における訓練以外に、教官が出張して行う訓練や現地の消防職員等を指導員に委嘱して行う訓練の充実を図る必要がある。また、消防団活動は団幹部の識見、指導力に負うところが大きいので、その研修、訓練について一層の配慮をすべきである。

(3) 就業構造の変化に伴い、消防団の中には昼間不在者や長期不在者が

増加しているものも見受けられるが、消防団の消防力の実質的低下を招くことのないよう団運営の改善を進め、たとえば団員の中から団活動に比較的多く従事しうる要員を選んで中核的部隊を育成する等の施策を推進する必要がある。

#### 3 団員の確保及びその処遇改善の方策

(1) 団員の確保対策は今後の重要な課題であり、社会教育の場やコミュニティ活動の場などあらゆる機会をとらえて地域の人々に消防団活動の意義を訴えるとともに、消防団活動が青年層にとって魅力あるものとなるよう団運営に工夫をこらす必要がある。

都市部はもとより農山村部においても近年事業所等に勤務する者の占める割合が増大しつつあるが、事業所等は自らが地域社会の一員であるという自覚のうえにたつて消防団員たる勤務者が災害、訓練等に出動する場合に理解を示すとともに、人事管理面で不利な取扱いをすることのないような配慮が望まれる。消防関係者としても、引き続きそのような働きかけを行っていくべきである。

(2) 消防団員は、郷土愛護の精神に基づき、災害時には本来の業務を投げうって、地域の人々の安全を守るためあえて危険な任務にあたるものである。したがって、その処遇はこのような特殊性を考慮したものでなければならない。消防団員の報酬は、団員の活動に対する社会公共の感謝を表わすものとして位置づけられるべきであり、出動手当は、妥当な費用弁償、本来の業務で得られるであろう収入等を勘案して社会通念上適切と思われる額を保障する必要がある。

また、長期間消防団活動を行った団員に対しては、退職報償金、叙勲等によりその労に報いているところであるが、引き続き退職報償金の充実を図るとともに、特に叙勲、褒章等の表彰制度は団員の士気を鼓舞するものであることを考慮し、今後一層の改善に努めるべきである。

消防活動中の万一の事故により被害を受けた場合には、可能な限り手厚い補償を行う必要がある。消防団員公務災害補償制度について

は、適時、適切な改善を行っていくとともに、補償基礎額の算定に団員の実所得の要素を加味するような余地がないか等について検討する必要がある。

消防団活動により災害を受けた場合には賞金やつ金が交付されるが、この制度は消防団精神にふさわしいものとして一層の充実を図るべきである。

#### 第4 自主防災体制のあり方

##### 1 自主防災組織の役割

地域社会における安全性の確保は、単に市町村、消防機関等の公共機関の活動のみならず、地域ぐるみ、住民ぐるみの防災体制への積極的な取り組みを通じ、はじめてその目的を達成することができる。特に震災その他大規模災害時においては、その被害の軽減を図るために、消防機関等による防災活動と相まって、住民の自主的な防災活動に期待するところが極めて大きい。

そのためには住民の防災意識の高揚を図ることが重要であり、従来から行われてきた火災予防運動をさらに徹底するとともに、婦人防火クラブ、少年消防クラブを育成、強化する必要がある。また、近年全国各地で自主防災活動が行われつつあるが、住民の自主的な防災活動はコミュニティ活動の核となるべきものであり、今後とも、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の積極的な整備を進める必要がある。

自主防災組織の役割としては、平常時においては、防災知識の普及、防災訓練の実施、防災用資機材の整備等を行うとともに、災害時には、情報の収集伝達、出火防止、初期消火、負傷者等の救出救護、住民の避難誘導、給食給水等の活動を行うことが期待される。しかし、災害の種別、地域の構造、住民の意識等が地域によって多様性を有していることにかんがみ、その活動の具体的範囲及び内容を画一化することは困難であり、それぞれの地域の実情に即した自主防災システムを整備すべきである。したがって、その整備にあたっては、住民と市町村、消防機関等が十分協議のうえ、組織として実施すべき活動を具体化した防災

計画を作成するとともに、これに基づき迅速かつ効果的に防災活動を行えるよう組織での役割分担を明確にしておく必要がある。

##### 2 自主防災組織の育成

自主防災組織の育成にあたっては、まず、住民の自主防災組織に対する関心をかん養すべきであり、国、都道府県、市町村、関係団体は一体となって各種の広報媒体を活用した啓発活動を展開しなければならない。この場合、地震、風水害等に関する基礎知識はもとより、消防水利の所在、避難の方法等についても認識を深めるよう配慮すべきである。

また、効果的な育成を図るうえで、防災の専門家である消防機関がそれぞれの地域の実態に応じた指導を行うことが望ましい。

さらに、自主防災活動を活発化するためには、そのリーダーの役割が極めて重要であることにかんがみ、モデル地域の紹介、講習会の開催等を通じ、リーダーの養成を図っていく必要がある。

自主防災組織が防災計画に基づき効果的に防災活動を行うためには、住民の活動の拠点となるべき施設及び初期消火、救出救護等を行うための防災用資機材等の整備を進める必要がある。このため、市町村としては、既存の施設等を活用するとともに、実情に応じて所要の助成を行うこととすべきである。

なお、自主防災組織、婦人防火クラブ等の防災訓練の際における負傷者等に対する災害補償については、自主防災活動を着実に育成する観点から、早急に事故に対する十分な補てん措置について検討する必要がある。

##### 3 事業所等の自衛消防組織の地域における役割

事業所等の自衛消防組織の活動は、その性質上、自らの施設内に限られているのが現状である。しかしながら、これらの事業所等も地域社会の一員として存在している以上、地域社会の安全に対して責任の一端を担うべきことが要請されている。

特に装備、人員等が整備された事業所等にあっては、応援協定等の締結を通じ、市町村の消防機関との応援体制の確立を図り、地域の安全防災

のために積極的に協力することが望まれる。

#### 4 事業所等の自衛消防組織に関する規制の強化

一定規模以上の危険物施設及び石油コンビナートについては、自衛消防組織の設置が義務づけられているが、これ以外の防火対象物においては、一部のものについて自衛消防組織を消防計画に定めることを要請しているにすぎず、その装備、人員の基準も示されていない。

しかしながら、高層ビル、地下街をはじめ、多数の者が利用する建築物については、火災等の災害が発生した場合における被害の大きさ、人命の安全を考慮すれば、その管理者の社会的責任の重さに比し、現行の規制は必ずしも十分ではないものと考えられる。この観点から、これらの防火対象物については、その災害危険性に応じて、自衛消防組織の設置の義務づけとその装備、人員の最低限の基準を定めるよう検討すべきである。

#### 第5 国及び都道府県の役割

市町村消防は、その制度発足以来、地域の要望に応えつつ逐次整備が進められ、火災の鎮圧のほか予防、救急等の幅広い任務の遂行を通じ、日常生活に最も身近な行政として地域住民の間に定着するに至っている。

消防行政はその性格からみて市町村に責任をもたせることが適切であり、今後もこの基本的な建前は堅持すべきである。

しかしながら、最近における災害の多様化、複雑化、大規模化に対応して消防力の効果的な強化を図るためには、国及び都道府県は、市町村消防の機能を補完しつつ、広域的な消防防災体制の展開を図る必要がある。

##### 1 国の役割

国は、市町村消防の基盤を強化するため、消防に関する科学技術の研究開発、情報の提供、高度の訓練を行うべきであり、時代の進展に即応して、消防研究所の体制強化、消防大学校における専門的教育訓練の充実等に努めなければならない。

また、市町村の消防財政の充実を図るため、消防施設等に係る補助について、需要の変化に対応した補助対象の選択と補助枠の拡充に努める

とともに、市町村消防費に係る地方交付税の増強に配慮する必要がある。

さらに、国は、災害の多様化、広域化に対処し、地域防災計画の整備充実、防災関係機関の活動の調整、市町村間の相互応援体制の強化等について、都道府県、市町村に対する積極的な助言、指導等に努めなければならない。

##### 2 都道府県の役割

都道府県は、消防職団員の資質向上の重要性にかんがみ、初任教育をはじめ、消防業務の高度化に対応した専科教育、幹部教育等の充実強化を図っていく必要がある。このため、都道府県消防学校の充実を図ることとし、特に消防実務担当教官に広く適任者を採用することができるよう身分取扱い等について検討すべきである。

また、消防組織法第18条の2の規定を活用して、消防本部間の人事交流のあっせんに格段の努力を尽くすべきである。

このほか、都道府県は、災害情報の収集伝達体制を確立するための消防防災無線通信施設、救急医療情報の的確な収集、提供を行うための救急医療情報センター等の整備に努めるとともに、ヘリコプター等の大型防災資機材にあっては、運用の効率性の観点から広域的な利用を考慮し、計画的な整備を図るべきである。

「昭和55年版消防白書」正誤表

ページ	所 在	誤	正
23 47	下から11行目 第20表中	津波危険地域  採暖中 たき火中 (たき火を除く)	津波危険予想地域  採暖中 たき火中 (たき火を除く)
		81～ 4 9	81～ 3 10
		計 23 39	計 22 40
58	第37図中, 「こんろ」の「消し忘れ」 「たき火」	2, 82 (3. 2%)	2, 821 (3. 3%)
95	第2—10表中, 昭和38年の対前年増加率(%)	21. 0	26. 6
214	附属資料2中, 下から5行目	2人負傷	3人負傷
215	附属資料2中, 上から10行目	建物9万1, 091㎡	建物9, 091㎡
223	附属資料3中, 建物・小計の全国計	131, 130, 600	131, 130, 601
241	附属資料11中, 床下浸水の鹿児島	2, 907	2, 902
248	附属資料14中, 大火災の計	空欄	12
273	附属資料21の「㊤内における人口1万人当たりの救急出場件数(件)」中		
	青森	14	141
	岩手	13	135
	宮城	10	106
	秋田	11	113
	山形	11	118
	福島	13	138

「昭和55年版消防白書」正誤表

